

法 学 紀 要

第五十八卷

日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

目次

【法学研究所】

ドイツにおける消極的意見表明の自由

——たばこ製品の包装における警告表示義務を素材として——

岡田 俊幸 …… 九

人間存在の刑事法学

——法の矛盾を検証する——

……… 船山 泰範 …… 七

【政経研究所】

ジラード事件と刑事裁判権

……… 信 夫 隆 司 …… 一〇五

ドイツ政党システムにおける左派党の形成

……… 荒 井 祐 介 …… 一五

ゾネンフェルスと『ポリツアイ、商業および財政の基本原則』

……… 川 又 祐 …… 一八三

政経研究所共同研究最終報告
「東アジアと日本政治」

はじめに……………	山田光矢……………二七
中朝国境地帯から見る中国・北朝鮮関係の現在……………	孔佐渡友 義植……………三三
竹島・独島から見る日本と韓国の現在……………	横田将志……………三三
竹島・独島問題を考える視点……………	佐渡友 哲……………四五
竹島（独島）をめぐる日本・韓国・近隣諸国の 関係と北東アジアの現状……………	山田光矢……………三五
韓国における独島・竹島に関する研究及び市民団体の活動について……………	崔孔 義植……………二七

研 究 論 文

【法学研究所】

ドイツにおける消極的意見表明の自由

——たばこ製品の包装における警告表示義務を素材として——

岡 田 俊 幸

- I はじめに
- II 一九八九年一月一三日たばこ製品表示指令と学説の展開
- III 一九九七年一月二二日連邦憲法裁判所第二法廷決定
- IV 新規制の憲法適合性
- V 日本国憲法における消極的表現の自由
- VI 結語

I はじめに

二〇〇六年（平成一八年）に実施された第一回（新）司法試験の論文式試験問題公法系科目第一問は、たばこ製品の包装における警告表示義務の憲法適合性を検討することを求めるものであり、「本問における核心的な問題」の一つは、「他者の意見を記載することを強制されること（消極的表現の自由Ⅱ強制からの自由）」に關わる憲法上の問題であるとされているが、出来の良き答案は必ずしも多くなかったようである⁽¹⁾。司法試験審査委員からは、出題者としては、「消極的表現の自由」とは、「他者の意見を記載することを『強制されない自由』」であり、「消極的表現の自由が、単なる『言わない自由』や『沈黙の自由』ではないことを理解した上で論述すること」を期待していたが、受験生は、「自分の意見でない他者の意見を自分のパッケージに記載することを義務付けられることの問題性」Ⅱ「強制からの自由を巡る問題」という「基本的問題に気付いてくれなかった」とのコメントがなされた⁽²⁾。また、「消極的表現の自由には触れている」答案でも、「その内容をきちんと把握しないまま記述しているものが多い」とか、「たばこに対する警告表示を義務付けることがどういう意味で消極的表現の自由の問題になるのかをきちんと説明した上でない」と次のステップに本当は移れないはずなのに、そこを飛ばしてしまう答案が多かった⁽³⁾」などとも指摘されている⁽⁴⁾。しかし、「教科書・概説書では、一般に、表現の自由の中で消極的自由という概念は説明がされていない」こと、さらに、出題された「問題に直接かわる判例はない」ことを考慮すると、出題者側からも指摘されているように、「限られた時間の中で、考え、資料を読み、書かなければならない受験生が出来なかったとしても、責めることはできない」⁽⁵⁾と思われる⁽⁷⁾。

第一回（新）司法試験が実施されてからすでに一〇年の時が流れた。現時点においても、出題された「問題に直接かわる判例はない」し、「教科書・概説書では、一般に、表現の自由の中で消極的自由という概念は説明がされていない」という状況に大きな変化はないが、この一〇年の間に、二〇〇六年（新）司法試験論述式試験問題公法系科目第一問（以下、「二六年公法系第一問」という。）についていくつかの優れた解説が公表されており、消極的表現の自由の内容についても、また、警告表示義務がどういう意味で消極的表現の自由の問題になるのかについても、さらに、たばこ製品の包装に警告表示を義務付けることは基本権の制約であるとして、当該基本権制約が正当化されるのかについて、立ち入った検討が加えられている。筆者は、最近、ドイツの判例・学説を素材として、上記の問題点について若干の検討をする機会をもったのであるが、消極的表現の自由の内容などについて、すでに公表されている見解とは若干異なる見解をもつに至ったので、私見をここに公表することにした。

さて、ドイツにおいては、「自分の意見でない他者の意見を自分のパッケージに記載することを義務付けられることの問題性」に「直接かわる判例」が存在する。それは、たばこ製品の包装において健康に対する喫煙の危険性の警告を流布させることを義務付けることが基本権に合致するかどうかについて判断した一九九七年一月二二日ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷決定^⑩（以下、「九七年決定」という。）である。〇六年公法系第一問が同決定を素材として作成されたものであることは周知のことであり、九七年決定は、司法試験受験生にも広く知られた判例として、連邦憲法裁判所の判例の中でも独特の地位を占めるものであるが、九七年決定に関する文献は意外に少なく、九七年決定についての情報を司法試験関係者の方々にもう少し提供する必要があるのではないかと考えた次第である。^⑪ また、ドイツにおいては、たばこ製品の包装における警告表示義務の憲法適合性という具体的争点が「消極的意見表明の自由」を

めぐる学説上議論を誘発し、連邦憲法裁判所の上記決定が出されるに至ったことから、「教科書・概説書」でも「消極的意見表明の自由」について説明がなされるのが通常となっており、「たばこに対する警告表示を義務付けることがどういう意味で消極的表現の自由の問題になるのか」等の問題点についてもかなり詳細な議論の蓄積がある。それ故、ドイツの判例・学説は、消極的表現の自由の問題に関連して日本国憲法二一条一項の解釈論を構築するに当たって大いに参考になるものと考えられる。そこで、筆者は、本稿において、日本国憲法二一条一項の解釈論を本格的に展開するための準備作業の一環として、九七年決定を詳しく紹介・検討するとともに、「消極的意見表明の自由」に関するドイツの学説を詳しく紹介・検討することにした。

以下、まず、九七年決定を検討する前提作業として、同決定以前における、消極的意見表明の自由及びたばこ製品の包装における警告表示義務の合憲性に関する学説の状況を紹介・検討する(Ⅱ)。そして、九七年決定を詳しく紹介し、同決定について若干の考察を加える(Ⅲ)。さらに、二〇〇五年の命令改正によって規律された新しい警告表示義務の憲法適合性について検討する(Ⅳ)。また、ドイツの判例・学説の検討を踏まえて、日本国憲法二一条一項の解釈論について若干のコメントを行っておきたい(Ⅴ)。

Ⅱ 一九八九年十一月一三日たばこ製品表示指令と学説の展開

1 一九八九年十一月一三日たばこ製品表示指令

周知のように、ドイツにおいて、消極的信仰の自由、消極的結社の自由、さらに消極的団結の自由は、古典的な

テーマとして数多くの研究の対象とされてきた。⁽¹⁵⁾これに対して、消極的意見表明の自由については、ドイツにおいても、必ずしも十分な議論がなされてきたわけではない。消極的意見表明の自由に関する解釈論に理論的展開のきっかけを与えたのは、一九八九年一月二三日に採択された「たばこ製品の表示に関する加盟国の法規定及び行政規定の統一に関する理事会指令（89／622／EWG）」⁽¹⁶⁾（以下、「指令89／622」という。）において定められたたばこ製品の包装における警告表示義務であったと言える。指令89／622は、たばこ製品の包装について、以下のような警告表示義務を定めた。たばこ製品のすべての包装の「もつとも目に付きやすい面」に「喫煙／たばこは健康を危険にさらす」という「一般警告表示」を記載しなければならない（四条一項）。また、他の面に「特別警告表示」が記載されなければならない（四条二項）。その際、各加盟国は、指令の付表に列挙された特別警告文のリストに基づいて独自のリストを作成し、このリストに掲げられた特別警告文はおおむね同じ頻度になるように包装に記載されなければならない（四条二項）。上記の付表においては、各加盟国のリストに必ず載せなければならない警告表示と各加盟国が選択することができる警告表示が挙げられている。前者は、「喫煙は癌の原因である」及び「喫煙は心臓病と脈管疾患の原因である」という二つの文である。後者は、「喫煙は致命的な病気を引き起こす。」「喫煙は死を招く。」「喫煙は死に至るおそれがある。」「喫煙はすでに妊娠中からあなたの子どもの健康を危険にさらす。」「子どもを守れ…あなたのたばこの煙を子どもに吸わせるな。」「喫煙はあなたの周りの人の健康を危険にさらす。」「禁煙する人は重病のリスクを減らす。」「喫煙は、癌、慢性気管支炎、その他の肺病を引き起こす。」「毎年、…（国名）では、…人以上の人が肺癌で死んでいる。」「毎年、…（国籍保有者の表示）は交通事故で命を失っているが、たばこの乱用は…をその何倍も殺している。」「毎年、たばこの乱用は、道路交通よりも多くの犠牲者の原因となっている。」「喫煙者は早死にする。」「

「たばこを吸わない人は、より健康に生活している。」及び「所得を増しなさい…禁煙しなさい。」という一四の文である。各加盟国は、一般警告表示及び特別警告表示において、これらがいかなる機関から発せられているかについて記載させることができる（四条三項）。この規定により、各加盟国は、警告表示に発信者名義（例えば、連邦厚生大臣）を付記することが可能となった。一般警告表示及び特別警告表示は、それぞれの面の少なくとも四％を占めるものでなければならない。発信者名義の記載は、これに含まれない。上記の割合は、公用語が二つの場合には六％に、公用語が三つの場合には八％に上昇する（四条四項）。当時の学説において、指令89/622を国内法に置換した場合を想定して、たばこ製造業者に対する警告表示の義務付けの憲法適合性について検討がなされている。とくにメルテン（Detlef Merten）の一九九〇年の論文「消極的意見表明の自由について」¹⁷とクレッパ（Michael Klepfer）の一九九一年の著書『憲法問題としてのたばこ商品における製品表示義務』¹⁸は、消極的意見表明の自由の保障内容についても、また、たばこ製品における警告表示義務の憲法適合性についても、詳細な検討を加えており、注目に値する。以下、メルテンとクレッパの学説を中心として、消極的意見表明の自由の保障内容及びたばこ製品における警告表示義務の憲法適合性に関する九七年決定以前の判例及び学説の状況を確認することにしよう。

2 消極的意見表明の自由

（１）基本法五条一項一文は、何人も、「言語、文書及び図画によつて自己の意見を自由に表明し流布させる権利」を有すると定めており、もっぱら「文言」に着目する限りにおいては、「自己の意見を自由に表明し流布させる」という積極的行為＝作為のみを保障しているようにも見えるが、すでに当時において、多くの学説は、基本法五条一項

一文は、自己の意見を表明しない、又は流布させないという消極的行為⁽¹⁹⁾ 不作為も保障していると解している。連邦憲法裁判所も、すでに一九八三年一月一五日の国勢調査判決において、「基本法五条一項によって保障されている、自己の意見を表明しない自由（消極的意見表明の自由）」の存在を認めている。もともと、連邦憲法裁判所は、基本法五条一項一文から意見を表明しない、又は流布させないという消極的自由を導出することができるという解釈の根拠をまったく示していない。この点、メルテンは、「個人の自由領域は原理的に無限定であり、国家の権限は原理的に限定されている」という「市民的・自由主義的法治国家の配分原理」（シュミット）を起点とする自由主義的（市民的・法治国家的）基本権理論に立脚して、一定の行為それ自体を国による侵害から保護する基本権である「行為権（Handlungsrechte）」は、（積極的）行為のみならず、（消極的）不作為も保障しており、それ故、（積極的）行為のみに言及する条文の文言を越えて、「行態保障（Verhaltensgarantien）」であるという基本権解釈上の一般命題を定立した上で、基本法五条一項一文は「自己の意見を自由に表明し流布させる」行為を国家権力から保護するもので、「行為権」に分類されるから、基本法五条一項一文の保護範囲に消極的意見表明の自由も含まれると解している。⁽²¹⁾ 基本法五条一項一文から消極的意見表明の自由を導き出す解釈論上の根拠は、基本権理論とも密接に関連する極めて重要な論点であるが、本稿はこの論点には立ち入らない。⁽²²⁾

（２）クレッパは、基本法五条一項一文の保護範囲には、自己の意見を表明させられないことのみならず、他人の意見を自己の意見として表明させられないことも含まれるのであり、何人に対しても、自分が正当であると考えない意見を自己の意見として表明することを強制することは許されないと主張する。クレッパは、「他人の意見を自己の意見として表明させられない自由」は、「意見を表明しない自由」の「論理的帰結」である、すなわち、国は、

自己の見解を公表することを市民に強制することが許されないものであるから、他人の意見を公示することを市民に国の側から押し付けることは当然に排除されると解する（勿論解釈）。クレッパは、「政治の強制賛美」や「強制的自己批判」などの措置が、国がコミュニケーションの領域で行うことができる最も厳しい制約であり、市民に自己否定を強要し、人格を破壊する可能性を生み出すことを想起すれば、市民は自己の意見を開示する必要がないのであるから、国が他人の意見を自己の意見として表明することを市民に強制することは当然に禁止されると説いている⁽²³⁾。また、メルテンは、意見は個人の人格の表出であり、その表明により周りの人々に精神的影響を与えようとするものであるから、ある人が、自分が支持するつもりもなく、それと同化するつもりもない立場を表明しなければならない場合、知的自己実現を著しく損なうことになることを指摘した上で、ある人が他人の意見を自己の意見として表明しなければならぬ場合、つまり、ある人が言わば他人の意見を自分が言ったことにされてしまう場合、「同化の自由（Identifizierungsfreiheit）」という形態における消極的意見表明の自由が制約されると主張している⁽²⁴⁾。

(3) さらに、メルテンは、消極的意見表明の自由の保護範囲は、「意見の押し付け」、これと結び付いた「同化強制」又は「同化の危険」の禁止に尽きるものではなく、消極的意見表明の自由は、自分にとって好ましくない意見の媒体及び伝達器にさせられることから——たとえこの意見を再現するだけであり、これと同化しなければならないわけではないとしても——保護している、と主張している。消極的自由に関する一般的な解釈枠組みに依拠すると、消極的自由の保護範囲は、積極的自由の保護範囲の「裏返し」によって定まる。メルテンは、「積極的意見表明の自由」は意見それ自体の表明を保護するものであり、それが自己のものか他人のものは問わないとする解釈⁽²⁵⁾を前提として、「積極的権利」から「消極的権利」に置き換えると、消極的意見表明の自由においては、意見それ自体の沈黙が

保護されており、それが自己のものか他人のものは問われないと解されると主張している。⁽²⁶⁾ また、クレッパは、基本法五条一項一文は、他人の意見を流布させるために利用されないことも保障していると主張している。クレッパは、「意見を流布させる自由」に着目する。すでに述べたように、消極的自由に関する一般的な解釈枠組みに依拠すると、消極的自由の保護範囲は、積極的自由の保護範囲の「裏返し」によって定まる。この解釈を前提とすると、自己の意見を流布させることのみならず、他人の意見を流布させることも基本法五条一項一文の保護範囲に含まれると解することができれば、その「裏返し」として、他人の意見を流布させることを強いられないことも基本法五条一項一文の保護範囲に含まれることになる。この点、クレッパは、次のように主張する。憲法が自己の意見を流布させることのみを保護し、他人の意見を流布させることを保護していないとすると、意見を流布させる者は、具体的な流布行為について基本法五条一項一文の保護を否定されないために、疑わしい場合には、流布させた意見が自己の意見であることを公表しなければならなくなる。このことは、基本法五条一項一文が、消極的意見表明の自由として、自己の意見を公表することを強制されないことを保護していることと矛盾する。したがって、基本法五条一項一文の保護範囲には、「他人の意見を流布させること」も含まれる、と。そして、クレッパは、基本法五条一項一文の保護範囲に他人の意見を流布させることも含まれるとすれば、基本法五条一項一文は、「その意思に反して他人の意見の頒布のために『利用』され、又は動員される」⁽²⁷⁾ ことから保護していることになると結論付ける。

3 たばこ製品の包装における警告表示義務の憲法適合性

(1) 消極的意見表明の自由の保護範囲は、「意見」を表明しないこと及び流布させないことに限定される。この

ことは、消極的意見表明の自由を認めた一九八三年二月一五日の国勢調査判決において明確に述べられている。同判決は、一九八二年三月二五日の人口、職業、住宅及び事業所調査に関する法律（一九八三年国勢調査法）に直接向けられた憲法異議の訴えに対して下されたものであるが、憲法異議申立人は、「基本法五条一項によって保障されている意見表明の自由」には「一定の事実を通知しない自由」も含まれることから、意見表明の自由も侵害されていると主張した。これに対して、連邦憲法裁判所は、そもそも統計調査のために一定の事実を申告することは「意見表明」でなく、国勢調査法二条ないし四条で列举された一定の事実についての回答を義務付けることは（消極的）意見表明の自由を制約するものではないと判断した。連邦憲法裁判所は、次のように説示した。「何が『意見』の表明として基本権の保護の対象となるかを規定するに当たって構成的なことは、精神的対決の枠内における態度決定、判断、主張の要素である」ところ、「事実の通知にはこの要素が欠けているので、事実の通知は、厳密な意味において、『意見』の表明ではない。事実の通知は、それが、基本法五条一項が総体として保障している意見形成の前提条件である限りにおいて、意見表明の自由の基本権によって保護される（…）。これに対して、一九八三年国勢調査法の枠組みにおけるような統計的調査の枠組みにおける申告は、意見形成とは何の関係もない純粋な事実通知にすぎない。」⁽²⁸⁾

そこで、たばこ製品の包装における警告表示の義務付けが消極的意見表明の自由の制約に当たると言えるためには、警告表示が基本法五条一項一文の「意見」の表明に該当することが必要である。国勢調査判決でも述べられているように、基本法五条一項一文の「意見」とは、価値判断、評価的態度表明である。これに対して、あらゆる価値判断の要素を欠く単なる「事実」の主張は基本法五条一項一文の保護範囲に含まれない。ただし、事実の主張であっても、「意見形成の前提条件である」場合には、意見表明の自由に保護の対象となる。メルテンは、たばこ製品の包装にお

ける警告表示を「事実の通知」と評価することはできないと見る。「子供を守れ：」及び「所得を増やせ：」という表現は「呼びかけの性格」を有するものであり、すべての警告文が「主観的・評価的で、さらには十把一からげで論争的な内容」を有している。「喫煙は死を招く」と「喫煙は死に至るおそれがある」という相互に矛盾する警告文が連続していることは、警告表示が「証明可能な、医学研究によって裏付けられた事実」ではなく、「一つの見解」であることを示している。「毎年、…（国名）では、…人以上の人が肺癌で死んでいる。」という文は、「事実の通知」のようにも見えるが、死者数に喫煙者と非喫煙者の割合を示していないことによつて、死者数を操作して高いリスクを示唆していることから、「事実の通知」とは言えない。指令の付表に列举された警告表示は、程度の差はあるが、すべて「評価的内容」を有している、と²⁹。また、クレッパは、発信者が、ショックを与えることにより受信者を目覚めさせる（とともに、その行動を制御する）ために意図的に脅かす誇張した言明を使用した場合には、明らかに「意見に関連する事実表明の領域」（基本法五条一項一文の保護範囲）に入るとした上で、指令の付表に列举された警告文の大部分はこの定義に該当すると指摘する。例えば、「喫煙は死に至る」、「喫煙は致命的な病気に至る」及び「喫煙はあなたの周りの人の健康を危険にさらす」という警告文は、「意図的に威嚇的な内容」を有しており、また、喫煙が一定の結果に対して絶対的な因果関係を有することを、実際には複数の原因の一つにすぎないか、又は危険性があるにすぎないにもかかわらず示唆する表示もこの類型に属する³⁰。

他方、指令89/622は、紙巻きたばこの包装にタール量及びニコチン量を記載しなければならないと定めている（三条）が、タール量等の記載は「事実の通知」であつて、「意見」の表明ではないから、タール量等の記載を義務付けることは消極的「意見」表明の自由を制約するものではない。ここで、たばこ製品以外の商品の表示義務について触

れておくと、医薬品法により、医薬品の製造業者は、禁忌、副作用及び相互作用を医薬品の添付文書及び包装に記載することを義務付けられている。そこでは、「この医薬品は、用法に従った使用をした場合であっても、道路交通に能動的に関与する能力又は機械を操作する能力が損なわれる程度まで対応能力が変化するおそれがある。」といった注意表示がなされることもあるし、医師の処方なく長期間使用することに対する警告がなされることもある。これらの表示義務は、成分及び科学的に証明された危険の可能性に関する客観的かつ中立的な表示を義務付けるものであり、この表示は、価値判断の要素もなく、それ自体として意見形成に役立つものではない「事実の通知」であり、これらの情報の記載を義務付けることは、そもそも消極的意見表明の自由を制約するものではない。たばこ製品の包装における警告表示は、「意見」の表明に該当するという点において、「事実の通知」を義務付けるにとどまる他の製品における表示義務と決定的に異なっている³¹⁾。

(2) すでに述べたように、指令89/622は、警告表示に発信者名義を記載するかどうかについての決定を各加盟国に委ねていた。それ故、当時、発信者名義のない警告表示の義務付けが国内法に置換された場合を想定して、発信者名義のない警告表示の義務付けの憲法適合性についても検討がなされている。メルテンは、他人の意見を自己の意見として伝達しなければならない場合は同化の自由という形態における消極的意見表明の自由が制約されているとする解釈論を前提として、たばこ製品の製造業者が著者を付記せずに警告表示を記載することを義務付けられる場合、立法者は「許容されない同一化強制」を及ぼすことになる³²⁾と主張する。また、メルテンは、かりに警告表示義務が消極的意見表明の自由を制約するものではあるが、その制約が正当化されることがあり得ると仮定したとしても、警告表示義務は比例原則に違反すると指摘する。メルテンによると、警告表示から効果が生じるとしても、製造業者が著者

として現れる場合は、例えば、「連邦厚生大臣」といった公的機関が著者として現れる場合と比較して、警告表示から生じる効果は強いものではなく、著者名義を付記しない警告表示の義務付けは必要性の要件を欠くものであり、また、他人の警告を自己の警告として伝達することを要求することは、人格によって刻印された意見表明の自由の重大な制約であり、狭義の比例性の要件を欠くものである⁽³³⁾。クレッパは、発信者名義が明確に記載されていないために伝送される言明が製造業者にも帰属させられる可能性がある場合、他人の意見を自己の意見として表明させられないという意味における（特別の）消極的意見表明の自由が制約されていることを前提として、この（特別の）消極的意見表明の自由の制約を憲法上正当化することは、いかなる視点からも考えられず、この（特別の）消極的意見表明の自由の制約はつねに違憲であると主張している⁽³⁴⁾。すでに述べたように、指令89／622は、警告表示に発信者名義を記載するかどうかについての決定を各加盟国に委ねていた。ドイツは、この規定を受けて、警告表示において「EC厚生大臣」と発信者を明示する道を選んだ。後で述べるように、九七年決定の憲法判断の対象となったのは、発信者名義の記載された警告表示の義務付けを定める法規制であって、同決定は、発信者名義のない警告表示の義務付けの憲法適合性について判断していない。

(3) つぎに、発信者名義の記載された警告表示の義務付けの憲法適合性に関する学説を見てみよう。メルテンは、基本法五条一項一文は、自分の意見であるか、それとも他人の意見であるかを問わないで意見それ自体の沈黙を保護しているという解釈を前提として、警告表示義務は、警告表示に著者を記載した場合であっても、消極的意見表明の自由を制約していると解する。そして、意見表明の自由を制限するためには「一般的法律」の要求を充足しなければならぬが、メルテンは、喫煙の影響に関して指令89／622の定める内容の警告表示の記載を義務付けることは「この

意見と対立する意見」に対して向けられており、警告表示義務を定める指令及びこれを置換する国内法を「一般的法律」に該当すると見ることはできないと主張している。⁽³⁵⁾ クレツパーは、健康保護の観点から指令89/622を置換する国内法を「一般的法律」と見ることはできるが、指令89/622の定める内容の警告表示を義務付けることは（比例原則のうち適合性の要件及び必要性の要件は充足するとしても）狭義の比例原則に反すると主張する。狭義の比例原則は、制約の重大性とそれを正当化する根拠の重要性及び緊急性との比較衡量を求めるものであるが、自己の意見に反して「一部は虚偽の、一部は証明できない国家の言明」を流布させることの義務付けによって、保護される法益によって正当化されるよりも強度に意見表明の自由を制約している。少なくとも「虚偽の情報を使用した」場合は、狭義の比例性の観点からして、目的と手段との間の著しい不均衡が存在する、と。⁽³⁶⁾

また、二〇〇七年に連邦憲法裁判所裁判官に就任し、二〇一〇年から同裁判所副長官の職にあるキルヒホーフ（Ferdinand Kirchhof）は、フリック（Karl Frick）との共著の論文において、メルテンの論文を引用しつつ、消極的意見表明の自由は他人の意見の流布を義務付けられることに対しても防禦するものであるところ、警告表示に発信者名義が記載され、他人の意見であることがあらゆる読者に明らかであっても、製造業者が自己の製品において他人の意見を表明し流布させることが義務付けられているのであるから、警告表示の義務付けは基本法五条一項一文の意見表明の自由を制約していると指摘した上で、この制約は比例原則の要求を充たしていないと論じている。キルヒホーフ／フリックは、比例原則違反の審査の前提として、たばこの購買者及びその消費に対する警告表示の効果という問題について、科学的裏付けはなく、むしろ、たばこの宣伝禁止に関するものではあるが、宣伝禁止がたばこ消費者の行動を変えることはできなかったことを示す統計的データは存在すると指摘する。その上で、キルヒホーフ／フリックは、

まず、当該制約は適合性の要件を充たしていると判断する。警告表示がたばこの消費を抑制することに適合的であるという点については、少数の消費者があらゆる包装に記載された警告表示の「連続集中砲火」によってたばこの消費を委縮させる効果があることは確かであることは指摘できる。また、ヘビースモーカーも平均的な消費者も喫煙の健康上の問題をすでに知っており、警告表示はせいぜいのところ「記憶喚起」としか理解できない。しかし、かりに少数の消費者であつても警告表示によって喫煙を控えたと仮定すると、立法者の追求する目的は少なくとも促進されており、当該措置は適合的であると見ることができると。つぎに、必要性の要件であるが、キルヒホーフ／フリックは、警告表示の義務付けは、消費者にたばこ消費を回避する動機付けを与えることを追求するものであるが、たばこ製品はたいていの場合すでに消費するために購入されており、その場合には警告表示に消費を回避する効果はほとんどないであろうから、上記の追求は、たばこ製品の包装における警告表示によってよりも、国の予算による国の啓蒙キャンペーンによつても、また、世論に影響を与えることによつても、はるかに有効かつ容易に行うことができる。指摘し、国は同じ目標を消極的意見表明の自由を制約することなく達成することができるのであるから、当該制約は必要性の要件を充足していないと主張している。さらに、キルヒホーフ／フリックは、狭義の比例原則について、たばこ製品の製造業者の消極的意見表明の自由という利益と、たばこの消費を委縮させる効果が対置されるが、警告表示がたばこの消費を減少させるという期待に科学的裏付けはなく、上記の効果があつても、せいぜいのところ非常に小さいものであり、上記の効果は、警告表示がたばこの消費を抑制することの適合性を否定するものではないが、利益衡量の際しては警告表示に不利に働くものである、と指摘している。また、キルヒホーフ／フリックは、当該警告表示の義務付けは基本権制限に際しての「客観性の要請」(事实に基づいているいつ (Sachlichkeit) の要請) に反する

と主張する。「喫煙は癌の原因である」、「喫煙は死を招く。」といった警告表示は、喫煙は必然的に癌になり、死に至るといふ単一の因果連鎖があるという命題であるという印象を与えるものであり、多くの要因に基づく可能性のある文明病の場合、このようなことを科学的に主張することはできない。この「劇的な」言い回しは委縮的效果を最大化するためになされたのであるが、これは最終的には「虚偽の」命題に至る。例えば、喫煙は健康被害の多くの要因の中の一つであつて、必然的に死に至るわけではないから、「喫煙は死を招く。」という命題がそれに当たる。このような警告表示の義務付けは、「客観性要請 (Sachlichkeitsgebot)」を充足しておらず、消極的意見表明の自由を侵害している、と。⁽³⁸⁾

Ⅲ 一九九七年一月二二日連邦憲法裁判所第二法廷決定

1 事実の概要

(1) 九七年決定は、たばこ製造・販売会社四社及びルクセンブルク所在のたばこ工場の支社が一九九一年一〇月二九日の「たばこ製品の表示及び紙巻きたばこの煙におけるタールの最大含有量に関する命令」(以下、「たばこ命令」といふ。)三条一項一号及び二号の無効宣言を求めて提起した憲法異議の訴えに関するものである。たばこ命令は、一九七四年八月一五日の食料品及び日用品法二一条一項一号 c、d 及び f に基づいて、連邦厚生大臣が連邦食糧農林大臣及び経済大臣の同意を得て制定したものであり、一九九一年のたばこ命令は、一九九四年七月五日の命令によつて改正され、従来は紙巻たばこにのみ適用されていた三条一項の規制が手巻きたばこ用のたばこにも及ぶこととなつ

た。一九九四年たばこ命令三条一項一号及び二号は、次のように定めている。

第三条 特別警告表示

(1) 紙巻きたばこ及び手巻きたばこ用のたばこは、包装に二条一項に基づく一般警告文に加えて次の特別警告文の一つが記載されている場合に限り、包装して営業上流通させることが許される。

1 喫煙は癌の原因である。

2 喫煙は心臓疾患及び脈管疾患の原因である。

一九九四年たばこ命令三条四項（一九九一年たばこ命令三条二項）は、特別警告文の前に「EC厚生大臣」という文言を付さなければならないと規定する。一九九四年たばこ命令三条五項（一九九一年たばこ命令三項）に基づき、製造業者は、上記の二つの特別警告文を交互に用いなければならない。当該製造業者が流通させる包装について、それぞれの特別警告文が表示された包装の数は均等でなければならない。特別警告文に加えて、たばこ命令二条に基づいて、包装に「喫煙は健康を危うくする。」という一般警告文が記載されなければならない。この一般警告文の前にも「EC厚生大臣」という文言を付さなければならない。たばこ命令六条に基づいて、紙巻きたばこの包装において、二条に基づく一般警告文はもつとも目につく面に、三条に基づく特別警告文は包装の他の面に表示されなければならない。一般警告文及び特別警告文は、それぞれ、少なくとも印刷された面の四％の面積を占めなければならない。

「消極的意見表明の自由」との関連においてとくに注目しなければならないのは、「EC厚生大臣」という特別警告

文の発信者名が明示されている点である。たばこ命令の諸規定は、一九八九年一月一三日のたばこ包装表示指令四条及び同指令を改正する一九九二年五月一五日の指令を置換するものであるが、同指令は、各加盟国は、警告文がどの機関から発せられたのかを警告文に記載することを規定することが「できる」と定めており、ドイツは、この規定を受けて、警告表示において「EC厚生大臣」という発信者名を明示する道を選んだのであった。

(2) 異議申立人は、たばこ命令三条一項一号及び二号は基本法五条、一二条、一四条及び二条に基づく基本権を侵害する、と主張した。ここでは、異議申立人の主張のうち基本法五条及び一二条違反の主張のみを取り上げる。異議申立人は、次のように主張した。

基本法五条一項は、消極的意見表明の自由も含むものであり、これによって一定の意見を表明することを強いられない自由を保障しているが、紙巻きたばこの製造業者は、命令により、自分が支持できないと考えている意見を包装において表明することを義務付けられている。たばこ命令三条一項一号及び二号に基づく特別警告表示は、基本法五条一項の意味における意見表明である。特別警告表示は、意図的に威嚇的な内容を有するものであり、消費者の行動にとくに持続的に影響を与えようとするものである。たしかに、一般警告表示及び特別警告表示の前にそれぞれ「EC厚生大臣」と付記することを義務付けていることは、この警告が異議申立人自身の意見表明又は意見形成的情報ではなく、むしろ、紙巻きたばこの包装がEC厚生大臣の見解を消費者に伝達するために媒体として利用されることを明確にしている。しかし、個人は、基本権によって、他人の意見を流布させることによって促進及び支援しなければならぬことから保護されている。

のみならず、消費者のかなりの部分は、「EC厚生大臣」と付記されているにもかかわらず、警告表示を紙巻きた

ばこの製造業者自身の意見表明であると理解する。警告表示は製品の製造業者に帰属するものであるとされるか、少なくとも、製造業者の意見と警告表示の内容との間に最小限の一致が存在すると推測されてしまう。これによって異議申立人は、他人の意見を、自らはそれを客観的に正しくないと考えているにもかかわらず、自己の見解として表明することを強制されている。

攻撃されている警告表示は、法治国家の諸要求も充足していない。攻撃されている警告表示は、保健政策上の視点からも啓蒙に何ら貢献しない。ここでは、むしろ、国に命令された誤導、すなわち、實際上存在せず、学問的にも主張し得ない単一原因性が存在するという言明が問題となっている。多数の消費者は、警告表示を単一の因果連鎖があるという意味で理解する。このことは、一九八九年八月及び一九九一年一二月のアンケートによって裏付けられる。

最後に、たばこ命令とほぼ同時に新たに作成された危険物命令は、発癌性の物質及び加工物の分類及び表示を扱っている。同命令で規定された警告文は、「癌の原因となり得る (kann Krebs erzeugen)」というものであり、この警告文は、発癌性の物質及び加工物の一覧表に記載されていない物質については、これが新しい確実な科学的知識に基づいて発癌性があるものと分類された場合にのみ適用される。このことは、立法者は、発癌の効果が実証された場合であつても、「癌の原因となり得る」という警告文で十分であると見ていることを示している。真実ではなく、学問的にも主張できない言明の使用は、手段と目的との極端な不均衡を根拠付け、期待可能性の限界を越えるものである。基本法一二条にも同じように違反している。警告表示は、誤っており、かつ誤導的であるから、比例原則に反する職業遂行規制である。

これに対して、連邦厚生省（当時）は、たしかに異議申立人の消極的意見表明の自由は攻撃されている規制によつ

て制約されているが、しかし、この制約は比例原則に合致していると反論した。異議申立人は、二つの警告表示によつて必然的な単一因果性が示唆されている、すなわち、喫煙が癌並びに心臓疾患及び脈管疾患の唯一の原因であり、すべての喫煙者が遅かれ早かれこれらの病気になるという意見を消費者に押し付けている、と主張しているが、この見解は、警告表示の意味内容によつても裏付けられていないし、提出された *Infratest* の鑑定書によつても根拠付けることはできない。また、連邦政府は、喫煙には健康上の危険があるため、喫煙が健康を害することを強い調子でかつ定期的に喫煙者の目の前に突きつけることが必要となつたとの見解を述べた。紙巻きたばこの包装にこれに対応する内容の記載をすることは、たとえこのような警告表示がすべての喫煙者の行動に影響を与えることができないとしても、このために必要な措置である。また、健康の保護は、異議申立人の経済的利益に比してより高次の法益であるから、定められた警告表示は、期待可能である。

異議申立人の主張と国側の反論の概要は以上のとおりであるが、ここで注目しなければならないのは、両者の間で、たばこ製品の包装に警告表示を義務付けることが異議申立人の消極的意見表明の自由を制約するものである点に争いはなく、制約が比例原則の要請を充足しているかどうかという点で両者は対立していたということである。これに對して、連邦憲法裁判所は、本件表示義務は異議申立人の消極的意見表明の自由を制約するものではなく、むしろ職業遂行の自由を制約するにすぎないとの見解を打ち出した上で、本件表示義務による職業遂行の制約は許容されるとの判断を示した。以下、連邦憲法裁判所の憲法判断の内容を詳しく紹介しよう。

2 決定の内容

(1) 連邦憲法裁判所は、本件警告表示義務が消極的意見表明の自由を制約するかどうかという点について、次のように説示した。

a 「警告表示の義務付けは、たばこ製品の製造業者及び販売業者にその商品の販売に際して影響を与えるものであり、意見表明及び意見流布の過程への関与に際して影響を与えるものではない。それ故、本件表示義務は職業の自由（基本法一二条一項）を基準として判断されなければならないのであって、意見表明の自由（基本法五条一項）によって判断されなければならないわけではない。異議申立人は、私法人として基本法一二条一項を援用することができる（…）。その製品の広告を含む職業上の対外表現は、職業に関連する活動の領域に属するものであり、この領域は基本法一二条一項一文が保護している（…）。その際に職業活動をする者を制限する国の措置は、職業遂行の自由の制約である。（…）」

b 「営利広告について意見表明の自由の基本権（五条一項）を主張することができるのは、せいぜいのところ、当該広告が評価的、意見形成的内容を有しているか、又は意見形成に役立つ記載事項を含んでいる場合に限られる（…）。本件はこの点を欠いている。すなわち、たばこ製品の製造業者がたばこ製品の包装において国による警告を流布させなければならない点において、国はこの包装を利用して、これによって広告をその他の点では侵害するものではない。この点において、企業の意見形成及び意見表明に影響を与えるものではなく、もっぱら企業の職業遂行に影響を受けているにすぎない。

かりに警告表示が他人の意見の表明であることが明らかに認識できるようなものではなく、むしろ、たばこ製品の

製造業者に帰属する可能性がある場合には、別のことが妥当することになる。かりに基本権の権利主体が他人の意見を自己の意見として流布させることを要求された場合には、意見表明の自由（基本法五条一項一文）が影響を受けることになる。広告の名宛人に対して、たばこ製造業者が自分の意思で警告表示の流布を支持しており、それ故に自発的にこの言明を流布させている、という印象を与える場合、意見を流布させる自由が審査基準を提供することが可能となる。これに対して、たばこ製品の包装において流布させた意見を他人に帰属させることができることが明らかに認識できる場合において、この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件であるときは、この表示義務は職業遂行を規制するものである。」

c 「この基準によつて判断すると、憲法異議申立人の意見表明の自由を求める基本権は、攻撃されている規制によつて影響を受けていない。警告表示を記載する義務は、他人の意見の流布に役立つものであり、紙巻きたばこを営業として流通させようとするすべての企業に係わるものであつて、企業が自発的にこの見解を流布しているという外観を呼び起こすものではない。

警告表示は明らかに他人の意見の再現と評価されなければならない。警告表示の内容は、EC厚生大臣は、喫煙は癌並びに心臓疾患及び脈管疾患の原因であるとの見解を主張する、というものである。この警告表示は、たばこ命令三条の一般的義務に基づいて、たんに個別の企業によつてのみ流布されるというものではなく、むしろ、あらゆる紙巻きたばこ包装の外見の一部となる。この警告表示は、――需要者にとつて明らかではあるが――個別の企業に帰属し得る言明を何ら含むものではなく、紙巻きたばこ及び類似のたばこ製品のあらゆる営業上の提供にとつての条件である。EC厚生大臣は、その保険政策上の目的を、まさに、あらゆる購入及び消費の決定に際して有害性を意識させようと

することによって、追求しているのである。その点において異議申立人は、たんに、消費者のかなりの部分は、警告表示を対応する付記にもかかわらず紙巻きたばこ製造業者の表明であると理解するものであり、少なくとも、製造業者の見解と警告表示の内容との間に最小限のコンセンサスがあることを前提としている、と述べているにすぎない。異議申立人によって提出されたアンケート結果は、警告のこのような効果を裏付けするものではない。一九九一年のアンケート結果に関するコメントにおいて、『大多数の喫煙者―依然として約九〇％―は、紙巻きたばこの製造業者は警告の記載に内容上何の関わりもないとの見解を有している。』と述べられている。」

(2) 連邦憲法裁判所は、異議申立人の意見表明の自由が制約されていることを否定した後、「営業を行う者に対して警告表示の記載を義務付けることは、それ故、基本法一二条一項の保護範囲に該当する。」として、本件警告表示義務が異議申立人の職業の自由を侵害し違憲かどうかを検討している。

a 「職業遂行の自由を制約するには、基本法一二条一項二文に基づいて、法律上の根拠が必要であり、それは、基本権を制約する法律に対する憲法の要求を充たすものでなければならない。法律上の根拠が基本法一二条一項に合致するためには、公共の福祉の十分な理由によって正当化されること、及び、比例原則に合致すること、つまり、選択した手段が追求する目的を達成するために適合的であり、かつ必要であることに加えて、制約の重大性と正当化される理由の重要性との間の全体的衡量に際して期待可能性の限界が保持されていることが必要である(…)。」

b 「本件では、これらの要件は充足されている。

たばこ表示命令は、その警告表示に際して国の権威も利用し、これにより特別の法的に媒介される信頼を使用している。もちろん諸高権のこのような行使に憲法上疑問はない。何故なら、警告の内容は自然科学の知見に合致してお

り、健康に対する危険を警告することは高権の任務の領域に属するものであるのに加えて、当該措置は、職業遂行の自由の諸要求を充足しているからである。

命令の法律上の根拠は食料品及び日用品法二一条一項一号であり、具体的に定められた義務の妥当根拠はたばこ表示命令である。」

(a) 「警告表示は、健康に対する喫煙の危険から消費者を保護することを目的とする。喫煙が健康を害することは、一般に承認されている(…)。喫煙者であっても非喫煙者であっても、この危険をまったく知らない者は存在しない(…)。喫煙は、交通事故、エイズ、アルコール、違法な薬物、殺人及び自殺で死亡した者を合わせた数以上の人間を殺している(…)。紙巻きたばこの喫煙は、先進工業国においては、最も頻度の高く、かつ学問的に最も明確に証明された、癌による死亡の単独原因である(…)。」

結果として、今日の医学的知見によれば、喫煙が癌並びに心臓疾患及び脈管疾患の原因であり、それによって致命的な疾病に至り、たばこを吸わない人々の健康も危険にさらすことは確かである(…)。」

(b) 「健康に対するこれらの危険性を警告することは、国家の正当な任務に属する。国の保健政策は、少なくとも、医学的に実証された重大な喫煙の危険性を警告し、能動的喫煙は喫煙者に、受動的喫煙は他人にも害を与えることを消費者に意識させることは許される。もっぱら言語によるものにすぎないこの警告表示の形式は、その名宛人に対して、その購入決定を健康に対する危険性を考慮に入れてもう一度よく考えることを忠告するものである。それ故、国によるこの啓発は、健康に対する危険から住民を保護することを目的とするものである。」

(c) 「立法者は、当該措置が国民の健康を保護するために適合的であることも前提とすることが許される。この適

合性の判断は、原則として、立法者の評価を基礎とする（…）。たしかに、現時点において、紙巻きたばこの消費は、一般的な警告表示にもかかわらず、増加している。一九九四年において、ドイツにおける消費量は約三%、紙巻きたばこ一三一億本にまで上昇した（…）。しかしながら、少なくとも、警告表示によつて、たばこ消費量のこれ以上の拡大を阻止することができたという法律上の評価に憲法上異議を唱えることはできない。警告は、消費者が少なくともたばこを何の迷いもなく消費することを妨げるのに適している。

警告表示の具体的な内容形成も適合性の諸要求を充足している。癌、その他の疾病及び第三者の健康の危険の原因となる場合における喫煙の因果関係に関する言明は、自然科学研究の結果と一致している。それは、喫煙が唯一の原因であるという内容ではなく、他方で、非喫煙者はあらゆる癌及びその他の健康リスクから免れているとも表現していない。むしろ、警告表示は、『原因である』という概念の一般的言語理解に従えば、喫煙と健康被害の典型的かつ一般化可能な因果関係を指摘しているものであり、喫煙を止めた場合に主要な健康リスクがなくなることを意識させるものである。」

(d) 「警告は必要でもある。喫煙から生じる危険に対して保護するより緩やかな可能性は、示されていないし、明らかでもない。これは、とくに、危険物命令の諸規定から判明するものではない。危険物命令（…）による発癌性の物質及び加工物に関する表示義務は、六条において、どのような記載によつて危険な物質及び加工物が表示されなければならないかを規定している。これによると、同命令の意味における発癌性物質は、交差した骨の付いたどくろ印の危険物表示シンボルマーク及び『有毒』という危険物表示によつて（…）、『癌の原因となり得る。』又は『吸い込むと癌の原因となり得る』という特別の危険の表示によつて（…）、さらに、例えば、『施錠して保管せよ』、『子ども

の手に届くところに置くな』又は『換気の良い場所で使用せよ』といった対応する安全表示によって（…）表示されなければならない。六条に基づくこれらの表示義務に加えて、危険物命令は、一三条において、誰でも入手可能である物質及び加工物の表示及び包装に対して追加的な要求を定めている。

発癌性の物質又は加工物の表示及び包装に関するこれらの規定は、警告措置及び保護措置の規模及び明確性の点において、たばこ命令三条の表示義務を上回るものである。加えて、たばこ製品は嗜好品であって、それを用法に則って使用した場合であっても健康に害が生じるのが通常である。それ故、販売及び広告は、—消費者の行動と同じように—異なる基準によって判断されなければならない。

ところで、—国による健康の啓蒙活動と並んで—警告表示の代わりに、迷いのないたばこ消費を抑制するのに適した手段として、とりわけ、広告の禁止が考慮に値するとされる。販売について条件を付すことも検討されなければならないとされる（例えば、自動販売機による販売の禁止、青少年への販売の禁止）。これらの選択肢と比較すると、攻撃されている規制は、より緩やかな手段であるように思われる（…）。

(e) 「警告表示を記載する義務は、明らかに期待可能性の限界にも触れるものではない。職業遂行の制約は、引き続きたばこ産業に営利的な広告活動を許容するものであり、消費者に対して、もっぱら、その購入決定のための医学的知見の基礎を伝達するものである。選択された制限手段—警告表示によるたんなる言語上の影響力行使—は、需要と供給による財の交換に影響を与えないようにしつつ、現在の医学的な認識水準に基づいて一般的に意識すべきである考慮事由を需要者に意識させようとする行為形式である。」

(f) 「保健政策という国の任務のために民間の組織力及び財政力を利用することも基本法一二条一項に合致する

(…)。警告表示を記載する義務が正当化されるのは、たばこ製品の製造業者及び販売業者が、これらの企業に起因するたばこ消費による危険から保護する任務に事柄の点でも責任の点でも特別に近い関係にあることによる。」

3 若干の考察

(1) すでに述べたように、九七年決定に先行する学説において、基本法五条一項一文は、消極的意見表明の自由として、他人の意見であるか自己の意見であるかを問わず意見それ自体の沈黙を保護している(メルテン)、あるいは、他人の意見を流布させるために利用されないことから保護している(クレッパ)、という解釈論が示され、たばこ製品の包装において警告表示を義務付けることは、発信者名義を付記する場合であっても、消極的意見表明の自由を制約するものであると主張されていた⁽³⁹⁾。これに対して、連邦憲法裁判所は、「他人の意見を自己の意見として流布させること」を要求された場合には、意見表明の自由の制約となるが、「たばこ製品の包装において流布させた意見を他人に帰属させることができることが明らかに認識できる場合において、この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件であるときは、この表示義務は職業遂行を規制するものである」との解釈論を示した。そして、連邦憲法裁判所は、本件表示義務の憲法適合性を意見表明の自由(基本法五条一項一文)を基準としてではなく、職業の自由(一二条一項)を基準として判断した。

九七年決定において連邦憲法裁判所が示した上記の解釈論に対しては、学説からの批判も少なくない。メルテンとクレッパが九七年決定の解釈論を批判し、自説がより説得的であると主張することは当然であるが、他の研究者⁽⁴⁰⁾からも、本件表示義務は意見表明の自由の制約に該当すると見るべきではないかとの見解が示されている。

一九九九年に連邦憲法裁判所裁判官に就任することになるディ・ファビオ (Udo Di Fabio) は、たばこ製品の包装における警告表示義務がたばこ製造業者の意見表明の自由を制約していると分析している。警告表示義務を定めた命令を適切に解釈すると、たばこ製造業者は、たばこ製品の包装において、EC厚生大臣が言っているのと反対の主張をすること、例えば、EC厚生大臣名義の警告文の上に、「EC厚生大臣は間違っている。節度のある喫煙は、他の多くの健康リスクの中の一つの健康リスクにすぎない。」という記載をすることは禁止されているはずである。命令によつて反論の記載が禁止されているとすれば、これはまさに（隠された）意見表明の自由の制約ではないか、というのである。

さらに、ディ・ファビオは、意見の表明と並んで、自己の意見だけではなく他人の意見も流布させること、（自分が支持しない）意見を流布させないことも意見表明の自由の保護を受けるかどうかは未解決の問題として残されていると指摘する。ディ・ファビオは、次のように主張する。立法者は、表示命令によつて、喫煙に関する公共の意見形成を喫煙が危険であるという特定の方向に誘導し、集約しようとしている。立法者は、社会的コミュニケーション過程において正反対の意見を主張している者の協力を強制することによつて、保健政策として正当な目的に接近する。公共のコミュニケーション過程の自由及び機能力は、基本法五条一項によつて制度的に保護されている。これと相關係にあるのが、公共の意見形成に各人の前提条件に応じて、かつその時々自己の手段によつて影響を与える個人の自由である。それ故、対立している意見、しかも国の意見の「輸送」のために自己の手段を使用させられることは、「保護法益に準拠した考察」をした場合、制約としか評価できない。たばこ製品の製造業者は、例えば、喫煙はドイツの文化的伝統の構成要素であり、健康に害があるというだけのものとは違うという見解を有していることもあり得

る。さらに、たばこ製品の製造業者は、公共の意見形成のプロセスにおいて、統計の過剰な解釈に激しく抵抗している。それにもかかわらず、たばこ製造業者は、自らが抵抗している統計解釈を流布させることが義務付けられているのである。また、熱心な動物保護活動家が、自己のビラ、パンフレット及びステッカーに、「連邦厚生大臣からのお知らせ…動物実験は人の生命を救っている。」という表示を記載することを義務付けられた場合、意見表明の自由が制約されていないと言えるのだろうか、と。⁽⁴¹⁾

ミヒヤエル／モルローク (Lothar Michael/Martin Morlok) は、他人の意見を自己の意見として流布させることの強制のみならず、「他人の意見の流布に媒体を提供しなければならないこと」も意見表明の自由の制約であると解する。「意見表明の自由の消極的側面」は「自己の意見を開示することを強いられない自由」であるところ、「自分自身は支持しない意見を流布させなければならない者は、この意見に同意しているという外見を与えてしまう」のであり、「この外見を破壊するために、自己の意見を明らかにせざるを得ない」。このように考えると、たばこ製品の包装に国による警告を記載することの強制は意見表明の自由の制約に当たると言わなければならない。⁽⁴²⁾

これに対して、消極的意見表明の自由を他人の意見を自己の意見として表明し、流布させることを強いられないことに限定する学説もある。この学説は、基本法五条一項一文が「自己の意見」を表明し、流布させる権利を保護しているという「文言」を根拠としている。基本法五条一項一文における「自己の意見」という表現は、保護範囲を「自己の意見」に関連付けており、基本法五条一項一文の保護範囲を拡張する余地はない。基本法五条一項一文が、積極的意見表明の自由として、「自己の意見」を表明し、流布させる権利のみを保護しているとすれば、他人の意見を表明し、流布させることを強いられることは消極的意見表明の自由の保護範囲に含まれないことになる。⁽⁴³⁾

連邦憲法裁判所は、「他人の意見を自己の意見として流布させること」を要求された場合には、意見表明の自由の制約となるが、「たばこ製品の包装において流布させた意見を他人に帰属させることができることが明らかに認識できるときにおいて、この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件であるときは、この表示義務は職業遂行を規制するものである」との解釈論を示した。連邦憲法裁判所は、九七年決定において、基本法五条一項一文は、消極的意見表明の自由として、他人の意見であるか自己の意見であるかを問わず意見それ自体の沈黙を保護している（メルテン）、あるいは、他人の意見を流布させるために利用されないことから保護している（クレッパ）、という先行する解釈論を否定し、消極的意見表明の自由の保護範囲を「他人の意見を自己の意見として流布させること」を強いられないことに一般的に限定したのだろうか。この点は未解決の問題として残されていると考えられる。まず、連邦憲法裁判所が、「他人の意見を自己の意見として流布させること」を要求された場合には、意見表明の自由の制約に当たると考えている点について異論はないだろう。つぎに、「たばこ製品の包装において流布させた意見を他人に帰属させることができることが明らかに認識できる場合」はどうか問題となるが、この点について、連邦憲法裁判所は、「この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件であるときは、この表示義務は職業遂行を規制するものである」と解釈論を示した。これによると、①「たばこ製品の包装において流布させた意見を他人に帰属させることができることが明らかに認識できる場合」で、②「この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件であるとき」は、「この表示義務は職業遂行を規制するものである」。連邦憲法裁判所が、たばこ製品の包装における警告表示の義務付けを職業遂行の自由の規制であると見たのは、「この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件である」という点にある。筆者は、連邦憲法裁判

所は、①及び②の場合に該当する場合を、意見表明の自由の保護範囲と職業の自由の保護範囲との境界線引きとして職業の自由の保護範囲に振り分けたのではないかと考えている。⁴⁴ 連邦憲法裁判所が、①の場合に該当するが、上記の②の場合に該当しない事案（「流布させた意見を他人に帰属させることができることが明らかに認識できる場合」で、「この警告表示の流布が営業上流通させるための一般的条件で」ないとき）をどのような枠組みで判断するのか、という点は何らの判断も示していないと見ることも可能である。

（2）なお、「この警告表示の流布がたばこ製品を営業上流通させるための一般的条件であるとき」は、「この表示義務は職業遂行を規制するものである」という連邦憲法裁判所の解釈論は、たばこ製品の包装のデザインは営利広告の一種であり、営利広告は、基本法五条一項一文の保護を受けるものではなく、基本法一二条一項による保護を受けるものであるという従来から解釈論を前提としている。⁴⁵ 連邦憲法裁判所は、従来から、営利広告の規制を職業遂行の自由の制約と捉えてきたし、最近でも、薬剤師の広告規制について、もっぱら基本法一二条一項を基準としてその合憲性を判断している。⁴⁶ ただし、連邦憲法裁判所は、一九八五年一月一九日の決定において、「意見表明の自由の基本権は、営利広告についても、少なくとも、発表したものが評価的、意見形成的内容を有するものであるか、又は、意見形成に資する記載事項を含むものである場合には、審査基準として考慮される」とし、営利広告であっても基本法五条一項一文の保護を受ける場合があり得ることを明らかにした。⁴⁸ 本決定も、上記の一九八五年決定を引用した上で、「たばこ製品の包装」においては「評価的、意見形成的内容」も「意見形成に役立つ記載事項」も「欠いている」と判断した。本決定は、たばこ製品の製造業者はたばこ製品の包装において国による警告を流布させなければならぬのであり、国はたばこ製品の包装を利用しているが、このことは「企業の意見形成及び意見表明に影響を与えるも

のではなく、もっぱら企業の職業遂行が影響を受けているにすぎない」とした。

(3) ところで、たばこ命令の定めるたばこ製品の包装における警告表示の義務付けが消極的意見表明の制約に当たるかどうかの判断と、警告表示義務を定めるたばこ命令の関係規定が憲法に適合するかどうかの判断は、別次元の問題であり、実際、たばこ命令の定めるたばこ製品の包装における警告表示の義務付けが消極的意見表明の制約に当たると判断しつつも、たばこ命令の定めるたばこ製品の包装における警告表示の義務付けによる消極的意見表明の自由の制約は憲法上正当化されると主張する学説も少なくない⁽⁴⁹⁾。他方、たばこ命令の定めるたばこ製品の包装における警告表示の義務付けが職業遂行の自由の制約にすぎないと解したとしても、たばこ命令の関係規定は比例原則の要請に合致しなければならない。したがって、たばこ命令の関係規定の憲法適合性はたばこ命令の関係規定が比例原則に合致するかどうかの判断に左右されることになるが、その判断にあたって決定的に重要な要素は、発信者名義を付記する警告表示の場合には、警告表示の内容をどのように評価するかという点にあるように思われる。たばこ命令の関係規定の違憲性を主張する側は警告表示の内容が「虚偽の」言明あるいは「科学的に主張できない」言明であると見る(クレPPER及び本件憲法異議申立人の主張)のに対して、連邦憲法裁判所は、「警告表示の内容は自然科学の知見に合致している」との認識を基礎としている。筆者には、警告表示の内容に関する認識の相違が、たばこ命令の関係規定が憲法に適合するかどうかの判断の結論を分けたように思われる。

IV 新規制の憲法適合性

1 新規制の内容

九七年決定が下された後、たばこ製品の包装における警告表示義務に関する規制は大きく変化した。とくに注目されるのは、二〇〇五年にたばこ製品命令の関係規定が改正され、警告表示において「EC厚生大臣」という発信者名義が記載されなくなったことである。以下、たばこ製品の包装における警告表示義務に関する規制の変化を簡単に見ておくことにしよう。

まず、EUの動向を見ると、二〇〇一年六月五日のたばこ製品指令 (Directive 2001/37/EG) は、たばこ包装表示指令などのたばこ製品に関連する指令に代わる新しい指令であるが、同指令五条は、たばこ製品の包装における表示義務を定めている。紙巻きのタール量、ニコチン量及び一酸化炭素量を包装の側面に製品が流通する加盟国の公用語で表示しなければならない (一項)。たばこ製品のすべての包装について、もっとも見えやすい面に、「喫煙は死を招く／喫煙は死に至るおそれがある」又は「喫煙は、あなたとあなたの周りの人に深刻な害を与える」という二つの一般警告表示の一つを一定期間毎に選択的に変えて記載しなければならない。一般警告表示を記載した面とは別の面に、追加的警告表示を指令付表 I に掲げられたものの中から一定期間毎に選択的に変えて記載しなければならない (二項)。警告表示の大きさ、字体及び枠が詳しく規定されている (五項から七項まで)。以上のように、新しいたばこ製品指令は、従来の規制を強化するものであるが、警告表示を囲む枠の外に警告表示を発信する官庁を掲記することを定めるか否かは、従来のとおりに加盟国に委ねた。

ドイツ国内において、暫定たばこ法二一条一項一号fの授權に基づき、連邦食糧農林消費者保護大臣は、二〇〇二年一月二〇日のたばこ製品命令を制定した。同命令は、二〇〇一年六月五日のたばこ製品指令五条に対応する内容となっている。同命令は、当初、七条四項において、警告表示が発信者名義を付記することを定めていた。二〇〇五年一月一九日の同命令を改正する命令（二〇〇五年二月一日発効）によつて、警告表示文の前に発信者名義を記載することを求める七条四項が削除された。この改正は、ドイツの学説において、九七年決定で示された判例法理に照らして、発信者名義のない警告表示の義務付けが基本法五条一項一文で保障された消極的意見表明の自由を侵害するものかどうかの再検討を促すことになった。

2 学説

(1) ある学説は、連邦憲法裁判所が示した判断枠組みに従つて新規制を検討すると、「EC厚生大臣」という発信者名義の付記がなくなった場合には、紙巻きたばこの包装を見た者において、警告表示は製造業者の意見と警告表示の内容との間の基本的コンセンサスに基づくものであるとの印象が生じる可能性がある以上、新規制は他人の意見を自己の意見として表明することの強制であり、消極的意見表明の自由の制約に該当すると主張している。また、この学説によると、連邦憲法裁判所は、九七年決定において、警告表示はすべての紙巻きたばこ包装の外見に属するものであり、個別の企業に帰属し得る言明を何ら含むものではない、と説示しているが、この説示を、紙巻きたばこの包装が同型のデザインであるという理由だけで意見表明の自由の制約が否定されると理解するべきではない。警告表示が統一的な外見を有していることから、警告表示が個別の企業の意見を伝えるものではないということが必ずしも

明確に導き出されるわけではない。たばこ業界は、青少年を勧誘する広告、三〇歳以下のモデルによる広告、著名人及びスポーツ選手による広告、学校及び青少年センターから一〇〇m以内における掲示広告について自主規制を設けており、たばこ包装を見る者が、警告表示はたばこ業界の自主的協定に合致するものである、という印象を受ける可能性がある。さらに、たばこ包装を見る者の多くは、たばこ業界はこの種の無限定に否定的な警告表示を自発的には記載することはしないと考えると仮定したとしても、このことは、他人の意見であることがそれ自体として識別できず、それ故に受信者によって警告表示義務を負う者に帰属させられる可能性のある他人の意見を公表することを強制している点を変えるものではない。このように、受信者によって警告表示がたばこ製造業者に帰属させられる「客観的可能性」に照準を合わせると、かりに消極的意見表明の自由が他人の意見を自己の意見として表明させられることの強制に対してのみ保護するものであると仮定したとしても、新規制は消極的意見表明の自由を制約していると解される⁵⁰。

そして、この学説は、「EC厚生大臣」という発信者名義の記載を廃止した規定（たばこ製品命令七条）が比例原則に合致するかどうかを検討し、新規制は必要性の要件と相当性の要件を欠くと主張する。この学説によると、新規制は、より大きな抑止効果を発揮せしめることを狙いとしているが、警告表示によって追求されている、健康に対する喫煙の危険から消費者を保護することは、正当な目的と認められる。発信者名義を記載しない警告表示義務は、この目的の達成に寄与することに適合的であるように思われる⁵¹。しかし、発信者名義の記載をしないかをたばこ製造業者の選択に委ねるといふより緩やかな手段が考えられるのであるから、発信者名義の記載をしないことが消費者保護を保障するために必要かどうかには疑問の余地がある。さらに、誤解により著者であると思われるたばこ製

造業者よりも、警告表示の著者である当局のほうがより説得力を有しているのではないかという疑問は、発信者名義を記載しない警告表示義務の必要性を否定する根拠となり得る。⁽⁵²⁾ また、かりに新規制の必要性を仮定したとしても、発信者名義の記載を廃止することは相当性の要件を欠く（狭義の比例原則に反する）。たばこ製造業者は、自己の意見とは異なると表明することが許されない他人の意見を伝達しなければならないのであるから、意見表明の自由の制約は重大である。他方で、抑止効果の強化及びこれによってもたらされる消費者の健康にとつての効用は測定可能なのではなく、著しい基本権侵害を埋め合わせるものではない。⁽⁵³⁾

最後に、この学説は、発信者の記載を廃止する規定を、「EC厚生大臣」という発信者を引き続き記載することも許されるという趣旨に、つまり、発信者の記載をするかどうかをたばこ製造業者の選択に委ねる趣旨に憲法適合的に解釈することを提案している。⁽⁵⁴⁾

(2) これに対して、「EC厚生大臣」という発信者名義のない場合であつても警告文をたばこ製造業者の意見と理解することはできず、他人の意見を自己の意見として表明させられないという意味における消極的意見表明の自由に対する制約は存在しないと主張する学説もある。この学説によると、基準となるのは「予断をもたない平均的受信者」であるが、「予断をもたない平均的受信者」は、たばこ製造業者が自発的に喫煙の評判を落とすことを、しかも異様に威嚇的かつ画一的なレイアウトとするなどとは考えない。また、警告表示は、新聞においても広範な議論の対象であつたし、悪意や嘲弄などを免れない議論の対象であつた。これらのことは、警告表示が自発的になされていないことを表している。そうだとすると、平均的受信者にとつて、たばこ製造業者が警告表示の記載を強いられているのであり、実際に警告表示を支持しているわけではないことは明らかである。「EC厚生大臣」と付記された警告

表示が数年来知られているのであり、「EC厚生大臣」との付記がなくなったからといって、たばこ製造業者が言わば一夜にして警告表示に納得したと考えるのは、「全く浮世離れた想定」であろう。この説によると、「EC厚生大臣」という発信者名義のない警告表示の義務付けは「対外的に明らかに他人の意見の押し付け」である⁵⁵。

そして、この学説は、「対外的に明らかに他人の意見の押し付け」は、製品の包装が評価的、意見形成的内容を有するものでない限り、基本法五条一項一文の基本権の制約に該当しないとして、発信者名義の付記のない警告表示を定めたたばこ製品命令七条について、基本法一二条一項を基準としてその合憲性を検討している。

職業の自由の制約が憲法上正当化されるためには、たばこ製品命令七条が比例原則の要請に合致していなければならない。たばこ製品命令七条の合憲性に関連してとくに問題となるのは、必要性の要件と相当性の要件である。この学説は、必要性の要件について次のように論じている。たしかに「EC厚生大臣」と付記された警告表示は、より緩やかな手段であると解することができる。何故なら、たばこ会社が、自己の意見を表明させられているわけではないことや、製品のイメージを低下させる動かしようのない事実を表明させられるわけではないことが、「EC厚生大臣」と付記された警告表示によって明確にされるからである。しかし、「EC厚生大臣」と付記された警告表示の場合、教育的効果及びそれによる健康の促進は減少する可能性がある。警告表示が、疑問の余地のない事実としてではなく、少数の人の個人的メッセージの装いの下で登場した場合には、「非難効果 (Prangerwirkung)」は減少する。したがって、発信者名義の付記のある警告表示の義務付けは、より緩やかな手段ではあるが、同等に効果的な手段とは言えない。立法者及び命令制定者に広い評価余地及び予測余地を認めた場合、上記の考え方も少なくとも理解可能であり、まったく的外れなものであるとは言えない。⁵⁶

この学説は、さらに、相当性の要件について次のように論じている。九七年決定は、警告表示義務は、「引き続きたばこ産業に営利的な広告活動を許容するものであり、消費者に対して、もっぱら、その購入決定のための医学的知見の基礎を伝達するものである」こと、「警告表示によるたんなる言語上の影響力行使」は、「需要と供給による財の交換に影響を与えないようにしつつ、現在の医学的な認識水準に基づいて一般的に意識すべきである考慮事由を需要者に意識させようとする」ものであることを指摘したが、この学説によると、この指摘は、「EC厚生大臣」という発信者名義の有無とは関係なく、たばこ包装における警告表示の義務付けに当てはまる。九七年決定は、警告表示が「単なる事実の伝達」を越えた「警告効果」を有していることを過少評価しているようにも思われるが、警告表示がもっぱら言語により行われ、警告の性質はあるが、喫煙が少なくとも潜在的に健康に害を及ぼすという実証された事実に基づくものであり、また、消費者は喫煙を自由に選択することができ、製造業者も宣伝することができる場合には、職業遂行の自由に対する「過度の」制約とは言えない。立法者及び命令制定者には相当性のレベルにおいても一定の判断余地が認められていることに鑑みると、期待可能性の「限界」はなお維持されている。⁵⁷ 以上のように、この学説は、発信者名義の付記を定めていない警告表示の義務付けは、基本法一二条一項にも違反しないと結論付けた。

3 小括

以上において、たばこ製品命令の改正により導入された「EC厚生大臣」という発信者名義の付記のない警告表示の義務付けの憲法適合性に関する対照的な学説を紹介したが、多くの学説は、九七年決定の示した解釈論を前提とした場合でも、発信者名義の付記のない警告表示の義務付けは消極的意見表明の自由の制約に当たると解している。⁵⁸ 連

邦憲法裁判所は、九七年決定において、「警告表示が他人の意見であることが明らかに認識できるようなものではなく、むしろ、たばこ製品の製造業者に帰属する可能性がある場合」には意見表明の自由（基本法五条二項一文）の制約に当たることを指摘しつつも、当該警告表示を「明らかに他人の意見の再現」と評価し、消極的意見表明の自由の制約に当たることを否定した。連邦憲法裁判所が当該警告表示を「明らかに他人の意見の再現」と評価した決定的な理由は、警告表示に「EC厚生大臣」という発信者名義が付記されていることにある。そうだとすると、発信者名義を付記しない警告表示を義務付けることは消極的意見表明の自由の制約に当たると見るのが説得的であろう。⁵⁹

ところで、発信者名義を付記しない警告表示を義務付けることが消極的意見表明の自由の制約に当たるかどうかの判断と、発信者名義を付記しない警告表示を義務付けるたばこ製品命令七条が憲法に適合するかどうかの判断が別次元の問題であることは、発信者名義を付記する警告表示の義務付けの場合と同様であり、発信者名義を付記しない警告表示を義務付けることが消極的意見表明の自由の制約に当たると判断しつつも、たばこ製品命令七条は合憲であると主張することも理論的には可能である。たばこ製品命令七条の憲法適合性を判断するに当たっては、たばこ製品命令七条が比例原則の要請に合致するかどうかという問題を検討しなければならないが、たばこ製品命令七条が憲法に適合するという主張を組み立てる場合に最大の難所となるのは、必要性の要件であろう。まず、発信者名義を付記する警告表示の義務付けが、発信者名義を付記しない警告表示の義務付けと比較して、たばこ製造業者にとって「より緩やかな」手段である点について否定することは困難であろう。残された問題は、発信者名義を付記しない警告表示の義務付けが、発信者名義を付記する警告表示の義務付けと比較して、立法目的の実現に対して等しく効果的であると見ることができるかどうかである。この点、まず、警告表示の内容は発信者名義の有無に関係なく同じであるから、

発信者名義を付記しない警告表示の義務付けであっても、喫煙者に医学上の知見を提供するという目的については、発信者名義を付記する警告表示の義務付けと比較して等しく効果的に達成することができると言えよう。つぎに、喫煙者に対する「アピール効果」については、判断が分かれる。一方において、発信者名義がない場合には警告表示は「たばこ製造業者」の意見と勘違いされる可能性があることを前提とすると、「EC厚生大臣」などの公的機関の名義がある警告表示は「たばこ製造業者」の意見よりも消費者にとってより説得的であり、喫煙者に対する「アピール効果」の点で発信者名義の付記のない警告表示と同等またはこれを上回るとする見方がある。他方において、「EC厚生大臣」などの発信者名義を記載した場合には、消費者はたんなる一つの意見にすぎないと受け取るのに対して、発信者名義がない場合には消費者は警告表示の内容を異論の余地のない確固とした事実と受け取るのであるから、両者は「アピール効果」の点で同等とは言えないとする見方もあり得る。発信者名義の付記のない警告表示の義務付けが消極的意見表明の自由の制約に当たると解した場合、前者の見方に一定の説得力がある以上、必要性の要件の充足を肯定することは困難であると言わざるを得ないのではないだろうか。⁶⁰ たばこ製品命令七条が憲法に適合すると主張する学説は、発信者名義の付記のない警告表示の義務付けも職業遂行の自由の規制の問題と構成し、命令制定者の広い判断余地及び予測余地を強調した上で、必要性の要件を肯定している点にも留意しなければならない。

V 日本国憲法における消極的表現の自由

(1) 以上において行ったドイツの判例及び学説の検討を踏まえて、日本国憲法における「消極的表現の自由」の

解釈論について若干のコメントをしておきたい。学説において、日本国憲法二二条一項の保障する「表現の自由」は消極的表現の自由を含むと解されている。例えば、佐藤幸治は、次のように説いている。「表現の自由は、表現する自由（積極的作用）のみならず表現しない自由（消極的作用）をも包含する。すなわち、公権力により表現を強制されない自由（沈黙の自由）も表現の自由に含まれる」。「沈黙の自由を含む表現しない自由も二二条の保障内容をなす」のは、「集会・結社の自由や信教の自由について一般に承認されているように立憲民主制憲法下における自由権の保障は積極・消極の両作用を表裏の関係において包含するものとみるべきであるから」である。⁶¹

（2）すでに述べたように、近年、学説において、「消極的表現の自由」の内容についても、また、たばこ製品の包装に警告表示を義務付けることがどういう意味で消極的表現の自由の問題になるのかについても立ち入った検討が加えられている。

まず、小山剛は、消極的表現の自由の保護範囲を、「他人の意見が、自分の意見として流布されないという保障」と解釈し、「表現の自由の制約に当たるのは、たばこの警告文が事業者自身の表現であるとみなされる場合に限られる」とした上で、「たばこパッケージへの警告文の掲載が事業者の（消極的）表現の自由を制約するかどうか」について、「警告文表示が事業者自身の意見ではなく、国によってたばこ製品の販売に対して課せられた条件であると広く認識されている場合には、表示義務は、表現の自由の問題とはならない」と主張している。⁶²

また、蟻川恒正は、「製品上に『表示しなければならぬ』とされる警告文は、法律によって起案された文である」こと、また、「たばこ会社は、その文を、当該たばこ会社の表現として表示することを求められているわけでもない」ことを指摘し、「一般に、自らの表現として表示するのでなければ表現行為とはいえないという考え方は、充分に成

り立ちうる」ところ、「この考え方に立つなら、たばこ会社は、確かに法律により一定の行為を強制されているけれども、たばこ会社に強制されているのは、表現行為ではないことになる」ので、「そこに消極的表現の自由の制約を觀念することは困難となるはずである」と主張している。そして、たばこ製品の包装における警告表示義務について、「表示者名の記載（顕名性）はないけれども、警告文が表示されている場所が製造たばこのパッケージ上であることからすれば、当該警告文を、たばこ会社の（名による）表現であると解しうる余地はある」が、「たばこ会社が自己に不利益な表現行為を自ら行っているとは思わないのが通常であるから……消極的表現の自由を厳密な意味で主張しうる理論的可能性は小さいといわなければならない」と述べている⁶³。

さらに、木村草太は、○六年公法系第一問について、「警告文の名義が株式会社T社であったとすれば、T社が言論を強制されていることになります。こう理解すると、自らはコミットしない価値を表明する言論を強制されることになり、表現しない自由、消極的表現の自由の制約が認定できます」が、「名義が国家なら、言論の強制は生じません。その場合、T社の営業活動の制約あるいは、パッケージ交換が必要になったことによる商品価値の減少という財産権の侵害を問題とすることになるでしょう」と解説している⁶⁴。

（3）これらの見解に特徴的なことは、消極的表現の自由の保護範囲を「他人の意見を自己の意見として表明することを強制されないこと」に限定している点にある。しかし、筆者は、消極的表現の自由の保護範囲をこのように限定することが日本国憲法二一条一項の解釈として妥当かどうかについて疑問を持っている。むしろ、筆者は、他人の意見を（自己の意見としてではなく）他人の意見として表明したり、流布させたりすることを強制された場合であっても、消極的表現の自由の制約であると解する⁶⁵。筆者がこのように解する理由は、次のとおりである。

すでに述べたように、ドイツの学説において、消極的意見表明の自由を他人の意見を自己の意見として表明し、流布させることを強いられないことに限定する解釈の論拠は、基本法五条一項一文が「自己の意見」を表明し、流布させる権利を保護しているという「文言」である。消極的自由の保護範囲は、積極的自由の保護範囲の「裏返し」によつて定まるといふ消極的自由に関する一般的な解釈枠組みを前提とすると、基本法五条一項一文が、積極的意見表明の自由として、「自己の意見」を表明し、流布させる権利のみを保護しているとすれば、他人の意見を他人の意見として表明し、流布させることを強えられることは消極的意見表明の自由の保護範囲に含まれないことになる。これに対して、日本国憲法二一条一項は、「言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定めており、ドイツ基本法五条一項一文のような文言上の限定はなく、日本国憲法二一条一項の文言からすると、他人の意見を流布させることが表現の自由の保護範囲に含まれないと解する根拠は見出せず、消極的表現の自由の保護範囲には他人の意見を流布させることを強制されないことも含まれると解されるのではないか。また、最高裁は、憲法二一条一項の保障は、「公の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせなければならないということである」と説示しているが、この保障内容を消極的自由に転換すると、消極的表現の自由の保障は、「公の福祉に反しない限り、いいたくないことをいわせられないこと」になるのではないか。このように解すると、警告表示を義務付けることは、たとえ発信者名義が付記された場合であつても（あるいは、発信者名義がない場合に、発信者がたばこ製造業者ではなく、国であると解することができるとしても）、消極的表現の自由の制約に当たることになる。

(4) また、かりに消極的表現の自由の保護範囲を「他人の意見を自己の意見として表明することを強制されないこと」に限定したとしても、九七年決定の判断枠組みに従つて判断する限り、〇六年公法系第一問で出題されたよう

な発信者名義が付記されていない警告表示の義務付けは、消極的表明の自由の制約に該当すると解すべきではないかと思われる。九七年決定によると、「他人の意見を自己の意見として流布させることを要求された場合」は「意見表明の自由（基本法五条一項一文）」の制約となり得るが、「他人の意見を自己の意見として流布させることを要求された場合」とは、「警告表示が他人の意見を他人の意見であることが明らかに認識できるような仕方で表明するものではなく、むしろ、たばこ製品の製造業者に帰属する可能性がある場合」である。そして、連邦憲法裁判所は、問題となっている「警告表示は明らかに他人の意見の再現」であると評価したのであるが、その際に決め手となっているのは、警告表示の内容が、「EC厚生大臣は、喫煙は癌並びに心臓及び脈管疾患の原因であるとの見解を主張する」というものであること、つまり、EC厚生大臣という発信者名義が明示されていることである。連邦憲法裁判所は、「この警告表示は、たばこ命令三条の一般的義務に基づいて、たんに個別の企業によつてのみ流布されるというものではなく、むしろ、あらゆる紙巻きたばこ包装の外見の一部となっている」こと、「この警告表示は、――需要者にとつて明らかではあるが――個別の企業に帰属し得る言明を何ら含むものではない」ことも指摘しているが、EC厚生大臣という発信者名義が明示されているという指摘がやはり決定的に重要であろう。すでに述べたように、二〇〇五年のたばこ製品命令の改正により、警告表示に「EC厚生大臣」と付記することを求める条項が削除されたが、多くの学説は、この改正により、警告表示の義務付けは、九七年決定の解釈論を前提としたとしても、消極的意見表明の自由の制約に当たると解している。「他人の意見を自己の意見として流布させることを要求された場合」とは、「警告表示が他人の意見を他人の意見であることが明らかに認識できるような仕方で表明するものではなく、むしろ、たばこ製品の製造業者に帰属する可能性がある場合」を意味するという解釈を前提とすると、発信者名義が付記されてい

ない警告表示は、たばこ製造業者の意見であると消費者から受け取られる可能性を否定できない以上、「他人の意見を他人の意見であることが明らかに認識できるような仕方で表明するものではなく、たばこ製品の製造業者に帰属する可能性がある場合」に該当し、消極的意見表明の自由の制約に当たると解すべきではないか。⁽⁶⁷⁾「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」一頁は、「本法律では警告文の『発信者』名が表示されず、記載内容が特定販売業者の意見であると思われる可能性があることから、その制約の是非が問題となる」と述べているが、この記述を素直に読む限り、出題者は、「警告文の『発信者』名が表示されず、記載内容が特定販売業者の意見であると思われる可能性がある」(傍点は筆者による。)ことを決め手として、発信者名義が付記されていない警告表示の義務付けは特定販売業者の消極的表現の自由の制約に該当すると評価していると考えられる。⁽⁶⁸⁾なお、発信者名義が付記されていない警告表示の義務付けが特定販売業者の消極的表現の自由の制約に該当すると判断した場合、当該制約が許されるかどうかを検討しなければならないことは、言うまでもない。⁽⁶⁹⁾

(5) ところで、食品や医薬品などでも成分や副作用等の表示が義務付けられている。これらの表示義務は消極的表現の自由の制約に当たると言えるだろうか。この点、ドイツでは、事実の通知であって、意見の表明ではないから、これらの表示義務が意見表明の自由を制約するものではないと解されていることは、すでに述べた通りである。日本の学説においては、「医薬品の包装や有価証券の募集に当たつての目論見書」において「用法・容量や財務諸表などの中立的な客観情報」や「当該医薬品に習慣性があることや発行元企業の抱える事業上のリスクなど、事業者にとって不利な情報」の開示を義務付けることは「国家権力が意図する表現を私人に強制する、いわゆる『強制された言論』(coerced speech)に当たる」とする見解と、⁽⁷⁰⁾食品の成分表示などの表示義務は一定の場合には「表現の自由の問題

とはならない」とする見解⁽⁷¹⁾が対立している。意見の表明と事実の通知を区別せず、事実の通知も表現の自由の保護範囲に含まれるとする解釈⁽⁷²⁾を前提とすれば、消極的表現の自由の制約に当たると解することになるのか（当該制約は消費者保護のために正当化されることにはなると考えられるが）。この点は、今後さらに検討しなければならない課題である。

VI 結語

本稿の目的は、二〇〇六年（平成一八年）に実施された第一回（新）司法試験の論文式試験問題公法系科目第一問をより深く検討するための基礎的資料として、一九九七年一月二二日ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷決定の内容について、その前後の学説を含めて、詳しく紹介することにあつた。この目的は、ほぼ達成されたと考えている。すでに述べたことを繰り返す必要はないのであるが、念のために、最後に、以下の二点を指摘しておきたい。第一に指摘したのは、九七年決定は発信者名義の付記のある警告表示の義務付けの合憲性について判断したものであつて、〇六年公法系第一問で出題されたような発信者名義の付記のない警告表示の義務付けの合憲性について判断してはいないことである。ドイツにおいて、九七年決定の示した解釈論を前提とした場合に発信者名義の付記のない警告表示の義務付けが消極的意見表明の自由の制約に当たるかどうかについて議論があるが、多くの学説がこれを肯定していることは、すでに述べた通りである（繰り返しになって恐縮であるが、〇六年公法系第一問で出題されたような発信者名義の付記のない警告表示の義務付けは、連邦憲法裁判所の九七年決定の解釈論を前提として判断した場合には、（消極的）表現の自由の制約と解される可能性が高いと考えられる。したがって、九七年決定の解釈論を引き合いに出しつつ、〇六年公法系第一問で出題された

ような発信者名義の付記のない警告表示の義務付けが（消極的）表現の自由の制約に当たらないと主張（又は解説）することは、反対説に配慮した慎重な検討を経て初めて可能になると言えよう。第二に、九七年決定の示した解釈論は必ずしも盤石で安定的なものではなく、日本国憲法二二条の消極的表現の自由の問題を検討する際に、九七年決定を参考にするのは良いが、九七年決定の示した解釈論を日本国憲法の解釈に取り入れるには、九七年決定に対する学説の批判も踏まえた慎重な検討が必要なのではないか。二〇〇六年に第一回（新）司法試験が実施されてから一〇年が経過した。（新）司法試験論述式問題公法系第一問についてもすでに相当数のいわゆる過去問の蓄積がある。筆者は、法科大学院に所属する研究者として、これらの過去問を従来の学問的営為を踏まえて解析する仕事をする必要があると考えている。⁽⁷³⁾ 本稿は、その作業に向かうささやかな一歩（にもならない半歩）である。⁽⁷⁴⁾

- (1) 「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」一頁。
- (2) 「出題趣旨」前掲注(1)一頁。
- (3) 平成一八年司法試験の「新司法試験考查委員（公法系科目）に対するヒアリングの概要」六頁。
- (4) 「ヒアリング」前掲注(3)四頁。
- (5) 「ヒアリング」前掲注(3)六頁。
- (6) 「ヒアリング」前掲注(3)一頁。
- (7) 「ヒアリング」前掲注(3)一頁。
- (8) 「教科書・概説書」も数多く出版されており、そのすべてに目を通してはいるわけではないので、見落としがあるかもしれないが、最近出版された教科書をみると、例えば、市川正人『基本講義憲法』（新世社、二〇一四年）及び青柳幸一『憲法』

(尚学社、二〇一五年)においては、「表現の自由の中で」消極的表現の自由についての説明はない。他方で、「表現の自由の中で」消極的表現の自由に触れている教科書も―その数は多くはないが―あり、大きな変化とまでは言えないが、少しの変化はあったと言えるかもしれない。例えば、佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、二〇一一年)二五〇頁は、情報提供権は「いたくないことをいわない自由(『消極的情報提供権』ないしいわゆる『沈黙の自由』)を包含するが、それが問題となるのは『公表』(不特定または多数者に対する伝達)の強制の文脈においてであって、一九条に根拠する『沈黙の自由』とは性格・内容を異にする」と説明している。また、岩間昭道『憲法綱要』(尚学社、二〇一一年)九九頁は、「憲法二一条は、表現しない自由あるいは公権力等によって表現することを強制されない自由を保障する。この自由は『沈黙の自由』ともよばれている。もっとも、沈黙の対象が思想・良心、私的事項、宗教的信仰、自己の刑事上の責任に関する不利益な事項にかかわる場合には、『沈黙の自由』は、それぞれ、憲法一九条、二〇条、二三条、三八条一項によって保障されているから、憲法二一条は、それ以外の事項についての『沈黙の自由』を保障していることになる。」と説明している。さらに、渡辺康行・穴戸常寿・松本和彦・工藤達朗著『憲法I』(日本評論社、二〇一六年)二二八頁(穴戸常寿執筆)は、「積極的に『表現する』自由だけでなく、消極的に『表現しない』自由(沈黙の自由、消極的表現の自由)も、憲法二二条の保護領域に含まれる。ただし、思想・良心または信仰の核心に関する沈黙の自由は、個別法である憲法一九条または二〇条によって保護される。」と解説している。

(9) 筆者は、所属する法科大学院において、二〇二三年度から「独法」(基礎法学・隣接科目)の授業も担当しており、二〇一五年度の授業において、たばこ製品の包装における警告表示義務の憲法適合性に関するドイツの判例・学説を取り上げて、検討を加えた。筆者が、一〇年も前に出題された(新)司法試験論述式問題に含まれる憲法上の問題点について、ドイツの判例・学説を素材として検討をする機会をもったのは、上記のような、筆者のまったくの個人的な事情によるものである。

(10) BVerfGE 95, 173.

(11) 渋谷秀樹「新司法試験考查委員と問題出題のあり方について」法学セミナー編集部編『新司法試験の問題と解説 二〇〇七』(日本評論社、二〇〇七年)七頁は、「考查委員が数年前に外国憲法判例の研究会で担当し評釈も公表した事案をほぼそのまま借用したものであった」と指摘する。ただし、後で指摘するように、〇六年公法系第一問の事案は、発信者名義の

有無という極めて重要な点について、「審査委員が数年前に外国憲法判例の研究会で担当し評釈も公表した事案」に改変が加えられている点に注意が必要である。

(12) 青柳幸一「タバコ製品の包装への警告表示義務」ドイツ憲法判例研究会編（栗城壽夫・戸波江二・嶋崎健太郎編集代表）『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、二〇〇八年）二六五頁以下（初出、同「タバコ製品の包装への警告表示義務の合憲性」自治研究七六卷一一号（二〇〇〇年）一三一頁以下）。

(13) 司法試験関係者としては、何よりもまず、過去問を検討する必要がある司法試験受験生を想定しているが、時間的余裕のない司法試験受験生が本稿のような極めて専門的な研究論文を読む可能性は低いと考えられるので、法科大学院の教員の方々と受験指導に携わる方々が司法試験の過去問を検討し、受験生を指導する際に本稿を何らかの参考にしていただければ、筆者としては望外の喜びである。

(14) 青柳・前掲注(12)は、憲法研究者のみならず、多くの司法試験関係者にも読まれていると推測されるが、紙幅の制約のために、残念ながら、九七年決定の内容を詳しく紹介しておらず、司法試験関係者がこの判例解説を読んだだけでは同決定を理解することは容易ではないと思われる。本稿作成の動機は、司法試験関係者を念頭において九七年決定を、決定前後の学説などの状況も併せて、もう少し詳しく紹介する必要があるのではないかと考えたことにある。

(15) このことは基本法のコンメンタール等に掲載されている文献目録からも明らかであるので、ここでは各テーマについての文献は挙げない。

(16) Richtlinie 89/622/EWG des Rates vom 13. November 1989 zur Angleichung der Rechts- und Verwaltungsvorschriften der Mitgliedstaaten über die Etikettierung von Tabakerzeugnissen, ABl. Nr. L 359 vom 08. 12. 1989, 1 ff.

(17) Detlef Merten, Zur negativen Meinungsfreiheit, DÖV, 1990, S. 761 ff.

(18) Michael Kloepfer, Produkthinweispflichten bei Tabakwaren als Verfassungsfrage, 1991.

(19) なお、ヘラーマン (Johannes Hellermann) は、一九九二年にフライブルク大学に提出され、一九九三年に出版された学位請求論文『自由権のいわゆる消極的側面』(Johannes Hellermann, Die sogenannte negative Seite der Freiheitsrechte,

1993)において、基本法五条一項一文は「消極的意見表明の自由」を保障していないこと、国による強制に対する基本権保護は基本法二条一項の一般的行為の自由の問題として構成すべきことを主張している。

(20) BVerfGE 65, 1 (40).

(21) *Detlef Merten, Handlungsgrundrechte als Verhaltensgarantien*, VerwArch 73, (1982), S. 103 (103 ff).

(22) 本文で述べたように、本稿においてこの論点について立ち入った考察はできないが、ここで学説状況の一端に簡単に触れておくことにしたい。ショルツ (Rupert Scholz) は、「あらゆる自由権と同じように」、基本法五条一項は積極的意見表明の自由のみならず、「消極的な非表明」あるいは「意見の放棄」も保護していると述べている (Rupert Scholz, *Europäisches Gemeinschaftsrecht und innerstaatlicher Verfassungsrechtsschutz*, in: Karl Heinrich Friauf/Rupert Scholz, *Europarecht und Grundgesetz*, 1990, S. 67)。ヘルツォーク (Roman Herzog) は、「六条二項を除く基本法のすべての基本権と同じように」、五条も消極的構成要素を有する」として、自己の意見を表明する自由のみならず、意見を表明しない自由も保障されていると解する。これらの説明は、メルテンの説明と同じ趣旨であろう。ヘルツォークは、これに加えて、「かりに基本権が、基本権によって主題として言及された機能の行使だけを保障するもので、その不行使は保障しないとすれば、基本権は自由保障としての性格を失うことになり、社会政策上の制御条項になってしまうだろう。」とも指摘している (Roman Herzog, in: Maunz/Dürig, *Grundgesetz, Kommentar*, Rdnr. 40 zu Art. 5 Abs. 1, II (1992))。また、これに対して、「原理的に制限されない個人の自然的自由という想定を排斥し」、憲法が基本権を保障するのは「基本権の中に保障されている自由を現実化するため」であると理解するヘッセ (Konrad Hesse) は、「信仰を告白し、意見を表明し、結社を設立するなどの「積極的自由」のみならず、信仰を告白しない、意見を表明しない、結社に加入しないなどの「消極的自由」が保障されている理由について、「基本権の内容の積極的現実化」も重要であるが、「この現実化の自由」も重要であり、こうした自由は、「選択肢があるところでのみ」存在するからであると説明している (Konrad Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 20., neubearbeitete Auflage, 1995, S. 131 [Rdnr. 288]; S. 133 [Rdnr. 292]; フンラード・ヘッセ (初宿正典・赤坂幸一訳)『ドイツ憲法の基本的特質』(成文堂、二〇〇六年)一八八頁、一八九頁、一九二頁)。また、ヘラーマンは、「行為権

の消極的側面」という基本権解釈上のフィギア（本文で紹介したメルテンの学説を参照。）に対しても根源的な批判を行っているが、これは、意見表明の自由以外の他の基本権にも関連する大きな問題であり、ヘラーマンの主張を紹介することは本稿の範囲を越える。この論点は、意見表明の自由以外の基本権も含めた「消極的自由」一般の問題として広い視野の下で（例えば、シュニット学派とスメント学派の対立を視野に入れつつ）検討すべきものであり、今後に残された検討課題である。

- (23) *Kloepfer* (Fn. 18), S. 27 f.
- (24) *Merten* (Fn. 17), S. 766. メルテンのいう「同化の自由」には「同化を強制されない自由」も含まれると思われる。
- (25) *Edzard Schmidt-Jortzig*, Meinungs- und Informationsfreiheit, in: Josef Isensee/Paul Kirchhof (Hrsg.), *Handbuch des Staatsrechts*, Bd. VI, 1989, § 141 Rdnr. 21.
- (26) *Merten* (Fn. 17), S. 768.
- (27) *Kloepfer* (Fn. 18), S. 28 ff.
- (28) BVerfGE 65, 1 (40 f.).
- (29) *Merten* (Fn. 17), S. 767.
- (30) *Kloepfer* (Fn. 18), S. 22.
- (31) *Kloepfer* (Fn. 18), S. 14 ff.
- (32) *Merten* (Fn. 17), S. 766 f.
- (33) *Merten* (Fn. 17), S. 767 f.
- (34) *Kloepfer* (Fn. 18), S. 85.
- (35) *Merten* (Fn. 17), S. 768.
- (36) *Kloepfer* (Fn. 18), S. 40.
- (37) *Ferdinand Kirchhof/Karl Frick*, Werbeverbot und Etikettierungszwang für Tabakwaren, AfP 1991, S. 677 (679).
- (38) *Kirchhof/Frick* (Fn. 37), S. 679 f.

(39) メルテン、クレッパ―に加えて、*Stefan Hermle, Der praktische Fall — Öffentliches Recht: Kampf dem blauen Dunst, JuS 1993, S. 310 (314)* は、次のように説く。たばこ包装における警告表示においては、記載の内容が製造業者の意見と一致しているかのように消費者に見せかける可能性がある。実際には、製造業者は、この記載の内容とまさに同じ意見であるとされることを欲していない。それ故、当該記載は、製造業者の意見を反映するものではない。にもかかわらず、製造業者は、それを記載しなければならない。その点で、たばこ製造業者の「消極的」意見表明の自由が影響を受けている。何人に対しても、自己の確信と合致しない表明を強制することは許されない、と。

(40) *Michael Kloepfer, Verfassungsrecht II, 2010, S. 268 [Rdnr. 25]* は、消極的表明の自由には「その意に反して他人の意見の役に立つために動員させられない権利」も含まれるので、警告表示義務の合憲性は消極的意見表明の自由を基準として判断しなければならないと自説を述べた後、九七年決定を紹介している。*Detlef Merten, Negative Grundrechte, in: Detlef Merten/Hans Jürgen Papier, Handbuch der Grundrechte in Deutschland und Europa Bd. II, § 42 Rdnr. 108 f.* は、連邦憲法裁判所の判断は、「その矛盾する論証」の故に説得的ではないと批判する。メルテンは次のように述べる。連邦憲法裁判所は、一方において、当該警告表示に評価的で「意見形成的」内容が欠けていることを理由として、意見表明の自由の制約該当性を否定しておきながら、その直後に、それにもかかわらず、たばこ製造業者が自分の意思で警告表示の流布を支持しているという印象が生じる場合には、「意見を流布させる自由」が審査基準を提供すると指摘している。そして、連邦憲法裁判所は、警告表示の流布が「たばこ製品を営業上流通させるための一般的条件」であることを指摘するなどして、これを否定した。しかし、ここでの憲法問題は、警告表示の記載を消極的意見表明の自由の故にこの種の一般的条件とすることが許されるかどうかという点に存する、と。そして、メルテンは、自らの主張を次のように展開している。基本法五条一項一文の消極的権利は、広告をしない、又は特定の広告をしない権利も含むのであるから、国家が、その「反対効果」の故に費用をかけて構築した広告価値を切り下げてしまい、積極的広告の自由を阻害するような「否定広告」を要求することはできないのは勿論である。国家が自己の評価的表示のためにたばこ製品の包装を利用する場合、財物の処分権を制約しているだけではなく、消極的意見表明の自由を制約している、と。

(41) *Udo Di Fabio*, Produkte als Träger fremder Meinungen, NJW 1997, S. 2863 f. 本文で述べたディ・ファビオの見解と同じ見解を採るものとして *Uwe Volkmann*, Staatsrecht II Grundrechte, 2. Aufl., S. 283; *Felix Hardach / Markus Ludwigs*, Die Novellierung der Warnhinweispflicht für Takakerzeugnisse im Lichte der negativen Meinungsfreiheit, DÖV 2007, S. 288 (291) がある。

(42) *Lothar Michael / Martin Morlok*, Grundrechte, 3. Aufl. 2016, Rdnr. 216.

(43) *Martin Nolte / Christian J. Tams*, Grundfälle zu Art 5 I 1 GG, JuS 2004, S. 111 (112 f.). この学説は、文言の論拠に加えて、自己の意見と他人の意見の区別は刑法などの他の法領域においても見られることも挙げている。

(44) *Tonio Gas*, Unheimliche Warnhinweise der heimlichen EG-Gesundheitsminister: grundrechtstest?, JURA 2010, S. 700 (704) は、次のように指摘している。たばこ製品の警告表示義務の事案において、たばこ会社は、たばこ包装のデザインを自分の好きなように決めることを妨げられている。包装のグラフィックデザインは一般の営利広告と同じように意見と見ることはできない。このデザインの目的は販売であり、利潤の最大化の目的に従属する。このような場合に意見表明の自由を審査基準としないのは、意見表明の自由と経済的基本権との境界線を引くために不可欠であるからである、と。

(45) 日本国憲法の解釈としては、営利広告は、「学説では一般に表現の自由の保護に値すると考えられている」（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第六版』（岩波書店、二〇一五年）一九三頁）。そうだとすると、日本国憲法二一条一項の解釈としては、たばこ製品の包装のデザイン等を自由に決定することも表現の自由の保障の下にあり、警告表示義務が消極的表現の自由の制約には当たらないとしても、たばこ包装のデザイン等を自由に決定することを妨げられているという意味においてたばこ製造業者の表現の自由を制約している可能性がある。「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」一頁も、「自己のスペースであるにもかかわらず、包装のデザイン等を自分ですべて決めることができな点も、表現の自由の制約として問題となる」と述べている。繰り返しになるが、連邦憲法裁判所の判例においては、たばこ製品の包装のデザイン等に対する規制は原則として職業遂行の規制であると位置付けられており、平成一八年新司法試験論文式試験問題の出題者がたばこ製品の包装のデザイン等に対する規制を表現の自由の問題と捉えていることと対照的である。「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題

趣旨」一頁は、「警告表示義務が実質上販売活動を制約するものであり、また、実際にたばこの販売にマイナスの影響を与えていることから、営業の自由の制約の是非が問題となる」とも述べているが、「たばこに対する警告表示を義務付けることがどういう意味で」営業の自由（職業遂行の自由）の問題になるのかという点に関する理解の仕方について、ドイツ連邦憲法裁判所の九七年決定と平成一八年新司法試験論文式試験問題の出題者との間で大きな違いがあることは明らかであろう。

(46) BVerfGE 94, 372.

(47) BVerfGE 71, 162 (175).

(48) 営利広告が基本法五条一項一文によって保護されると判断された事例として、いわゆるベネトン・ショック広告に関する二〇〇〇年一月二二日連邦憲法裁判所第一法廷判決 (BVerfGE 102, 347) がある。連邦憲法裁判所は、同判決において、「流出してカーペット状に広がった石油の上で泳ぐ石油にまみれた鴨」、「第三世界で重労働をしている様々な年齢の子供たち」及び「H.I.V. POSITIVE」という文言のスタンプが押された裸の人間の臀部」の写真を使用したベネトン社の三種類の広告について、本文で述べた判断枠組みを用いて意見表明の自由の保護を受けるものであると判断した。連邦憲法裁判所は、次のように説示した。「三枚の争われているすべての広告写真は、この要件を充足している。これらの広告写真は、万人に関わる不都合（環境汚染、児童労働、H.I.V感染者の隔離）を具体的に示すものであり、これにより同時に社会的政治的に重要な問題に対する（否定的）価値判断を含んでいる。まさに意見形成的内容を含むところの語る画像である。……この広告は、世界の悲惨な状態を告発しようとするものである。このことを目的とし、これにより万人に関わる不都合に市民の注意を向けさせる意見表明は、基本法五条一項一文の保護を特別の程度において享受する」(S. 359)。

(49) *Di Fabio* (Fn. 41), S. 2863 f. ⁴⁹。

(50) *Hardach/Ludwigs* (Fn. 41), S. 291 f.

(51) *Werner Schroeder, Vom Brüsseler Kampf gegen den Tabakrauch - 2. Teil, EuZW 2001, S. 489 (494 f.)* は、実際の著者名義の記事を加盟国に義務付けていないたばこ指令の定めをそもそも適合性の要件を欠くと論じている。ドイツで従来行われてきたような、警告表示に「EC厚生大臣」という付記がある場合は、警告表示は明らかに他人の意見の表明であって、消費者

の目にも警告表示はたばこ製造業者に帰属しない。これに対して、製造業者がある言明を自己の意見として流布させているという印象が生じる場合、商品のデザインの枠内で一定の言明を自己の意見として表示することを拒否する基本権が無視されたことになる。意見の表明のこの制約については、何らの正当化根拠は存在しない。何故なら、警告表示の実際上の著者である「共同体」をたばこ製品において挙げないことによつて健康保護が改善される、という根拠が明らかではないからである、と。

(52) *Hardach/Ludwigs* (Fn. 41), S. 293.

(53) *Hardach/Ludwigs* (Fn. 41), S. 294.

(54) *Hardach/Ludwigs* (Fn. 41), S. 294.

(55) *Gas* (Fn. 44), S. 703 f.

(56) *Gas* (Fn. 44), S. 704 f.

(57) *Gas* (Fn. 44), S. 705.

(58) 例として *Helmuth Schulze-Fielitz*, in: Horst Dreier (Hrsg.), *Grundgesetz-Kommentar*, Bd. 1, 2. Aufl. 2004, Art. 5 I, II Rdnr. 74.

(59) *Martin Wachovius*, *Rauchen tötet! Negative Meinungsfreiheit aus nationaler und gemeinschaftsrechtlicher Perspektive*, BayVBl. 2005, S. 615 (618) は、連邦憲法裁判所は、警告表示に「EC厚生大臣」という発信者名義が付記されていることから、警告表示を「明らかな他人の意見の再現」を評価したのであり、かりに発信者名義が存在しなければ、連邦憲法裁判所は、五条一項の関連性を疑わなかったであろう、と指摘する。Heinrich Wißms, *Staatsrecht II*, 2010, Rdnr. 583 も、警告文に「EC厚生大臣」と付記することは許されなくなった以上、当該表現がたばこ製品の製造業者に帰属させられる可能性があることを前提としなければならず、従つて、当該記載は消極的意見表明の自由を基準としても審査さなければならぬと指摘する。

(60) なお、*Christian Koenig/Jürgen Kühling*, *Der Streit um die neue Tabakproduktrichtlinie*, EWS 2002, S. 12 (15 f.) は、発信者名義のない警告表示の義務付けは必要性の要件を欠き、欧州共同体法上の「比例原則」に反すると論じている。まず、

ドイツにおける消極的意見表明の自由 (岡田)

発信者名義のない警告表示の義務付けは、たばこ製造業者が警告表示の内容との同化を強制され、自分はこれと異なる見解であることを表明することはできないという点において、発信者名義の記載のある警告表示の義務付けと比較してより重大な制約である。そこで、発信者名義のない警告表示の義務付けが、発信者名義の記載のある警告表示の義務付けよりも目的の達成により効果的であるかどうか問題となり、これを肯定するためには、製造業者による情報提供が官庁による情報提供よりもより説得的で実効的であることが示されなければならないが、このことに説得力があるとは言えない。したがって、発信者名義のない警告表示の義務付けは必要性の要件を欠く、と。また、仮に必要性の要件を充足していると仮定したとしても、発信者名義のない警告表示の義務付けは、狭義の比例原則に反すると指摘する。何故なら、発信者名義のない警告表示の義務付けによる実効性という利益は、他人の見解の内容を自分の見解の内容としてコミュニケーションするという「比較にならないほど重大な」強制を正当化することはできないからである。

(61) 佐藤幸治「表現の自由」芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(1)』(有斐閣、一九七八年)四五頁以下。初宿正典『憲法2基本権(第三版)』(成文堂、二〇一〇年)二〇五頁以下も、「第二〇条の信教の自由も第二三条の学問の自由も、その信仰や学問的見解の表明を欲しない者が、その表明を強制されないという意味での『沈黙の自由』をその内実として含んでいると解される」と「同様に、第二一条一項の表現の自由についても、内心における精神作用の結果を公表したくないときには、これを公表させられない自由としての『沈黙の自由』を含んでいると解される」と説いている。上記の諸学説において表現の自由には消極的表現の自由も含まれるとする根拠となっているのが、「自由権の保障は積極・消極の両作用を表裏の関係において包含する」という基本権解釈上の命題である。ドイツにおいてこのような基本権解釈上の命題が成立するかどうかについて争いがあることは、すでに述べた通りであり、本稿においてこの論点について立ち入った検討を加えることができないことも、すでに述べた通りである。

なお、憲法一九条によっても「沈黙の自由」が保障されていると解されており、憲法一九条の保護範囲と憲法二一条の保護範囲との相互関係についても検討しなければならないが、本稿はこの点については触れない(この点については、渡辺ほか『憲法Ⅰ』前掲注(8)一六二頁以下〔渡辺康行執筆〕、芹沢斉「良心の自由と謝罪広告の強制」長谷部恭男・石川健治・穴戸常

寿編『憲法判例百選Ⅰ第六版』（有斐閣、二〇一三年）七七頁以下、杉原泰雄編『新版体系憲法事典』（三省堂、二〇〇八年）四七〇頁以下〔西原博史執筆〕などを参照。）

ところで、木村草太『司法試験論文過去問 L I V E 解説講義本 木村草太憲法』（辰巳法律研究所、二〇一四年）五四頁は、「消極的言論の自由の保障根拠は、プライバシー権と同趣旨です。自分がコミットしていないメッセージの発信を強制されると、本来の自己像とは違う像が社会に流通してしまいます。例えば、ここで問題となった警告文の内容は、『タバコは、人を死に追いやる極めて危険な商品であり、買うべきではない』という趣旨のものです。もし、T社に、その主張を発信するよう義務付けると、社会には、『T社は商品の危険性を認識しつつ、平然と販売する極めて不誠実な会社だ』という像が流通します。これは不当だというのが、消極的表現の自由の保障根拠です。」と主張している。この主張は、上記の「自由権の本質」論とは異なる保障根拠を示しており、注目に値する。なお、この主張は、消極的意見表明の自由の保障根拠に関するメルテンの考え方と類似している点でも興味深い。

また、渡辺ほか『憲法Ⅰ』前掲注（8）二六三頁以下〔工藤達朗執筆〕は、「憲法二〇条二項は、宗教上の集会の自由について、参加を強制されない自由を明文で保障しているが、この消極的自由はすべての集会にあてはまる」ことを理由として、「『集会の自由』は、集会を開催し、または集会に参加することを公権力によって妨害されない自由（積極的集会の自由）であるだけではなく、集会を開催せず、集会に参加しない自由、すなわち、集会を開催し集会に参加するよう公権力によって強制されない自由（消極的集会の自由）を含む」と述べている。憲法二〇条二項という明文上の根拠を手掛かりに憲法上の保護を「宗教上の」集会以外の集会にも及ぼしていこうとする手堅い解釈論であるが、「集会の自由」以外の自由権にも消極的自由が含まれるのか否かは必ずしも明らかではない。

（62） 小山剛『憲法上の権利』の作法第三版（尚学社、二〇一六年）三二頁。なお、本文で引用した部分がドイツの憲法判例の説明であるのか、それとも日本国憲法二二条一項の解釈論であるのかは必ずしも明確ではないが、ここでは後者であると理解して論述を進める。

（63） 蟻川恒正「対抗を読む（一）」法学セミナー六七号（二〇一〇年）七〇頁。

ドイツにおける消極的意見表明の自由（岡田）

(64) 木村・前掲注(61)五一頁以下。木村自身の見解として、「私は、商品の側面に国家名義を表示せずに文章があれば、受け手はT社名義の言論と捉えるのが自然なので、名義はT社であると考えます。したがって、消極的表現の自由の侵害があり、違憲と処理するのが妥当だと思います。」(前掲書六五頁)との見解が示されている。

(65) 松本和彦「公法系科目論文式試験の問題と解説」法学セミナー編集部編『新司法試験の問題と解説二〇〇六』(日本評論社、二〇〇六年)二四頁は、「警告文の表示義務づけによつて、原告が支持しない見解を表現するよう強制されているところをつかまえて、そのような表現の強制は消極的な意味での表現の自由を侵害すると構成することができ」と解説している。この見解は、自分の意見として表現することを強制されているか、それとも他人の意見として表現することを強制されているかを問題とすることなく、「原告が支持しない見解を表現するよう強制されている」ことを消極的表現の自由の侵害と捉えており、筆者の見解と軌を一にする。

(66) 最大判昭和二十七年八月六日刑集六卷八号九七四頁(石井記者事件)。

(67) 蟻川・前掲注(63)七〇頁は、発信者名義のない警告表示の義務付けについて、「表示者名の記載(顕名性)はないけれども、警告文が表示されている場所が製造たばこのパッケージ上であることからすれば、当該警告文を、たばこ会社の(名による)表現であると解しうる余地はある」が、「たばこ会社が自己に不利益な表現行為を自ら行っているとは思われないのが通常であるから……消極的表現の自由を厳密な意味で主張しうる理論的可能性は小さいといわなければならない」と述べているが、かりに蟻川の事実評価を前提としてドイツ連邦憲法裁判所の九七年決定の判断枠組みによつて判断すると、「表示者名の記載(顕名性)はない」警告表示文の掲載を義務付けることは、「警告文が表示されている場所が製造たばこのパッケージ上であることからすれば、当該警告文を、たばこ会社の(名による)表現であると解しうる余地はある」(傍点は筆者による。)のであるから、「たばこ会社が自己に不利益な表現行為を自ら行っているとは思われないのが通常である」(傍点は筆者による。)としても、「警告表示が他人の意見であることが明らかに認識できるようなものではなく、たばこ製品の製造業者に帰属する可能性がある場合」(傍点は筆者による。)に該当し、消極的意見表明の自由の制約に当たると解すべきことになる。蟻川の見解を採用した場合、消極的表現の自由の制約に該当すると評価される範囲は、ドイツ連邦憲法裁判所が九七年決定で示した解釈に

よる場合よりも狭く限定されることに注意しておく必要がある。

なお、すでに本文で見たように、ドイツの学説においても、発信者名義の記載のない警告表示の義務付けも消極的意見表明の自由の制約に当たらないと解する見解も主張されている。この学説が意見表明の自由の制約該当性を否定する根拠として挙げているのは、①平均的受信者は、たばこ製造業者が自発的に喫煙の評判を落とすようなことを、しかも異様に威嚇的であった画一的なレイアウトするなどとは考えないから、平均的受信者にとって、たばこ製造業者が警告表示の記載を強いられているのであり、実際に警告表示の内容を支持しているわけではないことは明らかであること、②「EC厚生大臣」と付記された警告表示が数年来知られているのであり、「EC厚生大臣」との付記がなくなつたからといって、たばこ製造業者が言わば一夜にして警告表示に納得したと考えるのは、「全く浮世離れした想定」であることを挙げているが、②の論拠は、発信者名義の付記のある警告表示の義務付けから発信者名義の付記のない警告表示の義務付けに変更したというドイツ特有の事情を背景とするものであり、○六年公法系第一問の事案のように、当初から発信者名義の付記のない警告表示を義務付ける場合はこのような事情はなく、②の論拠を持ち出すことはできない。

(68) 発信者名義の有無という点において、○六年公法系第一問と九七年決定の事案は決定的に異なる。九七年決定は、発信者名義の付記された警告表示の義務付けは消極的意見表明の制約に当たらないと判断したが、ドイツにおいて、九七年決定の解釈論を前提とした場合に発信者名義の付記のない警告表示の義務付けが消極的意見表明の自由の制約に当たるかどうかについて議論があり、多くの学説がこれを肯定していることは、本文で述べたとおりである。○六年公法系第一問の出題者が九七年決定の事案に改変を加えて、発信者名義の付記のない警告表示義務の事案を出題した趣旨あるいは意図を推測してみると、次のようになる。仮にドイツの学生に向けた問題であれば、発信者名義の付記のない警告表示の義務付けの憲法適合性を争点とする事例問題は連邦憲法裁判所の九七年決定を先例とした事例判断を求めた問題と考えることができるが、ドイツ連邦憲法裁判所の判例についての知識のない日本の司法試験受験生を対象とした問題を上記のように位置付けることはできないことは言うまでもない。筆者は、○六年公法系第一問の出題者が九七年決定の事案を発信者名義の付記のない警告表示義務の事案に改変したのは、事案を確実に「表現の自由」の制約の問題とするためではないか（言い換えると、「表現の自由」の制約の問

題と構成しない答案が出ることを出来る限り防ぐためではないか」と考えている。九七年決定は、発信者名義の付記のある警告表示の義務付けについて、消極的意見表明の自由の制約に該当しないとの判断を示したのであるから、発信者名義の付記のある警告表示の義務付けの事案を出題した場合、発信者名義の付記のある警告表示の義務付けが消極的表現の自由の制約に当たることを否定する答案が出てくる可能性を完全に排除することはできない。これに対して、発信者名義の付記のない警告表示の義務付けについて、(ドイツにおける)多くの学説は、これが消極的意見表明の自由の制約に該当することを肯定している。なので、発信者名義の付記のない警告表示の義務付けの事案を出題した場合、消極的表現の自由の制約に該当しないと論述する答案が出てくる可能性は減少する。筆者は、○六年公法系第一問の出題者はこのように考えたのではないかと推測している。実際、「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」一頁は、「本法律では警告文の『発信者』名が表示されず、記載内容が特定販売業者の意見であると思われる可能性があることから、その制約の是非が問題となる」(傍点は筆者による。)と述べており、消極的表現の自由の制約の有無については争点としていない(制約の「有無」ではなく、「制約の是非が問題となる」という記述は、これを素直に読む限り、制約があることを前提としている。もともと、日本の司法試験の受験生がドイツ連邦憲法裁判所の判例を知っていて、発信者名義の付記のある警告表示の義務付けについて、発信者名義のあることに着目して消極的表現の自由の制約に当たらないと論述するという想定はおよそ現実離れしており、筆者の推測は間違っている可能性が極めて高いことも否定できないが)。

また、上記の考え方を前提とすると、○六年公法系第一問の出題者が、発信者名義がT社に帰属するか、国に帰属するかという点を捉えて、原告側と被告側で消極的表現の自由の制約該当性について争わせるという構成を想定していたとは筆者には考えられない(木村・前掲注(61)六二頁以下は、被告側の反論として、「警告文の名義は国家であることを主張しましょう」と指摘し、被告としては、『本件法律は公布された法律であり、警告文が法的に義務付けられたものであることは、国民の目から見て明らかである。よって、警告文の名義は国家である』といった主張が考えられます。(改行)これを前提にすると、消極的表現の自由の制約自体がないということになり、厳格な基準にあてはめる前の段階で、主張を切ることができず。」と解説しており、上記の構成を採用している)。なお、念のために言えば、筆者の推測の通りに上記の構成が出題者の想定と

は異なっていたとしても、このような構成の答案を受験生が実際に現場で作成したとすれば、この答案に極めて高い評価を与えるべきであることは言うまでもない。

(69) 本文で述べたように、発信者名義が付記されていない警告表示の義務付けが消極的意見表明の自由の制約に当たると解した場合、この制約が許されるかどうかをさらに検討しなければならない。○六年公法系第一問の事案における「発信者名義が付記されていない警告表示の義務付け」が憲法上正当化されるかどうかという点について答案においてどのような論述をすべきなのか問題となる。以下において、この問題に若干のコメントをしておきたい。「平成二二年新司法試験の採点実感等に関する意見（憲法）」によると、「憲法上の問題を検討するに当たっては、判断枠組みの構築と当該事案における個別的・具体的な検討が必要不可欠である」ところ、まず、「判断枠組みの構築」については、筆者の見解として述べるべきものはない（司法試験受験生にとっては、「表現の自由に対する制約は、表現の内容にもとづく制約と内容中立的制約とに区分することができ、内容にもとづく制約は、表現の自由の保障に及ぼす影響が重大であるため、最も厳格な違憲審査基準に服する。そして、表現の内容に基づく制約のうち、もともと強度の高い侵害は『強制された言論 (coerced speech)』、つまり本人の意思とは無関係に、しかもあたかも本人の意思によるかのように特定の内容の表現行為を強制する措置である。」との長谷部恭男「名誉回復処分としての訂正放送命令」平成一三年度重要判例解説（有斐閣、二〇〇二年）一七頁の指摘が参考になろう。）。つぎに、「当該事案における個別的・具体的な検討」であるが、「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」一頁によると、「本法律による規制目的の正当性については原告も争っていないので、本問においては、規制目的と手段の関連性や手段自体の相当性が主たる争点となる」。問題文に記載された資料三「相談要旨」において、「警告表示法第一条で規定されている、たばこによる疾病・死亡の低減、受動喫煙がもたらす害の排除・減少、未成年者の喫煙防止、そして喫煙の社会的費用の抑制という立法目的には異論はないが、その目的を達成する規制手段の点で憲法上も問題があるのではないか。」という「T社の法務部長ら」の主張が掲載されているのであるから、「T社から依頼を受けた訴訟代理人」は、「設問一」においては、この主張に沿って、「規制目的と手段の関連性や手段自体の相当性」を攻撃する主張を組み立てなければならない。そして、本稿で検討したドイツの判例及び学説上の議論を踏まえると、「規制目的と手段の関連性や手段自体の相当性」を攻撃する「T社から依

頼を受けた訴訟代理人」の主張として、少なくとも以下の二つの主張が効果的であるようにも思われる。以下、この点に関して、筆者の所見を述べてみたい（なお、大島義則『憲法ガール』（法律文化社、二〇一三年）一七一頁以下は、「目的については原告は争っていない、つまりたとえ問題点があったとしても点数が振られていないわけだから、目的と手段の関連性や手段の必要性に照準を定めて論証をしていくべき」であると指摘しつつ、①たばこによる疾病・死亡の低減及び②受動喫煙がもたらす害の排除・減少という目的については、「病気の要因は様々な環境因子によるもので喫煙が唯一の原因ではないというT社の主張に基づいて、①②の目的との関連性を否定できそうであること、③未成年の喫煙防止という目的については、「警告表示義務を課することによって未成年者喫煙が減少するとの因果的連関を基礎付ける社会的・科学的根拠が見当たらない」と、④喫煙の社会的費用の抑制という目的については、「ベネフィットとしてたばこ税収約二兆円が計上されて」いるが、「たばこ産業全体が得られる利益が計上されていない一方、コストには喫煙によって失われる労働力まで極めて広範なコストが計上されており、データの妥当性が疑われるため、規制強化により社会的費用抑制につながるかは不明」であること、最後に、「事実の情報提供を越えて政府の特定の見解を特定販売業者の意に反して強制すること（特別警告文付）は、必要最小限度の手段とも」言えないことを指摘している。上記の主張のうち最後のものは、以下に述べる第一の主張と重なるところがあるが、それ以外の主張は、以下に検討する二つの主張とは異なるものである。以下の検討は、筆者が効果的であると考え二つの主張に絞って行うものであり、筆者はそれ以外の主張を否定しようとする意図はまったく有していない。このことを念のために述べておきたい。）。

第一に、警告表示法が記載を義務付けている警告文の「内容」に憲法上問題があるとの主張が考えられる。「T社の法務部長ら」は、資料三「相談要旨」において、「今回の警告表示法は、『喫煙者は早死にする』、『喫煙は致命的な肺がんを引き起こす』など、従前の警告文に比べてショッキングな警告文の記載を……義務付けるというもの」であり、「事実の問題として、喫煙によって健康被害（肺がん、心臓病、脳卒中、胎児への害など）のリスクは高まるかもしれないが、病気の要因は様々な環境因子によるもの。喫煙が唯一の原因ではない。……当社の見解と異なる警告文の掲載を義務付けられることは、耐えられない。」と述べている。「T社の法務部長ら」が比較の対象としている「従前の警告文」（の一例）として、問題文は、「喫煙は、

あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。疫学的な推計によると、喫煙者は肺がんにより死亡する危険性が非喫煙者に比べて約二倍から四倍高くなります。」という内容の「注意表示」文を挙げている。従前の警告文の内容は、健康に対する危険の可能性に関する科学的に証明された客観的かつ中立的なデータの提示であると理解することが出来る範囲にとどまっているのに対して、○六年公法第一問の問題文に記載された警告表示法第五条において定められた警告文は、(イ)「喫煙者は、早死にする。」、(イ)「喫煙は、致命的な肺がんを引き起こす。」、(ウ)「喫煙は、動脈を詰まらせ、心臓病と脳卒中の原因となる。」(エ)「妊娠時の喫煙は、胎児に害を与える。」、(オ)「喫煙は、非常に依存性が高い。吸い始めてはいけない。」というものであり、喫煙に対する一定の(消極的)価値判断を含み、消費者が喫煙をやめるように誘導しようとして威嚇的、断定的言い回しを使用している点で特徴的であると言えよう。しかも、「T社の法務部長ら」は、「事実の問題として、喫煙によって健康被害(肺がん、心臓病、脳卒中、胎児への害など)のリスクは高まるかもしれないが、病気の要因は様々な環境因子によるもの。喫煙が唯一の原因ではない。」と述べており、国によって事実に反する虚偽の内容の表示を義務付けられていると「穏やかとは言えない」主張をしているのである。「T社から依頼を受けた訴訟代理人」としては、「T社の法務部長ら」の主張に沿って、警告文の「内容」に憲法上問題があるとの主張を展開しなければならないのであるが、残念ながら、現在の筆者には、警告文の「内容」に憲法上問題があるとの主張をどのように展開すべきなのか、例えば、この主張をそもそも比例原則違反の問題として構成することができるのか、かりに比例原則違反の問題として構成することができるとして、「適合性」、「必要性」及び「狭義の比例性」のうちどの要件の問題として位置付けるべきなのか、といった点について、未だ確固たる考えをもつに至っていない。この点に関するドイツの議論を見ると、クレッパは、「虚偽の」言明を流布させることの義務付けを「狭義の比例原則」の違反として構成しているのに対して、キルヒホフ／フリックは、比例原則違反を検討した後、比例原則とは別個独立に「客観性要請」に違反すると論じており、ドイツにおいても考え方が確立しているわけではないようである。

第二に、発信者名義を付記しない警告表示文を記載することの義務付けは、発信者名義(政府名義)を付記した警告表示文の記載の義務付けというT社の消極的表現の自由をより少なくしか制約しない手段があるため、手段の「必要性」の要件を欠くという主張(以下、この主張を「主張②」という。)が考えられる。本文において述べたように、たばこ製品の表示義務に

関する新規制に関連して発信者名義の記載のない警告表示の義務付けが違憲であると主張するドイツの学説が示す論拠の一つは、発信者名義の付記のある警告表示を義務付けるといふより緩やかな手段があるから、発信者名義の記載のない警告表示の義務付けは比例原則（必要性の要件）に合致していないというものであり、上記の主張はまさにドイツの学説と同じ型の論証をしようとするものである。木村・前掲注(61)五五頁も、「他方、手段審査ですが、警告文の強制は、目的達成に役立っているであろうから、関連性を否定するのは無理です。しかし、必要性については、『少なくとも、政府名義を明確に表示する』という代替手段があります。政府名義にすれば、消極的表現の自由の制約はなくなるので、これは明らかに、より制限的でない他の選りうる手段があるということになるでしょう。（改行）とすれば、必要性がなく、この規制は憲法二一条一項に違反すると評価することができます。」と解説している（なお、「政府名義にすれば、消極的表現の自由の制約はなくなる」という点については疑問の余地があることは、すでに述べた通りである。）。

もともと、警告表示文における発信者名義の付記の有無が合憲か違憲かの結論を左右する分岐点の一つであることを、平均的な司法試験受験生が気付くとは到底思えないし、平均的な司法試験受験生に対して、「T社から依頼を受けた訴訟代理人」の主張として主張②のような主張を展開することを求めることはできないと思われる。○六年公法系第一問の出題者も「T社から依頼を受けた訴訟代理人」の主張として主張②のような主張を想定していたとは筆者にはとても考えられない。そもそも、ドイツの学説が発信者名義の付記の有無に着目するのは、指令89/622が、警告表示に発信者名義を付記するかどうかにについて加盟国の選択に委ねており、指令をドイツの国内法に置換するに際して、警告表示に発信者名義を付記するかどうかが具体的な争点となったこと（本文で述べたようにドイツは警告表示に発信者名義を付記するという選択をした。）、そして、二〇〇〇年代に入ってから制定されたたばこ製品命令によって、警告表示に「EC厚生大臣」と付記することを定めていた規定が削除され、発信者名義の付記のない警告表示の義務付けの憲法適合性が、発信者名義の付記のある警告表示との比較において改めて議論されているという背景がある。○六年公法系第一問の出題者が、このようなドイツの事情を知らない日本の司法試験の受験生に対して、発信者名義の付記の有無に着目して論述せよと要求していると考えるのは現実的ではないだろう。「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」一頁は、「本法律では警告文の『発信者』名が表示されず、記載内容が特定販売

業者の意見であると思われる可能性があることから、その制約の是非が問題となる」と述べているが、この文章は、基本権制約の該当性の判断に当たって発信者名義の表示がないことを考慮することを求めているにとどまり、基本権制約の正当化の段階で発信者名義の表示の有無を争点にすべきことを述べているものではない。さらに、「平成一八年新司法試験論文式試験問題出題趣旨」においても、平成一八年司法試験「新司法試験審査委員（公法系科目）に対するヒアリング」においても、「規制目的と手段の関連性や手段自体の相当性」を具体的に検討する際に、発信者名義の表示の有無を争点にすべきだということを誘導ないし示唆する記述は一切存在しない。このように考えると、発信者名義を付記しない警告表示文を記載することの義務付けは、発信者名義（政府名義）を付記した警告表示文の記載の義務付けというT社の消極的表現の自由をより少なくしか制約しない手段があるため、手段の「必要性」の要件を欠くという主張は、ドイツの学説上の議論を踏まえると、「T社から依頼を受けた訴訟代理人」の主張として最も有効かつ適切なものであると考えられるが、平均的な司法試験受験生が答案に書くことを期待されるものでないと言えよう（もつとも、木村・前掲注(61)四九頁以下が、「この問題では、警告文の名義をどのように理解するかが、重要なポイント」（六二頁）であるという観点から〇六年公法系第一問を解説しており、現時点においては、「警告文の名義」の問題は、司法試験関係者において広く認識されているかもしれないが、少なくとも二〇〇六年当時の現場の司法試験受験生がこの問題に気付くとは思えない。）

筆者は、平均的な司法試験受験生が「T社から依頼を受けた訴訟代理人」の主張として上記主張②のような主張を展開することは期待できないと述べたところであるが、しかし、従来の学説においてヒントとなる見解がないわけではないことも指摘しておかなければならない。例えば、初宿・前掲注(61)二〇五頁は、謝罪広告の強制が憲法二一条一項に違反するかどうかについて、『謝罪広告』という形式によるかどうかは別として、被告本人の名義での広告は、社会的には、必然的に被告本人が該問題について謝罪または取消しをしたと受け取られるという効果を生むこととなる。原告の名譽を回復するという目的は正当であるとしても、被告の意思に反してまでこうした義務を課すべきではないように思われる。それゆえ、少なくとも加害者（被告）が自然人である場合には、その費用で原告にかかわる該事実が虚偽であった旨の判決または広告を裁判所名義で公表せしめることで十分であり、それ以上に被告名義での広告を強制することは、ゆきすぎというべきであろう。」と主張してい

るが、「被告本人の名義での広告」と比較して、被告の「費用で原告にかかわる該事実が虚偽であった旨の判決または広告を裁判所名義で公表せしめること」のほうが被告にとって人権をより制約しない手段であるという評価がこの主張の前提となっている。もし司法試験受験生が謝罪広告を命じる判決の合憲性をめぐる議論をしつかりと勉強していれば、具体的事案の検討において「名義」の問題が結論を左右するほど重要であることに気付くことができたかもしれない（が、その可能性は極めて低いと考えられる）。

(70) 安念潤司「演習」法学教室二九六号（二〇〇五年）一五三頁。

(71) 小山・前掲注(62)三三頁は、次のように説く。「たばこパッケージへの警告文の掲載が事業者の（消極的）表現の自由を制約するかどうかについて、連邦憲法裁判所は、次のように説示している（Beverly 95, 173）。それによれば、表現の自由の制約に当たるのは、たばこの警告文が事業者自身の表現であるとみなされる場合に限られる。他人の意見が、自分の意見として流布されないという保障が、この基本権の保護領域だからである。したがって、警告文表示が事業者自身の意見ではなく、国によつてたばこ製品の販売に対して課せられた条件であると広く認識されている場合には、表示義務は、表現の自由の問題とはならない。食品の成分表示なども、これと同様に考えることができる。」ドイツでは、「食品の成分表示」は「事実の通知」であつて、「意見の表明」ではないから、意見表明の自由（五条一項一文）の制約に当たらないと説明するのが一般的であると思われるので、この点に留意する必要があるが、小山説は、ドイツの学説を日本国憲法の規定に合わせて修正した極めて練り上げられた実践的な解釈論と評価すべきであろう。

(72) 渡辺ほか『憲法I』前掲注(8)二二八頁（穴戸常寿執筆）は、日本国憲法二二条一項の「表現」は、「内心の思想・意見の表明である『言論』を中核に、広くコミュニケーションのための情報発信を含む」と述べている。

(73) そのような仕事としては、何よりもまず蟻川恒正の一連の論稿を挙げなければならない。最近のものとして、蟻川恒正「二〇一三年司法試験公法系第一問」法学教室二九四号（二〇一三年）一二二頁以下、同「二〇一四年司法試験公法系第一問」法学教室四〇六号（二〇一四年）一一八頁以下、同「二〇一五年司法試験公法系第一問」法学教室四一八号（二〇一五年）九九頁以下、同「二〇一六年司法試験公法系第一問(1)」法学教室四三〇号（二〇一六年）七五頁以下、同「二〇一六年司法試験

験公法系第一問(2) 法学教室四三二一(二〇一六年) 八四頁以下、同「二〇一六年司法試験公法系第一問(3)」法学教室四三二一(二〇一六年) 一一二頁以下がある。また、木村・前掲注(61)は、二〇〇六年から二〇一四年までの(新)司法試験論述式試験問題公法系第一問について詳細な解説を加えたものであるが、信頼性の高い解説に加えて参考答案も付されており、同書により学生指導に際しての筆者の負担が大幅に軽減された。また、毎年、司法試験論述式試験実施後に法学セミナー及び受験新報に掲載される諸先生方の解説も参照していることは言うまでもない。

なお、旧司法試験の論述式問題については、棟居快行『憲法講義案Ⅱ(理論演習Ⅱ)』(信山社、一九九三年)及び同『司法試験 論文本試験過去問 憲法』(辰巳法律研究所、二〇〇〇年)による刺激的な解説があり、筆者は、今でも旧司法試験のいわゆる過去問を学生指導に使っているが、その際に同書を大いに活用している。とくに、後者は、(新)司法試験のいわゆる過去問が十分に蓄積されていない時期においては、愛読書といってもよいくらいであった。

(74) 司法試験のいわゆる過去問を学問的に検討するという本稿の着想は、実は、内山忠明先生の論文「建築基準法四二条二項の規定による道路」日本大学法科大学院法務研究三三(二〇〇七年) 五七頁以下から得ている。同論文は、第一回(新)司法試験論文式試験問題公法系科目第二問を批判的に検討したものであるが、筆者には、実務家としての経験を踏まえた鋭利な分析に圧倒された記憶があり(もともと、上記内山論文は行政法の論文であり、もっぱら憲法の勉強をしている筆者にはその内容を十分に理解した自信はまったくないので、正確に言えば、鋭利な分析をしているとの印象を漠然と抱いたと言わなければならないが)、当時、いつの日か機会があれば自分でも司法試験の過去問を――内山先生の水準には到底達しないとしても――学問的に検討した論文を書いてみたいと密かに考えたのであった。内山先生は、二〇一六年四月に古稀を迎えられ、日本大学法学部を定年により退職されたが、日本大学大学院法務研究科の創設直後の時期において同研究科の専任教員として(教育の面のみならず、執行部の一員として)同研究科の礎を築き、その発展にも多大なる貢献をされた(このことを申し上げるのは、当時を知る関係者にとっては周知のことではあるが、法務研究科でも当時を知る専任教員は少なくなっているからである。)。内山先生は研究と実務の双方に精通されていて、「理論と実務の架橋」を求められる法科大学院の教員としてまさに理想的な人であり、短い期間ではあったが、同僚として親しくお付き合いをさせていただき、その仕事振りを近くで見ることができた

のは得難い貴重な経験であつた。末筆ではあるが、先生の今後のご健勝を心よりお祈りしたい。

人間存在の刑事法学

——法の矛盾を検証する——

船 山 泰 範

一 問題の所在——「と」と「の」の違いを踏まえて

ベツカリアアの『犯罪と刑罰』の魅力は、ことがらを考えるにあたって、常に「人間」を基準としていることである。たとえば、「人間がじぶんの行動を規制するのは、彼が知らない苦痛によってではなく、彼が知っている苦痛の反復的経験によってである。」⁽¹⁾とする。この洞察が、後に展開される、死刑より無期懲役の方が「人々に犯罪を思い止まらせる」⁽²⁾のに役立つ、との提言の前提となることはいうまでもない。

さて、「人間存在の刑事法学」⁽³⁾という論題は、刑事法学は、人間がいかなる存在であるかを探求する学問であると

いうことを自覚して取り組む必要があるという認識を示したものである。これは、刑事法のあり方を考えるにあたって、人間がいかなる存在であるかという視点を意識する必要があるとする点で、単に法を制度として捉えるに止まっていたはならないことを宣言、いや、自覚するものである。

ところで、人間性からみたとき、法のあり方には配慮が働いていると思われる場面もあるが、全体としてみると、矛盾としか言いようのないものが散見される。本稿は、法の矛盾が見逃し難い場合を指摘するとともに、あるべき姿を模索するところに狙いがある。法が人間の作品ならば、それを造り変えていくこともできるはずである。ただし、「法は人間の作品」と喝破したラードブルフが、だからそれは「その理念からのみ理解されうる」と注意書きをして⁽⁵⁾いる点に着目しなければならない。理念なしの改変は破壊でしかないからである。

それはさておき、近時、私のために「人間存在と刑事法学」という表題になる論文集（日本法学八二巻二号）が編まれたので、「と」と「の」の違いについて管見を示すことをお許し頂きたい。

まず、「の」で結びつけるのは、刑事法学が、「人間存在」、すなわち人間のくせや陥りがちなことを踏まえて考察する必要があるという意識に基づくものにほかならない。それに対し、「と」で両者を並べているのは、人間がいかなるものかということを究明するすべての学問と刑事法学の関係を捉えようとする広い視点からのネーミングであると思う。執筆者を幅広く迎えて小生を励まそうとされた編集委員の先生方には感謝を申し上げます。

ただ、私としては、人間学の視点⁽⁶⁾をさらに磨いて刑法学の研鑽を努めていく所存なので、「の」としたということである。

それにしても当然のことながら、日本語における助詞の使い方には微妙なところがあると思う。かつて、岡本太郎

が、講演会「芸術と人生」の冒頭で、設定したNHKに、いわば文句をつけて、「芸術は人生」とか、「人生は芸術」というなら自分に一家言があるが、「と」で繋ぐのは納得できない旨の発言をされていた。^⑦ 助詞一つで論題の趣旨そのものが変わることは肝に銘じたいところである。

閑話休題、本筋に戻ることしよう。私が刑事法学を人間存在で規定づけるのは、刑事司法の実情を眺めたとき、人間の尊厳を冒瀆したり、人間相互の関係を軽視したりする事例にたびたび遭遇するからである。次の事例もその一つである。

ある法人税法違反事件に関して、納税申告を手伝ったN子に対し通脱罪の幫助犯の容疑がかけられたが、N子が黙秘したことなどから保釈が認められず、未決勾留は一年二か月に及んだのである。黙秘している被告人を保釈すれば証拠隠滅をするにちがいないから、保釈するわけにはいかないというのが検察官の論拠のようである。その根拠となる条文は、刑訴六〇条一項二号である。しかも、保釈を許す権限を有する裁判所（刑訴八九条）がそれに追隨しているのである。検察が握っている証拠に同意しないかぎり、保釈を認めないという、いわゆる「人質司法」がここに見られるのである。ちなみに、本件（倉敷民商事件と呼ぶ）に関しては、法人税法違反の「正犯」である社長夫婦については身柄拘束もなされていなかった。

このような偏見と不公平という法の理念に反する刑事司法の現状を目にするにつけ、法律上の矛盾と思われるものについて、人間の尊厳^⑧を重視するためにどうしたらよいか、検証する必要がある、と思うのである。

二 自己の刑事事件に関する証拠隠滅について、実体法と手続法は矛盾していないか

(一) 実体法における可罰範囲

実体法と手続法（訴訟法）が、規範として逆方向を示しているのではないかと思われる例について検討を加えてみよう。

証拠隠滅行為について、まず、実体法はどのように規定しているか。

ア、刑法一〇四条の立法趣旨 実体法である刑法一〇四条は、可罰行為を「他人の刑事事件」に関する証拠の隠滅等に限定している。「自己の刑事事件」を含めない立法趣旨は、犯罪行為を行なった者が、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅したりしないという、他の適法行為を期待することは難しいからである。⁹⁾ なお、段階的な犯罪成立要件の筋に従うと、その行為は、構成要件に該当するが、有責性を欠くために処罰されないと理解される。

ただし、ここで注意しなければならないのは、このような説明は法律専門家の言い方であるということである。というのは、刑法典を一般国民が読むとすれば、「自己の刑事事件」に関する証拠の隠滅をしたとしても犯罪にあたらないうのは、刑法典を一般国民が印象づけられるであろうということになる。さらに、この点を規範という面からみると、自己の刑事事件に関する証拠を隠滅しても、刑法上の禁止規範に違反しないと解するのが一般の理解に適うと思われる。加えて、罪刑法定主義という視点からすると、刑法一〇四条は、「他人の刑事事件」に関する証拠の隠滅を「犯罪」として予め国民に示して、それに抵触することがないように求めている、と表現できるのである。

次に、実体法上の証拠隠滅に関して、いくつかの例外がある。それを見る。

イ、例外規定 a 刑法一九〇条は、死体等について遺棄・損壊等の行為を犯罪類型として規定しており、行為の対象について、「他人が殺害した事件の」死体という限定を加えているわけではない。つまり、殺人を犯した者が自己の刑事事件に関わる証拠となる死体を遺棄したとき、死体遺棄罪になるのである。殺人を犯した者が死体を遺棄することによって証拠を隠し、捜査の手から逃れようとすることはよくなされることであり、しかも、人間としてそうしがちである。その意味で、適法な行為の期待可能性が相当に少ないことはいうまでもない。ただし、刑法は、ここでは期待可能性の法理を用いることなく、可罰的としたのである。

自己の殺人行為の後でなされる死体遺棄について不可罰としなかったのは、死体遺棄行為が、死体について大事に扱おうとする、人間の社会生活上の慣行を損ねるものとして許しがたい、と考えられるためである。ちなみに、「宗教感情の保護」という説明もある¹⁰。つまり、死体遺棄行為が、刑事司法に対する妨害ばかりでなく、人間が大事にしてきた死体を尊重するという社会的法益をないがしろにするため、可罰的とされているのである。

死体遺棄行為が犯罪とされていることは、訴訟法上も重要な意味がある。殺人行為が発覚する重要なパターンの一つは、死体が発見されることである。たとえば、山林内で死体が発見され、死体の首に扼殺痕が見い出された場合、どのように死体が持つてこられたか、付近の防犯カメラの映像が解析されたり、道路に残された自動車のタイヤ痕が捜査の手がかりとなるであろう。そして、自動車の持ち主が見つければ、死体を運搬したかどうかが問われることになる。死体遺棄容疑で逮捕・勾留されると、捜査は、死体遺棄ばかりでなく、殺人罪まで視野に入れて進められることになる。そこでは、とりわけ被疑者が逮捕されているときは取調べが厳しくなされる傾向がある。

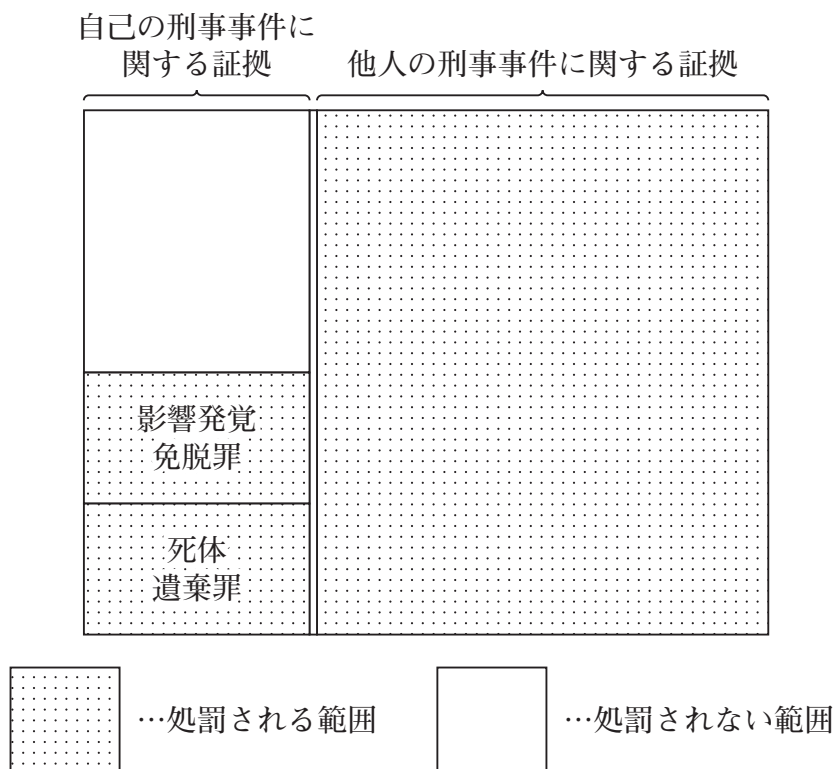
死体遺棄罪については、刑事司法とは別の法益を侵害しているからと、立法理由が簡単に説明されるきらいがある

が、証拠隠滅行為の中で重要な部分を占めているのであるから、図解(図1)したように、自己の刑事事件に関する証拠隠滅行為の可罰的部分と不可罰的部分という意識をもつて捉えるべきである。

b 証拠隠滅行為について、近時、新たに可罰性が認められた領域がある。それは、自動車運転致死傷処罰法四条が規定する、いわゆる影響発覚免脱罪である。これは、アルコールまたは薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた後、アルコール等の影響が発覚しないように、①さらにアルコール等を摂取したり、②アルコール等の濃度を減少させる行為をした場合、影響発覚免脱行為自体を処罰するものである。自動車事故に伴う証拠隠滅行為の典型例をとりあげて可罰対象としたものといえる^⑪。自動車運転致死傷処罰法が特別法として制定されるきっかけの一つとなった北九州市幼児三人溺死事件は、②の事例であった。なお、本罪は、自動車運転致死傷処罰法二条一号や三条一号の危険運転致死傷について、検察官による立証を困難にする行為を禁圧しようとする趣旨である。

ウ、国民の行為規範としての意味 刑法典であれ特別刑法であれ、広義の刑法は、国民に対して、法の見地から、何が処罰され、何が処罰されないかを示すことによって、法律上の行為規範たる意味を有している。この点は、近代刑法の基本原則とされる罪刑法定主義から確認されることである。ベッカー^⑫が、「社会を代表する主権者は一般的に適用する法律をつくることができ、その社会のすべての成員はこれに従わねばならない。」^⑬と述べているのは、罪刑法定主義の根拠と、法が国民にとって行為規範たることを示したものと解される。また、最高裁判例が、刑罰法規は、明確であるばかりでなく、広すぎないこと(非広汎性)が要求されるとしているのは(最大判昭六〇・一〇・二三刑集三九・六・四一三)、刑法が国民のために示されていることを認めているからである。ちなみに、団藤重光先生は、

図1 証拠隠滅行為の対象



判例に、「形成的機能をみとめることは、罪刑法定主義に反するものでないばかりか、実はむしろ、罪刑法定主義の要請するところ」^⑭だとされている。以上のことから、刑法が単に裁判規範として存在するのではなく、国民の行為規範であることが明確になると思う。

そこで、もう一度、証拠隠滅行為について、広義の刑法が、全体としてどのような規範を国民に示しているかという、図1のようになる。

(二) 手続法とその運用

手続法において、行為者が自己の刑事事件に関する証拠を隠滅することについてどのような姿勢をとっているかは、どのような理由によって捜査機関における勾留が認められているかを見れば明らかである。

ア、未決勾留の理由 未決勾留の理由については、刑訴法六〇条一項が規定している。すなわち、勾留は、①犯罪の嫌疑（罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由）がある場合で、②a 住居不定、b 証拠隠滅のおそれ、c 逃亡のおそ

れ、のどれかがある場合に認められている。

刑法では、自己の刑事事件に関する証拠について、二つの特別な場合（死体遺棄、影響発覚免脱）は別として、隠滅しても処罰されないのに、刑訴法では、なんら限定なく証拠隠滅のおそれがあるとして身柄拘束を受けるということは、どう理解すべきであろうか。考察を加えてみよう。

第一には、a 住居不定も、c 逃亡（刑法九七条以下の逃走罪は除く）も別に犯罪を構成するわけではないから、b 証拠隠滅も、訴訟法が犯罪として捉えているわけではない、といえる。

第二には、手続法としては、証拠に基づく刑事裁判を実現していくためには、証拠隠滅をすると疑うに足りる相当な理由があるとき、むざむざそれを放置するいわれはないともいえそうである。ここらあたりに、訴訟法は、「刑法を生み出すカギになるもの、あるいはむしろ主役的なもの」¹⁵ という、刑事司法における刑事訴訟法のダイナミズムが隠されているのであろうか。

この第二の点についてしばらく検討をしてみよう。

イ、未決勾留が人質司法に悪用されている 第二の点を訴訟法的に説明すると、勾留の目的は証拠保全のためだということである。しかし、証拠隠滅をする可能性があるのは何も被告人に限ったことではないことを考えると、はたして合理性があるといえるか。ただし、この点については、被告人以外の他人ならば、他人の刑事事件に関する証拠を隠滅したとして証拠隠滅罪に問えるのだから、きちんと担保されている、と反論されそうである。そうすると、被告人は自らの刑事事件に関する証拠を隠滅しても犯罪にならないから、身柄拘束をして、証拠が隠滅されないように予防しているのが訴訟法の役割だ、ということになろうか。

しかし、第一節で具体例（倉敷民商事件）を紹介したように、その理由をもってしても、一年以上身柄拘束をするという、刑罰に変わらぬような処遇がなされることを正当化できるとは思えない。しかも、勾留が刑訴八九条四号を根拠とするため、いつまで続くかわからない（六〇条二項）。現行刑訴法の基本理念の一つとして当事者主義が標榜されていることを考えると、倉敷民商事件において通脱罪の幫助犯に問われた被告人は、単なる捜査の対象として扱われているといつてよいのではないか。刑訴法の教科書では、たとえば、「事案軽微なため身柄拘束が比例原則に¹⁶てらし均衡を失する場合」など、「実際問題としては、相当性のない場合は勾留は不可というように、阻却的に働く」と叙述されているが、絵空事のように響く。倉敷民商事件は、未決勾留が「人質司法」に悪用された典型例のように思われる。

（三）実体法と手続法の運用は矛盾している

ア、手続法の運用が平衡を崩している　ここまで検討してきたことで明らかのように、自己の刑事事件に関する証拠隠滅行為に関して、「実体法」と「手続法の運用」とは矛盾撞着しているといわざるをえない。

仮に、実体法と手続法が並立しうるとすれば、両者は次のような関係でなければならない。実体法では、自己の刑事事件に関する証拠隠滅行為は、違法ではあるが、有責ではないと捉えられる。一方、手続法としては、むざむざ証拠隠滅を放置するいわれはないということである。両者についてこのような説明をするなら、折り合いがつけられる可能性はあるし、手続法が力動的な法律だという特色を印象づけることもできるかもしれない。

ところが、手続法の運用の実態は、証拠隠滅行為をさせないために禁錮刑を科しているような様相を呈している。つまり、手続法の運用は、平衡を崩してしまっているといわざるをえない。要するに、実体法と手続法の運用は並立

しないというべきである。

では、この矛盾をどのように調整すべきであろうか。

イ、立法論上の取り組み 立法論上の取り組みをすれば、当事者主義を徹底することである。現在のように、捜査当局が強制捜査権限を用いて被告人側の証拠を捜索・押収しておきながら、被告人は証拠隠滅のおそれがあると見て、身柄拘束という更なる強制処分をすることは、基本的に当事者として対等という思想とは真つ向から対立する。むしろ、当事者主義にはいくつかの段階があるが、わが国は制度的には当事者対等主義を謳っていると思われる。⁽¹⁷⁾

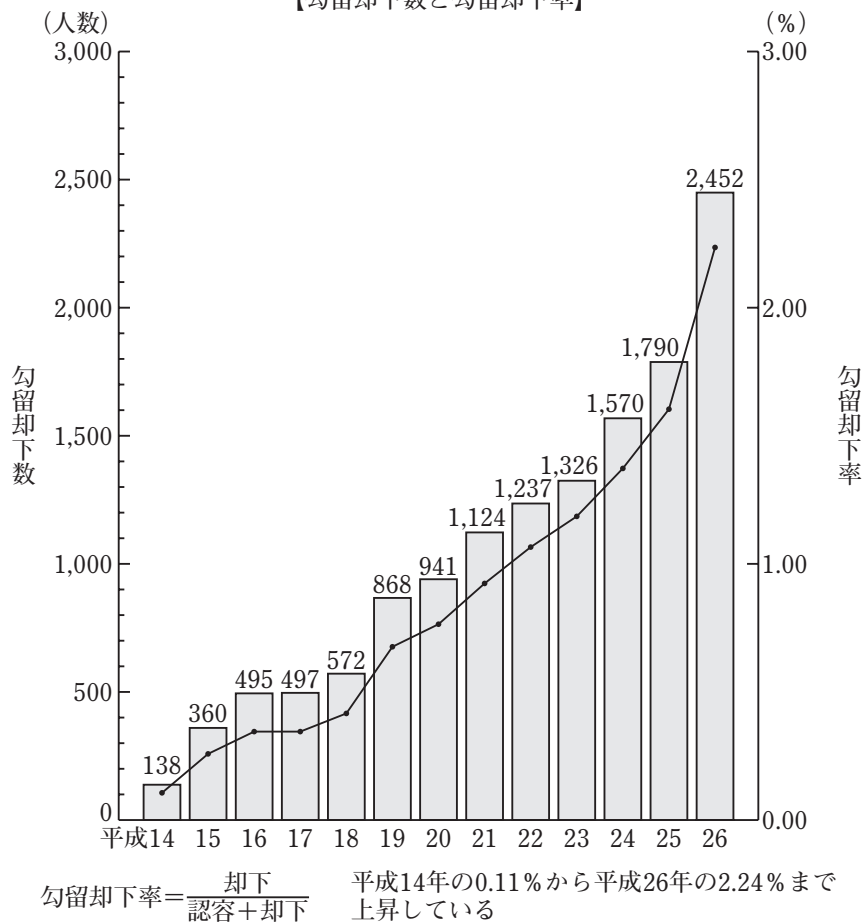
そこで考えられるのは、証拠隠滅のおそれを理由とする未決勾留を制度として認めないとする立法的選択である。実際、英米法では、罪証隠滅のおそれは未決勾留理由とはされていないと指摘されて久しい。⁽¹⁸⁾ ちなみに、第二次世界大戦後、刑事訴訟法を新憲法の基本姿勢に合わせようとして構想された刑事訴訟法の草案では、勾留の理由は、逮捕と同じく、犯罪の嫌疑だけだったのである。ところが、国会に上程されると、審議の過程で修正され、罪証隠滅のおそれが付け加えられたのである。

ウ、裁判上の運用に変化 手続上の運用に関して変化が見えていることを指摘しておきたい。それは、身柄を拘束して取調べを継続したため検察官による勾留請求がなされた場合に、裁判官による勾留請求の却下の例が多くなったことである（図2参照）。これは、裁判所が勾留の要件や必要性を従来より厳しく判断する傾向が現れたことによると思われる。

手続上の運用の変化の背景にあるのは、裁判官が、検察官による人質司法を超克させるため、従来あった行き過ぎた拘束を避けようとしていることによると思われる。さらに、基盤的には、裁判員裁判の導入によって、調書裁判の

図 2

【勾留却下数と勾留却下率】



（『白書』CD-ROMの数値から作成）

船山『刑法を学ぶための道案内』219頁より

見直しが図られていることがあると思われる。裁判員裁判は、捜査段階の供述調書より、法廷での証言や、検察側と弁護側のやりとりの中から事実認定をすることに重点が置かれるようになったのである。¹⁹。そして、さらに大事なことは、裁判員裁判ばかりでなく、一般の刑事裁判においても、調書裁判主義は是正されつつあるのである。

裁判員裁判を傍聴に行けばわかるように、東京地裁では、多くの裁判員裁判が傍聴者で埋められている。そういう状況の中で、いかに検察官であったとしても、公判廷において、弁護側から、被告人の自白が「不当に長く抑留された後の自白」（刑訴三二九条一項）であるとして、自白の証拠能力に疑問が呈せられるのは、

裁判員に対して検察側証拠に悪い印象を与えるものとして、避けたいところであろう。

(四) 刑事司法の正義を考える

本節では、自己の刑事事件に関する証拠隠滅について、実体法と手続法の運用とは矛盾していないかというテーマを掲げて検討してきたが、このあたりで一つの締めくくりとしよう。

私見では、テーマは肯定される（すなわち、矛盾している）。したがって、実体法が妥当ならば手続法の運用が改変されるべきであり、逆に、手続法の運用が是認されるならば、実体法についてそのありようが問い直されることになる。もはや、二つの法をそのままにしながら手続法の運用の改善を図るという議論をしても、変化を期待することは困難だと思われるからである。

私は、刑法一〇四条が行為者本人の証拠隠滅行為を許すとしている点に、刑法における人間性への慈悲を感じとり、法律における「人情」⁽²⁰⁾の一端として理解してきた。それだけに、倉敷民商事件に直面してみると、法の実態の厳しさに戦慄を覚えるものである。

筆者ですらそうなのであるから、倉敷民商事件における被告人の、身柄拘束による苦しみと、法に対する「失望」はいかばかりであろうか。ここは事案に関する論評をする場面ではないが、一言述べておきたい。被告人N子は、法人税法の申告に際し、法人の経営者の言うがままに納税申告の手伝いをしたにすぎないのである。そのような日常的活動の一端が通脱罪の幫助として問擬されるという、思いも寄らぬ体験の中で、被告人が黙秘したことを犯罪者のように扱う刑事司法は、正義に反するものとして見直されるべきである。⁽²¹⁾

三 執行猶予に保護観察をつけるのを躊躇させるのは、制度に問題がある

(一) 執行猶予に保護観察をつけるのが躊躇されている

私は、刑罰という法制度も希望がなければ本来のものとはいえないはずだ、と論じてきた。⁽²²⁾ ちなみに、そこでは主に刑の執行を受けるについて希望のあるなしを論じたが（とくに窮極の刑罰たる死刑では、その点こそ存否に関わるから）、むろん、その他の者、とくに犯罪被害者にとつて希望のあるものとなっているかという課題もある。ただし、ここでは、現行刑罰の中核となっている有期懲役との関係で主張しておくべき論点をとりあげる。

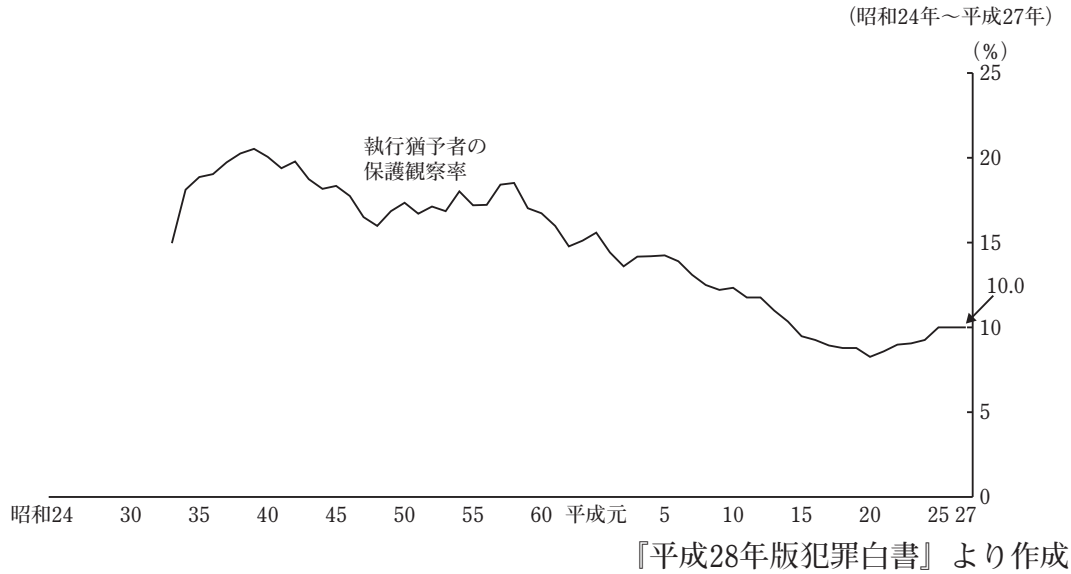
それは、執行猶予（刑の全部の執行猶予を指す）に保護観察をつけることが躊躇されているのは、制度上見直すべき課題を含んでいるという点である。

ア、執行猶予に保護観察が付けられる割合が少ない 執行猶予判決を受けた場合に保護観察が付けられる割合を数値で見ることしよう。犯罪白書で執行猶予者の保護観察率の推移を見ると、大きく二つの期に分けることができる。第一期（昭和三年から昭和六二年）は、二〇パーセントから一五パーセントの間で推移している。これに対し、第二期（平成元年から平成二六年）は、その初めから保護観察率は徐々に下がり初め、平成一五年以降は一〇パーセントを割るようになり、平成二一年から上昇に転じたが、平成二六年にようやく一〇パーセントになっている（図3参照）。

このように、近年では、執行猶予に保護観察が付けられるのは極めて少なくなっているという傾向が見られるのである。

イ、保護観察が付けられない理由 私が執行猶予者の保護観察率を問題として取り上げる理由は、保護観察が付い

図3 執行猶予者の保護観察率の推移



た方が執行猶予者にとつては更生に役立つはずなのに、どうして付けられないかと疑問を抱く故である。

この点は、逆に執行猶予に保護観察が付けられている場合を判決文から読み取ると、判明する。すなわち、判決文において、単に執行猶予にただけでは再犯のおそれがあるから保護観察に付する、⁽²³⁾という言い方に表現されている。

このように、執行猶予の場合に保護観察を付けた方が更生に役立つはずなのに、保護観察が付けられる場合が圧倒的に少ないのはなぜか。その理由はさまざまであるが、私は制度上の問題が大きく関わっていると思う。というのは、^(a)刑罰としては、保護観察付の執行猶予の方が単純な執行猶予より重いという取り扱いがとられているためである。

(a) 第一に、刑の全部の執行猶予を受ける場合として、二五条一項のほかに、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあった場合にも認められることが二五条二項に規定されていることに関わる。すなわち、新しい犯罪について一年以下の懲役または禁錮の言渡しを受けるときに、情状に特に酌量すべきものがあるときは刑の全部の執行猶予を受けられる可能性が認められているのである。ところが、前の執行猶予において保護観

察に付せられているときは、その恩恵を受けられないことになっているのである（二五条二項但書）。

(b) 第二に、刑の全部の執行猶予の裁量的取消しに関して、保護観察に付せられた者が遵守事項を遵守せず、その情状が重いとき、執行猶予の言渡しを取り消されることがある。

(二) 保護観察を付ける基準をどこに置くか

刑の執行猶予を受けた場合に保護観察を付けられた方が本人にとっていかに有利かは、人間的なレベルにおいて確認できることである。執行猶予を受けた者と保護司の間で人間的なやりとりがなされることに、重要な意味があることは疑いがない。

執行猶予判決を受けたとき、本人にとって大事なことは、猶予期間をただ無事に過ごせばよいということではなく（安易に無事には過ごせないし）、積極的に社会復帰をするための努力をすることである。その場合の大きなポイントが、仕事に就くことである。執行猶予者が保護観察を受ければ、保護司は、本人が「自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等」の補導援助を行う（更生保護五八条）から、それを機縁として就職することができるようになるのである。

有罪判決に際し、執行猶予者に保護観察を付けるかどうかの基準は、もっぱら保護観察を受けることによって就職の機会を得ることができるかどうかである。裁判官が、上述の(一)のイで確認した執行猶予者にとって法的不利な面（a）、（b）を考慮して、保護観察を付けるのを控えるようなことがあつてはならないのである。

以上のことは、模擬裁判において、有罪にすることが決まり、量刑判断をする段で明らかになる。それというのは、裁判体が執行猶予を選択する際、さらに保護観察をつけるかどうかの論点になったときに、裁判員が議論するのは、

有罪判決を受け、どうしたら立ち直れるか、そのために何が必要か、という点である。

模擬裁判指導の体験では、裁判員になった多くの人が、模擬であるにもかかわらず、「被告人」の一生を考えて、更生のための刑罰として保護観察を付ける必要性を主張するのが見られた。保護観察を受けることに伴う法的な不利な面を材料に判断に迷う人は見受けられない。むしろ、保護観察の付かない単純な執行猶予があることに驚きを示すのである。裁判員という国民は、「刑の執行猶予には保護観察を伴わなければ刑事政策として片手落ちである。」⁽²⁴⁾という学者の記述を見ているわけではないだけに、その意義を十分にくみとる必要があるというべきである。

なお、裁判を傍聴していてよく聞くことがある。情状証人として家族が出廷し、今後は家族として十分に被告人を監督すると証言するのに対し、検察尋問がよく問うのは、今までも一緒にいて十分監督できなかったのに今後はできるのか、という嫌味を含んだ反対尋問である。これは実刑を求める検察官としては当然の発言かもしれないが、保護観察付き執行猶予を否定する根拠とはいえない。

(三) 立法上の提案

保護観察がわが国において全面的に認められるようになったのは昭和二十九年（一九五四）の刑法の一部改正であったが、今日では、保護観察付執行猶予と単純な執行猶予をことさらに区別するいわれはない。

保護観察を付けるかどうかは、執行猶予を受ける本人（ならびに家族）だけで済むのか、それとも、福祉的要素を加味した社会内処遇とするのかを、純粋に検討した上で判断すべきである。それを推進するためには、専門法曹である裁判官の足を引っ張りかねない刑法二五条二項但書や二六の二第二号を削除すべきである。

四 裁判に人間性を活かすために

(一) リーガル・マインドはどこにあるのか

期待可能性の理論は、最高裁判所も含めて裁判所を揺るがしてきたといつてよいであろう。ただし、他の犯罪阻却事由と同様、最高裁は容易にはこの法理を認めようとはしない。期待可能性の問題は、第二節でも触れたところであるが、人間が実際になしてしまったこと以外の行為選択ができないような状況に置かれてしまったことについて、法が慈悲の心を示したものと解される。それだけに、最高裁判所がどのような立場なのかを認識しておく必要がある。

最高裁が期待可能性理論に対して取ってきた姿勢を整理すると、次のような経緯がある。第一は、期待可能性の理論は、刑法上の明文に基づくものではなく、いわゆる超法規的責任阻却事由と位置づけたものである（最判昭三三・一一・四刑集二二・一五・三四三九）。第二は、従来の大審院・最高裁判所・高等裁判所の諸判例は、まだ期待可能性の理論を肯定も否定もしていないとしたものである（最判昭三三・七・一〇刑集一二・一一・二四七一）。第三は、少数意見ながら、期待可能性論の内容いかによつては最高裁が受けいれる余地があることを示したものである（最判昭三三・一一・四刑集二二・一五・三四三九）。

期待可能性論によつて最高裁が揺るがされたといえるのは、第二の事例において明らかであった。もともになった事案は、失業保険料不納付事件といわれるもので、東芝川岸工場の工場長が失業保険料不納付に関して起訴されたものである。被告人側は、第一審より一貫して期待可能性がなかった旨の主張をしているが、第一審はそれを認めず、有罪とした（長野地判昭二七・一二・二七）。それに対して、控訴審は期待可能性の法理を認めて無罪とした（東京高判昭

二八・一〇・二九)。檢察官は、控訴審判決に対して、従来の大審院・最高裁判所・高等裁判所の判例に反するとして上告した。最高裁は、檢察官の上告について、上告棄却の判断を示したが、控訴審判決とは異なる理由で、無罪の結論を支持したのである。

では、どのような理由で無罪にしたかというと、被告人の行為は、そもそも失業保険法上の犯罪構成要件に該当しないというものである。すなわち、失業保険法五三条二号の「保険料をその納付期日に納付しなかった」の意義について、事業主において、代理人が納付期日に保険料を「現実に納付しうる状態に置いた」にもかかわらず、代理人が納付しなかった場合をいう、としたのである。そして、事案では、東芝本社が川岸工場に保険料を送っておらず、工場長にも独自の金策ができなかった以上、代理人たる工場長が納付しなかったことは構成要件に該当しないとして、無罪としたのである。被告人の行為が構成要件に該当しないとすれば、犯罪の成立要件としてはそれ以上の吟味をする必要はないから、超法規的有責任（責任）阻却事由たる期待可能性まで及ぶ必要はないというわけである。「納付しなかった」という文言は、客観的に納付しなかったという事実を意味するのであり、その前提としてどのような状況にあったかという背景事情を考慮するのは、条文の縮小解釈⁽²⁵⁾である。最高裁が条文の縮小解釈⁽²⁶⁾をしてでも被告人を救済しようとした点は、期待可能性の思想に共鳴したからにほかならないと思う。

さて、私がここで考察しておきたいのは、前述の第三のものである。垂水克己裁判官は意見を付して、「もし、或る下級裁判所の判決や上告趣旨で示された、あるいは、一学者の示した期待可能性論が最高裁判所の心（リーガル・マインド）を捉えるならこれは受けいれられるであろうと推測する。」との見解を示したのである。垂水意見を踏まえて考えると、期待可能性の法理にふさわしい事例とそれに対応した理論づけがなされていれば、最高裁をも動かす可

能性があるということであろう。そう捉えると、下級審判例のいくつかが期待可能性理論を用いているのは、いずれ最高裁に決断させる意味を有しているというべきである。⁽²⁷⁾

ところで、この垂水意見には検討すべき部分がある。リーガル・マインドが最高裁判所の心であるとする点である。たしかに、最高裁判所はまとめ役としてはふさわしいかもしれない。しかし、本当のリーガル・マインドは主権者である国民の心の中にあると捉えるべきではないであろうか。ただし、そうになると、国民は、不断に正義を求めて精進しなければならぬことになる。⁽²⁸⁾ 当然のことというべきである。

(二) 全裁判官が意見を書く制度を提唱する

事実認定のために役立つだろうと思う、一つの立法論を提唱したい。

問題は、合議制の場合に結論を出すにあたつて、多数決という方法⁽²⁹⁾は、はたして妥当なのか、という疑問である。たとえば、袴田事件の第一審判決（静岡地判昭四三・九・一一）では、裁判官の判断が分かれ、二人が有罪で死刑、一人が無罪の立場であつて、結論は多数決で（全員一致ではなく）、死刑が言い渡されたのである。今日の目から見れば、一人の無罪の立場の見解がもっと早く明らかにされていたらと悔やまれるのである。⁽³⁰⁾

そこで、私の立法論は、次のような条文を最高裁裁判官だけでなく、わが国のすべての裁判官に適用されるよう、裁判所法を改正することである。

第一条 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。

後で裁判を見直すためのヒントとして、裁判官の間で意見が分かれたときに、いかなる点において分かれたかを示

すべきである。一般の事件について、いちいち反対意見を書くのは煩瑣であるかもしれないが、袴田事件を考えると、早い時点での検証のために、下級審裁判官（とくに第一審裁判官）の反対意見表示を制度とするよう、提案したい。

むしろ私がここで危惧するのは、すべての裁判書に反対意見が掲げられると、それが司法行政（とくに人事考課）における圧力に利用されるのではないか、という点である。この点は、今後も考察することにした。

五 人間味のある刑事法学を目指して

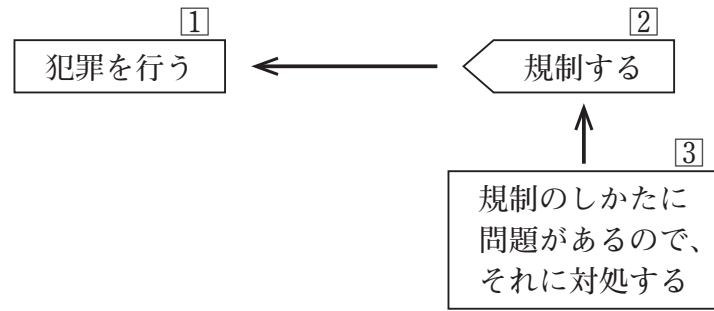
（一）人間の諸側面とデュー・プロセス

刑事法学が扱う領域を考えると、人間の諸側面を取り上げていることがわかる。犯罪との関係では三つの領域に整理ができる。

第一に、犯罪を行うのは人間のみであり、動物やその他の自然は犯罪を犯さない^①。人間のみが規範的存在であるためである。そして、人間の営みの中には、人間として犯罪を犯さないようにするにはどうしたらよいかという取り組みをするものもある。お叱りを覚悟していえば、たとえば「論語」はそのような世界なのだと思う^②。むしろ、私は、論語を嬌小化して馬鹿にするつもりで述べているのではない。一方、よくよく考えてみれば、私達（法律を扱う者）は自分を修めることもできないのに、社会や天下（国家）のことを語っているという内省も必要であろう。

第二に、人間の人間たるゆえんは、一方で犯罪を犯しながら、それをなんとか規制していこうとする取り組みをしているところにあると思う^③。刑法で犯罪と刑罰を規定し、それを裁判を通して認定し、刑罰を実現するための

図 4



手続法を刑事訴訟法が規定しているのは、その中核といえる。やわらかい言い方をすれば、人間は悪いことをしながら、そのことに気づいて、なんとか直そうとしているのも人間であるということである。

以上の①と②の領域を捉えて、これを徹底的に行なっているのが、実体的真実主義⁽³²⁾に基づく訴訟構造ということになるだろう。実体的真実主義は、いわば草の根分けても犯罪者を見つけ出し、犯行の動機などについても徹底的に追及し、真実を発見しようとするのである⁽³³⁾。そして、この点が問題になるのだが、真実究明のために多少の非違^{ひい}（法にはずれたこと）は許されるという風潮が見られる。ラードブルフがいう「法の極致は不法の極致⁽³⁴⁾」がそこに現われているといえよう。しかも、正義の実現のためという錦の御旗をもっているところから、「世間⁽³⁵⁾」の考え方と合致している。

それに対し、第三は、犯罪に対する規制のしかたにも人間であるがゆえにさまざまな問題があり、規制のしかたそのものに対する規制（リテラシー）が必要であるとの認識に立って取り組むことである⁽³⁾。現行刑事訴訟法の根本理念たるデュー・プロセスはこの立場にほかならない。

実体的真実主義によるのかデュー・プロセスによるのかという議論は、以上の分析からわかるように、人間の諸側面について、①+②で足りるとするか、①+②+③と視点を広げて理解するかの違いであるが、わかったのである。

近時の判例の中には、デュー・プロセスを徹底するものが現れている⁽³⁶⁾。事案は、殺人事件の参考人として任意同行されて以来、九泊一〇日にわたる宿泊を伴う取調べ中に獲得された上申書、及びこれに引き続く逮捕・勾留中に獲得された検察官調書の証拠能力が問題にされたものである。この点について、控訴審は、手続過程の違法が問題とされる場合、違法収集証拠排除法則の適用の可否を、自白法則に「先行して」⁽³⁷⁾検討すべきことを打ち出したのである。その根拠は、自白法則が任意性の有無という困難な判断をしなければならないのに対し、排除法則では、自白の採取過程において事実上の身柄拘束があったかどうかという、明確な判断基準に基づいて検討することができるからである。これを更に敷衍して述べれば、採取過程が違法ならば、採取された証拠の中味に関係なく許されないとするものであり、考え方の基本が実体的真実主義ではなくデュー・プロセスにあるといえる。

ちなみに、この判決は、結論としては、被告人の自白を除いても情況証拠から被告人を犯人と断定することができるとして、被告人に有罪を言渡したのである。

(二) 法の矛盾を検証することは人間味のある作業である

本稿では、二・三の論点に関して人間存在という視点から光を当ててみたが、いずれも検討の価値があるばかりでなく、どうしてこれまで踏み込んでこなかったのだろうという感じを抱いた。今後ともこのような法の矛盾を検証する作業は続けて行きたいと思う。なぜなら、それは、私見ではあるが、大層人間味のある作業だと思われるからである。

(1) ベッカリーア著、風早八十二・五十嵐二葉訳『犯罪と刑罰』（昭和一三年・岩波文庫）八七頁。

- (2) ベツキャリア・前掲注(1)九四頁。
- (3) 「人間存在の……」という用語例としては、和辻哲郎『人間存在の倫理学』(平成一二年・燈影舎)がある。もともと、この用法は、本書(京都哲学撰書第八卷)を編纂された米谷匡史が、和辻『人間の学としての倫理学』(昭和九年・岩波書店)を参考にした命名である。
- (4) 責任主義に基づき、責任能力のない者は処罰しないが(刑三九条一項)、医療と観察の対象となるとされている(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)。
- (5) ラードブルフ著、田中耕太郎訳『法哲学』(昭和三六年・東京大学出版会)一〇八頁。
- (6) 私が人間学の視点から取り組みはじめたものとして、船山「刑法における行為の人間学的構造」『日本大学法学部創立百周年記念論文集第一巻』(平成元年・日本大学法学部)六一七頁がある。
- (7) 岡本太郎・講演「芸術と人生」(昭和五七年・NHKサービセンター)。
- (8) 朴貞根先生は、「あらゆる学問が人間の真なる尊厳性と幸福追求の保障に寄与する」べきとされる(「刑法における主体性」『日本法学八二巻二号』平成二八年・日本大学法学部、二七八頁)。
- (9) 藤本英雄『刑法講義各論』(昭和五一年・弘文堂)四三頁によれば、「犯人自身の証憑湮滅の不処罰は、……単に、犯人自身処罰を免れようとする欲求から当該行為をするにつき期待可能性を欠くことが斟酌されたにとどまる」とされる。
- (10) 団藤重光『刑法綱要各論・第三版』(平成二年・創文社)三六三頁。
- (11) 影響発覚免脱罪について、刑法一〇四条との間で矛盾が生ずるのではないかとの見地に立つものとして、杉本一敏「自動車運転死傷行為等処罰法の成立をめぐる所感―議事録を読んで―」刑事法ジャーナル四一号二九頁がある。
- (12) この事案は、危険運転致死傷罪が刑法典中にあった時代になされたものであるが、その後、アルコールの影響により「正常な運転が困難な状態」にあった事例として有罪が確定した。
- (13) ベツキャリア・前掲注(1)二八頁。
- (14) 団藤重光『法学の基礎〔第2版〕』(平成一九年・有斐閣)一六八頁。

- (15) 田宮裕『刑事訴訟法〔新版〕』（平成八年・有斐閣）二頁。
- (16) 田宮・前掲注(15)八三頁。
- (17) 福井厚『刑事訴訟法講義〔第5版〕』（平成二四年・法律文化社）二六六頁。
- (18) 平野龍一『捜査と人権』（昭和五六年・有斐閣）二三頁。
- (19) 葛野尋之『刑事司法改革と刑事弁護』（平成二八年・現代人文社）一一頁。
- (20) 我妻栄『法律における理屈と人情』（昭和三〇年・日本評論新社）では、一般的確実性と具体的妥当性を「理屈と人情」だとされ、それを調和させる必要があるとされている（同六頁）。
- (21) 「自白するまでは取調べは続ける」という捜査手法自体が、黙秘権の侵害に当たると指摘されている（豊崎七絵「取調べ受忍義務否定説の理論的基礎」『改革期の刑事法理論』平成二五年・法律文化社、一二五頁）。
- (22) 船山「希望がなければ刑罰とはいえない」『政経研究四九卷四号』（平成二五年・日本大学法学部）二〇五頁以下。
- (23) たとえば、「単純執行猶予よりは自重をもたらし再犯を抑制する効果があると思料し、……保護観察に付した次第である。」との表現が見受けられる（千葉地判昭五二・五・一三判時九〇九・一〇九）。
- (24) 団藤重光『刑法綱要総論・第三版』（平成二年・創文社）五七八頁。
- (25) 条文の縮小解釈は、可罰的違法性論（藤木英雄）の一つの手法である。
- (26) 判例における縮小解釈の例としては、火炎びんを製造したとして爆発物取締罰則で起訴された事案に関して、爆発物とは、「その爆発作用そのものによって公共の安全をみだし又は人の身体・財産を害するに足る破壊力を有するものを指称する」と判示され、爆発物にあたらないうとして無罪とされたものがある（最大判昭三一・六・二七刑集一〇・六・九二二）。
- (27) たとえば、東金簡判昭三五・七・一五下刑集二・七二八・一〇六六がある。
- (28) 国民に正義や公平という法の理念を学ぶきっかけを提供する取り組みとして、「法育」の活動が展開されている（平野節子「法育の社会的意義と教育効果―民主主義社会への扉―」『日本法学八二巻二号』六六五頁以下）。
- (29) 裁判所法七七条一項。

(30) 一審で無罪を確信しながら死刑の判決文を書いた元判事に焦点を当てて書かれたものとして、尾形誠規『袴田事件を裁いた男』(平成二六年・朝日文庫)がある。

(31) 井波律子は、『論語入門』(平成二四年・岩波新書)の中で、「孔子にとつて、いかに学ぶかという問題は、いかに生きるかという問題だった」としており(同二七頁)、この点で、主体性ある人間の生き方の書と捉えることができる。さらに、下村湖人が、「論語」は、「心の書であり、人類の胸に、時所を超越して生かさるべきものである」としていたことをつけ加えておこう(下村湖人『論語物語』昭和五六年・講談社学術文庫、六頁)。

(32) 本来的意義としては、刑事訴訟では、認定さるべき事実が、「その極限に絶対の客観的眞実をめざすものとして、圧倒的な優位に立つ」という捉え方ができる(松尾浩也・田宮裕『刑事訴訟法の基礎知識』昭和四一年・有斐閣、七二―七三頁)。

(33) 田宮・前掲注(15)は、実体的眞実主義では「積極的な処罰確保の理念」から、「眞実の発見が最大最重要の課題」となるとする(同四頁)。

(34) ラードブルフ・前掲注(5)一〇九頁。

(35) 『世間』は社会の現在の秩序を前提としている(阿部謹也『日本人の歴史意識―「世間」という視角から―』平成一六年、岩波新書、八頁)から、現在の秩序を破るものを嫌う。この点については、つとにジョン・スチュアート・ミルも、「慣習の圧制は、至るところで人間の進歩に対する不斷の障礙物となっている。」と述べていたのである(J・S・ミル、塩尻公明・木村健康訳『自由論』昭和四六年・岩波文庫、一四二頁)。

(36) 東京高判平一四・九・四判時一八〇八号一四四頁。

(37) この点について、裁判官経験者である木谷明は、「自白の任意性の審査は、現在までのところ効果的に行われているとはいえません。」と、実情を報告している(木谷明『事実認定の適正化』法律文化社・平成一七年、三〇頁)。

【政経研究所】

ジラード事件と刑事裁判権

信 夫 隆 司

- 一. ジラード事件から六十年
- 二. ジラードの犯罪
- 三. ジラード事件における密約
- 四. ジラード事件の影響

一. ジラード事件から六十年

ジラード事件

二〇一七年一月三〇日でジラード事件発生から六十年を迎えた。この事件は、一九五七年一月三〇日午後一時五〇

ジラード事件と刑事裁判権（信夫）

分頃、群馬県の相馬ヶ原演習場に弾拾いに来ていた地元の坂井なかさん（四六歳）が、演習中のウィリアム・S・ジラード三等特技兵（二一歳）に招き寄せられ、威嚇にあい、逃げようとしたところを後ろから撃たれ、即死したというものである。ジラードは、M1ライフルに装着されたグレネード・ランチャー（手榴弾発射装置）に、使用済み薬莢を込めて撃った。当初、この事件は、演習場の地名から、相馬ヶ原事件と呼ばれていたが、その後、犯人ジラードの名をとり、ジラード事件として広く知られるようになった。ジラードは米陸軍第一騎兵師団第八騎兵連隊第二大隊F中隊に所属し、自動車運転手をつとめていた。

相馬ヶ原演習場は、当時、米軍と自衛隊が共用していた⁽¹⁾。同演習場は、群馬県のほぼ中央に位置し、JR高崎駅から北に約一八キロ、西には標高一三九〇メートルの榛名山を望む原野であった。現在、この演習場には陸上自衛隊の相馬原駐屯地が隣接している。

今日、弾拾いといわれてもまったくぴんときないと思われる。一九五七年当時の日本は未だ貧しく、とりわけ相馬ヶ原演習場の近くに住む人々にとって、弾拾いはかつこうの現金収入源であった。米軍は演習で使用された機関銃や小銃の薬莢をそのまま放置し、また、砲弾の破片などところがついていた。それらを拾うのである。ただ、弾拾いの人数が増えてくると、われ先にと拾うため、薬莢が飛び出すと同時に拾うとか、砲弾の着弾点近くに穴を掘り、砲弾が飛んでくるのを待つといったように、非常に危険な弾拾いも行われるようになっていた⁽²⁾。

この事件で、米軍はジラードの発砲を公務執行中であるとして、公務証明書を発給し、ジラードの第一次裁判権はアメリカ側にあると主張した。これに対し、日本側は、ジラードは確かに演習中に発砲したが、それは公務とはまったく無関係に行われ、第一次裁判権は日本側にあると主張した。このように、両国の裁判権が競合する場合、

一九五三年九月に改正された日米行政協定第一七条では、米軍関係者による「公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪」は、アメリカ側が第一次裁判権を有すると規定されていた（現行の日米地位協定第一七条も同じである）。公務執行中と見られるような犯罪の場合、日米どちらが裁判権を有するかは、実際に公務執行中であるか否かが判断の決め手となる。ジラード事件は、米軍側が公務証明書を発給したにもかかわらず、裁判権を行使せず、日本側が裁判権を勝ち取った初めての事例である。

ジラード事件と密約

ジラードの裁判権が日米どちらにあるかという問題は、日米合同委員会での協議を経て、事件発生から約三ヶ月半を経た五月一六日に合意にいたり、一応の解決をみた。ジラードの発砲が公務執行中であるか否かには踏み込まず、アメリカ側が裁判権を行使しないこととなった。これにアメリカ議会および国民が強く反発し、チャールズ・E・ウィルソン国防長官は、事件の完全な調査が終わるまで、ジラードをアメリカ側の監督下に置くよう命じた。六月に入り、国務・国防両長官がジラードの裁判権不行使をあらためて確認する事態にいたる。この問題はこれで終わりはなかった。ジラード側は、裁判権の問題をワシントンの連邦地裁に持ち込む。最終的に、七月一日、連邦最高裁が、ジラードを日本側の法廷に引渡すとの裁定を下し、裁判権の問題は一件落着した。

アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないとするにあたり、日米間で密約が交わされている。この密約とは、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しない代りに、日本側は、傷害致死を超える犯罪でジラードを起訴しない、また、裁判でジラードの情状を酌量し、なるべく軽い罰とするよう裁判所に促すことを約束したものである。密約は秘匿さ

れるのが通例であり、アメリカの公式外交文書集であるFRUS (*Foreign Relations of the United States*) に掲載されることはまずない。一例を挙げると、二〇一〇年に日米密約問題がクローズアップされたとき、一九六〇年の安保改定時に、「討議の記録」(Record of Discussion) という文書が作成され、核搭載艦船の寄港等は事前協議制度の対象ではないとする密約を示す証拠ではないかと話題になった。この「討議の記録」は、一九九一年刊行のFRUSでは、同文書の存在は明らかにしているものの、機密指定は解除されておらず、公開されていない。⁽³⁾

これに対し、ジラード事件をめぐる密約は、密約文書そのものは掲載されていないが、FRUSに密約(confidential arrangement) であるとか、裏取引(side deal) として堂々と登場する。それも大統領、國務長官、陸軍長官、極東問題担当國務次官補、国防次官補といった、アメリカ政府高官が関係する文書に散見される。こうしたことは、例外中の例外であり、FRUSを編纂している國務省が、密約の存在を進んで暴露しているようにもみえる。

ジラード事件の先行研究

ジラード事件をめぐる先行研究に触れておきたい。ジラード事件を体系的に明らかにした文献は、二〇一五年に公開された山本英政『米兵犯罪と日米密約…「ジラード事件」の隠された真実』が唯一といつてよい。⁽⁴⁾ 同書は、ジラードの犯罪がどのように行われたのか、米兵を立件する難しさ、ジラードが日本で裁判を受けることが決まった後、アメリカ議会および国民の間に強い反発が起った様子、さらには、前橋地裁で開かれたジラード裁判の経緯および判決まで、ジラード事件全体を俯瞰したきわめて有益な著作といえよう。また、同書のタイトルに記されているように、ジラード事件をめぐる日米密約が主たるテーマである。

そのほか、末浪靖司は、「日本の裁判を動かした日米密約」および『対米従属の正体』で、ジラード事件をとりあげている。⁽⁵⁾FRUS所収のジラード事件関連文書を紹介するとともに、アメリカ国立公文書館でジラード事件の密約に関係する文書を発掘している。比較的最近の論考としては、池田直隆「ジラード事件の再検討」、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関係」、および、大沼久夫「ジラード事件」と日米関係」が挙げられる。⁽⁶⁾

ジラード事件に関連する英語文献として、Gordon B. Baldwin, “Foreign Jurisdiction and the American Soldier: The Adventures of Girard” (1958) が、公務あるいは公務執行中の法的側面を扱った最初の論文として挙げられよう。⁽⁷⁾最近では、Jaime M. Gher, “Status of Forces Agreements” (2002), Neil Curtin, “We Might As Well Write Japan Off” (2012), Tyler J. Hill, “Revision of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement (SOFA)” (2015) といった論考がある。⁽⁸⁾とくに、Neil Curtin の論文は、裁判権という法的問題よりも、ジラードの裁判権をアメリカ側が行使しないとした政治過程に焦点が絞られ、参考になる。

以上、ジラード事件に関する日米の先行研究を挙げたが、ジラード事件をめぐる研究自体それほど多いとはいえない。

ジラード事件の一次史料

ジラード事件に関する一次史料を紹介しておく。日本側の史料として、第二二回外交記録公開（一九九四年）で、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件』第一巻・第二巻（D-1001）（外交史料館所蔵）というファイルが公開されている。ジラード事件を詳細に記した史料ではないが、この事件を知る上で重要である。

アメリカ側の史料の場合、ジラード事件に関する重要な文書のほとんどはFRUSに収録されている。原資料は、デシマル・ファイルといわれる十進法により分類された国務省文書、および、アイゼンハワー大統領図書館所蔵の文書が多い。ただ、FRUSに収録されていないが、重要な文書として、米陸軍がまとめたジラード事件に関する経過報告書がある。アメリカ国立公文書館のレコード・グループの分類ではRG550だ。これは太平洋における米陸軍の記録 (Records of United States Army, Pacific) であり、一九四四年から一九七二年までの文書が収められている。

RG550にClassified Correspondence Files, 7-1957というシリーズがあるが、そのボックス七に、ジラードに関連する資料がある。FRCといわれるダンボール箱に入っている。この中に、GIRARD, WILLIAM S. Sp3. およびSUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORTという二つのファイルがある。前者は、一九五七年八月から開始された前橋地裁での審理の記録が中心であり、文書は六〇〇枚ほどだ。後者は、ジラード事件発生から八月頃まで、米陸軍法務部がまとめたジラード事件の経過報告書である。同じく六〇〇枚ほどだ。前者はジラード事件の裁判開始後、後者は開始前の文書ということになる。

筆者は、アメリカ国立公文書館で、二〇一六年三月および八月の二度、ボックス七を調査した。ただ、三月の時点では、SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORTの存在にまったく気づかなかった。その理由は、通常、文書はファイルに収められるが、この場合、文書をとめる金具がはずされ、ばらばらの文書としてボックスに収められていたからだ。ばらばらにされた理由は、このファイルに、数点のWithdrawal Notice (文書が引き抜かれたことを示す注意書き) が挟み込まれたためと思われる。引き抜かれた日付は、二〇一二年二月二四日で、理由はEO 13526のセクション3.3bによると記されている。

このEO一三五二六とは、バラク・オバマ大統領が二〇〇九年十二月二九日に発した行政命令である。内容は、秘密指定情報の管理を厳格化し、過剰な秘密指定の問題に効果的に対処すること、つまり、より多くの情報を公開することが目的であった。ボックス七の場合、この命令に逆行する形でいくつかの文書が引き抜かれた。このボックス七の文書を公開したプロジェクト番号は、NND五八九九八である。ジラード事件の翌年の一九五八年には公開されていたのではないかと思われる。五十年以上を経て、情報公開の推進に反し、文書の引き抜きが行われていた点、奇妙な印象を受ける。

本稿の目的

本稿は、ジラード事件をめぐる、日米間で刑事裁判権問題がどのように扱われたかを明らかにする。ジラード事件の場合、最終的に、アメリカ側がジラードの裁判権を行使せず、ジラードの裁判は日本の裁判所で行われた。ただ、その過程で前述のように密約が交わされた。この密約を含め、ジラード事件と刑事裁判権問題の全体像を描くことが本稿の目的である。この目的を達成するため、以下の諸点を解明する必要がある。

ジラードの発砲が公務執行中であるか否かをめぐり、日米の意見が真つ向から対立していたにもかかわらず、アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないとの決定を下した。アメリカ側には、ジラードの裁判権不行使もやむをえないとする根拠があったはずである。その根拠として、ジラードの証言、および、ジラードの同僚で発砲現場にいたビクター・N・ニクル三等特技兵（二二歳）の証言が挙げられよう。一九五七年八月から始まった前橋地裁での裁判で、これらの証言は明らかになるが、第二節では、ジラードおよびニクルが、事件発生当初、どのような供述をしていた

のかを新史料をもとに明らかにしたい。

F R U S には、ジラード事件に関連する文書が多数収録され、本来、秘匿されるべき密約の存在および内容が公開されている。第三節では、まず、密約が F R U S にどのように記載されているのかを明らかにしたい。密約は行政協定下の合同委員会で交わされているので、同委員会およびその下部組織である刑事裁判権分科委員会での協議の様子も可能ながぎり解明する。アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないと決定したが、なぜこの決定にいたったのかを分析する。また、F R U S で国務省は密約を進んで暴露している感があるので、その理由を考察する。

最後に、第四節では、これまでの経緯を踏まえ、ジラード事件の密約が本当に実行に移されたのかを検証する。一九五三年の行政協定第一七条の改正時に、日本側は実質的に重要な犯罪を除き、米兵等に対する第一次裁判権を行使する意図がないとした刑事裁判権密約を交わしている。アメリカ側は、ジラード事件を契機に、この密約の公表を日本側に要請しており、その経緯も明らかにしておきたい。さらに、一九七四年七月に沖縄県伊江島で米兵発砲事件が起きるが、この事件はジラード事件と類似していたにもかかわらず、日本側は裁判権を行使せず、ジラード事件と正反対の結果になった。この伊江島事件では、アメリカ側はジラード事件での裁判権不行使という失策を教訓として活かしたのではないかと思われる。また、前述の刑事裁判権密約の存在によって、日本側は容疑者たる米兵の裁判権を行使できなかったとも考えられる。ジラード事件に端を発した刑事裁判権にかかわるこれらの問題も考察する。

二・ジラードの犯罪

ジラードおよびニクルの供述の核心は、一九五七年七月、ジラードをめぐるアメリカ連邦最高裁判所での裁定の際、

国防省法律顧問ロバート・ディチャートが連邦最高裁に提出した宣誓陳述書によって明らかにされている。^⑨ 本節では、アメリカ側の一次史料から、ジラードおよびニクルが、事件発生後の一九五七年二月、何を語っていたのかを振り返っておきたい。

ジラードの供述

事件発生から三日後の二月二日、ジラードはCID (Criminal Investigation Department-米陸軍犯罪捜査司令部) の取調べに対し、おおよそ以下の供述をしている。^⑩

当日、自分はM1ライフルを所持していたが、それは部隊の三等軍曹のもので、グレネード・ランチャーが装備されていた。モーホン少尉から、六五五ヒル「注…六五五メートルという標高を米軍はそのまま丘の名にしていた。地元では物見塚と呼ばれていた。」にのぼり、機関銃およびその他の装備を警護せよとの命令を受け、日本人たちをヒルから追い払うよう言われた。同じく命令を受けたニクル三等特技兵と共に、ヒルに向かった。ヒルには、弾拾いの男性五人と女性一人がいた。兵士はみな、グレネード・ランチャーに空薬莖を込め、演習場から日本人たちを追い払うため、頭上に向け薬莖を撃つような状態だったので、自分もそのヒルから日本人を追い払う際、ライフルのグレネード・ランチャーに、口径三〇カービン弾の空薬莖を装填し、上にねらいをつけ(aimed it up)、撃った。空包を撃った。この方法で薬莖を撃つことを何度も耳にしており、十分に殺傷力があるとは思っていなかった。女性が倒れたとき驚愕した。おそろしくなり、混乱し、何をしたらいいのかわからな

かった。すぐにヒルから降り、モーホン少尉を見つけ出し、ヒルで女性の体を見つけたと報告した。自分がやったことを少尉に話さなかった。というのも、保身以外は考えられなかったからだ。この件について、非常に申し訳なく思っており、女性の遺族に自分ができるだけの寄付をしたい。

以上の供述内容を補足しておきたい。まず、当日、ジラードのM1ライフルは故障していたため、上官からグレネード・ランチャー付きのライフルを借用した。このグレネード・ランチャーとは手榴弾発射装置のことで、M1ライフルの銃口に装着し、空包を装填・発砲すると、その威力で手榴弾が発射される仕組みである。ジラードの供述にあるように、日本人弾拾いを追い払うため、空薬莢を込め、発射した。ジラードには、グレネード・ランチャーを使用する資格がなく、また、同ランチャーに薬莢を込めて撃つことは禁止されていた。このような威嚇方法が用いられた理由は、同ランチャーに薬莢を込めて撃つ方が、空包よりも音が大きく、威嚇の威力がおおきかったからであった。当日の演習（二月三〇日）では、午前中、実弾が使用されていたが、午後からは弾拾いの数が多く、危険であるため、空包が用いられた由である。したがって、ジラードは、自分のM1ライフルが故障していたため、本来、使用する資格のないグレネード・ランチャー付きライフルを借用した。また、午後の演習では空包が用いられ、同ランチャーに空薬莢を込め発砲したのである。この二つの偶然が重なり、事件は起った。

この件がジラードの犯行であることは、二月一日には特定されている。警視庁刑事部捜査課長が、二月四日に作成した「群馬県米軍演習場内における米兵の日本婦人射殺事件について」という文書に、「目撃者等について犯行の状況を聴取するとともに、二月一日午後一時、被疑者を確認するため、米軍側の協力を得て事件当日現場での演習に参

加していた米兵等三十数名について目撃者の日本人五名に被疑者を確認させた結果、前記被疑者「ジラード」を指摘した。⁽¹¹⁾」と記されている。前述のように、二月二日、ジラードはC I Dの取調べに際し、なかさんの死に自分が関係することを供述した。⁽¹²⁾

公務証明書の発給

二月七日、第八騎兵連隊F中隊長のカール・C・エリグッド歩兵中尉名で、前橋地方検事正宛、日米合同委員会の下部組織である刑事裁判権分科委員会の合意事項第四三項にしたがい（以下、合意事項と記す）、「公務に関する証明」が発給された。⁽¹³⁾ ジラードは一月三〇日午後一時五〇分キャンプウエア射撃場（相馬ヶ原演習場）で公務を執行しており、反対の証拠がある旨即刻通告がないかぎり、アメリカ政府はこの事件の司法権を行使するという内容である。公務証明書には、当時の状況がつぎのように記されていた。⁽¹⁴⁾

一九五七年一月三十日、第八騎兵連隊第二大隊はキャンブウエア射撃場に於て日課の訓練に従事していた。F中隊は、空砲射撃を実施していた。ウイリアムSジラード技術伍長は、彼の小隊長から監視人の居ない機関銃の近くの地点に移動してその機関銃とその附近にあつた戦闘資材を監視するよう命令された。ジラードは命令通り機関銃の近くの指定された地点に移動した。警備兵としての任務を遂行中、同伍長は警告の為に使用ずみの薬莢を発射した処それが、使用ずみの薬莢を拾うために射撃場に入っていた群馬県相馬村上新田の坂井なかに当り同女を殺した。

ジラードは、訓練中、機関銃等の監視を上官に命じられ、その任務執行中、警告のため使用済み薬莖を発射し、それがなかさんに当たったという内容である。

翌八日、在京米大使館のアウトバーリッジ・ホーシー代理大使が、外務省に岸信介外務大臣を訪ね、米兵射殺事件に遺憾の意を表す書簡を手交した（なお、岸は、石橋湛山総理の病気による退陣を受け、二月二五日に総理に就任した⁽¹⁵⁾）。ただ、ホーシーは岸に対し、訓令に基づくものではないが、個人的見解として、「万一事実により日本側で管轄権が日本側にありとの見解を持つこととなった場合にも、日本側において之を主張しないという様なことも考えて貰いたい」と述べている⁽¹⁶⁾。アメリカ側はすでに公務証明書を発給し、自国に裁判権ありと主張していたが、日本側に裁判権があると考えられる場合も、それを主張しない方法を考えて欲しいというのだ。このように、ホーシー代理大使は、日本側にジラードの裁判権を行使しないよう要請していた。

アメリカ側が公務証明書を発給したのに対し、日本側は、前述の合意事項第四三項にしたがい、二月九日、前橋地検検事正から前記中隊長宛、「反対の証拠がある」旨を通知した。その根拠として、「被疑者は、本件発生時機関銃等を監視すべき命令を受けていたものではあるが、その任務の遂行とは何等関係なく故意に空薬莖を投げあたえ、被害者を至近距離に呼び寄せた上被害者等に向け発砲したことにより発生したものであることが明らかである。」とある⁽¹⁷⁾。二月一五日、前橋地検検事正から米軍指揮官に対し、本件を日米合同委員会に提案するとの通知がなされた⁽¹⁸⁾。ジラードの行為が公務執行中であるか否か、日米間で意見が一致しなかったため、日米行政協定第二六条の規定に基づき、同委員会での協議が要請されたのである。

ジラードの送検

ジラードが前橋地検に送検されたのは、二月九日午後三時である。ジラードをどういふ罪名で送検するか、群馬県警での協議は難航した。『読売新聞』二月九日夕刊によると、「相馬ヶ原事件を捜査中の群馬県警本部は八日夜、米軍捜査当局と交換した捜査資料のうち銃の性能などを検討した結果、傷害致死容疑で進む事件処理を殺人および殺人未遂容疑にきりかえ、米軍第八騎兵連隊第二大隊ウィリアム・S・ジラルド（ママ）特務三等兵（二一）の書類を送ることにきめたが、九日午後一時から来県した関東管区警察局養老公安部長を迎え石岡県警本部長らと再協議の結果、方針を再変更し傷害致死容疑の従前どおりの方針で臨む態度を明らかにし」たという。つまり、当初の罪名である傷害致死を殺人に変え、もとに戻して、傷害致死で送検した。罪名が二転三転したわけである。五月に裁判権の問題で日米が合意にいたった後、検察はジラードを傷害致死で起訴することとなるが、この時の群馬県警による傷害致死での送検が、後の検察の起訴にも影響を及ぼしたと思われる。

この罪名変更は、アメリカ側でも記録されている。二月九日付け高崎警察署から憲兵隊長宛の米軍人犯罪報告によれば、ジラードの罪名は、殺人（刑法一九九条）および殺人未遂（刑法二〇三条）となっていた。ところが、同日、罪名変更通知が発出され、さらに捜査を進めたところ、傷害致死（刑法二〇五条）であることが明らかになったという。¹⁹いささか不可解なのは、これに関連すると思われる文書の何点かに、前述の Withdrawal Notice が差し込まれている点である。

ジラードの送検に際しての罪名変更について、未だその真相は明らかになっていない。上記の読売新聞の記事が正しいのか否かは別にしても、アメリカの公文書では、ジラードの罪名は、一度は殺人および殺人未遂である旨通知さ

れ、それを傷害致死に変更している。事件当時、群馬県警本部長であった石岡實が、一九五七年一〇月に発表した手記には、「概ね十日間の激しい捜査と寝不足で、憔悴した刑事部長、捜査一課長等と、あらゆる資料を詳細に検討した結果、「傷害致死」で送検することにした。」とある。⁽²⁰⁾手記では、殺人での送検には、まったく触れられていない。

事件当時、群馬県警本部捜査一課係長だった志塚政男が、一九九四年に毎日新聞の取材に答えている。それによると、岡田三千左右刑事部長は、「地検で傷害致死に変えられても仕方ないが、県警としては殺人で送致すべきだ」と主張し、捜査に携わった刑事たちも、みな同じ気持ちだったという。したがって、この県警の意向により、一度は、アメリカ側にジラードの罪名は殺人および殺人未遂と通知されたわけである。捜査会議では、殺人容疑で固まっていた。ところが、傷害致死容疑で送検された。志塚は、「だれもが意外に思いました。どこからか分からないが、圧力があつたのでしょう」と述懐している。⁽²¹⁾

ジラードの員面調書・検面調書

二月一日、日本側調査団は、アメリカ側関係者（第一騎兵師団法務官スタンレー・F・レヴィン少佐・他）と共に、ジラードを連れ、六五五ヒルに赴き、ジラードの供述をとった。日本側調査団の主要メンバーは、群馬県警の岡田刑事部長、前橋地検の小縄快郎検事等である。現場で、ジラードに黙秘権があることが告げられ、おもに岡田刑事部長が、一問一答形式でジラードを尋問した。⁽²²⁾

翌一二日、ジラードは前橋地検で小縄検事の尋問を受けた。ジラードに黙秘権がある旨が伝えられ、一問一答形式で検察官面前調書（検面調書）が作成された。同調書は一四頁からなり、一三頁にジラードの署名、並びに、立会人

のレヴィン少佐の署名がある。最後の二四頁に、通訳二名の署名、前橋地検の大沢敬之檢察事務官および小縄検事の署名がある。全頁の右下にジラードの署名があり、訂正された部分には、ジラードのイニシャルW S Gが記されている。すべて英文とはいえ、日本の検面調書とまったく同じ形式である。⁽²³⁾

同調書でジラードは何を語ったのか、要約しておきたい。⁽²⁴⁾ これまでの供述との重複を避けながら、重要な部分を摘出する。ジラードとニクルが、六五五ヒルにのぼり、そこに残された機関銃等を警護するよう、上官のモーホン少尉から命じられていたことはすでに述べた。以下、ジラードの供述内容である。

機関銃の側に行くと、少し離れたところに、日本人弾拾いの一団がいた。自分が立っていたところから大体二九フィート（約八メートル）前方で、少し上り坂になっていた。弾拾いたちに、「サヨナラ」および「ヒヤク」「ハヤク」と告げた。一団は少し移動して、立ち止まった。自分は、M1ライフルに使用済み薬莢を込め、だいたい三〇度から四五度の角度で、腰だめにして、「かれらの頭上に撃った」(fired over their heads)。撃った理由は、かれらを驚かせ、追い払うためだった (scare them away)。自分は、他の兵士が同じようなことをやっているのを見たことがある。薬莢はブンブンと音を立てるので、耳にすると恐怖感を覚えると聞いていた。

女性が倒れたところに走っていき、怪我をしていると思った。ニクルのもとに走って戻り、助けを求めた。モーホン少尉を呼んで、女性が怪我をしていると伝えた。この間に、他の日本人たちは、女性を少し移動させた。衛生兵がすぐに到着し、亡くなっていることを告げられた。

ジラードは、岡田刑事部長、小縄検事、レヴィン少佐に対する供述で、日本人弾拾いに危害を加える意思是、まったくなかったと述べている。また、かれは一発だけ撃つたと供述した。これは、現場でなかさんよりも少し前に撃たれそうになった小野関秀治の証言と異なる。⁽²⁵⁾ また、ジラードは、なかさんに、「ママサン」「タクサンシエルズ」⁽²⁶⁾「注：薬莢がたくさんあるとの意味」とは言っておらず、なかさんに使用済み薬莢を投げたこともない、と供述した。岡田刑事部長および小縄検事はいずれも、最後に、ジラードに「何かいいことがあれば」と訊ねている。ジラードは、「今週月曜日」⁽²⁷⁾「注：二月一日のことか」に日本人女性と結婚する予定だった。」と述べた。岡田刑事部長が、日本人に対し好感を持っていると言いたかったのかと訊ねると、ジラードは「そうです」と答えている。なお、ジラードは、七月五日、末山ハル（二九歳）と結婚式を挙げている。⁽²⁸⁾

嘘発見器

二月一四日、ジラードは、嘘発見器（ポリグラム）を用いた検査を受けた。⁽²⁹⁾ ジラードが同意したからだ。二月二日の供述で、発砲が日本人女性の死亡につながったことは認めていたが、同女性に薬莢を投げておらず、また、撃つつもりもなかったと犯意を否定している。そこで、嘘発見器を用い、つぎの質問がジラードに投げかけられた。

- a ニクルが発砲の場面を見たかどうか知っているか。
- b 日本人女性に向け薬莢を投げたか。
- c ニクルが日本人女性に薬莢を投げたか知っているか。
- d 薬莢で同女性を撃つつもりだったか。

検査結果では、bとdの質問に、ジラードは特別な反応を示したという。ジラードは薬莢を投げた点を否定していること、並びに、女性を撃つつもりはなかったとしている点、本当のことを言っていないのではないか、というのが検査官の意見であった。米軍側も、ジラードがなかに狙いをつけ発砲したのではないかと疑っていた。

ジラードの供述の変化

岡田刑事部長および小縄検事の取調べに、ジラードは、なかさんを狙って撃ったものではない、と殺人あるいは傷害致死の犯意を全面的に否定した。二月十五日、キャンプ・ウィティントン（埼玉県大里郡三尻村）の司令官の命令で、これまでの供述および嘘発見器の検査結果を受け、ジラードはあらためて聴取を受けた。⁽²⁸⁾ その内容は以下である。⁽²⁹⁾

以前の供述で述べたように、自分はニクルと共にヒルにあがっていき、ニクルは薬莢を投げていた。自分は、「サヨナラ」といったようなことを言い、日本人たちを驚かせるため、使用済み薬莢を空中に撃った（I fired an expended brass cartridge into the air）のを思い出した。個人をめぐってではなく、空中に撃ったのであり、特にだれとは意識していなかった。その際、「ドーゾ」と言ったかどうかは覚えていない。それから、グレネード・ランチャーにもう一発使用済み薬莢を込め、人のいる方に向け（pointed it in the general direction of the people）、ライフルを撃った。女性が二三歩進み、倒れるのを見た。薬莢がたとえ当たったとしても、人を傷つけることになるとは思っていなかった。その女性を撃つためにライフルの狙いを定めたのではないが、いわゆる腰だめで撃ったので、自分が思ったよりも、もっと彼女の近くにライフルが向いていたかもしれない。日本人に薬莢を投げたこと

はない。

これまで、ジラードは、発砲したのは一回だけだと述べていたが、二回発砲したことを認めている。一回目は目撃証人である小野関への発砲であり、二回目の発砲がなかさんに対するものであった。また、ジラードは、ライフルを警告のため空中に発砲したと語っていたが、この供述では、なかさんを狙って撃ったのではないが、自分が思っていたよりもなかさんの近くにライフルが向いていたかもしれないと述べている。

二月一八日、キャンプウエア（相馬ヶ原演習場）で、小縄検事によりジラードへの事情聴取が行われた。ジラードの供述から主な部分を摘出してみよう。⁽³⁰⁾

まず、ジラードは、「自分は、機関銃警護の任務についていたとき、グレネード・ランチャーに空葉莢を込めたM1ライフルで二回撃ち、女性が倒れたことに気づいた。」と、二回撃ったことを認めている。また、空葉莢の性能について、「この事件が起るまで、空葉莢がどのくらい飛ぶのか正確には知らなかったが、かなり遠くまで飛ぶのはわかっていた。しかし、葉莢が、二〇ヤード、五〇ヤード、一〇〇ヤード、あるいは、それ以上飛ぶのか、正確に言うことはできない。事件が起る前から、空葉莢をこのようにして飛ばすと、まっすぐ飛ぶことは知っていた。」と述べ、葉莢がかなりの距離、正確に飛ぶことを供述している。発砲については、「一発目は空に向け撃った（I fired at first up into the sky）。二発目は、日本人集団の頭上に向けて撃った（in the direction of the group over their heads）。その意味は、たんにライフルをそちらに向け撃ったということだ。このように撃ったら、一人が二三步進んで、倒れた。」と、日本人がいる方に向けて撃ったことを認めている。

ニクルの供述

ニクルの場合、事件発生から二日後の二月一日の供述がアメリカ側資料として残されている。なぜ事件現場に行つたのか、並びに、当日の演習の状況については、ジラードの供述内容とほとんど変わらない。「現場で、女性（坂井なかしん）を撃つたのは誰かを知っているか」との問いに、「知らない」と答えている。また、具体的な供述は行っていない。⁽³¹⁾

つぎに、二月一四日、キャンプ・ウィティントンの捜査局で、ニクルはより具体的な供述を行つている。⁽³²⁾ 事件発生時の様子は以下である。

ニクルは、六五五ヒル（物見塚）の機関銃のところののぼり、空葉莢を集め、機関銃の方へ投げ始めた。ジラードが日本人に向け葉莢を投げているのをはつきり見たわけではないが、ジラードが“DONO”と言つたようなことを聞いた。その言葉は、日本人に対し、近づいても大丈夫という意味だと思った。その後、ジラードがほぼ空中（into the air）に向け自分のライフルを腰だめで撃つを見た。女性が二三歩進んで倒れた。ジラードは彼女に駆け寄り、彼女の様子をうかがつた。ジラードは日本人たちを呼んで、彼女を連れ去るか、家に連れて帰るようと言おうとしていた。

ニクルの供述によれば、なかしんが倒れたので、ジラードもニクルも非常におそろしくなり、ただただ、このことを見なければ、ここにいなければよかった、と考えるしかなかったという。また、自分が何も見ていないと言ひさえすれば、ジラードにも自分にとつても都合がいいとしか考えられなかったという。ニクルは、「このことをすぐに言わなかったのは申し訳ないが、非常におそろしく、今でもこのことで頭がいっぱいだ」と供述している。また、事件

が起きたとき、ジラードもニクルも、彼女が重症を負っているとは知らず、死亡したことを知らされたときは、二人ともなおいっそうおそろしくなったという。

このように、ニクルは、自分が薬莢を投げ、日本人弾拾いをおびき寄せたこと、ジラードが腰だめで空中に向けライフルを放ったことを供述したのである。また、なかさんが倒れたことにおそれおののいてしまい、まさかなかさんが死亡するとは思っていなかったことも供述している。

二月二〇日、ニクルは今度は前橋地検であらためて供述した。⁽³³⁾ニクルは、前回の供述の際、本当のことを述べていなかったとして、つぎの三点を訂正している。まず、日本人女性が倒れるのを見ていないと述べたが、彼女が倒れるのを見ており、ジラードは腰だめで撃った。自分が空薬莢を投げた。供述調書は、一問一答形式なので、ジラードの犯行に関連する重要な部分だけを以下に取り上げておく。

空薬莢を投げる目的は何だったのかと問われると、「本当のことを言うと、ジラードが供述しているかどうかはわからないが、ジラードは自分に空薬莢を投げるように言った。その目的は、日本人が弾を拾いに近づいたとき、頭上に撃って、日本人たちをこわがらせるためだった。」という。空薬莢を投げたとき、日本人たちはどうしたかという問いに、「最初、日本人たちは近づくのをちよつと不安に思っているようだったが、拾いに来た。すると、ジラードはかれらに向かって、「ドーズ」といったようなことを言った。いずれにせよ、ジラードが言ったことは、薬莢を拾っても大丈夫という意味だった。」と説明している。その後のジラードの行動について、「ジラードは銃を持って立ち上がり、自分の右側二フィートばかり離れたところに行った。日本人たちは逃げ出したが、おそらく自分たちが狙われていると思ったからだろう。このママさんも走って逃げた。それから、ジラードは腰だめにして銃を撃った。」

と語っている。

さらに、ジラードが撃った後のことをニクルはつぎのように供述している。女性は一二歩進んで倒れた。ジラードは自分のいるところに来て、腰を下ろした。自分も腰を下ろしたが、ジラードは非常におおきなショックを受けていた。日本人たちが「ドコ」といったようなことを言って、自分たちを呼んだ。自分はジラードに、現場に戻ったほうがいいと伝えた。ジラードは走って女性のところに行き、大声で日本人たちを呼び、誰にも見られないように彼女を運び出すようにと言った。ジラードは自分のところに戻り、彼女に傷を負わせてしまった、どうしたらいい、と問いかけてきた。ジラードは女性のところに行き、日本人たちに彼女をヒル（物見塚）から運び出すと言った。自分のところにきたジラードは、モーホン少尉を呼んでくれと頼んだ。そこで、大声でモーホン少尉を呼んだ。モーホン少尉が来たとき、女性は丘に運ばれていた。

最後に、今日、なぜ詳細を話すつもりになったのかという小縄検事の問いに、「自分は同じ中隊のジラードを友達だと思っている。自分が見たことをそのまま話したら、ジラードをがっかりさせることになる、だから嘘をついた。キャンプ・ドルフ（群馬県邑楽郡大泉町）に行き、その取調官からさまざまなアドバイスを受けた。そこで、自分は本当のことを言おうと決めた。もうひとつの理由は、現場でニクルは見ていた、とジラードが捜査官に語ったからだ。」と述べている。

合同委員会での協議へ

ジラードおよびニクルの供述の要点をみてきた。ジラードに殺意があったかどうかは別にしても、ジラードになか

さんの死の責任があることは明らかだ。これまでのジラードおよびニクルの供述の変遷から説明がつく。また、ここでは紹介しなかったが、日本人目撃者の証言からも裏付けられる。

この事実関係とは別に、日米間で問題となったのは、ジラードの発砲が公務執行中のものであったか否かだ。何をもって公務執行中といえるのかという法律上の問題がからんでくる。前述のように、二月一五日、前橋地検検事正はこの件を合同委員会に提案する旨をアメリカ側に通知していた。³⁴

二月二一日開催の第一五六回合同委員会で、日本側から本件を刑事裁判権分科委員会に付託するとの提案がなされた。日本側は、犯行が公務執行中に起きたものではないという十分な証拠が存在すると主張した。アメリカ側は、日米の合同捜査が終了するまで、同委員会への付託を控えるよう申し出た。

アメリカ側では、二月七日発給の公務証明書に疑義が出されていた。というのも、憲兵隊が用意した捜査報告書に、日本側の主張を支持するさらなるデータが盛り込まれ、極東軍に同証明書の有効性を再検討するよう促すものであったからだ。また、極東軍作成の報告書でも、日本側に裁判権を譲る可能性が示唆され、そうなると合同委員会で協議する必要性がなくなると記されていた。³⁵ このように、アメリカ側は、日本側の主張に説得力があることを認めていたのである。

三月七日に開催された第一五七回合同委員会で、アメリカ側代表のルイス・L・パークス少将は、本件を刑事裁判権分科委員会に付託するとの日本側提案に同意した。アメリカ側文書に記されているコメントでは、日本側はこのアメリカ側の決定におおいに喜んだが、報道機関から数多くの問い合わせがくることを心配していたという。³⁶ ジラード事件に関する日米の捜査は終了し、舞台は日米合同委員会に移されることになる。

三．ジラード事件における密約

アメリカ外交文書集（FRUS）掲載の密約

FRUSに、ジラード事件に関する密約はどのように記録されているのであろうか。まず、この点を明らかにしておきたい。

日米合同委員会の席上、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないことで日米が合意したのは五月一六日である。翌一七日、ウィルソン国防長官は、ジラードを日本の法廷での裁判に委ねることを留保した。ここから、ジラード事件をめぐる混迷が始まる。アメリカ政府内でこの問題が最終的に決着するのは六月五日である。この日、ジョン・フォスター・ダレス國務長官とウィルソン国防長官は、ジラードに対する日本側の裁判を認めるとの共同声明を発表した。この間、ジラード事件をめぐる密約に関する文書が登場する。

まず、五月一六日に開催された日米合同委員会の結果を本省に報告した在京米大使館の電報がある。⁽³⁷⁾一九九一年に公刊されたFRUSでは、密約に関する部分は機密指定が解除されていなかったが、後にアメリカ国立公文書館で公開される。そこに、「また、本日、管轄権問題処理のため（FE八〇五三〇二を参照）、ハバード海軍少将及び千葉により、密約（confidential arrangement）に署名がなされた。これは機密扱いとされる。」⁽³⁸⁾と記されている。ここに登場するM・H・ハバードと千葉皓アメリカ局長は、日米合同委員会における日米それぞれの代表である。

五月二〇日付けのウォルター・ロバートソン極東問題担当國務次官補からダレス國務長官宛のメモランダムで、ジラード事件の現状がつぎのように報告されている。

ジラードの犯行の件は、できるだけ早く裁判をすることが望ましく、また、日本側あるいはアメリカ側のいずれに管轄権があるのかという問題で行き詰ったが、妥協が成立し、アメリカはジラード事件で裁判権を行使しないと決定した。この決定は、ジラードの犯行が公務執行中に生じたとするアメリカ側の立場を損なうものではない。この妥協の一部として、密約が締結され、それにより、日本は、日本国刑法第二〇五条の傷害致死を超える重い罪ではジラードを起訴しないことに同意した。同罪の法定刑は、二年から一五年である。傷害致死は、日本法のもとでジラードを合理的に起訴するためのもつとも軽い犯罪である。日本はまた、検察のチャネルをとおして、裁判所が、罪状を考慮し、可能なかぎり軽い判決を下すよう促すことに同意した。³⁹

ここに先の「密約」の中身が登場する。注目すべきは、「日本はまた、検察のチャネルをとおして、裁判所が、罪状を考慮し、可能なかぎり軽い判決を下すよう促すことに同意した。」という点である。後述するアメリカ陸軍省から極東軍司令官宛の電報D A九二一九三三では、ジラードをもつとも軽い罪で起訴するとの同意を日本側から得るようになっていた。ところが、このメモランダムでは、裁判所の判決にも影響を及ぼし、ジラードの罪を可能な限り軽くするよう裁判所に促すというのである。当時の刑事裁判権分科委員会の日本側代表は、津田實法務省秘書課長である。検察への影響力を発揮することはそれほどむずかしくはなかっただろう。検察には検察官一体の原則があり、いわば上命下服の関係にあるからだ。ただ、裁判にも影響を及ぼすとなると話は別である。

翌二一日、ダレス國務長官の執務室で、國務・国防両省の高官会議が開かれている。國務省側は、ダレス國務長官、ロバート・D・マーフィー政務担当國務次官補、ロバートソン國務次官補等が出席し、国防省側からは、ウィル

バー・M・ブルッカー陸軍長官およびマーレイ・シュナイダー国防次官補等が出席している。

同会議で、「日本側は、すでに起訴状の送達を終え、裁判の開始日を六月二一日に設定し、裁判官も任命した。日米は合同委員会で合意に達することができなかったが、その際交わした密約 (secret arrangement) にしたがって、日本側はきわめて誠実にことを進めている。」と、日本側がジラードを傷害致死で起訴したことを密約に沿ったものと評価している。また、ダレス国務長官は、「非常に重要なことは、合同委員会での手詰まりを回避するため密約が交わされたが、それを軽視する手段をとるべきではない。こうした現実的な解決策は、しばしば、もつとも都合がよい。」と、密約に理解を示している。⁽⁴⁰⁾

五月二五日、ダレス国務長官はロバートソン国務次官補と電話で協議し、「ジラードを殺人では起訴しないというある種の裏取引 (a side deal) が日本側となされた。」と述べている。⁽⁴¹⁾ 同日、国務省が用意した大統領宛メモランダム草案には、合同委員会で、「アメリカ側代表は、本件の裁判権を行使しないと決定をしたと日本側に通知し、その代わり、日本側は、極秘扱いで、できるだけ軽い犯罪でジラードを起訴し、情状により判決を最大限軽くするよう日本側の裁判所に促すことに同意した。」と記されている。⁽⁴²⁾

五月二八日、アイゼンハワー大統領、ダレス国務長官、ウィルソン国防長官等との間で、この件について最終的な協議が行われた。密約を前提に、「裁判権を譲り渡すという約束を守ることと一致」⁽⁴³⁾との結論にいたった。これが、六月五日の国務・国防両長官による共同声明の発表となる。

以上、ジラード事件に関し、密約が登場するアメリカ側公文書に目を通してきた。FRUSにすべて掲載され、最初に紹介した文書にのみ一部非開示があるが、これも後に機密指定が解除されている。最初にも述べたように、

FRUSにこれだけ密約が登場するのは異例である。その理由を明らかにするため、密約が交わされた経緯を振り返ってみよう。

合同委員会での協議

ジラードの行為が公務執行中であるか否かをめぐり、日米の意見は一致せず、行政協定にしたがつて、この件は合同委員会に付託された。すでに合意されている公務の定義を見てみよう。前述の合意事項第三九項に、「議定書第三項(a)(ii)及び同項に関する公式議事録にいう「公務」とは、法令、規則、上官の命令又は軍慣習によつて、要求され又は権限づけられるすべての任務若しくは役務を指すものとする。」とある。公務の内容はきわめて広範にわたる。⁽⁴⁴⁾また、わが国の最高裁判所は、一九五五年三月、「公務の執行中」とは「公務執行の過程における」という意味であり、「勤務時間中」と解することはできないと、原判決を支持する判決を下している。⁽⁴⁵⁾

三月七日開催の第一五七回合同委員会を皮切りに、この問題の協議が開始された。同委員会では、本件を刑事裁判権分科委員会に付託することになったのは前述のとおりである。ただ、合同委員会にせよ、刑事裁判権分科委員会にせよ、協議の内容はほとんど公開されていない。簡単な報告書程度の断片的な史料に頼らざるを得ないが、協議の様子に迫ってみよう。

三月七日の第一五七回合同委員会以降、第一五八回(三月二〇日)、第一五九回(四月四日)、第一六〇回(四月八日)、第一六一回(五月二日)とほぼ二週間おきに同委員会は開催され、第一六二回合同委員会(五月二六日)をもって、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないことで日米は合意にいたった。

四月四日開催の第一五九回合同委員会の報告書によれば、刑事裁判権分科委員会で、ジラードの発砲が公務執行中であるか否か、アメリカ側の決定が遅れており、日本側は、「決定が遅れば遅れるほど、日本国民と米軍とのわだかまりが高じる可能性がある」と、日米関係を憂慮している。また、国会において政府への圧力も高まっていることにも触れ、これにハバード少将は、いまし時間が欲しいと述べている。⁽⁴⁶⁾

四月一八日開催の第一六〇回合同委員会で、日本側代表の千葉アメリカ局長は、アメリカ側の決定を日本側に早く伝えるよう強く迫っている。判断に必要な合理的期間はすでに過ぎているというのがその理由だ。また、あらためて国会の圧力が高まっているとの懸念が示された。ハバード少将は、本件は極東軍司令部における最重要課題であり、現在、検討中である旨を繰り返した。⁽⁴⁷⁾

刑事裁判権分科委員会での協議

刑事裁判権分科委員会での協議の詳細は不明であるが、三月一二日の同委員会で、ジラードの行為は公務執行中ではないとする証拠が日本側から提示され、検討されたという。⁽⁴⁸⁾ アメリカ連邦最高裁判所における Wilson v. Girard (一九五七年七月二一日) の裁定記録に、同委員会での議論の様子が一部登場する。この記録から、同委員会での日米の主張を知ることができる。同日、日本側は概ね以下の内容の文書をアメリカ側に提示した。⁽⁴⁹⁾

ジラードとニクルが機関銃の方へ行き、一三時一五分頃、六五五ヒル「物見塚」の南斜面の方向に使用済み薬莖を放り、空薬莖等を拾い集めるために六五五ヒルの南西斜面にいた小野関秀治（男性）および坂井なか（女性）

を招きよせ、かれらに「パパサン、ダイジョウブ」「ママサン、ダイジョウブ」等と日本語で叫び、この二人の日本人に、ジラードが放った使用済み薬莢を拾わせようとした。つぎに、ジラードは坂井なかに近くの壕「砲弾が炸裂してできた窪み」を指差し、「ママサン、タクサンネ」と日本語で叫び、それにより、その壕の中に使用済み薬莢が残っていることを示唆し、壕に入るよう促した。しかし、同じ斜面で使用済み薬莢を拾っていた小野関は、容疑者の行動に疑念を持ち、逃げ出そうとした。それから、容疑者は小野関に向かって、「GE-ROU! HEY!」と叫び、ライフルに装着されたグレネード・ランチャーに空薬莢を装填し、小野関に向け空包を発射した。続いて、壕の中にいた坂井なかに、「GE-ROU! HEY!」と叫び、なかが六五五ヒルの北斜面に逃げ去ろうとしたのをジラードが見てとり、ライフルの銃座を小脇にかい込み、ちょうど小野関に行ったのと同様、グレネード・ランチャーに使用済み薬莢を装填し、約八メートルの距離から、なかに向けて立撃ちで空包を発射した。この結果、ジラードはなかの背中の左側に貫通傷を負わせ、大動脈の切断によって失血にいたり、それが致命傷となった。

以上の事実から、日本側は、ジラードの行為は、公務執行とはおおきくかけ離れ、本件は公務執行中の故意・過失により生じたとは考えられない、と結論づけている。

日米の協議の模様も記されている。アメリカ側は、ジラードの供述のみを頼りとし、それを信頼する発言を繰り返す。これに対し、日本側は、「本件は公務執行上から生じたものではないと決定するにあたり、当方はすべての証拠を検討した。多数の日本人証言者が、事件後すぐに尋問された。日本人の証言はもちろん、ジラードおよびニクルの

証言も検討した。ジラードの意図を判断するうえで、ジラードが説明していることだけではなく、すべての証拠を検討する必要がある。そうすると、ジラードは日本人たちを脅し、追い払うために発砲したのであり、機関銃を警護するためだったという証言は、信じるに値せず、ジラードの供述には矛盾がある。証拠によれば、発砲は機関銃の警護となんらの関係もないことが示されている、というのが当方の立場だ。」と述べ、証拠に基づき、アメリカ側の主張を論破している。⁽⁵⁰⁾

また、ジラードに殺意があつたのかについて、日本側がどのように判断していたのかは、ダグラス・マッカーサー二世駐日大使からダレス國務長官およびロバートソン國務次官補宛の電報から推測がつく。マッカーサーによれば、「合同委員会で徹底的に議論した結果、妥当な判断が下され、日本側はジラード事件の論点についてアメリカ側と意見の違いはない、と受け止めている。日本側は、ジラードがなかさんを意図的に殺したとは思っていないが、ジラードの行為によつてなかさんが亡くなった責任はジラードにあると考えている。日本側の見方では、ジラードの行為が公務と関係ないことは明らかだ。」とある。⁽⁵¹⁾ここにいう合同委員会とは、実質的には刑事裁判権分科委員会を指しているであろうが、そこでの議論で、ジラードに殺意がなかったと日本側も推定していたことになる。

密約締結にいたる経緯

五月一六日開催の合同委員会で、アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないことで日本側と合意した。その際、密約が締結された事実、これまで見てきたアメリカの公文書から明白である。アメリカ側は、なにゆえ裁判権の不行使という重大な決定を下したのであるだろうか。

極東軍は、公務証明書を発給した手前もあり、ジラードの裁判権を行使しないことなど考えていなかった。極東軍司令官のメッセージであるFE八〇四七四三二に極東軍の立場が明確に示され、ジラードの第一次裁判権はアメリカ側が有すると明記されている。⁽⁵²⁾

ところが、四月二六日にいたり、事態はおおきく変わる。この日、陸軍省からライマン・レムニツァー極東軍司令官宛の電報DA九二一九三三が発せられた。⁽⁵³⁾それによると、この事件はこれまで提示された証拠から判断し、ジラードの裁判権を行使できるかどうか、きわどいと陸軍省は認識していたことが綴られている。ただ、この時点までは、ジラードに対する第一次裁判権を行使するとの立場を維持せよとの命令がレムニツァーに下されていた。

合同委員会での日米協議は、三月七日から開始され、すでに一カ月半が経過し、なんらかの結論を得る必要に迫られていた。同委員会で決着がつかない場合、行政協定の「適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。」との規定（第五条第三項）に基づき、問題の解決は日米両政府に委ねられることになる。この方法に、陸軍省は、「外交チャネルを用いることは、非生産的で賢明ではない」、「すみやかに本件の裁判が行われることが望ましい。」と否定的であった。⁽⁵⁴⁾

さらに、このDA九二一九三三には、「本件にとつてもつとも馬鹿げているのは、日本の法廷で判断が下されることであると思う。」とある。後に、陸軍省の誤解であったことが明らかになるが、⁽⁵⁵⁾ここにいう「日本の法廷で判断」とは、ジラードが日本の法廷で裁かれるということではなく、ジラードの裁判権が日米どちらにあるか、日本の法廷で決定されるという意味だ。訴訟社会のアメリカ的発想で陸軍省は誤解したのである。先述のように、陸軍省も、ジラードの発砲が公務執行中にあたるのか否か、きわどい事例だと考えており、ジラードの行為が公務執行中ではない、

と日本の裁判所で判断されることを危惧したものであろう。

こうして、D A 九二一九三三により、陸軍省からレムニッツァー極東軍司令官につきのような命令が下された。

貴官は、アメリカが第一次裁判権を有するとの立場を引き続き維持し、日本側と問題の解決を試みることを望ましい。しかしながら、日本側が同意しなければ（現にそのように思われるが）、ジラードを日本側当局の裁判に委ねる権限を貴官に与える。とはいえ、貴官は、公務証明は正しいとする当方の法的立場を引き続き維持すべきである。日本側による裁判を認めるのに必要とあらば、法的立場を依然として維持しながら、公務証明の線を取り下げる権限を貴官に与える。⁽⁵⁶⁾

刑事裁判権分科委員会での膠着状態を打開するため、ジラードの裁判権を日本側に委ねる権限が、陸軍省からレムニッツァー極東軍司令官に与えられた。しかし、レムニッツァーへの命令は、これだけではなかった。D A 九二一九三三には、「日本側がジラードをもつとも軽い罪で起訴することは明白であり、ジラードを日本側の裁判に委ねるとの合意に達するまでに、貴官は日本側からこの点に事前に同意を得ることが可能かもしれない。」とある。同意を得よとの命令ではなく、いささかあいまいに記されている。ジラードの裁判権を行使しない代りに、ジラードをできるだけ軽い罪で起訴するとの同意を日本側から取り付けたいというのが陸軍省の本音であっただろう。これが、合同委員会における密約として具体化されたのである。

裁判権不行使の責任

五月一六日、アメリカ側はジラードの裁判権を行使しないとの報がアメリカ国内に伝えられると、米軍兵士を日本の裁判所に引渡すなどという大合唱が、議会および国民の間で沸き起こる。さらに、ジラードの裁判権不行使を決めたのは国務省であるとの報道がなされ、⁽⁵⁷⁾不行使を誰が決めたのか、責任の追及が始まった。既に見たように、合同委員会ではアメリカ側がジラードの裁判権を行使しないとしたのは、陸軍省からレムニツァー極東軍司令官に発せられたD A九二一九三三によつてである。問題は、この命令を実施するにあたり、国務省、とりわけ在京米大使館がどの程度関与していたかだ。

国務省の調査によれば、D A九二一九三三の内容は、事前に国務省側とは協議されておらず、在京米大使館は、この電報のコピーを受け取ったにすぎないという。在京米大使館との公電のやりとりをすべてチェックした結果、国務省は在京米大使館あるいは館員がこの件に助言した証拠を見出せなかった。⁽⁵⁸⁾ダレス国務長官はマッカーサー駐日大使宛の電報で、この事実間違いがないか、確認するよう要請している。マッカーサーからの回電によれば、D A九二一九三三に、大使館がコメントするよう極東軍司令部から文書による要請を受けたが、大使館側は極東軍に何らコメントしなかったという。

事実関係を整理しておこう。D A九二一九三三が発出されたのが四月二六日である。その後、この電報のコピーが在京米大使館に回付され、大使館にコメントが求められた。ただ、大使館側はとくにコメントしなかった。その理由は、五月一日付けの国務省公電第二三八一号によつて明らかだ。それによると、公務執行中か否かが問題になれば、当然、行政協定の解釈にかかわり、国務省（在京米大使館）が関係することになる。ところが、D A九二一九三三に

より、公務の問題を棚上げにし、ジラードを日本側の裁判に委ねる権限が陸軍省から極東軍司令官に与えられた。その結果、公務をめぐる法的問題を論じる意味がなくなってしまった。そのため、国務省はコメントは不要と判断した。⁽⁵⁹⁾この点、マッカーサー大使は国務省公電第二三八一号を受け取ると、レムニツァー極東軍司令官と会談し、ジラードの裁判権不行使について、大使館側と事前に協議されていなかったことを確認している。⁽⁶⁰⁾

以上の陸軍省と極東軍司令官のやりとり、および、国務省と在京米大使館の公電の記録を見るかぎり、ジラードの裁判権不行使は、陸軍省が主導し、極東軍司令官を通じ、合同委員会に提案されたことがわかる。その過程で、ジラードをなるべく軽い犯罪で起訴するとの合意を日本側から取り付けたいと陸軍省の希望は、最終的には、合同委員会における密約となって実現する。しかしながら、群馬県警が二月九日にジラードを傷害致死ですでに送検していたこと、さらに、裁判権分科委員会でも、日本側がジラードの殺意を認めるにはいたらなかったことを考え合わせると、日本側にはジラードを殺人罪で起訴するつもりはなかった。その意味では、日本側からの同意は、念のためのものにすぎなかったといえよう。

それよりも興味深いのは、密約が交わされ、それが明らかになる背景を示す文書が、FRUSに収録されていることである。とくに重要と思われるのは、既に何度も登場した陸軍省から極東軍司令官レムニツァー宛の電報DA九二一九三三だ。米軍内でのやりとりを示す電報は、必要な場合を除き、国務省（在京米大使館）側に渡されるわけではない。具体的に示すと、FRUS (1955-1957, Japan, Volume XXIII, Part 1) に収録されている文書のうち、一九五七年分は二〇〇件であるが、そのほとんどは、在京米大使館と本省とのやりとり、国務省内での会議、国務省と大統領や国防省とのやりとり等であり、国務省が関連している。例外が二件ある。ひとつは、一九五七年一月二一

日付けの極東軍司令官（リッジウェイ）から陸軍省宛の電報であり（Document 111）、もうひとつは、ここで問題にしているDA九二一九三三だ。ただ、前者は、国務省および在京米大使館にも発電されている。ということは、DA九二一九三三のみが国務省および在京米大使館を経ていない電報であり、国務省側が知るのは発電後のことである。

このことから、DA九二一九三三がFRUSに収録されているのは、ジラードの裁判権不行使には国務省が関与しておらず、それが陸軍省の失策であったことを明確にしたからではないかと思われる。国務省は、FRUSの編纂にあたって、密約が明らかになる不利益よりも、自省の立場を擁護する利益を優先したのだろう。

四．ジラード事件の影響

密約の行方

第一節で挙げた密約に関する問いを考察してみよう。ひとつは、なぜFRUSに密約が堂々と登場しているのかである。これは第三節でおおかた論じた。要約しておくならば、FRUSにジラード事件に関する多くの文書が収録されている理由は、ジラードの裁判権を行使しないとした陸軍省の決定に、国務省の責任はなく、陸軍省、ひいては国防省の失策であったことを国務省は明確にしておきたかったからだ。その結果、合同委員会で密約が締結されたことも公表せざるを得なかった。なぜなら、アメリカ側がジラードの裁判権を行使しないとしたこと、日本側が傷害致死を超える罪でジラードを起訴しない、また、裁判でジラードの情状を酌量し、なるべく軽い罪とするよう促すことは、表裏一体の関係にあったからである。一方だけの公表ですますわけにはいかなかった。国務省は、密約が公表さ

れる不利益よりも、自省に裁判権不行使の責任がなかったことを明らかにする方を優先した。

なお、密約について、その後、日本側関係者がどのように認識していたのかを記しておこう。まず、刑事裁判権分科委員会の日本側代表だった津田實は、一九九四年、毎日新聞のインタビューに、「分科委では裏取引のような協議はなかったと思う。合同委での協議内容は知らない。」と答えている。⁶¹もし密約が交わされたとしたら、合同委員会ではないかと示唆しているように受け取れる。ただ、この問題の中枢にいた津田が知らないというのは考えにくい。また、ジラード事件の主任検事を務めた小縄快郎は、密約説について、「全く考えられないこと」と否定している。⁶²

密約に関するもうひとつの問いは、密約は実行に移されたのかである。ジラードは、五月一八日、傷害致死で起訴された。まさに密約どおりである。ただ、この傷害致死での起訴は、既定の路線といってよい。まず、群馬県警は迷った挙句、二月九日、ジラードを傷害致死で送検した。検察の判断は、この送検に拘束されないが、二月一四日、最高検では、前橋地検の酒井検事正および小縄主任検事の上京を求め、佐藤検事総長をはじめとする最高首脳会議が開かれている。その席上、酒井検事正から捜査経過の説明があり、ジラードの行為は単なる過失犯ではなく、傷害致死であり、公務中とは認められないとの報告がなされた。会議では、この報告に検討を加えた結果、とりあえず公務外の犯罪で、日本側に裁判権があるとの態度を固めたという。⁶³さらに、前述のように、合同委員会では、日本側は、ジラードがなかさんを故意に殺害したとは推定していなかったことを加味すれば、日本側がジラードを殺人罪で起訴する可能性はなかったと思われる。

問題は、果たして、裁判でもこの密約が実行に移されたのかだ。検察によるジラードの求刑は懲役五年である。これに対し、判決は、懲役三年、執行猶予四年となった。一般に、検察の求刑に対し、量刑は七掛け（この場合、三年六

月)とも言われるので、執行猶予がつく上限の懲役三年になっている点から、いささか軽い印象を受けるが、不当に軽いともいえない。

判決には、「タマ拾いの側にも非難さるべき一半の責は免れ難く、これを一兵卒に過ぎない思慮の未熟な被告のみに、本件事故の全責任を負わせることは相当でない。」とある。「一兵卒に過ぎない」「思慮の未熟な」といった表現で、ジラードの情状を酌量している。さらに、ジラードはたまたまグレネード・ランチャー付きのライフルを借り受けていたことが、「被告人をして稚氣を起こさせ」たと、事故の偶発性が強調されている。また、「被告人にとって致死の結果はもとより、発射薬きょうの命中ということがいかに意外な出来事であつたかは、本件発生直後の被告人の周章狼狽ぶりからも容易に推測することができる」と、ジラードの心情に配慮を示した。⁶⁴

このような判決内容をもって、密約が実行に移されたとは判断できず、また、その証拠もない。ジラード裁判が、アメリカを含め諸外国からも厳正公正なものであったと高く評価されていたことを考え合わせると、密約が裁判に影響を及ぼしたとは考えにくいであろう。

刑事裁判権密約公表の要請

六月五日、国務・国防両長官はジラードの裁判権を行使しないとの共同声明を発表した。これ以降、アメリカ議会では、ジラードを日本の裁判所に引渡すなどという政府への圧力が高まるだけではなく、米兵を外国の裁判所で裁くことを禁止するようにとの声があがってくる。

六月二七日、フランク・バウ議員（オハイオ州選出・共和党）が、外国の裁判所で米兵が裁判を受けなくてすむよう

にすることを目的とした法案を下院外交委員会に提出する。米兵の犯罪について、外国の裁判を許した地位協定を改正しないし廃棄するよう大統領に要求している。同法案は、一八対八で可決された。⁽⁶⁶⁾

その後、この法案は、対外援助法に追加条項を付して、海外に勤務中の米軍人の裁判権を外国の法廷に渡さないよう勧告するバールソン（民主党）提案となり、七月一七日、下院の投票に付された。この提案は、ジラードの裁判を日本側に移管するとのアメリカ政府の決定に反対し、この種の事件が起った場合、アメリカ側が米軍人の裁判権を有するとの内容であり、これを実現するため、大統領に地位協定の再交渉を要請するものであった。投票結果は、賛否いずれも一三四票の同数であった。法律修正は多数決によらなければならないとの規則により同法案は否決された。⁽⁶⁷⁾

こうした状況下、アメリカ側は、一九五三年に交わされた刑事裁判権密約の公表を新駐米大使の朝海浩一郎に打診する。朝海は、五月二三日、ワシントンに着任したばかりであった。前任の谷正之は、戦時中、東条英機内閣で外務大臣をつとめ、戦後は、A級戦犯容疑者となった。けっきょく、不起訴となり、一九五六年から駐米大使をつとめていた。ただ、谷は戦犯容疑者だったこともあり、アメリカ側は谷に冷たかったといわれている。⁽⁶⁸⁾ジラード事件が起り、また、一九五七年六月、岸総理の初めての訪米を控え、駐フィリピン大使をつとめていた朝海に白羽の矢が当たった。

この刑事裁判権密約とは何かを紹介しておこう。一九五三年の行政協定第十七条（刑事裁判権）の改正にあたり、日米は密約を交わしている。その方法はきわめて巧妙なものであった。形式は、合同委員会の下部組織の刑事裁判権分科委員会において津田實法務省総務課長（日本側代表）が一方的に陳述するものとなった。この陳述は、行政協定第一七条を改正する議定書本文、議定書公式議事録、正式会談議事録にもいっさい掲載されず、秘密扱いとされた。⁽⁶⁹⁾

津田課長の一方的陳述の邦訳は以下である。

議定書第三項の規定「日米両国の裁判権が競合する場合」の實際上の運用に関し、私は、日本国の当局が方針として、日本国にとつて実質的に重要であると考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を有しない旨陳述することができる。⁽⁷⁰⁾

実質的に重要な事件を除いて、通常、日本国当局は、米軍関係者に対する裁判権を行使する意図はなく、それが当局の方針であることを、津田課長が一方的に陳述したのである。一方的陳述にしかすぎないので、形式的にみれば、「約束」とはいえない。二〇一〇年に日米密約問題がクローズアップされ、その後、行政協定第十七条（刑事裁判権）の改正に関する文書も外務省から公表された。その際、二〇一一年八月二五日に開催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表されている。その中で、アメリカ側は、一方的陳述は日本側の一方的政策的なものであり、合意ではないと発言し、「約束」であることを否定した。この解釈に日本側も同調している。⁽⁷¹⁾しかし、行政協定第十七条改正の交渉過程、並びに、これに関連する国連軍協定の交渉過程を詳細に分析すると、この一方的陳述とは、「一方的」に名を借りた密約であつたことが明らかとなっている。⁽⁷²⁾何重にも関門を設け、密約であることが発覚しないよう工夫がこらされていた。

こうして、実質的に重要な犯罪を除き、日本政府は米軍関係者に対する裁判権を行使する意図がない旨を密約でア

メリカ側に保証した。実質的に重要な犯罪とは何か。明記されているわけではないが、交渉経緯からみて、殺人、放火、傷害致死、強盗又は強姦の罪だ。⁽⁷³⁾ 条約上は、犯罪の軽重を問わず、公務執行中等の場合を除き、日本側に第一次裁判権があるとされていたにもかかわらずである。

これに対し、NATO加盟国であるオランダやギリシャの場合には、アメリカとの間で公式に裁判権放棄の約束が交わされていた。オランダを例にあげると、一九五四年八月一三日付けの交換公文第四項は、NATO地位協定の実施を規定している。その附属書に、合衆国政府とオランダ政府が合意した了解がある。⁽⁷⁴⁾ この了解の核心は、オランダ当局は、合衆国当局の要請にしたがい、NATO協定第七条に基づく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。ただし、オランダ当局がその管轄権の行使を特に重要と決定する場合を除く、というものである。要は、オランダ当局がとくに重要と判断する場合を除き、合衆国当局の要請があれば、オランダ当局は第一次裁判権を放棄する、という内容だ。ギリシャの場合は一九五六年、また、西ドイツの場合は一九五九年に同種の協定がアメリカとの間に締結されている。⁽⁷⁵⁾ これと日本を比較してみよう。日本の場合、密約という形式がとられたため、オランダやギリシャとは異なり、何等裁判権を譲っていないように見える。また、日本は、密約でも裁判権を放棄したのではなく、それを行使しないと表明しているにしか過ぎない。これに対し、オランダやギリシャは、アメリカが要請すれば、基本的に第一次裁判権を放棄するとなっている。オランダやギリシャ当局が管轄権の行使を特に重要と決定する場合にかぎり例外となる。こうしたオランダやギリシャの例から、アメリカ政府は日本にも刑事裁判権密約を公表するよう要請することになる。NATO参加国の一部と同様、実質的に重要な事件を除き、米軍関係者が裁判に付されることがないことを公にしたかったのだ。岸総理は六月一九日から三日間、ワシントンDCを訪問し、アイゼンハワー大統領やダレス国務長

官と会談した。二〇日、朝海駐米大使とロバートソン國務次官補との会談で、「日本の刑事裁判権取極の機密指定解除」の問題が話し合われた。⁽⁷⁶⁾

ロバートソンは、六月一五日付けのウィルソン国防長官からダレス國務長官宛の書簡による依頼に基づくとして、朝海大使に、刑事裁判権密約の機密指定解除の問題を岸総理と協議するよう要請した。その際、ロバートソンは、オランダやギリシャとの取極はすでに公表されている旨を説明し、「こうした機密解除は、フィリピンおよび他国との地位協定交渉をきわめて容易にする」ことを強調した。フィリピン等は、刑事裁判権で日本が優遇されていると主張していたからだ。⁽⁷⁷⁾ この要請に、朝海大使は、総理と協議し、翌二一日に結果を知らせる、と答えている。

二一日夜、朝海は総理主催の答礼レセプションの場で、ロバートソンを脇に呼び、「総理は、現時点で、この取極の機密指定を解除すれば、社会主義者および共産主義者のきびしい追及にさらされ、自らの政権にとつてきわめてやっかいなことになると思っている」と述べ、機密解除に否定的であった。⁽⁷⁸⁾ けっきょく、刑事裁判権密約が公表されることはなく、二〇一一年八月に外務省からその内容が公表されても、日本政府は、密約ではないとの立場を変えていない。

伊江島事件

ジラード事件の教訓をアメリカ側が活かしたと思われる事件に、一九七四年七月に起った伊江島事件がある。この事件については、稿を改めて論じる予定であるが、概要はつぎのとおりである。

七月一〇日、沖縄本島の本部半島北西約九キロの位置にある伊江島で事件は起った。同島の米軍射爆場で、演習終

了後、草刈りのため立ち入った住民を、米兵が追い掛けて至近距離から狙い撃ちし、負傷させたのである。米軍側は、当初、米兵の行為は「公務外」であるため第一次裁判権を日本に渡すと通知した。ところが、後に「公務中」である」と方針を転換した。日本政府はこれに反発し、日米合同委員会で半年以上にわたって協議が続けられたが、同委員会では決着がつかなかった。一九七五年五月六日、「問題を遷延させるのは日米間の友好上好ましくない」との理由で、日本政府は裁判権を行使せず、問題の終結を図った。⁽⁷⁹⁾

もう少し詳しくこの事件を振り返ってみよう。⁽⁸⁰⁾七月一日午後五時半ごろ、伊江島補助飛行場内の射爆場で、地元
の山城安次さん（二〇歳）が牧草を刈るため、演習終了の赤旗が降りているのを確認し、射爆場へ入った。そこへ、
米空軍第三一二空軍師団（嘉手納基地）第八二四戦闘支援隊第一分遣隊所属のキャロル・E・ロック三等軍曹（二〇
歳）とハロルド・W・ジョンソン三等軍曹（二六歳）が車で突っ込んで来て、山城さんを追い回した末、ロック三等
軍曹が信号用ピストルでねらい撃ちし、左手首に三週間のけがを負わせた。

第三一二空軍師団司令官のマックレイン准将は、七月二〇日付の屋良沖繩県知事に対する文書で「日本の裁判権に
委ねることになった」と回答してきた。⁽⁸¹⁾演習は終わっており、米兵の行為は公務執行中ではなく、アメリカ側に裁判
権がないことを明らかにしたのである。これで、この問題は決着し、日本側で裁判が開始されるかと思われた。とこ
ろが、七月二九日になって、米軍側はこの回答を翻した。検討の結果、公務執行中の事件と考えられ、第一次裁判権
はアメリカ側にあるとして、公務証明書を発給したのである。これに対し、那覇地検は「公務中であつたとする米軍
の主張に反対の証拠がある」とアメリカ側に通知した。

第一次裁判権をめぐり日米の主張が対立したため、この件は、日米合同委員会の判断に委ねられた。後はジラード

事件と同様の経過をたどる。同委員会では、法律上の問題が含まれるとして、刑事裁判権分科委員会に本件は付託された。同委員会で、日本側は、この事件は地位協定第一七条第三項(a)(ii)にいう公務執行中に発生したものではなく、第一次裁判権は、地位協定の同条の規定に基づき日本側が有する、と主張した。アメリカ側は、事件は公務執行中に発生したのであり、第一次裁判権はアメリカ側にあると主張し、双方の見解は対立した。最終的に分科委員会では解決できず、同委員会は、一九七五年四月一七日、第一次裁判権の帰属について、日米双方の見解を併記した報告書を合同委員会に提出した。

合同委員会は、分科委員会の報告書を検討した結果、日米双方の法的立場の相違を同委員会では解決できないとの結論に達した。四月二四日、日米双方の法的立場を害することなく、地位協定第二五条第三項に基づき、問題の解決を日米両政府間の交渉に委ねる旨の決定が下された。

政府間交渉の結果、五月六日、日本政府は、以下の諸点を考慮して、「この事件の裁判管轄権の帰属に関する日本側の法的立場を維持しながら、わが方の立場は捨てないということを明らかにした上で、この事件の早期解決を図るという実地的な見地から、この事件について、日本側は裁判権を行使しない」旨をアメリカ側に通報した。これを受け、五月七日、那覇地検は米兵を「不起訴処分にした」と発表している⁽⁸²⁾。

日本政府が考慮した「諸点」は、一九七五年五月八日の衆議院内閣委員会で、山崎敏夫外務省アメリカ局長が、詳細を説明している。ただ、これについては、五月二二日に開かれた衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、宮澤喜一外務大臣が正式に説明しており、こちらを用いる⁽⁸³⁾。まず、日本政府は、つぎの点を考慮して、裁判権を行使しないと決定した。

(イ)本事件をいつまでも未解決のままにしておくことは、加害者の処罰、被害者の救済等の観点から問題がある。
(ロ)本事件における加害者の行為については、それが許すべからざるものであることはもちろんであるが、刑事法上懲役刑または禁錮刑の求刑に相当するとは判断されなかった。(ハ)アメリカ政府は、つぎのとおり本事件についてその立場を説明しており、本件について適正な処置がとられるものと判断された。

アメリカ政府の立場とは、以下の四点である。

(a)アメリカ側は、かかる事件の発生を遺憾とするものであり、将来の同様な事件の再発防止のため万全の措置をとった。(b)本事件発生直後、アメリカ側は、非公式にはあるが、公務証明書を発給しない旨の意向を表明したにもかかわらず、結果として公務証明書を発給し、そこに誤解を招いた点は遺憾と考えている。(c)アメリカ側は、加害者に対し、速やかに刑事あるいは懲戒の手續、すなわち処罰のための手續をとり、その結果は日本側に通報する。(d)被害者に対しては補償する。

日本政府としては、以上の事由から、本件解決をさらに遷延せしめることは、日米友好関係を維持する見地からも好ましくないとし、本件の裁判権を行使しないと判断したのである。なお、日本政府が挙げた(ロ)であるが、五月八日の内閣委員会で、山崎アメリカ局長は、「この事件において加害者の行為はさほど悪質なものとは認められない」点を考慮したと説明した。これに、上原康助議員が、「聞き捨てならないことは、この事件はさほど悪質なものでない」と認めた。一体、人間に向かって発砲をしてけがを負わしておきながら、その行為が、法のいかんを問わず、どういう環境で行われようが、さほど悪質でないという政府の答弁に対しては、どうしても合点がいかない」と猛反発し、委員会は紛糾した。⁽⁸⁴⁾

ここに、刑事裁判権密約が顔を覗かせている。伊江島事件は、公務執行中か否かの問題だけではなく、まさに刑事裁判権密約が適用された事例と考えられる。山崎アメリカ局長が、いみじくも「加害者の行為はさほど悪質なものは認められない」と述べたことは、日本側が本事件を実質的に重要なものとは考えていなかったことの証左である。傷害は実質的に重要な事件の範疇に入っていないからだ。

アメリカが得た教訓

ジラード事件は、アメリカ側が裁判権を行使しないと決定したのに対し、伊江島事件では、日本側が裁判権を行使しないという結果になった。いずれも演習場内で起った出来事であり、事案が類似している。なぜ正反対の結果になったのかを分析することは、刑事裁判権の問題点を浮き彫りにする上で重要である。

アメリカ側は、ジラード事件の教訓を伊江島事件に活かしたと思われる。当初、マックレイン准将が、「日本の裁判権に委ねることになった」と回答した趣旨は、米兵の行為は公務執行中のものではないと認め、全面的に裁判権を放棄するという意味であった。ところが、その言を翻し、公務証明書が発給された。その後は、前述のように、日米合同委員会、さらに、刑事裁判権分科委員会に判断が委ねられた。

一九七四年一〇月の時点で、刑事裁判権分科委員会は七回開催されたにもかかわらず、交渉は完全に行き詰った。一〇月一二日付けの在京米大使館から本省宛の電報によれば、刑事裁判権分科委員会のアメリカ側代表は、「第一次裁判権の問題に言及することなく、日本側に裁判権を放棄する」ようにとの提案を行った。これに日本側代表の山崎アメリカ局長は、「日本政府は絶対に同意できない」と同提案を拒絶したと記されている。⁽⁸⁵⁾

また、同電報によれば、山崎局長とトーマス・P・シュースミス公使との会談で、同公使が、米空軍は公務証明書
の発給を取り下げることではないとのアメリカ側の立場を説明したのに対し、山崎局長は、ジラード事件の先例にな
らった解決を望んでいる旨を伝えている。これに同公使は、ジラード事件については並々ならぬ困難があったことを
山崎局長に想起させ、私見としてではあるが、アメリカ政府が山崎局長の解決案、つまり、ジラード事件と同様の解
決案に同意することはきわめて困難である旨を表明している。⁸⁶

ここに、この種事件における問題解決の限界が見えてくる。ジラード事件では、公務の解釈をめぐる日米それぞれ
の主張を棚上げにし、アメリカ側が裁判権を行使しないことで日米は合意した。問題は、ジラード事件で、公務執行
中とは何かを詰めなかった、あるいは、詰めることができなかった点にある。とくに、演習場で事件が起きたような
場合、米兵は何等かの公務に就いているとも考えられる。米軍側が公務執行中であるとして公務証明書を発給すれば、
合同委員会で協議を重ねても、日本側の主張がとおることはない。残る解決方法は、伊江島事件のように日米政府間
の交渉しかない。

こうして、公務証明書は、容疑者にとって、免罪符の役割を果たすことになった。刑事裁判権分科委員会の合意事
項第四三項には、「この証明書「公務証明書」は、反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の充分な
証拠資料となる。」と記されている。⁸⁷ジラード事件の場合、陸軍省が裁判権不行使の失策をおかした。伊江島事件で
は、一度は、裁判権を日本側に委ねると米軍が申し出たものの、公務証明書が発給された。二度と失策を繰り返して
はならないという軍当局の強い意思が働いたものだろう。アメリカが得た教訓は、日本にとっては、米軍関係者を裁
判に付すことのむずかしさを露呈しただけであった。

- (1) 相馬ヶ原演習場の歴史は、榛東村誌編さん室『榛東村誌』榛東村、一九八八年、一六二七—一六六七頁を参照。
- (2) 『朝日新聞』一九五七年二月七日。
- (3) “Record of Discussion Prepared by the Embassy in Japan, Tokyo, January 6, 1960,” *Foreign Relations of the United States, 1958-1960*, Japan; Korea, Volume XVIII, Document 131. 以下 *Foreign Relations of the United States* 以下 *FRUS* 以下 省略して記載する。なお、核持ち込み密約については、信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、二〇一四年、六七—一九頁を参照。
- (4) 山本英政『米兵犯罪と日米密約…「ジラード事件」の隠された真実』明石書店、二〇一五年。同書の書評として、信夫隆司「書評：山本英政著『米兵犯罪と日米密約「ジラード事件」の隠された真実』明石書店 二〇一五年七月222p.」『政経研究』五三巻一号、二〇一六年六月、一三五—一五八頁がある。
- (5) 末浪靖司「日本の裁判を動かした日米密約…米国務省解禁文書が語るジラード事件」『前衛』一九九六年五月号 (No. 672)、六三—七六頁、末浪靖司『9条「解釈改憲」から密約まで 対米従属の正体—米公文書館からの報告』高文研、二〇一二年、一四〇—一五八頁。
- (6) 池田直隆「ジラード事件の再検討—台湾における事例との比較を中心として」『軍事史学』四六巻二号、二〇一〇年六月、一二七—一四二頁、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関係—ジラード事件への対応を中心に」『麗澤大学紀要』九三巻、二〇一一年十二月、二五—四四頁、大沼久夫「「ジラード事件」と日米関係」『共愛学園前橋国際大学論集』一六号、二〇一六年三月、九—三〇頁。
- (7) Gordon B. Baldwin, “Foreign Jurisdiction and the American Soldier: “The Adventures of Girard”, *Wisconsin Law Review*, Vol. 1958, No. 1, January 1958, pp. 52-106.
- (8) Jaime M. Gher, “Status of Forces Agreements: Tools to Further Effective Foreign Policy and Lessons To Be Learned from the United States-Japan Agreement,” *University of San Francisco Law Review*, Vol 37, Issue 1, Fall 2002, pp. 227-256; Neil Curtin, ““We Might As Well Write Japan OFF”: The State Department Deals with the Girard Case of 1957,” *Journal of*

American-East Asia Relations, Vol. 19, Issue 2, January 2012, pp. 109-131; Tyler J. Hill, "Revision of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement (SOF A) : Relinquishing U.S. Legal Authority in the Name of American Foreign Policy," *UCLA Pacific Basin Law Journal*, Vol. 32, Issue 2, Spring 2015, pp. 106-144.

(6) United States Supreme Court, *Wilson v. Girard* (1957), 354 U.S. 524, pp. 532-537. この最高裁判決について、入江啓四郎「シラード事件と米国最高裁判決」『法律のひろば』一〇巻八号、一九五七年八月、九—一二頁を参照。

(10) "Statement, Place: Investigation Section, Camp Drew, Japan APO 43, Deponent: Girard, William S., February 2, 1957," RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

(11) 警視庁刑事部捜査課長「群馬県米軍演習場内における米兵の日本婦人射殺事件について」一九五七年二月四日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係米国軍人関係相馬ヶ原事件(第一巻)』(D-0001)、外交史料館。

(12) 伊藤「群馬県相馬ヶ原演習場に於る米兵の発砲事故に関する件」一九五七年二月五日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係米国軍人関係相馬ヶ原事件(第一巻)』(D-0001)、外交史料館。

(13) この第四三項は、つぎのように規定されている。「議定書第三項(a)(ii)に関する公式議事録に掲げる証明書は、要請に基づき、当該被疑者が所属する部隊の指揮官から、犯罪が発生した地の検事正に対し提出されるものとする。かかる要請は、通常逮捕の通告後直ちに、且つ、公務中に属するものであるか否かが問題となるような特別の場合にのみなされるものとする。このことは、いかなる事件についてもこのような証明書を進んで提出することを妨げるものではない。この証明書は、反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の十分な証拠資料となる。反対の証拠は、すべて合同委員会における考慮のために提出される。検事正は、右の反対の証拠があると思料されるときは、直ちに、証明書を発行した指揮官に対しその旨通知するものとする。しかる後、当該事件の終局的処理を不当に遅延せしめないため、十日以内に問題が合同委員会に提案されるか否かについて指揮官に対し通知がなされるものとする。かかる事項の合同委員会への提案はいかなる場合においても急速になされるものとする。」法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』(秘) 檢察資料

一五八、一九七二年三月、一四二―一四三頁。

(14) 「法務省刑事局長井本臺吉から外務省欧米局長千葉皓宛法務省刑事局第二八五四号「日米合同委員会への提案について」一九五七年二月一六日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件（第一卷）』（D-0001）、外交史料館。

(15) 文書課長「岸大臣・ホーシー米代理大使会談要旨」（極秘）、一九五七年二月八日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件（第一卷）』（D-0001）、外交史料館。

(16) 同右。

(17) 「法務省刑事局長井本臺吉から外務省欧米局長千葉皓宛法務省刑事局第二八五四号「日米合同委員会への提案について」一九五七年二月一六日、『在本邦駐留軍人刑事事件関係 米国軍人関係 相馬ヶ原事件（第一卷）』（D-0001）、外交史料館。

(18) 同右。

(19) “Report of a crime by a US Forces Personnel, February 9, 1957” and “Re: Change of the name of the crime in the criminal report sent to you today, February 9, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

(20) 石岡實「相馬ヶ原の渦中から―ジラード事件―捜査官の覚書―」『文藝春秋』一九五七年一月号、一一八頁。山本の調査によれば、この記事は、岡田三千左右群馬県警刑事部長が、石岡本部長に代って、書いたものだという。詳しくは、山本『米兵犯罪と日米密約』、六六頁を参照。

(21) 『毎日新聞』一九九四年十一月二十四日（地方版／群馬）。

(22) “Memo for Major Levin, February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

(23) “STATEMENT of Specialist Third Class William S. Girard given to Yoshiro Konawa voluntarily at the Office of the Procurator of Maebashi on February 12, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT - GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.

- (24) “Memorandum for the Record: by Major Stanley F. Levin, February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD や参 きひつやふ。
- (25) 『読売新聞』一九五七年二月二二日。
- (26) 『読売新聞』一九五七年七月六日。
- (27) “SUBJECT: Lie Detector Examination, Re: Involuntary Manslaughter, February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (28) Ibid.
- (29) “Statement of William S. Girard at Camp Drew, February 15, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (30) “Statement of Specialist William Girard, February 18, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (31) “Statement of Victor N. Nickel, at Office of the Provost Marshal, February 1, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (32) “Statement of Victor N. Nickel, at Investigation Section Reg Cp Whitt., February 14, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (33) “Statement of Victor N. Nickel, at the Maebashi District Procurator’s Office, February 20, 1957,” RG550 Classified Correspondence Files, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at

College Park, MD.

- (㉞) “Maebashi District Public Prosecutor’s Office, No. Nikki Sho 196, Maebashi, February 15, 1957,” RG550 Classified Correspondence File, 7-1957, Box 7 [SUBJECT – GIRARD, WILLIAM S. PROGRESS REPORT], National Archives at College Park, MD.
- (㉟) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 1869, February 26, 1957” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 123.
- (㊱) “Report on the 157th Meeting of the Joint Committee, March 7, 1957” (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (㊲) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, April 25, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 130.
- (㊳) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2641, May 16, 1957” (Confidential), RG59 Central Decimal File 1955-59, Box 2918, National Archives at College Park, MD.
- (㊴) “Memorandum From the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, May 20, 1957” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137.
- (㊵) “Memorandum of a Meeting, Secretary Dulles’ Office, Department of State, Washington, May 21, 1957, 4:15 p.m.” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 148.
- (㊶) “Memorandum of Telephone Conversations Between the Secretary of State and the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Washington, May 25, 1957,” *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 157.
- (㊷) “Draft Memorandum for the President Prepared in the Department of State, Washington, May 25, 1957” (Secret), *FRUS, 1955–1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 158.
- (㊸) “Memorandum for the Record of a Meeting, White House, Washington, May 28, 1957, Noon” (Confidential), *FRUS, 1955–*

1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 162.

- (44) 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』(秘)、一三九頁。
- (45) 一九五五年三月三日、最高裁判所第一小法廷、最高裁判所ウェブサイトによる。
- (46) “Report of the 159th Meeting of the Joint Committee, April 10, 1957” (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (47) “Report of the 160th Meeting of the Joint Committee, April 26, 1957” (Confidential), RG84 Japan; U.S. Embassy, Tokyo; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (48) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2048, March 18, 1957” (Official Use Only), RG59 Central Decimal Files 1955-59, Box 2918, National Archives at College Park, MD.
- (49) United States Supreme Court, *WILSON v. GIRARD* (1957), July 11, 1957, 354 U.S. 524, pp. 540-541.
- (50) *Ibid.*, pp. 542-543.
- (51) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2733, May 24, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 153.
- (52) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2413, April 25, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 129.
- (53) “Telegram from the Department of the Army to the Commander in Chief, Far East (Lennitzer), DA 921933, April 26, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 130.
- (54) *Ibid.*
- (55) 五月二〇日のロバートソン極東問題担当國務次官補からダレス國務長官宛のメモランダムに、「国防省はまた、合同委員会で意見が一致しなかった場合、その行為が公務の執行としてなされたか否かの問題は、日本の裁判所によって決定されることとなる」との誤った思い込みを持っていた。」と記されている。詳しくは、‘Memorandum From the Assistant Secretary of

State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, May 20, 1957” (Secret), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137や参照。

(56) “Telegram From the Department of the Army to the Commander in Chief, Far East (Lemmitzer), DA 921933, April 26, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 130.

(57) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 2560, May 20, 1957” (Secret, Niact), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 140.

(58) Ibid.

(59) “Telegram From the Department of State to the Embassy in Japan, No. 2381, May 1, 1957” (Confidential), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 131.

(60) “Telegram From the Embassy in Japan to the Department of State, No. 2690, May 21, 1957” (Secret, Niact), *FRUS, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 141.

(61) 『毎日新聞』一九九四年十一月二二日。

(62) 『毎日新聞』一九九四年十一月二三日。

(63) 『読売新聞』一九五七年二月一五日。

(64) 「いわゆるジラード事件の判決 前橋地裁三二・一一・一九判決」『判例時報』一三二号、一九五七年二月一日、七頁。

(65) 『読売新聞』(夕刊)一九五七年十一月一九日、『朝日新聞』一九五七年十一月二〇日。

(66) 『読売新聞』(夕刊)一九五七年六月二八日。

(67) 『読売新聞』(夕刊)一九五七年七月一八日。

(68) 伊那久喜「朝海浩一郎駐米大使と密約説」『日本経済新聞電子版』二〇一五年五月二三日。

(69) 信夫隆司「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』五七巻、二〇一六年三月、一四七頁。

(70) 同右。

- (71) 「日米合同委員会（二〇一一年八月二五日）におけるやりとり」、外務省ウェブサイト。
- (72) 詳細は、信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の原型」を参照。
- (73) 同右を参照。
- (74) “Netherlands, North Atlantic Treaty, Stationing of United States Armed Forces in the Netherlands, Signed at the Hague August 13, 1954, Entered into force November 16, 1954” (TIAS 3174 Aug 13, 1954), *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 6 in Five Parts Part 1, United States Government Printing Office, Washington, 1955, p. 106.
- (75) キリシヤの場合は、「アメリカ・ギリシヤ合衆国軍地位協定」第二条に明記されている。“Greece, Defense: Status of United States Forces, Agreement signed at Athens September 7, 1956, Entered into force September 7, 1956” (TIAS 3649), *United States Treaties and Other International Agreements*, Volume 7 in Three Parts Part 3, United States Government Printing Office, Washington, 1956, p. 2558を参照。ドイツの場合は、「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定（一九五九年八月二日ボンで署名）」第一条に同趣旨が規定されている。国立国会図書館調査立法考査局『西ドイツに駐留するNATO軍の地位に関する諸協定』（調査資料七五―二）一九七六年二月、二六―二七頁を参照。
- (76) “Memorandum of Conversation, Subject: Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957” (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.
- (77) 米比軍事基地協定の改正交渉については、信夫隆司「ボレーン・セラノ協定と事前協議制度」『法学紀要』五五巻、二〇一四年二月、一九一―二二二頁を参照。
- (78) “Memorandum of Conversation, Subject: Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His

Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957” (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy: Classified General Records, 1952-1963, Box 45, National Archives at College Park, MD.

(79) 『琉球新報』(ウェブ版) 二〇〇八年五月一日。

(80) 伊江島事件の事実関係は、『第七十五回国会衆議院内閣委員会議事録』第一六号、一九七五年五月八日、一二―一四頁に基づいている。また、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第二東京弁護士会、沖縄弁護士会、合同調査団「伊江島米兵狙撃事件に関する特別報告」沖縄シンポジウム、一九七四年八月二四日―二五日、および、「沖縄タイムス記事集録」編集委員会(編)『新聞で見る伊江島の動き―沖縄タイムス記事集録(昭和四〇年―五二年)』知念正行、一九八六年を参照。

(81) 新聞報道によれば、アメリカ側は、一九日、那覇地検に事件の発生を通知してきた際、「公務証明書は発行しない」と口頭で説明していたという。『読売新聞』一九七四年七月三〇日。

(82) 『毎日新聞』一九七五年五月八日。

(83) 『第七十五回国会衆議院内閣委員会議事録』第四号、一九七五年五月二二日、六頁。

(84) 『第七十五回国会衆議院内閣委員会議事録』第一六号、一九七五年五月八日、一二―一四頁。

(85) “Telegram, From Tokyo to State, 1974TOKYO13262, October 12, 1974” (Confidential). National Archives & Access to Archival Databases (AAD) の検索による。

(86) Ibid.

(87) 法務省刑事局『合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料「檢察提要六」』(秘)、一四三頁。

ドイツ政党システムにおける左派党の形成

荒井 祐介

- 一 はじめに
- 二 政党合併プロセスの分析枠組み
- 三 PDSとWASGの合併プロセス
- 四 政党合併の効果
- 五 展望

一 はじめに

今日のドイツの政党政治を端的に表現すれば、「二大政党の凋落、小政党の躍進」となるであろう。キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)という二つの国民政党(Volkspartei)の連邦議会選挙における

ドイツ政党システムにおける左派党の形成(荒井)

合計得票率は、かつて八〇%を超えていたが、一九九〇年代を通じて急激に低下し、二〇〇五年連邦議会選挙では六九・四%、二〇〇九年連邦議会選挙では五六・八%と過去最低にまで落ち込んだ。直近の二〇一三年連邦議会選挙では六七・二%と持ち直しているとはいえ、かつての水準には程遠い。これは、裏を返せば、自由民主党(FDP)、緑の党、左派党という三つの小政党が躍進していることを意味しており、それによって政党間関係の全体、すなわち政党システムも大きく変容しつつある。

本稿は、これらの小政党の中でも特に左派党に注目する。左派党は、東ドイツの支配政党であった社会主義統一党(SED)の後継政党で東ドイツ地域を支持基盤とする民主社会党(PDS)と、シュレーダー(Gerhard Schröder)政権の新自由主義的な構造改革路線に反発したSPD左派グループや労働組合の人々により西ドイツ地域で設立された「労働と社会的公正のための選挙オルタナティブ」(WASG)が、二〇〇五年連邦議会選挙での選挙協力を経て、二〇〇七年に正式に合併したことで、全ドイツ地域に基盤を有する政党へと発展した。すなわち、左派党は、政党合併によって支持拡大に成功し、政党システムに確固とした足場を築き上げたケースである。

政党研究および政党システム研究は政治学の中でも比較的長い歴史をもつ研究テーマであり(Mair 1990, 1997; Ware 1995; Wolinetz 1998; Gunther 2002)、日本でも政党に焦点を絞ったテキストが刊行されているにもかかわらず(川人ほか 2011)、政党合併という事象はあまり注目されてこなかった。しかしながら、近年の日本の政党政治を顧みてもわかる通り、政党合併は政党政治の展開において鍵を握る事象の一つである。

そこで、本稿では、ドイツの左派党を事例として取り上げ、政党合併を議論の俎上に載せたい。政党合併を論じる場合、大きく見れば、三つの視点が考えられる。第一に、なぜ合併を行うのか、第二に、いかにして合併プロセスを

進めるのか、第三に、政党合併によってどのような効果があったのか、という視点である。本稿では、左派党の政党合併をこの二つの視点から論じるが、とくに政党合併プロセスに力点を置いて議論を展開する。その際、リーズ (Charles Lees) が提起した政党合併プロセスの分析枠組みを参照する (Lees et al. 2010)。

二 政党合併プロセスの分析枠組み

リーズらは、組織行動に関するスコアーマン (F. David Schoorman) らの研究 (Schoorman et al. 1996, 2007) とセルバ (Mark A. Serva) らの研究に基づき (Serva et al. 2005)、政党合併プロセスの分析枠組みを提起している (Lees et al. 2010)。リーズらの分析枠組みは、政党指導部が政党合併を決断した後の合併プロセスを説明することを目的としており、政党指導部が合理的判断に基づいて政党合併の意思決定を行うことは所与の前提とされる。すなわち、Howの問題に専ら関心を寄せているのであって、Whyの問題は扱わないとする。

合併プロセスにおいて鍵となるのは信頼構築である。信頼は、相互信頼 (mutual trust) と互恵的信頼 (reciprocal trust) の二つに分けられる。相互信頼は補完的ではあるが静態的である一方で、互恵的信頼は交換関係から生まれるものであり、そこでは観察される行動に合わせて態度や戦略が調整される (図1を参照)。

出発点として、合併に関係する政党指導部間の相互信頼の存在が設定され、この指導部間の相互信頼を基礎として政党合併プロセスは開始される。開始された政党合併プロセスにおいて鍵を握るのは、関係する政党の間に互恵的信頼を構築できるかという点である。互恵的信頼を構築するためには、第一に、リスクを負う決定や行動、第二に、そのようなリスクを負う決定や行動を可能にする制度的環境が必要となる。

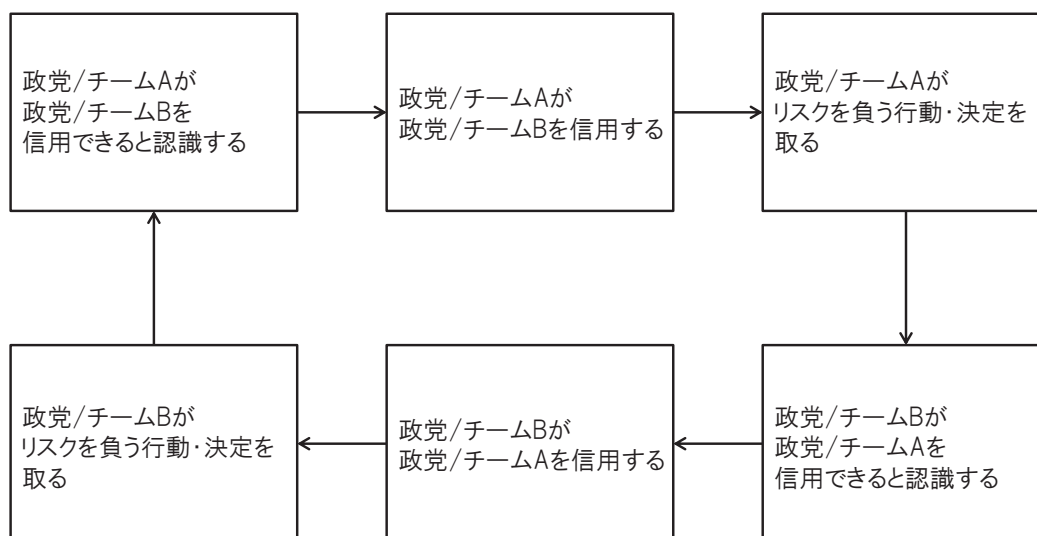
政党合併プロセスを進めるアクターとして、マネジメント・チームとデベロップメント・チームの二者が設定される。実際の政党組織においては、前者は政党指導部、後者は作業部会が該当するであろう。また、実際の場面では、何人かのメンバーは両者に重複加入することになるが、機能的に見れば、政党指導部が全体のプロセスの管理を行い、作業部会が合併に関する実務的作業を行うものとして区別することは可能である。

政党合併プロセスが開始された後、政党指導部がリスクを負いながら行う決定・行動として、次の二つが考えられる。第一に、作業部会の進める業務に対する監視 (monitoring) を抑制することである。第二に、作業部会に対して、任せる仕事量を増やすだけでなく、規則作成や政策的問題の調整などのより困難を伴う仕事も任せること (delegation) である。

次に作業部会であるが、政党指導部間では相互信頼が前提とされていたのに対して、合併に係る政党の作業部会の間では相互信頼は必ずしも前提条件にはならない。もちろん、実際には、実務作業を行うレベルの人たちの間にも相互信頼が存在していれば、その後の合併プロセスの作業はよりスムーズに進むと考えられる。

政党合併プロセスが開始された後、作業部会がリスクを負いながら行う決定・行動として、次の二つが考えられる。第一に、業務の成果・帰結に関する話し合いや、規則作成や日程調整などの手続きに関するやりとりの場面で、それらを公式化する作業 (formalisation activities) の程度を抑えることである。第二に、政党指導部および作業部会の業務範囲をコントロールする活動 (scope control activities) を低減することである。公式化する作業と業務範囲をコントロールする活動は、T1の時点では作業部会の活動を保護するためのリスク回避活動と理解できる。その後T2の時点で互恵的信頼が構築されてくると、それらの活動の必要性は低くなる。

図 1 互恵的信頼の概念枠組み



出所 (Lees et al. 2010: 1302)

図 2 政党合併プロセスの分析枠組み

T1 → T2				
信頼	相互信頼		互恵的信頼	
リスクを負う 決定・行動	マネジメント チーム (政党指導部)	+	監視 業務移管	監視の抑制 業務移管の拡大
	デベロップメント チーム (作業部会)	+ / -	公式化 範囲コントロール	公式化作業の抑制 範囲コントロールの低減
制度的環境			明確な階層性	業務移管の拡大
			明確な業務配分	業務配分の曖昧化
			明確な業務範囲	業務範囲の拡大

出所 (Lees et al. 2010: 1304)

合併プロセスにおいてリスクを負う決定・行動が起きる制度的環境には、どのような特徴が考えられるであろうか。T1の時点では、監視、公式化、範囲コントロールといった活動が必要であるため、制度的環境として、第一に、政党指導部と作業部会との明確な階層性が見られ、第二に、委ねられる業務内容について、各アクター内およびアクター間で明確な線引きが行われる。その後T2の時点で互恵的信頼が構築されてくると、作業部会への業務移管がさらに進み、業務内容に関する線引きもより緩やかとなり、結果的に両アクターの活動範囲も広くなる(図2を参照)。

三 PDSとWASGの合併プロセス

PDSとWASGは、二〇〇五年五月二三日に行われたノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙後に急速に接近し、六月九日にベルリンで両党の最初の公式会合を行い、将来の政党合併に向けて協力することで合意した。

ここでは、まず、政党合併へと向かうことになった理由を明らかにするために、両党が置かれていた状況を論じる。その後、合併プロセスの中で信頼を構築するためにリスクを負う決定・行動が行われたこと、そしてそのような決定・行動を行う制度的環境が存在したことについて明らかにする。

(一) PDSの政治的状況

PDSは、二〇〇二年連邦議会選挙において、第二票では四・〇%の得票率しか上げられず、かつ小選挙区議席でも二議席しか獲得できなかったため、合計の議席数も二議席のみとなった。日本では小選挙区比例代表併用制として知られているドイツの選挙制度では(ドイツでは一般に「小選挙区制を加味した比例代表制」と言われる)、小政党の乱立を

防ぐために「五%阻止条項」が設けられている。これは、第二票（政党への投票）の得票率が全国集計で五%を超えるか、あるいは小選挙区で三議席以上獲得できなかった政党は、議席の比例配分の対象から除外されるというものである。二〇〇二年連邦議会選挙では、PDSはこの阻止条項をクリアすることができなかったため、第二票の四・〇%分の議席配分に与ることができず、小選挙区で獲得した二議席のみとなったのである。

二〇〇二年連邦議会選挙での惨敗を受けて、PDSでは激しい党内対立が発生して混乱に陥った。二〇〇三年八月に党首がツィマー（Gabi Zimmer）からビスキー（Lothar Bisky）に交代したことで、党内の混乱はようやく収束の方向に向かった。同年一〇月に新綱領が策定される中で、PDSでは、将来的な党の展望についても議論が繰り返された。確かに、PDSは東ドイツ地域では一定の支持基盤を獲得しており、二〇〇四年に行われた東ドイツ地域の二つの州議会選挙（六月一二日のテューリンゲン州議会選挙と九月一九日のザクセン州議会選挙）でもSPDを上回る得票率を上げ、東ドイツ地域のいくつかの市町村では政権参加もしているが、しかしながら、連邦レベルでの政治活動を展開するためには連邦議会で十分な議席を確保することが必要不可欠であり、そのためには東ドイツ地域の約三倍の人口を抱える西ドイツ地域に支持基盤を構築しなければならないことは自明であった。

二〇〇四年五月に行われた西ドイツ地域のノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙では、PDSは〇・九%の得票率しか上げることができず惨敗した。しかも、同州議会選挙にはシュレーダー政権の新自由主義路線に反発した労働組合メンバーやSPDを離党した人々が結成したWASGも参加し、議席獲得はなかったものの、PDSを上回る二・一%の得票率を得た。

この結果を受けて、PDS指導部は従来の方針の転換を決断する。すなわち、PDSの政治的出自や歴史、人材、

資源などを勘案すれば、西ドイツ地域に独自の党組織を設けて支持基盤の構築を図っても成功する見込みは低い、むしろ西ドイツ地域で活動している左派の政党やグループに歩み寄り、将来的な協力関係を築く方向へと舵を切ったのである。PDSは一九九〇年代を通じて東ドイツ地域の利益を代表する政党としてアイデンティティを確立し、東ドイツ地域では第二党の地位にまで勢力を拡大したが、そのことが逆に、西ドイツの人々に対して「東ドイツ地域の政党」という認識を与えることになり、西ドイツ地域での支持基盤拡大をより困難にしていた面があったのである。

(二) WASGの政治的状況

他方で、二〇〇二年連邦議会選挙で政権維持に成功したシュレーダー政権は、二〇〇三年三月に構造改革の政策パッケージとして「アジェンダ二〇一〇」を公表した。このアジェンダ二〇一〇は、前年にハルツ委員会が提出した報告書をベースにしたもので、その内容は経済、職業教育、税制、雇用市場、健康保険、年金制度など多岐に渡っており、実施にあたっては、ハルツI（職業紹介制度の改革）からハルツIV（失業保険制度の改革）まで段階的に行われた。このシュレーダー政権の構造改革政策に対しては、労働組合だけでなくSPD党内からも新自由主義的であるとして大きな反対運動が巻き起こった。二〇〇四年三月に西ドイツ地域で、シュレーダー政権の構造改革路線に反対する二つの運動体が結成された。

一つは、エコノミストのトルースト (Axel Troost)、PDSの元執行部メンバーでもあったビショフ (Joachim Bischoff)、サービス業の労働組合であるVer.diの書記を務めるクレーマー (Ralf Krämer) を筆頭として、ドイツ北部および西部の左派の人々がベルリンで結成した「選挙オルタナティブ二〇〇六」 (Wahlalternative 2006) である。

もう一つは、ヘンデル (Thomas Händel) やエルンスト (Klaus Ernst) など金属産業労組 I G メタルの組合員で SPD 黨員でもある人たちがドイツ南部のバイエルン州で立ち上げた「労働と社会的公正のためのイニシアティブ」 (Initiative für Arbeit und soziale Gerechtigkeit: ASG) である。

選挙オルタナティブ二〇〇六は、その名称が示す通り、二〇〇六年に予定されている連邦議会選挙で SPD の左側に代替的選択肢を提供することに力点を置き、労働と社会的公正のためのイニシアティブは、SPD に対して左側から圧力をかけることを主眼としていたが、両団体は、シュレーダー政権が進める構造改革路線を阻止する点で目的を同じにしていた。

両団体は、その後、ひとつの団体にまとまることで合意し、二〇〇四年七月三日に社団「労働と社会的公正のための選挙イニシアティブ」 (WASG e.V.) を設立した。世論調査で連邦議会選挙に WASG が政党として参加した場合の得票率として一一%という数字が発表されたこともあり、WASG メンバーの間では正式に政党として組織化することへの支持が高まっていた。同年一月二一日から二二日にかけて行われた代議員大会では、政党を設立してノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙に参加することが決議され、二〇〇五年一月に政党としての WASG が設立された。

二〇〇五年五月に行われたノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙では、WASG は二・二%の得票率に終わり、議席獲得はならなかった。二〇〇六年に予定されている連邦議会選挙への参加も視野に収めていたにもかかわらず、同州議会選挙で惨敗したことで、WASG 指導部は戦略を練り直す必要に迫られた。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙の二日後には、一九九九年以降に政界の要職から離れていたラフォ

ンテーヌ (Oskar Lafontaine) がSPDを離党してWASGに合流した。ラフォンテーヌは、社会を解体に向かわせるような既存政党の政策に対抗するためには、労働組合員や社会民主党員、PDS、そしてWASGが合流して新しい左派政党を設立することが必要であると強く主張していた。そして、彼自身がその新しい左派政党の筆頭候補者になる用意があるとも発言した。

いまだ国民的人気が高く、西ドイツ地域だけでなく東ドイツ地域の左派の人々にも強い影響力をもつラフォンテーヌが合流し、PDSとの合併による新政党設立を唱えたことで、WASG指導部の間でも、PDSとの合併という選択肢は支持を集めるようになっていった。

(三) PDSとWASGの合併プロセス

PDSとWASGの両党がノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙での惨敗を契機として左派政党の合流を模索するなかで、シュレーダー首相は連邦議会選挙を一年前倒して二〇〇五年秋に実施することを突如発表した。ノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙でSPDと緑の党の連合政権が敗北して、CDU／CSUとFDPによる連合政権が成立したことで、連邦参議院の多数派は野党が占めることとなり、政治運営が困難に陥ることは明らかであった。そこで、シュレーダーは、自身の信任案を連邦議会に否決させることで、連邦議会を解散して選挙に打って出ることを決断したのである。

このシュレーダーの奇策によって、連邦議会選挙までの期間はわずか四ヶ月弱となり、PDSとWASGの合併に向けた動きは一気に加速することとなった。

ここで、リーズらが提起した政党合併プロセスの分析枠組みに立ち返ると、政党合併プロセスが開始される前提として、政党指導部の間に相互信頼が存在することが指摘されている。PDSとWASGの合併のケースでも、この点は当てはまる。

WASGの指導的地位に立つことになったラフオンテーヌと、PDS指導部のギジ (Gregor Gysi) およびブリー (André Brie) との間には、明らかに相互信頼の関係が存在していた。実際、ギジとブリーは、二〇〇二年八月頃、二〇〇四年春、二〇〇五年四月頃と、何度もラフオンテーヌに対して、シュレーダー政権に対抗するための新しい左派政党の設立に協力を呼びかけていた。ラフオンテーヌとギジは、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙後、PDSとWASGは彼ら二人の指導の下に連邦議会選挙に向けて協力すべきであると公に発言した。

ラフオンテーヌとギジによる合併推進の発言を受けて、それぞれの党の指導部は合併に向けて協議を開始することを決議し、二〇〇五年六月九日にベルリンで両党間の最初の公式の協議が行われた。この協議の結果、連邦議会選挙での協力および将来の政党合併へのロードマップが合意された。その合意内容は、二〇〇五年連邦議会選挙では一方の党の候補者が擁立されている選挙区には他方の党の候補者は擁立しない、二〇〇五年連邦議会選挙ではWASGの候補者をPDSの候補者リストに載せるためにPDSはリスト上の場所をWASGの候補者に提供する、二〇〇七年までに両党の合併プロセスを完了させる、というものであった。

この合意内容はあくまでも政党合併へ向けたロードマップという性格のものであり、合併に向けたより具体的な仕事は作業部会（および下位のグループ）に任されていた。作業部会では、合意内容をより明確に規定し、具体化させ、補足説明を行うことで、党员の間の誤解や曲解を回避することが目指された。

ラフオンテーンとギジを中心として両党の一部指導者の間には相互信頼が存在していた一方で、両党のその他の政治家や党活動家の間には明確な相互信頼は存在していなかったといえる。たとえば、二〇〇五年連邦議会選挙で選挙キャンペーンの責任者に就くことになるPDSのラメロウ (Bodo Ramelow) は、二〇〇四年春の時点で、WASGは全ドイツに対する、真に現実的な解決策を打ち出すことができないとして、同党との連携は問題外であるとの認識を示していた。他方で、WASGの側では、PDSに対してより強い拒否反応をもつ党員も多く、PDSが実質的に東ドイツの地域政党である点や、ベルリン市やメクレンブルク＝フォアポンメルン州でSPDと連合政権を形成している点などに批判があった。

このように、党指導部以外の間では合併に関係する政党の間に相互信用が存在しないことは、合併プロセスを開始する上でプラスに働くことはないが、重要なことは、合併プロセスを進める中で互恵的信頼を構築するためにリスクを負うような決定・行動が取られるか否かである。

両党指導部の合意事項で、二〇〇五年連邦議会選挙ではWASGの候補者をPDSの候補者リストに載せるためにPDSはリスト上の場所をWASGの候補者に提供する、という合意があったが、実際に候補者リストを作成するのは各州のPDS党組織であり、その作業は実質的には党指導部から拘束されることはなかった。このことは、WASGの作業部会にとって、候補者リストでWASGの候補者を当選可能性のある位置に記載するか否かをPDSの地方組織の決定に委ねることになり、その意味でリスクを負う行為を意味する。

他方で、PDSの作業部会も、党名を変更するというリスクを負う決定・行動を取っている。東ドイツ地域の党員や支持者にとって、PDSという党名は慣れ親しんだものであり、強い愛着をもつ者も多い。PDSから他の党名へ

変更することで、同党が育んできたブランド的価値が失われしきょうことを危惧する声も強かった。しかしながら、PDSの作業部会は、党名をPDSから左派党へ改称することは、WASGに対して、合併する政党がPDSの延長線上にあるものではなく、両党から生まれた新しい政党であることを示す明確なメッセージとなることを主張した。結局、連邦議会選挙前の七月一七日に、PDSは政党名を左派党—PDS (Die Linkspartei.PDS) へと改称し、西ドイツ地域では任意でPDSを外して左派党 (Die Linkspartei) だけにしてもよいとされた。

以上で見てきたように、PDSとWASGの合併プロセスは、ラフオンテューヌとギジの相互信頼を基礎に開始され、その具体的な仕事は作業部会へと委譲されていた。政党指導部の間で合併に向けてのプロセスの大枠が決定された後、具体的な部分に關しての交渉は作業部会で行われた。両党の合併プロセスでは、当初の作業部会は比較的少数の党幹部から構成されていたこともあり、党指導部による監視は必然的に抑制されていた。また、二〇〇五年連邦議会選挙の候補者リスト作成の場面でも、党指導部が作業部会（地方の党組織）の行動を監視し拘束するようなことは抑制されていた。そのなかで、WASGおよびPDSの作業部会はリスクを負う決定・行動を取ること、互恵的信頼の醸成を図ったといえるであろう。

二〇〇五年九月二七日に実施された連邦議会選挙では、左派党—PDSは全国レベルで八・七%の得票率を上げて五四議席を獲得し、緑の党を上回って第四党の地位を手に入れた。五四議席のうち約三分の一はWASGの候補者であり、また半数以上の議員は西ドイツ地域から選出された。東西別の得票率を見ると、東ドイツ地域においては八・四%増の二四・三%に達し、西ドイツ地域でも五%に迫る四・九%を記録した。

二〇〇五年連邦議会選挙後、PDSとWASGの合併交渉は、政策合意や組織構造などさらに具体的な内容へと進

表1 二〇〇五年連邦議会選挙結果

政党	得票率			議席数
	全ドイツ	西ドイツ地域	東ドイツ地域	
CDU/CSU	35.2% (−3.3%)	37.4% (−3.4%)	25.3% (−3.0%)	226 (−22)
SPD	34.2% (−4.3%)	35.1% (−3.2%)	30.4% (−9.3%)	222 (−29)
FDP	9.8% (+2.4%)	10.2% (+2.6%)	8.0% (+1.6%)	61 (+14)
緑の党	8.1% (−0.5%)	8.8% (−0.6%)	5.2% (+0.5%)	51 (−4)
左派党 -PDS	8.7% (+4.7%)	4.9% (+3.8%)	24.3% (+8.4%)	54 (+52)

んでいった。こうした調整や妥協に困難がともなう仕事に関しても、両党指導部は、その解決策の探索を作業部会に任せる立場を維持した。二〇〇六年一〇月には、両党の政策に関する作業部会が、将来の新政党の綱領の基礎となる、「ドイツにおける新たな左派政党へ向けた政策的考察」と題する文章を公表した。

新政党におけるPDSとWASGの人的配置に関して、PDSの作業部会はリスクを負う決定を下している。すなわち、新政党の執行部の構成は、PDSとWASGの党としての規模の違い（例えば党員数ではPDSはWASGの約五倍）を超えて、両党に平等とすることを決定したのである。そうすることで、新政党はPDSがWASGを乗っ取るかたちではない、ということを示したのである。同じように、合併プロセスに関する両党の合同委員会が発表した文章では、新政党が二〇〇八年に行う党大会の代議員に関して、一六州の党組織から州の規模に比例するかたちで一六〇人を選び、一〇の西ドイツ地域の州組織から一七〇人を、同じく東ドイツ地域の党州組織からも一七〇人を選出するとされた。

二〇〇七年三月二四日および二五日に開催された党大会で、新政党の政策や党組織構造に関する案について討議と表決が行われ、同年六月一七日

に正式に左派党 (Die Linke) が結成された。

四 政党合併の効果

PDSとWASG両党が合併したことでのどのような効果があったのかを確認しておこう。

まず、政党の基礎体力としての一面を持つ党員構造について、党員数の側面から確認する。表2は、二〇〇六年まではPDSの合計党員数、二〇〇七年は左派党の合計党員数を示している。この党員数の発展を見ると、一九九〇年に二八万人を数えていた党員数が一九九一年から九四年にかけて急落しているが、これは旧SED時代の党員がドイツ統一後に党から離れていったことによるものであり、九〇年代後半以降は減少傾向も穏やかになっている。党員数の漸次的減少は、ドイツの全ての政党に共通して見られる傾向であり、PDSがとりわけ党員数の減少に苛まれているという訳ではない。PDSとWASGが正式合併した二〇〇七年には、一八・八%増加して党員数は七万人を超え、FDPよりも多い党員数を抱えることになった。この党員数の増加は、主に西ドイツ地域のWASG党員が加わったことによるものである。

この点を確認するために、州ごとの党員数の発展も見ておこう。表3には、一九九〇年から二〇〇七年までの州ごとの党員数の発展が示されている。色のついてる州が西ドイツ地域の州である。この表を見ると、PDSが西ドイツ地域での基盤形成にいかにも失敗していたかが明らかにになる。たとえば、ドイツ最大の人口を抱え、かつては石炭と鉄鋼を基幹産業としていたノルトライン＝ヴェストファーレン州は、伝統的にSPDの金城湯池であり左派政党にとっては勢力を伸ばす土壌があるにもかかわらず、PDSの党員数は一〇〇〇人台で推移していたが、WASGと合

表 2 左派党の党員数の発展 (全国集計)

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
党員数	280,882	172,579	146,742	131,406	123,751	114,940	105,029	98,624	94,627	88,594	83,475	77,845	70,805	65,753	61,385	61,270	60,338	71,711
増減	—	−38.6	−15.0	−10.5	−5.8	−7.1	−8.6	−6.1	−4.1	−6.4	−5.8	−6.7	−9.0	−7.1	−6.6	−0.2	−1.5	18.8

出所 (Niedermayer 2009: 2)

表 3 左派党の党員数の発展 (州ごと)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
バーデン＝ヴュルテンベルク州	109	65	102	188	206	209	266	306	404	410	433	499	470	466	624	681	2,214	
バイエルン州	48	61	102	278	156	225	218	302	398	460	503	524	457	439	601	699	2,374	
ベルリン市	50,281	31,200	27,062	23,633	22,176	21,373	19,427	18,319	17,316	15,463	14,273	12,558	11,056	10,385	9,423	9,311	8,911	9,105
ブラウンシュヴァルク州	42,662	24,998	22,864	20,679	18,258	17,950	16,962	15,793	14,950	14,271	13,427	12,883	11,597	10,894	10,428	10,178	9,710	9,319
ブレーメン市	80	87	122	50	97	110	112	137	169	199	188	197	160	158	168	195	453	
ハノーヴァー市	102	156	166	171	180	160	147	152	187	226	233	332	341	348	388	480	996	
ヘッセ州	73	104	150	276	266	265	274	400	486	532	528	501	477	481	637	757	2,001	
メクレンブルク＝フォアポメルン州	33,031	21,903	18,170	15,857	14,154	13,246	11,846	11,433	10,614	10,015	9,455	8,636	7,990	7,534	7,110	6,793	6,423	6,042
ニーダーザクセン州				225	232	285	296	406	496	520	620	725	667	667	880	1,058	2,546	
ノルトライン＝ヴェストファーレン州	98	101	175	498	548	490	556	831	1,215	1,105	1,138	1,361	1,219	1,135	1,583	1,913	5,905	
ライプニッツ＝ザクセン州	23	19	31	84	105	95	101	152	182	214	229	250	250	258	411	454	1,450	
ザールラント州	20	2	8	35	51	46	40	104	101	83	101	120	100	108	300	582	1,904	
ザクセン州	71,510	45,425	39,876	34,294	32,853	29,910	27,401	25,125	24,333	22,281	20,871	19,696	17,572	15,969	15,280	14,607	14,066	13,280
ザクセン＝アンハルト州	43,745	23,180	20,984	19,470	18,270	15,726	13,861	12,985	12,107	11,141	10,321	9,658	8,186	7,631	6,434	6,576	6,420	6,124
シレジア＝ヴュルテンベルク州	19	22	33	66	66	64	58	64	127	135	207	199	199	237	260	364	438	815
テューリンゲン州	39,053	25,301	17,130	16,530	16,137	14,748	13,479	12,740	12,210	11,470	11,002	10,052	9,482	8,778	8,232	7,681	7,387	7,070

出所：(Niedermayer 2009: 11-12)

併したことで党員数は一気に六〇〇〇人近くにまで拡大した。もうひとつ特徴的な州がザールラント州である。ザールラント州では一〇〇人に達する程度の党員数しかいなかったのが、二〇〇七年には二〇〇〇人近くになっている。これは、ザールラント州がラフオンテーヌのお膝元であり、WASGの活動も極めて活発に展開されていたことによる。

政党合併を通じてWASGの党員が合流したことにより、左派党は、東ドイツ地域だけでなく西ドイツ地域にも一定の党基盤をもつ政党へ発展した。この党基盤の拡充は、その後の一連の州議会選挙や二〇〇九年連邦議会選挙での成績にも一定のポジティブな効果をもたらしたと考えられる。

両党にとって合併の最大の目標は、全てのドイツ地域に支持基盤を持つ左派政党となり、連邦議会に安定的な勢力として定着することである。そこで、この目標が達成されているかを確認するために、二〇〇七年の正式合併以降の州レベルの議会選挙、および二〇〇九年連邦議会選挙の選挙結果も考察しておこう。

表4は、正式合併直前（約一ヶ月前）に行われたブレーメン市議会選挙以降、州レベルの議会選挙における左派党の選挙結果を示したものである。色のついてる州が西ドイツ地域の州である。二〇〇七年五月に行われたブレーメン市議会選挙では八・四%の得票率で七議席を獲得し、西ドイツ地域の州レベル議会ですべて初めて議席を獲得することに成功した。

翌二〇〇八年初旬に行われたヘッセン州議会選挙、ニーダーザクセン州議会選挙、ハンブルク市議会選挙でも、大幅に得票率を伸ばし、いずれの州・市でも議席獲得に成功した。同年九月に行われたバイエルン州議会選挙では得票率が五%を下回り議席獲得はなかったものの、極めて保守的な同州で四・四%の得票率を得たことは大きな成果

表 4 二〇〇七年以降の州レベルでの左派党の選挙結果

州議会選挙	選挙日	得票率	議席数	
西ドイツ地域 ブレーメン市議会選挙	2007年 5 月13日	8.4% (+6.7)	7	左派党として最初の州レベル議会選挙。同市議会ですべて議席獲得。
西ドイツ地域 ヘッセン州議会選挙	2008年 1 月27日	5.1% (+5.1%)	6	同州議会ですべて議席獲得。
西ドイツ地域 ニーダーザクセン州議会選挙	2008年 1 月27日	7.1% (+6.6%)	11	同州議会ですべて議席獲得。
西ドイツ地域 ハンブルク市議会選挙	2008年 2 月24日	6.4% (+6.4%)	8	同市議会ですべて議席獲得。
西ドイツ地域 バイエرن州議会選挙	2008年 9 月28日	4.4% (+4.4%)		
西ドイツ地域 ヘッセン州議会選挙	2009年 1 月18日	5.4% (+0.3%)	6	
西ドイツ地域 ザールラント州議会選挙	2009年 8 月30日	21.3% (+19.0%)	11	同州議会ですべて議席獲得。
東ドイツ地域 ザクセン州議会選挙	2009年 8 月30日	20.6% (-3.0%)	29	
東ドイツ地域 テューリンゲン州議会選挙	2009年 8 月30日	27.4% (+1.3%)	27	
東ドイツ地域 ブランデンブルク州議会選挙	2009年 9 月27日	27.2% (-0.8%)	26	
西ドイツ地域 シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州議会選挙	2009年 9 月27日	6.0% (+5.2%)	6	同州議会ですべて議席獲得。
西ドイツ地域 ノルトライン＝ヴェストファーレン州議会選挙	2010年 5 月 9 日	5.6% (+2.5%)	11	同州議会ですべて議席獲得。
西ドイツ地域 ハンブルク市議会選挙	2011年 2 月20日	6.4% (±0%)	8	
東ドイツ地域 ザクセン＝アンハルト州議会選挙	2011年 3 月20日	23.7% (-0.4%)	29	
西ドイツ地域 バーデン＝ヴュルテンブルク州議会選挙	2011年 3 月27日	2.8% (-0.3%)		
西ドイツ地域 ラインラント＝プファルツ州議会選挙	2011年 3 月27日	3.0% (+0.4%)		
西ドイツ地域 ブレーメン市議会選挙	2011年 5 月22日	5.6% (-2.8%)	5	

であったといえる。

二〇〇九年に入り、一月に行われたヘッセン州議会選挙では五・四%の得票率を得て、二〇〇八年の同州議会選挙に続き議席の確保に成功した。八月にはラフオンテーヌの地元であるザールラント州議会選挙が実施され、西ドイツ地域の州でありながら、得票率は実に一九%増の二一・三%となり、第二党であるSPDの二四・五%に迫るほどの成績を上げた。ザールラント州議会選挙と同日には、東ドイツ地域の二つの州、ザクセン州とテューリンゲン州でも州議会選挙が実施され、いずれも二〇%を超える支持を獲得して第二党の地位を維持した。同年九月二七日には、ドイツ連邦議会選挙と同時に、

東ドイツ地域のブランデンブルク州および西ドイツ地域のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州でも州議会選挙が実施され、いずれの州でも議席獲得に成功した。

二〇一〇年五月には、ドイツ最大の人口を抱え、各党にとって戦略的に重要な位置を占めるノルトライン・ヴェストファーレン州で議会選挙が実施された。前回二〇〇五年選挙でWASGとPDSが共に選挙に参加して惨敗した州である。二〇一〇年選挙では、得票率を二・五%上積みして五・六%とし、議席獲得に成功した。

二〇一一年二月に行われたハンブルク市議会選挙では、前回二〇〇八年選挙に続き六・四%の得票率を上げて議席を獲得した。同年三月には東ドイツ地域のザクセン・アンハルト州、西ドイツ地域のバーデン・ヴュルテンブルク州、ラインラント・プファルツ州で州議会選挙が実施された。ザクセン・アンハルト州では二・三・七%の得票率で第二党の地位を維持した一方で、バーデン・ヴュルテンブルク州議会選挙およびラインラント・プファルツ州議会選挙では五%を下回る得票率しか上げられず、議会に進出することはできなかった。直近の州議会選挙であるブレーメン市議会選挙では、得票率は下がったものの、前回二〇〇七年選挙に続いて五%をクリアして議席獲得に成功した。

二〇一一年六月の時点で、左派党は、ドイツ全一六州（西ドイツ地域二州、東ドイツ地域五州）のうち、いずれも西ドイツ地域にあるバーデン・ヴュルテンブルク州、バイエルン州、ラインラント・プファルツ州をのぞく、一三の州議会・市議会で議席を獲得している。

では、連邦議会選挙での左派党の成績には合併効果はあらわれているだろうか。表5は、二〇〇九年連邦議会選挙の選挙結果である。ドイツ全体での得票率では、左派党は得票率を三・二%伸ばして二桁の一一・九%とし、前回二〇〇五年選挙に続いて第四党の地位を獲得した。

表5 二〇〇九年連邦議会選挙結果

政党	得票率			議席数
	全ドイツ	西ドイツ地域	東ドイツ地域	
CDU/CSU	33.8% (−1.4%)	34.6% (−2.8%)	29.8% (+4.5%)	239 (+13)
SPD	23.0% (−11.2%)	24.1% (−11.0%)	17.9% (−12.5%)	146 (−76)
FDP	14.6% (+4.7%)	15.4% (+5.2%)	10.6% (+2.6%)	93 (+32)
緑の党	10.7% (+2.6%)	11.5% (+2.7%)	6.8% (+1.6%)	68 (+17)
左派党	11.9% (+3.2%)	8.3% (+3.4%)	28.5% (+3.2%)	76 (+22)

東西別での得票率を見てみると、東ドイツ地域では二八・五％を記録し、第一党であるCDU／CSUの二九・八％に肉薄している。他方で、西ドイツ地域でも、前回二〇〇五年選挙から三・四％増となる八・三％を上げた。ドイツの総人口は約八三〇〇万人であるが、人口分布は西ドイツ地域に偏っており、西ドイツ地域には東ドイツ地域の約三倍の人々が居住している。そのため、PDSは、西ドイツ地域での支持基盤を構築しない限り、連邦議会での安定した地位を獲得することは困難であった。二〇〇九年連邦議会選挙では、左派党は、西ドイツ地域においても五％をはるかに超える得票率を上げることに成功しており、全ドイツ地域に支持基盤をもつ政党としての地位を確立したといえるであろう。

左派党が東ドイツの地域政党から脱却して西ドイツ地域にも安定した支持基盤をもつ政党となり、得票率でも一〇％近くを獲得する勢力になったことで、ドイツ政党システムにも大きな変化がもたらされている。これまでドイツ政党システムを特徴づけてきた連政権形成パターン、すなわち「三大政党＋一小政党」による連合政権が成立しない可能性が高くなっているのである。

二〇〇九年連邦議会選挙戦においては、政権形成をめぐる様々な可能

性が取り沙汰された。第一党が確実視されていたCDU／CSU選挙戦を通じてFDPとの連合政権形成を表明し、FDPの側でも、選挙一週間前に開かれた特別党大会でCDU／CSUとの連合形成を明確に表明した。CDU／CSUとFDPの組み合わせで過半数に達しない場合には、二大政党の大連合政権が継続される可能性が高いと予想された。他にも二大政党のいずれかと二つの小政党の組み合わせとして、CDU／CSU＋FDP＋緑の党の「ジャマイカ連合」、SPDと＋FDP＋緑の党の「信号連合」、SPD＋緑の党＋左派党の連合政権などが考えられたが、これらの連合については選挙戦を通じて各党から否定的なコメントが出されていた。

連邦レベルにおける左派党の連合政権参加の可能性は、現時点では低いと思われる。連合政権を形成する政党は、自他共に連合参加能力 (Koalitionsfähigkeit) が認められることが重要であり、そのためには州レベルでの政権参加の十分な経験や、政策面での他党への接近が必要となるが、その点から見て左派党はまだ連合参加能力を有しているとはいえない。しかしながら、シュレーダー政権を経てCDU／CSUとの大連合政権まで政権政党の地位を享受してきたSPDは、そのことによって自党の政策を右傾化せざるをえず、左派グループの反発および離脱を引き起こしてきたため、今後の政策的方向性として再び左派寄りの政策位置へと移動することも十分に考えられる。その場合には、政権パートナーとして、緑の党だけでなく左派党も考慮に入れることになるであろう。

五 展望

本稿では、リーズらの分析枠組みを参照しながら、ドイツ左派党の合併プロセスを考察してきた。最後に、この考察からもたらされる含意について述べたい。

リーズらの分析枠組みに関して言うと、リスクを負うような決定・行動が相手の信頼を高め、それによって交渉が前進するという点は、ドイツ左派党の政党合併プロセスについては極めて妥当なことであつたと思われる。ただし、互恵的信頼を構築するためのリスクを負う決定・行動は、政党指導部の交渉などではある程度容易に観察可能かもしれないが、作業部会の間での交渉では観察することが極めて困難となると思われる。政党合併は、その交渉の成否そのものが政党の将来の行動に大きな影響を及ぼすものである以上、実務的な交渉に関しては非公開となることが多く、その点で作業部会のリスクを負う決定・行動の分析には困難を伴うことになる。実際、リーズらの分析枠組みで示されていた、作業部会のリスクを負うような決定・行動である公式化作業の抑制、および範囲コントロールの低減については、資料の制約から本稿では扱うことができなかった。

また、一方がリスクを負う決定・行動を取り、それを他方が認識し、態度や戦略に変化がもたらされる、つまり互恵的信頼が生まれるというとき、その信頼をいかに測定するのかについて、リーズらは明らかにしていない。そのため、実際にリーズらの分析枠組みで事例を考察してみると、互恵的信頼が構築されたのか否かを判定することが困難となる。

とはいえ、この分析枠組みは、リーズ自身も認めているように、政党合併に関する研究に刺激を与えることも目的となっており、その意味では大きな価値があつたと思われる。とくに、政党合併について、合併を行う理由の分析と、実際の合併プロセスの分析とを分けたことは、注目に値するであろう。というのは、政党合併が失敗したケースを考えたとき、その失敗の原因が、合併の目的に関する相違や齟齬が原因であつたのか、あるいは合併プロセスの進め方をめぐる対立が原因であつたのか、という点を識別することが可能になるからである。

今後の展望としては、政党合併が政党研究の一つの重要なテーマとなっていくために、概念や分析枠組みについてのさらなる議論の積み重ねとともに、日本も含めさらに多くの事例について研究が蓄積されることが求められるであろう。

参考文献

- Gunther, R., J.R. Montero, and J.J. Linz (2002) *Political Parties: Old Concepts and New Challenges*, Oxford University Press.
- Lees, C., D. Hough, and D. Keith (2010) Towards an Analytical Framework for Party Mergers: Operationalising the Cases of the German Left Party and the Dutch Green Left, *West European Politics*, 33(6): 1299-1317.
- Mair, P. (ed.) (1990) *The West European Party System*, Oxford University Press.
- Mair, P. (1997) *Party System Change: Approaches and Interpretations*, Oxford University Press.
- Neugebauer, G., und R. Stöss (2008) Die Partei Die Linke. Nach der Gründung in des Kaisers neuen Kleidern? Eine politische Bedarfsgemeinschaft als neue Partei im deutschen Parteiensystem, Oskar Niedermayer (Hrsg.) *Die Parteien nach der Bundestagswahl 2005*, VS Verlag: 151-199.
- Niedermayer, O. (2009) Parteimitglieder in Deutschland: Version 1/2009, Arbeitshefte an dem Otto-Stammer-Zentrum, Nr.15.
- Olsen, J. (2002) The PDS in Western Germany: An Empirical Study of Local PDS Politicians, *German Politics*, 11(1): 147-172.
- Olsen, J. (2007) The Merger of the PDS and WASG: From Eastern German Regional Party to National Radical Left Party? *German Politics*, 16(2): 205-221.
- Schoen, H., und J. Falter (2005) Die Linkepartei und ihre Wähler, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 51-52/2005: 33-40.
- Schoorman, F.D., R.C. Mayer, and J.H. Davis (1996) Organizational Trust: Philosophical Perspectives and Conceptual Definitions, *Academy of Management Review*, 21(2): 337-340.

- Schoorman, F.D., R.C. Mayer, and J.H. Davis (2007) An Integrative Model of Organizational Trust: Past, Present, and Future, *Academy of Management Review*, 32(2): 344-354.
- Serva, M.A., M.A. Fuller, and R.C. Mayer (2005) The Reciprocal Nature of Trust: A Longitudinal Study of Interacting Teams, *Journal of Organizational Behaviour*, 26(6): 625-648.
- Ware, A. (1995) *Political Parties and Party Systems*, Oxford University Press.
- Wolinetz, S.B. (ed.) (1998) *Party System*, Ashgate Dartmouth.
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子 (2011) 『現代の政党と選挙 (新版)』有斐閣アルマ。

〔付記〕本稿は、二〇一一年度公共選択学会研究会報告ペーパー（未定稿）に、大幅な加筆・修正を行い書き改めたものである。

ゾネンフェルスと『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』

川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』執筆の経緯
- 3 『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』出版の歴史
- 4 おわりに——今後の課題

1 はじめに

カメラリストの代表者の一人ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス (Joseph von Sonnenfels, 1733-1817) の偉業は現在でも、ウィーン市内にある通りの名称 (Sonnenfelsgasse) や彼のいくつかの銅像などで偲ぶことができる⁽¹⁾。このようにウィーンで愛されているゾネンフェルスは、経済、司法、行政、芸術といった多方面の分野で活躍した人物なのである。本稿では、彼

の生涯を簡単に紹介するとともに、彼の主著『ポリツァイ、商業、財政の基本原理』の出版の歴史について検討を加える。それは次の理由による。カメラリストの著作がどのように刊行されたのか、その歴史を明らかにすることこそ、官房学の歴史を追究することに欠かせない作業である、と筆者は考えているからである。筆者はすでに「ゼッケンドルフと『ドイツ君主国』」において、ゼッケンドルフの『ドイツ君主国』の出版の過程について報告している⁽³⁾。

ヨーゼフの祖父は、ミハエル・コシット (Michael Chossid, or Michel Chassid) で、ベルリンのユダヤ教聖職者であった。ヨーゼフの父はリップマン・ペルリン (Lipmann Perlin, or Berlin) で、博識なヘブライ語学者であった。ヨーゼフの一家

は、ベルリンからニコルスブルク (Nikolsburg zu Mähren、現在のチェコのミクロフ) へ転居する。このニコルスブルクにおいて一七三三年、ヨーゼフが生まれた。父リップマンは、一七三五年に三人の子どもと一緒にキリスト教へ改宗している。その後、リップマンは、アロイス・ヴィーナー (Alois Wiener, or Aloysius Wiener) と名乗るようになり、一七四五年、ウィーン大学に勤務する。そして翌一七四六年、貴族に列せられて称号“von Sonnenfels”を得ている。

ヨーゼフは、ニコルスブルクのピアリスト会学校に通い、一家がウィーンに転居して後は、ウィーンで学業を続けた。そして一七四九年から五四年まで、兵役に就くことになった。兵役の後、ウィーンに戻ったヨーゼフは法学と語学 (ヘブライ語) の勉強を続ける。そして彼は、ハーン (Mathias von Haan) とともに一七五七年、法学に関するウィーン大学学位論文『ローマ法には知られていない、法的救済に関するドイツ法の理念』 (*Specimen juris germanici de remediis juris, juri romano incognitis*) を著した。⁽⁴⁾ その後「ドイツ語協会」 (Deutsche Gesellschaft) に加わり、執筆活動を送る。そしてボリエ (Egydius Valentin Freiherr v. Borie)⁽⁵⁾ の後援を受け、就職活動することになる。ゾネンフェルスは一七六二年ウィーン大学のドイツ語教授職に応募する。これは不成功に終わった。し

かしながら遂に、一七六三年、ウィーン大学教授 (ポリツァイ学および官房学) の職を得ることになったのである。

ウィーン大学公文書館に残されている文書「ゾネンフェルスに対する、新たに導入されたポリツァイ学および官房学の教授への任命」によると、一七六三年十月三十一日、マリア・テレジア (Maria Theresia. 1717-1780) がポリツァイ学および官房学の講座をウィーン大学に導入することを決定し、その担当教授にゾネンフェルスが任命されたことが学長とコンジストリウムに通知された。そしてこの講座に出席して、十分な成果を収めた学生が、優先的に国務に採用されるべきこととされた。⁽⁶⁾

その後、ゾネンフェルスは、大学教授としてだけではなく、行政官僚としても大いに活躍した。彼は、神聖ローマ帝国のマリア・テレジア、ヨーゼフ二世 (Joseph II. 1741-1790、在位、1765-1790)、レオポルト二世 (Leopold II. 1747-1792、在位、1790-1792)、そしてフランツ二世 (Franz II. 1768-1835、在位、1792-1806、オーストリア皇帝フランツ一世としての在位、1804-1835) の治世下、その能力を十二分に発揮したのである。

2 『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』執筆の経緯

まず、本書の表題について言及しておかなければならない。

なぜなら、本書は表題の変遷で際立っているからである。詳細は後に譲るが、一七六五年刊行の第一巻、初版は、『ポリツァイ、商業学および財政学の原理。大学講義の手引き』(*Sätze aus der Polizey, Handlungs- und Finanz-Wissenschaft. Zum Leitfaden der Polizey, Handlungs- und Finanz-Wissenschaft. Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen.*)となっている。それが一七六九年刊行の第二巻、初版では『ポリツァイ学、商業学および財政学の原理。大学講義の手引き』(*Sätze aus der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft. Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen.*)となっている。そして一七七六年刊行の第三巻、初版は『ポリツァイ、商業および財政学の基本原理』(*Grundsätze der der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft*)とされ、副題『大学講義の手引き』が削除されている。さらに、一七六八年刊行の第一巻、第二・増訂版は『ポリツァイ、商業および財政学の基本原理』(*Grundsätze der der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft*)とされており(副題なし)、表題が変遷している。第一巻の表題は、第五・増訂版(一七八六年)から一八一九年刊行の最後の第八版では、『ポリツァイ、商業および財政の基本原理。政治学研究の手引き』(*Grundsätze der der Polizey, Handlung und Finanz. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums.*)とされている。このため、本稿では、

表1 表題の変遷

1765年刊行の第1巻、初版	『ポリツァイ、商業学および財政学の原理。大学講義の手引き』 (<i>Sätze aus der Polizey, Handlungs- und Finanz-Wissenschaft. Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen.</i>)
1768年刊行の第1巻、第2・増訂版	『ポリツァイ、商業および財政学の原理』 (<i>Sätze aus der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft.</i>) 副題なし
1769年刊行の第2巻、初版	『ポリツァイ学、商業学および財政学の原理。大学講義の手引き』 (<i>Sätze aus der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft. Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen.</i>)
1776年刊行の第3巻、初版	『ポリツァイ、商業および財政学の基本原理』 (<i>Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft</i>) 副題なし
第5・増訂版(1786年)以降	『ポリツァイ、商業および財政の基本原理。政治学研究の手引き』 (<i>Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums.</i>) 副題変更

彼の主著の表題としてこの『ポリツァイ、商業および財政の基本原理。政治学研究の手引き』を採用することとし、以下本書を『基本原理』と略すことにする。『基本原理』は、版を重ねる一方、その手引き書や、他言語訳版が出版されている。^⑦

ゾネンフェルスがウィーン大学で教鞭を執る前に、ウィーンにはあのカメラリスト、ヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユステイ (Johann Heinrich Gottlob von Justi, 1717-1771) がいた。ユステイについては別稿ですでに論じている⁽⁸⁾。ユステイは、一七五〇年、ウィーンに姿を現す。ユステイは同年、官吏養成のための学院テレジアヌム (Theresianum) 教授に招聘され、「ドイツ語修辞学教授」となり、併せて財政、商業、租税そして製造業を包含する「経済学領域課程」を担当することになる。マリア・テレジアは一七五二年、テレジアヌムに実践的な国家・官房アカデミーを創設することを決定し、ユステイは、新設されたアカデミー (Ritterakademie) で官房・商業・鉱業実務を担当する教授職を得ている。しかしながらユステイは、一七五三年にはもうすでにウィーンを後にしている。ウィーン滞在中のユステイ、あるいはその後のユステイとゾネンフェルスが対面する機会があったのかは、分らない。だが、その十年後、上述のようにゾネンフェルスは、ウィーン大学でポリツアイ学と官房学を担当することになり、一七六三年十一月、ウィーン大学教授就任講演を行うのである⁽⁹⁾。

さて、ゾネンフェルスが『基本原理』第一巻を公刊するのは一七六五年である。就任講演の一七六三年から六五年までの間、ゾネンフェルスが実際にどのように授業をしたのかは、不明で

ある⁽¹⁰⁾。しかし、その間、講義用教科書を準備していたことに間違いはない。それが『基本原理』となつて結実するのである。ここで『基本原理』各巻の序言を確認してみよう。ゾネンフェルスは、一七六五年、『基本原理』初版、第一巻冒頭部分に次のように書いた (Sonnenfels, 1765, Signature: A2-A3)。

「私は、読者に対する責任がある。だが読者も同じく、『原理』が執筆された意図に従わずに本書を評価しないという責任を負うことになる。

私が自分の講義の手引きに選ぶと思った本はすべて、扱われるべき内容、そしてそれらが扱われるべき時代について、あまりに長たらしいか、あるいはあまりに限定的に過ぎると私には思われた。関連・関係する著作を平均して、不都合なく、省くことができるというのであれば、私は前者であれば「冗長部分を」省くことができるであろう。私は、後者であれば不足分を付け加えることができるであろう。だがこうした追加部分は、私の聴衆の大部分にとっては無駄であろう。つまり私がそれを口述して筆記させるからである。その箇所から移動ができずに、多くの時間が失われてしまうそうした継ぎはぎ作品は、教員と聴衆の両方にとって始末に負えない。だから私はあえてその継ぎはぎ

作品は、私の講演につきものの快活さにも、不釣合いになつてしまうと告白するのである。

この『原理』が印刷に委ねられるのは、官房諸科学に学説体系が欠けているからというのではなく、ポリツアイや商業学を、そしてその説明が私の講義となつてゐるほかならぬ財政学の部分を、他と混ぜあわせることなく、また十か月で足りる大ききで論述するためなのである。ましてや、おそろくそうでなくともこの分野におけるあまりに増加している著述家の数を増やすためですらなく、また、私の聴衆とは別の人たちに読んでもらうためでも、聴衆に書き取りの苦勞をしないで済むようにするためですらない。私は、オーストリアのポリツアイ条令を理論的基本原理に還元しようとしたのである。そして私は、この苦勞が、これら『原理』が本来的に献呈される人たちにとって、非常に有益だと思ふのである。簡潔さはその目的にふさわしい。それは、すでに切り開かれた道ではない。それは、道がそれに向かつて建設されなければならない、「進むべき」方向「を示した」線に過ぎないのである。筆記、一七六五年九月二十日。

J・v・ゾネンフェルス」

四年後に公刊された第二巻の序言 (Sonnenfels, 1769,

Signature: A2-A5) で、ゾネンフェルスは次のように述べている。

本書であるこの「政治学的な商業学概説が、取引をしてゐる人たちに対する、理論が長い経験によつて証明され、そして完全なものとなつてゐる重要な贈り物になるとは思つてゐない。私が彼らに本書を届けるとすれば、それは、誤りを彼らに正してもらうために過ぎない。」

「私の名譽欲はすべて、私の若い友人たちに対するものに限られる。女帝のお慈悲により私は彼らの案内人に任命された。私が、彼らから、彼らの義務につながる道で障害となつてゐるものをかなり取り除いたのであれば、「そして」彼らの職業への準備を楽にしてあげたのであれば、私の目的は十分に達成されたのである。…」

「なるほど、とりわけ商業という科目において完璧な文献がないわけではない。イギリス人、フランス人は、以前から、対象「商業」の重要性を認識してゐた。その対象は、公共の福祉の基礎として判断されなければならない。というのもそれは、生業手段の増大を通じて、人口の基礎となるからである。最も偉大な人たち、国家学者、哲人、歴史学者、熟達者たちは、彼らが深遠な無限に関する学説 (Lehre vom Unendlichen) を分析する時よりも、織物工場

の利点について語る時の方が、世界のそして祖国の役に立つと信じていた。彼らの書物は、初めて教育を受ける読者というよりも、すでに教育を受けた読者向けなのである。
 …」

ここでゾネンフェルスは、フォルボネの『商業要論』に言及している。フォルボネが想定していた目的や読者と、ゾネンフェルスのそれらとが異なっていることを明らかにするためである。「私の目的は、彼の目的とはまったく相反している。私は、自分で考えることがまだできていない人たちのために書いている。彼らは、ここでそのために教えられなければならない。私は、フォルボネに読者を用意したいと思う」と。ゾネンフェルスは、フォルボネがすでに教育を受けた、思考する読者を想定しているとして、ゾネンフェルスが対象とした読者は若者であることを明らかにする。

またゾネンフェルスは、国家財産であると主張することができる文献は、『オーストリア至上論』——総じてヘルニツクに、しかし若干はベッヒャーに帰せられる。シュレーダーの『君主のシャッツ』、レント＝カンマー、マイクスナーの『皇帝・国王世襲領地の性質に関する注解』、匿名者による『皇帝・国王の世襲王国、領邦がより幸福で

より繁栄した状態に据え置くことができる真のすぐれた手段』としている^⑪。

これら四冊に次の、ベッヒャーの『ドイツにおける製造業に関する考察』、フォーゲモントの『ドイツの増大した幸福』、ボーデの『君主の権力術』、イエルガー伯の『国庫の誓い』を加えても八冊にすぎない^⑫。「こうした分野で私たちが提示しなければならないものは、それで全部なのである。しかしながら他の国民は、商業や財政のあらゆる部分について、すぐれた著作を通じて教育されているのである。」というオーストリアの状況を憂えている。

オーストリアにこうした文献が欠如している原因は、「おそらく、その原因が主として、著述家たちの思索を行わせ、それを指導し、不可避免的にその基礎に置かれているに違いない補助材料を獲得する困難性にある。」としている。「住民の強さ、商業の状態、マニユファクチャー制の状態、様々な変更、原因、障害、激励、勤勉の増大、公的收入の状態、国家信用の状態、これらすべては、他国においては詳細に、公的記録簿や一覧表で公開されている。あるいは、それらは、それらの情報を得たいと思っている人たちにももちろん明らかにされている。」

ところがオーストリアの場合、「これらの知識は、今な

お、国家機密とみなされている。こうした抑制〔情報非公開〕に何かしら反対していくことに、私は距離を置いていた。その抑制には疑いもなく重要な理由があるのである」。

ゾネンフェルスは、「私の功績は、ひとが私の論文の価値を一面的に考えるのであれば、非常に限定的であろう。同時に、私に授けられた才能に応じて国家の役に立とうとする、いかにも考慮すべき意図、奮闘が、寛大にも満足してもらえれば、私は、もつと理解している人たちに対して、彼らのより重要な知識を伝達するよう要請することによって、少なくとも一つの感謝を得るにふさわしくなる。彼らは、私がそれを行った後では、もはや〔情報非公開を〕保持することはありえない。ウィーン、一七六九年三月三十日。」

さらにゾネンフェルスは、ついに『基本原理』の第三巻が公開されるに際して、その想い (Erinnerung) をつづっている (Sonnenfels, 1776, pp.1-10.)。

彼はまず、自分の立場を「中道を行き、かつあらゆる党派から自らを遠ざけることを、自分が思っている以上に願っているのである」と表現する。そしてこの専門領域に関する大量の著述家たちについて、三種類の分類を挙げている。

著述家の第一の種類は、自分たちの考え方にその理由が

あり、可能性の限界を超えてキメラ〔荒唐無稽、妄想〕の領域へと引きずり込まれた人たちである。彼らは、租税に關して多く言及しており、例として、『十二の鍵』を著したバシリウス (Basilius Valentinus) などをゾネンフェルスは挙げている。

第二の種類は、自分のペンと熟考とでゆすり〔の作業〕に仕え、「臣民を搾取する手段を一つの技術へと導いた」、一般的な嫌悪に値する人たちである。彼らはレントカンマー (Rentkammer、国庫) を豊かにすること、君主収入を増大させることだけしか語ることをしない。彼らが狙っている計算は、「市民が極度の貧窮への敷居をまたがないうちに、彼の収入に應じてどれほど彼から強奪してもよいか」、なのである。ゾネンフェルスは、第二の著述家たちを「獵師の内臓を満腹にするために、獵師のために森を追い立てる獵犬」に例えている。

第三の種類は、全く反対のやり方で、「人民の境遇を代表する榮譽」を目指している著述家たちである。彼らは、「支配者に対して、ひよつとしたら必要不可欠分を上回っている浪費を非難する」のである。

ゾネンフェルスの立場あるいはその目指すところは、明言はされていないがおそらく、第三の種類の著述家であ

る。財政学の概要を構想するにあたって彼は、第一に、不可能という特性を持っているものを無視すること、そして第二に、その数えきれないほどの名称や見出しの下、徴収されているそれぞれの租税に關与していくこと、という二つの目的を明らかにしている。彼に与えられた任務は、『財政用語辞典ではなく、財政学の原理を作り上げること』であつた。ゾネンフェルスは、マリア・テレジアを賞賛して、一七七二年五月二三日付で、この序言を閉じている。

ゾネンフェルスは、初版第一巻において、冗長すぎない、あるいは限定されすぎでない適切な教科書を執筆することを目的としていた。彼は、読者が学生、若者であることを念頭に置きながら、理論的基本原理に立ち返つてオーストリアのポリツァイ条令を論じていこうとしている。ここで注目されるのは本書が、十か月の講義用教科書として執筆されたという記述である。これにより、ポリツァイ学と官房学の教授であつたゾネンフェルスに与えられた講義期間が十か月であつたことが明らかとなる。だが、第一巻を用いた十か月の間に商業や財政に關する部分も講義されていたのかは分からない。

初版第二巻もゾネンフェルスは、マリア・テレジアの要請に従い、学生向けの教科書を執筆している。そして、商業こそが公共の福祉の基礎であり、生業手段を増大させることで、人口

の基礎になると、商業の重要性を主張する。しかしながらその商業を扱う、国家財産ともいうべき文献がせいぜい、ヘルニツク、マイクスナー、匿名者、ベツヒャー、フォーゲモント、ボーデ、イエルガーの著作しかないことを嘆くのである。文献の不足は、執筆の「補助材料」ともいうべき情報（住民の強さ、商業の状態、マニユファクチャー制の状態、様々な変更、原因、障害、激励、勤勉の増大、公的収入の状態、国家信用の状態に關する情報）が、国家機密とみなされているオーストリアでは公開されていない。それを、本書の公刊を通じて明らかにすることが自らに課した任務なのである。

『基本原理』が三巻そろうのは奇しくも、アダム・スミスの『国富論』刊行と同じ一七七六年である。しかしながら、第三巻の序文は、一七七二年五月二三日の日付となっている。公刊まで四年の開きがあるが、そこまで公刊が遅れた理由は、明らかにされていない。ゾネンフェルスは、明言はしていないものの、支配者の榮譽と同時に、「人民の境遇を代表する榮譽」を実現することが、彼の行動原理であつたのかもしれない。

3 『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』出版の歴史

ここで『基本原理』の出版の歴史を振り返ろう。というのも、

表2 出版者の変遷

1765年、1769年、1770年	Johann Thomas Edler von Trattner (1717-1798)
1768年、1770年から1787年まで	Joseph Ritter von Kurzböck (1736-1792)
第6版（刊行年不明）から1805年まで	Albert Camesina (1770-1837)
1819年	Johann Gottlieb Heubner (1778-1859)
1819年から1822年まで	Friedrich Volke (1780-1830)

これまでゾネンフェルスに関する研究書が数多く刊行されてきたが、完全な書誌情報が得られているわけではないからである。¹³⁾

まず、出版者の変遷を表2で確認しておこう。¹⁴⁾

初期には、トラットナーとクルツベックが『基本原理』の出版を別々に請け負っていた。そして、その出版者の変化に伴い、表題頁に描かれているモットー (Motto、題辞) やビネット (Vignette、挿画) も変化する。(表3)

さらには、ゾネンフェルスの肩書・身分の表記も表4のように変化する。これによれば、ゾネンフェルスは、ウィーン大学、テレジア・アカデミー、そしてサヴォイ・アカデミーでも教鞭を取っている。

そして表5は、『基本原理』各版・各巻の書誌情報を示している。

表5から、『基本原理』各巻、各版の刊行年を示したものが表6である。

この表5、表6から確認できるのは

- ① 初版全三巻がそろうのに、一七六五年から一七七六年まで十一年がかかっている。
- ② この間、ゾネンフェルスは、第二巻と第三巻を刊行する前に第一巻の改訂を行っている。
- ③ 『基本原理』第一巻は、八版を数えるが、少なくとも十回公刊されている。
- ④ 第二・増訂版の第一巻（一七六八年）には、索引と正誤表がついているものについていないものの二種類が存在する。
- ⑤ 初版第二巻（一七六九年）にも、表題頁が異なる二種類が存在する。
- ⑥ ③や④のように、各版に異刷り (state) や、頁数・折記号などが異なる別の版が存在する。
- ⑦ 『基本原理』第四版の存在は確認できていない。
- ⑧ 現状においては、『基本原理』の出版の全容を明らかにすることは、情報不足のために不可能となっている。¹⁵⁾

表3 『基本原理』表題頁におけるモットー、ヴィネットの変遷

トラットナー (Trattner)	
1765年第1巻 1770年第1巻	モットー、“Inglorius dum utilis.”「有用になるまでは、無名」 小屋で、老人男性が燭台の傍ら、足元に地球儀を置きながら、左手にペンを握り、右手を口元に添えている図（作者署名なし）。 
1769年第2巻	モットー、“Altius.” “Labore et favore.”「高みへ」。「勤勉と好意によって」 神殿で、女性(?)が書き物をしている。足元には鳥1羽が描かれている（作者署名なし）。 

クルツベック (Kurzböck)

1768年第1巻

“Inglorius dum utilis.” 「有用になるまでは、無名」

洞窟内で、老人男性が燭台の傍ら、足元に地球儀を置きながら、右手にペンを持ち、左手で本を抑えている図。下の署名は、F. E. Weirotter inv. J. Mansfeld sc. とある（原画はヴァイロッターが描き、それをまねてマンズフェルトが描いた）。



1771年第2巻

モットーなし。

署名は、F. E. Weirotter inv. J. Mansfeld sc. である。構図は同じながら、老人男性の顔が変化している。



1776年第3巻	モットーなし。署名は不明 
1777年第1巻	モットー、“Inglorius dum utilis.” あり。 署名は不明 
1786年第1巻 1787年第1巻	モンテスキューの肖像画
1787年第2巻	フォルボネの肖像画
1787年第3巻	シュリー公の肖像画

カメジーナ (Camesina)	
第6版、第6増訂版、第7版第1巻	モンテスキューの肖像画
第6版、第6増訂版、第7版第2巻	フォルボネの肖像画
第6版、第6増訂版、第7版第3巻	シュリー公の肖像画
ホイプナーとフォルケ (Heubner, Volke)	
第8版第1巻	モンテスキューの肖像画
第8版第2巻	フォルボネの肖像画
第8版第3巻	シュリー公の肖像画

表4 『基本原理』表題頁におけるゾネンフェルスの肩書・身分

1765	表記なし
1768	Josephs von Sonnenfels k. k. Rath, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft an der hohen Schule in Wien, wie auch an den beiden adelichen thesesianischen und savoyschen Akademien. 皇帝・国王顧問官、ウィーン大学並びに貴族のテレジア・アカデミーとサヴォイ・アカデミー正式・公式のポリツァイ、商業および財政学教員ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス [の]。
1769	表記なし
1770 1771 1777 1776	Josephs von Sonnenfels k. k. wirk. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. オーストリア皇帝・国王の現統治顧問官、ポリツァイ、商業および財政学正式・公式教員ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス [の]。
1770	Josephs von Sonnenfels kaiserl. königl. wirk. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. オーストリア皇帝・国王の現統治顧問官、ポリツァイ、商業および財政学正式・公式教員ヨーゼフ・フォン・ゾネンフェルス [の]。

表5 『基本原理』書誌情報

版、巻数	書誌情報
初版、第1巻 GK ₁ H ₁	Sätze aus der Polizey, Handlungs- und Finanz-Wissenschaft. Zum Leitfaden der akademischen Vorlesungen. WIEN gedruckt bey Johann Thomas Edlen von Trattnern, kaiserl. königl. Hofbuchdruckern und Buchhändlern. 1765. [1-9], 10-252, 523[i.e. 253], 254-308, [Register: 10, Druckfehler: 3] p. Signature: A-T ⁸ U ²)(7 [-)(8 ?] Kの折記号が、K K2 K3 K2 K ₅ と混乱している。

初版、第2卷 GK ₂	Sätze aus der Polizey- Handlungs- und Finanzwissenschaft. Zweyter Theil. Enthaltend die Handlungswissenschaft. WIEN, gedruckt bey Johann Thomas Edl. v. Trattnern, kaiserl. königl. Hof-Buchdruckern und Buchhändlern. 1769. [1-3], 4-10, [11], 12-318, 219-220[i.e. 319-320], 321-428 p. Signature: A-Z ⁸ Aa-Cc ⁸ Dd ⁶
H ₂	Sätze aus der Polizey- Handlungs- und Finanzwissenschaft. Zweyter Theil. Enthaltend die Handlungswissenschaft WIEN, gedruckt bey Joh. Thom. Edlen von Trattnern, kaiserl. königl. Hofbuchdruckern und Buchhändlern. 1769. [1-3], 4-10, [11], 12-428 p. Signature: A-Z ⁸ Aa-Cc ⁸ Dd ⁶ The title page of H ₂ is not identical to that of Gk ₂ .
初版、第3卷 GK ₅ H ₃	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Dritter Theil. Mit allergnädigster k. k. Apostl. Majest. Freyheit. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch. Hof-Buchdr. und Buchhändlern. 1776. [1], 2-10, [11-13], 14-498 p. Signatures: π^1 A-Z ⁸ Aa-Gg ⁸ Hh ⁷ (— Hh8) Ii ² Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft, Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft, Dritter Theil. Mit allergnädigster k. k. Apostl. Majest. Freyheit. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch. Hof-Buchdr. und Buchhändlern. 1776. [1], 210, [11-13], 14-181, 125[i.e. 182], 183-205, 209[i.e. 206], 207-303, 307[i.e. 304], 305-353, 334[i.e. 354], 355-356, 157[i.e. 357], 358-498 p. Signatures: π^1 A-Z ⁸ Aa-Gg ⁸ Hh ⁷ (— Hh8) Ii ² The title page of N ₂ is not identical to that of Gk ₃ and H ₃ .
N ₂	
L ₂	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Grundsätze der Polizey Handlung und Finanzwissenschaft: Dritter Theil. Mit allergnädigster k. k. Apostol. Majest. Freyheit. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch. Hofbuchdrucker und Buchhändlern. 1776. [1], 2-8, [9-11], 12-109, 101-103[i.e. 110-112], 113-208, 210[i.e. 209], 210-306 p. Signature: π^1 A-S ⁸ T ⁷ (— T8) U ²
T ₃ H ₄	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Grundsätze der Polizey Handlung und Finanzwissenschaft: Dritter Theil. Mit allergnädigster k. k. Apostol. Majest. Freyheit. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch. Hofbuchdrucker und Buchhändlern. 1776. [1], 2-8, [9-11], 12-109, 101-103[i.e. 110-112], 113-306 p. Signature: π^1 A-S ⁸ T ⁷ (— T8) U ²

第2・増訂版、 第1巻 K ₁	Josephs von Sonnenfels k. k. Rath, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Poli-zey, Handlung und Finanzwissenschaft an der Ho-hen Schule in Wien, wie auch an den beiden adelichen theresianischen und savoyschen Akademien, Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Erster Theil: zweyte, verbesserte und vermehrte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurtzböck, Universitätsbuchdrucker 1768. [16], [1-3], 4-25, [26-29], 30-64, 63-78[i.e. 65-80], 81-84, 83[i.e. 85], 86-436 p. Signature: π^8 A-Z⁸ Aa-Dd⁸ Ee² Register、Druckfehler のページなし。
H ₅	Josephs von Sonnenfels k. k. Rath, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Poli-zey, Handlung und Finanzwissenschaft an der Ho-hen Schule in Wien, wie auch an den beiden adelschen theresianischen und savoyschen Akademien, Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Erster Theil: zweyte, verbesserte und vermehrte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurtzböck, Universitätsbuchdrucker 1768. 一橋大学図書館フランクリン文庫は、刊行年を1769としている。 [16], [1-3], 4-25, [26-29], 30-64, 63-78[i.e. 65-80], 81-84, 83[i.e. 85], 86-436, [20] p. Signature: A-Z⁸ Aa-Ee⁸ Ff⁴ (Ff4 blank) 最後の20ページは、Register, 17 p, Druckfehler 1 p. 空白 2 p. を含む。
増訂版、第2巻 GK ₄	Josephs von Sonnenfels k. k. wirk. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanzwissenschaft. Zweyter Theil. Verbesserte und vermehrte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern, 1771. [12], [1], 2-517, [518-528], 529-531 p. Signature: γ^6 A-Z⁸ Aa-Kk⁸ Ll² PP.518-531は Register。
N ₁	Josephs von Sonnenfels k. k. wirk. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung- und Finanzwissenschaft: Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanzwissenschaft. Zweyter Theil. Verbesseret[sic] und vermehrte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern, 1771. [12], [1], 2-515, 716[i.e. 516], 517, 518-528, 592[i.e. 529], 530-531 p. Signatures: γ^6 A-Z⁸ Aa-Kk⁸ Ll² PP.518-531は Register。 The title page of N₁ is not identical to that of Gk₃.

H ₆	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Zweyter Theil. Verbesserte und vermehrte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch. und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern 1771. [12], [1], 2-420, 221[i.e. 421] 422-531 p. Signatures:)(⁶ A-Z⁸ Aa-Kk⁸ Ll² The title page of H₆ is not identical to that of Gk₄ and N₁.
L ₁ T ₂	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Zweyter Theil. Verbesserte und vermehrte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern. 1771 [8], [1], 2-326, [Register: 9] p. Signature: *⁴ A-X⁸
第3版、第1巻 GK ₃	Josephs von Sonnenfels, kaiserl. königl. wirkkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. Erster Theil, Dritte Auflage. WIEN, gedruckt bey Johann Thomas Edlen von Trattnern, kaiserl. königl. Hofbuchdruckern und Buchhändlern. 1770. [12], [1], 2-20, [21-23], 24-272, 283-331[i.e. 273-321], 320[i.e. 322], 333-335[i.e. 323-325], 324[i.e. 326], 335[i.e. 327], 338-339[i.e. 328-329], 330-331, 342-343[i.e. 332-333], 334-335, 346[i.e. 336], 437[i.e. 337], 48[i.e. 338], 349-410[i.e. 339-400] p. Signature:)(⁶A-Z⁸ Aa⁸ Bb² Cc⁸ (Cc7, Cc8 blank?) Cc の折記号が、Cc C2 Cc3 C4 Cc5と混乱している。
K ₂	Josephs von Sonnenfels, kaiserl. königl. wirkkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. Erster Theil, Dritte Auflage. WIEN, gedruckt bey Johann Thomas Edlen von Trattnern, kaiserl. königl. Hofbuchdruckern und Buchhändlern. 1770. [12], [1], 2-20, [21-23], 24-272, 283-331[i.e. 273-321], 320-321[i.e. 322-323], 334-335[i.e. 324-325], 324-325[i.e. 326-327], 338-339[i.e. 328-329], 330-331, 342-343[i.e. 332-333], 334-335, 346[i.e. 336], 437[i.e. 337], 48[i.e. 338], 349-410[i.e. 339-400] p. Signature:)(⁶A-Z⁸ Aa⁸ Bb² Cc⁸ (Cc7, Cc8 blank) Cc の折記号が、Cc C2 Cc3 C4 Cc5と混乱している。

H ₇	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. Erster Theil: Dritte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientali-schen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern 1770. [1-15], 16-38, [39-41], 42-233, 334[i.e. 234], 235-293, 244[i.e. 295], 295-345, 336-337[i.e. 346-347], 348-430, 531[i.e. 431], 432-472 p. Signature: A-Z⁸ Aa-Ff⁸ Gg⁴
第3版、第1巻 GK ₆	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft Grundsätze der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft. Erster Theil Dritte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Uni-versitätsbuchdruckern. 1777. [1-15], 16-38, [39-41], 42-181, 82[i.e. 182], 183-242, 140[i.e. 243], 244-420, 422[i.e. 421], 422, 305[i.e. 423], 424-448, 445[i.e. 449], 450-472 p. Signature: A-Z⁸ Aa-Ff⁸ Gg⁴
N ₃	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft Grundsätze der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft. Erster Theil Dritte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Uni-versitätsbuchdruckern. 1777. [1-15], 16-38, [39-41], 42-160, 116[i.e. 161], 162-181, 82[i.e. 182], 183-242, 140[i.e. 243], 244-420, 422[i.e. 421], 422, 305[i.e. 423], 424-448, 445[i.e. 449], 450-472 p. Signature: A-Z⁸ Aa-Ff⁸ Gg⁴
K ₃	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. Oe. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey, Handlung und Fi_nanzwissenschaft[sic] Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Erster Theil. Dritte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientali-schen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern. 1777 (reprint. [2009]). [1-15], 16-169, 107[i.e. 170], 171-379, 389[i.e. 380], 381-472 p. Signature: A-Z⁸ Aa-Ff⁸ Gg⁴ The title page of K₃ is not identical to that of Gk₆.
L ₃ T ₁	Josephs von Sonnenfels k. k. wirkl. N. O. Regierungsraths, ordentlichen, öffentlichen Lehrers der Polizey- Handlungs- und Finanzwissenschaft Grundsätze der Polizey- Handlung- und Finanzwissenschaft. Erster Theil. Dritte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientalischen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Univer-sitätsbuchdruckern, 1777. [1-11], 12-26, [27-29], 30-211, 122[i.e. 212], 213-300, [Register: 11] p. Signature: A-T⁸ U⁴

第5・増訂版、 第1巻 GK ₇	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1786. [10], [1-3], 4-117, [118], 119-329, 336[i.e. 330], 331-448, 439-481[i.e. 449-491], 492, 483-530[i.e. 493-540], 521[i.e. 541], 532-533[i.e. 542-543], 524[i.e. 544], 535-543[i.e. 545-553], 554, 545-551[i.e. 555-561], 562 p. Signature:)(⁵ A-Z⁸ Aa-Mm⁸ Nn¹ (— Nn2 ?)
K ₄ (With exlibris of Joan. Georg. Danzer)	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1786. [10], [1-3], 4-37, 33[i.e. 38], 39-248, 149[i.e. 249], 250-327, 322[i.e. 328], 329, 336[i.e. 330], 331-347, 248[i.e. 348], 349-448, 439-484[i.e. 449-494], 385[i.e. 495], 486-530[i.e. 496-540], 521[i.e. 541], 532-533[i.e. 542-543], 524[i.e. 544], 535-543[i.e. 545-553], 554, 545[i.e. 555], 446[i.e. 556], 547-551[i.e. 557-561], 562 p. Signature:)(⁵ A-Z⁸ Aa-Mm⁸ Nn¹ (— Nn2 ?)
K ⁵	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1786. [10], [1-3], 4-37, 33[i.e. 38], 39-117, [118], 119-248, 149[i.e. 249], 250-327, 322[i.e. 328], 329, 336[i.e. 330], 331-347, 248[i.e. 348], 349-448, 439-484[i.e. 449-494], 385[i.e. 495], 486-530[i.e. 496-540], 521[i.e. 541], 532-533[i.e. 542-543], 524[i.e. 544], 535-543[i.e. 545-553], 554, 545[i.e. 555], 446[i.e. 556], 547-552[i.e. 557-562] p. Signature:)(⁵ A-Z⁸ Aa-Mm⁸ Nn¹ (— Nn2 ?) The title page of K₅ is not identical to that of Gk₇ and K₆. Printing position of publication year “1786”.
第5・増訂版、 第1巻 K ₆	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bey Joseph Edlen von Kurzbeck, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [10], [1-3], 4-37, 83[i.e. 38], 39-63, 94[i.e. 64], 65-198, 196[i.e. 199], 200-352, 355[i.e. 353], 354-423, 224[i.e. 424], 425-448, 439-486[i.e. 449-496], 497-500, 507[i.e. 501], 502-508, 499[i.e. 509], 510-540, 554[i.e. 541], 542-560, 551-552[i.e. 561-562] p. Signature:)(⁵ A-Z⁸ Aa-Mm⁸ Nn¹ (— Nn2)

K ₇ L ₄	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bey Joseph Edlen von Kurzbeck, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [10], [1-3], 4-37, 83[i.e. 38], 39-63, 94[i.e. 64], 65-198, 196[i.e. 199], 200-352, 355[i.e. 353], 354-423, 224[i.e. 424], 425-448, 439-486[i.e. 449-496], 497-500, 507[i.e. 501], 502-508, 499[i.e. 509], 510-540, 554[i.e. 541], 542-560, 551-552[i.e. 561-562] p. Signature:)(⁵ A-Z⁸ Aa-Mm⁸ Nn¹ (— Nn2 ?) The title page of K₇ and L₄ is not identical to that of K₆.
H ₈	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbeck, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [14], [1-3], 4-423, 224[i.e. 424], 425-428, 229[i.e. 429], 430-436, 431[i.e. 437], 438-448, 439-507 [i.e. 449-517], 503[i.e. 518], 509-552 [i.e. 519-562] p. Signature:)(⁷ A-Z⁸ Aa-Mm⁸ Nn¹ (— Nn2 ?) The title page of H₈ is not identical to that of K₆, K₇ and L₄.
第5・増訂版、第2巻 GK ₈	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz; von Sonnenfels. Zu den [sic] Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-201, 200-201[i.e. 202-203], 204-205, 204-205[i.e. 206-207], 208-224, 125[i.e. 225], 226, 127[i.e. 227], 228-230, 131[i.e. 231], 232-237, 138[i.e. 238], 239-262, 26[i.e. 263], 264-372, 372-374[i.e. 373-375], 376-461, 162[i.e. 462], 463-596 p. Signature:)(⁸ A-Z⁸ Aa-Oo⁸ Pp²
H9	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz; von Sonnenfels Zu den [sic] Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-209, 110[i.e. 210], 211-224, 127[i.e. 225], 226-376, 773[i.e. 377], 378-404, 407[i.e. 405], 406-596 p. Signature:)(⁸ ; A-Z⁸ Aa-Oo⁸ Pp²
K ₈	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz; von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbeck, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-68, 44[i.e. 69], 70-118, 11[i.e. 119], 120-272, 2[i.e. 273], 274-382, 38[i.e. 383], 384-422, 523[i.e. 423], 423[i.e. 424], 425-596 p. Signature:)(⁸ A-Z⁸ Aa-Oo⁸ Pp²

L ₅	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz; von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbeck, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-68, 44[i.e. 69], 70-118, 11[i.e. 119], 120-382, 38[i.e. 383], 384-422, 523[i.e. 423], 423[i.e. 424], 425-596 p. Signature:)(⁸A-Z⁸ Aa-Oo⁸ Pp² The title page of K₈ and L₅ is not identical to that of GK₈ and H₉.
K ₉	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz; von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbeck, k. k. Hofbuchdrucker Groß- und Buchhändler. 1787. [12], [1], 2-68, 44[i.e. 69], 70-118, 11[i.e. 119], 120-376, 773[i.e. 377], 378-590 p. Signature:)(⁶A-Z⁸ Aa-Oo⁷)(7と)(8が、Oo8、Pp1と Pp2が欠落している。 The title page of K₉ is not identical to that of GK₈ and (K₈ and L₅).
第5・増訂版、 第3巻 GK ₉	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-204, 20[i.e. 205], 206-254, 155[i.e. 255], 256-352, 335[i.e. 353], 354-497, 198[i.e. 498], 499-520 p. Signature:)(⁸A-Z⁸ Aa-Ii⁸ Kk⁴
H ₁₀	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler: 1787. [16], [1], 2-254, 155[i.e. 255], 256-352, 335[i.e. 353], 354-497, 198[i.e. 498], 499-520 p. Signature:)(⁸A-Z⁸ Aa-Ii⁸ Kk⁴
K ₁₀	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-190, 192[i.e. 191], 192-352, 335[i.e. 353], 354-388, 893[i.e. 389], 390-433, 234[i.e. 434], 435-520 p. Signature:)(⁸A-Z⁸ Aa-Ii⁸ Kk⁴ 本来の折記号 Hh5が H5、Kk2が Kk とされている。

K ₁₁	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-254, 155[i.e. 255], 256-497, 198[i.e. 498], 499-520 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ⁴ 本来の折記号 Hh5が H5、Kk2が Kk とされている。 K₁₁は K₁₀よりも厚みがある。 K₁₀ 10.7 × 16.9 × 3.5 cm. K₁₁ 10.6 × 16.0 × 4.2 cm.
L ₆	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-190, 192[i.e. 191], 192-233, 34[i.e. 234], 235-352, 335 [i.e.353], 354-388, 893[i.e. 389], 390-433, 234[i.e. 434], 435-520 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ⁴
K ₁₂	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Fünfte, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bei Joseph Edlen von Kurzbek, k. k. Hofbuchdrucker, Groß- und Buchhändler. 1787. [16], [1], 2-190, 192[i.e. 191], 192-352, 335[i.e. 353], 354-388, 893 [i.e. 389], 390-433, 234[i.e. 434], 435-520 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ⁴ The title page of L₆ and K₁₂ is not identical to that of GK₉, H₁₀, K₁₀ and K₁₁.
第6版、第1巻 L ₇	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste Auflage. Wien, bey Albert Camesina, Buchhändler in der untern Breunerstrasse. 刊行年なし 九州大学図書館所蔵本、書誌情報未確認
第6版、第2巻 K ₁₃	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz; von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste Auflage. Wein, bey Alb. Carmesina, Buchhändler in der untern Breunerstrasse No, 1189. 刊行年なし [14], [1], 2-129, 0[i.e. 130], 131-187, 184[i.e. 188], 189-257, 158[i.e. 258], 259-586, 58[i.e. 587], 588-592, [Advertisement, 2] p. Signature:)(⁷ A-Z ⁸ Aa-Oo ⁸ 広告ページには折記号なし
L ₈	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz; von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste Auflage. Wein, bey Alb. Carmesina, Buchhändler in der untern Breunerstrasse No, 1189. 刊行年なし 九州大学図書館所蔵本、書誌情報未確認

第6版、第3巻 L ₁₀	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste Auflage. Wein, bey Alb. Camesina, Buchhändl. in der untern Bräunerstrasse. 刊行年なし [16], [1]-15, 61[i.e. 16], 17-91, 29[i.e. 92], 93-353, 254[i.e. 354], 355-499. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Hh ⁸ Ii ²
L ₉	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste Auflage. Wein, bey Alb. Camesina, Buchhändl. in der untern Bräunerstrasse. 刊行年なし 九州大学図書館所蔵本、書誌情報未確認
第6・増訂版、 第1巻 GK ₁₀	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bey Joseph Camesina und Kompagnie, in der untern Breunerstrasse. 1798. [10], [1-3], 4-234, 255[i.e. 235], 136[i.e. 236], 237-270, 171[i.e. 271], 272-300, 197[i.e. 301], 302-322, 307[i.e. 323], 324-347, 248[i.e. 348], 349-428, 229[i.e. 429], 430-448, 439-548[i.e. 449-558], 349[i.e. 559], 550-552[i.e. 560-562] p. Signature:)(⁵ A-Z ⁸ Aa-Mm ⁸ Nn ¹ (— Nn2 ?) 本来の折記号 Kk2が、K2とされている。
K ₁₄	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste vermehrte und verbesserte Auflage. Wien bey Joseph Camesina und Kompagnie, in der untern Breunerstrasse. 1798. [10], [1-3], 4-234, 255[i.e. 235], 136[i.e. 236], 237-270, 171[i.e. 271], 272-300, 197[i.e. 301], 302-322, 307[i.e. 323], 324-347, 248[i.e. 348], 349-428, 229[i.e. 429], 430-448, 439-548[i.e. 449-558], 349[i.e. 559] 550-552[i.e. 560-562] p. Signature:)(⁵ A-Z ⁸ Aa-Mm ⁸ Nn ² (Nn2, blank) 本来の折記号 Kk2が、K2とされている。
第6・増訂版、 第2巻 GK ₁₁	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste vermehrte und verbesserte Auflage. Wien, 1798. Bey Joseph Camesima und Compagnie, in der untern Breunerstrasse Nro. 1189. [16], [1], 2-165, 142[i.e. 166], 167-193, 196[i.e. 194], 195-384, 389[i.e. 385], 386-520, 527[i.e. 521], 522-523, 526[i.e. 524], 525-594, 593[i.e. 595], 596 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Oo ⁸ Pp ²
K ₁₅	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Sechste vermehrte und verbesserte Auflage. Wien, 1798. Bey Joseph Camesima und Compagnie, in der untern Breunerstrasse Nro. 1189. [16], [1], 2-165, 142[i.e. 166], 167-193, 196[i.e. 194], 195-243, 244[i.e. 244], 245-384, 389[i.e. 385], 386-520, 527[i.e. 521], 522-523, 526[i.e. 524], 525-594, 593[i.e. 595], 596 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Oo ⁸ Pp ²

第6・増訂版、 第3巻 GK ₁₂	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Sechste, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien, bei Joseph Camesina und Comp. Buchhändl. in der untern Bräunerstrasse. 刊行年なし [16], [1], 2-62, 65[i.e. 63], 64-207, 203[i.e. 208], 209-314, 319[i.e. 315], 316-338, 33[i.e. 339], 340-374, 37[i.e. 375], 876[i.e. 376], 377-520 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ⁴
K ₁₆	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums: Sechste, vermehrte und verbesserte Auflage. Wien, bei Joseph Camesina und Comp. Buchhändl. in der untern Bräunerstrasse. 刊行年なし [16], [1], 2-62, 65[i.e. 63], 64-338, 33[i.e. 339], 340-375, 876[i.e. 376], 377-520 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ⁴
第7・改訂版、 第1巻 L ₁₁	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Siebente verbesserte Auflage. Wien, 1804 in der Camesinaischen Buchhandlung. [16], [1-3], 4-80, 18[i.e. 81], 82-145, 156[i.e. 146], 147-172, 17[i.e. 173], 174-224, 229[i.e. 225], 226-351, 252[i.e. 352], 353-361, [362-363], 364-514 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ¹ (— Kk2 ?)
第7・改訂版、 第2巻 L ₁₂ H ₁₁	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Siebente verbesserte Auflage. Wien, bey Alb. Camesina, Buchhändler in der untern Breunerstrasse Nro. 1189. 刊行年なし (1804 or 1805) [14], [1], 2-125, 129[i.e. 126], 127-142, 14[i.e. 143], 144-246, 246[i.e. 247], 248-384, 853[i.e. 385], 386-539, [Advertisement, 5] p. Signature:)(⁷ A-Z ⁸ Aa-Ll ⁸
第7・改訂版、 第3巻 L ₁₃ H ₁₂	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Siebente verbesserte Auflage. Wien 1805, in der Camesinaischen Buchhandlung. [16], [1], 2-17, 28[i.e. 18], 19-219, 230[i.e. 220], 221-224, 22[i.e. 225], 226-230, 312[i.e. 231], 232-366, 167[i.e. 367], 368-493, [Verzeichniß, 3] p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Hh ⁸
第8版、第1巻 GK ₁₃ K ₁₇ L ₁₄ H ₁₃	Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Erster Theil. Achte Auflage. Wien, 1819 (復刻版、1970), im Verlag von Heubner und Volke. [I-III], IV-XVI, [1-3], 4-459, 60[i.e. 460], 461-514 p. Signature:)(⁸ A-Z ⁸ Aa-Ii ⁸ Kk ¹ (— Kk2 ?)

第 8 版、第 2 卷 GK ₁₄ L ₁₅ H ₁₄	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Zweyter Theil. Achte Auflage. Wien 1822. Verlag von Friedrich Volke. [I-V], VI-XI, [XII], [1], 2-539 p. Signature: π^6 A-Z ⁸ Aa-Kk ⁸ Ll ⁴ Mm ²
K ₁₈	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Zweyter Theil. Achte Auflage. Wien 1822 (復刻版、1970). Verlag von Friedrich Volke. [I-V], VI-XI, [XII], [1], 2-220, [221], 222-318, 31 [i.e. 319], 320-539 p. Signature: π^6 A-Z ⁸ Aa-Kk ⁸ Ll ⁴ Mm ²
第 8 版、第 3 卷 GK ₁₅ K ₁₉ L ₁₆ H ₁₆	Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz: von Sonnenfels. Zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Dritter Theil. Achte Auflage. Wien 1822 (復刻版、1970). Verlag von Friedrich Volke. [I-V], VI-XIV, [1], 2-492, [Advertisement, 3] p. Signature: π^7 A-Z ⁸ Aa-Hh ⁸

表 6 『基本原理』刊行年

刊行年	第 1 卷	第 2 卷	第 3 卷
1765	初版		
1768	第 2 ・ 増訂版		
1769		初版	
1770	第 3 版		
1771		増訂版	
1776			初版
1777	第 3 版		
1786	第 5 ・ 増訂版		
1787	第 5 ・ 増訂版	第 5 ・ 増訂版	第 5 ・ 増訂版
?	第 6 版	第 6 版	第 6 版
1798	第 6 ・ 増訂版	第 6 ・ 増訂版	第 6 ・ 増訂版 ?
1804	第 7 ・ 改訂版	第 7 ・ 改訂版	
1805		(1804 or 1805)	第 7 ・ 改訂版
1819	第 8 版		
1822		第 8 版	第 8 版

4 おわりに——今後の課題

ゾネンフェルスの『基本原理』は、版を八回重ねていることは上述のとおりである。ここで、先に引用したオグリスの注記(13)と表6とを対照させたものが表7である。

表7 『基本原理』第一巻の刊行年対照表

	オグリスが記述した刊行年	筆者が確認した刊行年
第1巻初版	1765年	1765年
〃 第2増訂版	1768年	1768年
〃 第3版	1771年	1770年 1777年
〃 第4版	1786年	未確認
〃 第5・増訂版	1787年	1786年 1787年
〃 第6版	1798年	刊行年不明
〃 第6・増訂版		1798年
〃 第7・改訂版	1804年	1804年
〃 第8版	1819年	1819年

オグリスは残念ながら、第一

巻各版原典の所蔵先を明記していないので、一七七一年刊行の第三版、一七八六年刊行の第四版、そして一七九八年刊行の第六版原典を筆者は確認することができなかった。第三版については、第二巻増訂版(一七七一年)

と、第六版については、第六・増訂版とオグリスが取り違えた可能性も残っている。一方、ゾネンフェルスは各版の表題頁に版表示をしているので、オグリスが第四版と第五・増訂版とを取り違えたとは考えにくい。いずれにしても、オグリスが記述している第三版、第四版、第六版が実際に存在するのかを確認することが、今後の課題である。

加えて、ゴールドスミス・クレス・ライブラリー所蔵本の、第三版の第一巻(一七七七年)、増訂版の第二巻(一七七一年)、そして初版の第三巻(一七七六年)の全三冊が同じ装丁となっている。日本大学法学部図書館が所蔵する同三巻本もまた、背表紙が“Sonnenfels Grundsätze”とされた同じ装丁となっている。もしかするとこれら三巻は、刊行年の表記は違うものの同時に刊行されて製本されたのかもしれない。また、第二巻、第三巻は第三版、第四版などの改訂がなされずに、第二巻は増訂版から、第三巻は初版から直接に第五・増訂版へとそれぞれ改訂されているようである。一七七七年から一七八六年までの間に、これまで知られていない『基本原理』が存在するのか、も今後確かめなければならぬ。

これらの課題に解答が与えられれば、表6や表7、そして表8(今回参照した『基本原理』の参照・所蔵先)を補充し、空欄を埋めることが可能になる。

表8 『基本原理』 参照・所蔵先

原典記号	日本大学経済学部図書館所蔵ゴールドスミス・クレス・ライブラリー Goldsmiths'-Kress Library of Economic Literature in : Nihon University College of Economics Library	
GK ₁ (1765) GK ₂ (1769)	R. 835 no. 10066.5.	Call number: MF Y 1928 0904316
GK ₃ (1770)	R. 961 no. 10683.8	Call number: MF Y 1928 0904316
GK ₆ (1777) GK ₄ (1771) GK ₅ (1776)	R. 980 no. 10796.15	Call number: MF Y 1928 0904316
GK ₇ (1786) GK ₈ (1787) GK ₉ (1787)	R. 1323 no. 13150.13	Call number: MF Y 1581 0901326
GK ₁₀ (1798) GK ₁₁ (1798) GK ₁₂	R. 345 no. 17254.22-2, suppl.	Call number: MF Y 3539 0902017
GK ₁₃ (1819) GK ₁₄ (1822) GK ₁₅ (1822)	R. 2193 no. 22336	Call number: MF Y 2453 0902553
原典記号	大学図書館請求記号 あるいは URL	
N ₁	日本大学法学部図書館 Call number: 331.314 So 43 2 Nihon university, College of Law Library	
N ₂	日本大学法学部図書館 Call number: 331.314 So 43 3	
N ₃	日本大学法学部図書館 Call number: 331.314 So 43 1	
H ₁	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:221 Hitotsubashi University Library	
H ₂	一橋大学図書館 Call number: Franklin:6689	
H ₃	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:219:3	
H ₄	一橋大学図書館 Call number: Franklin:6688	
H ₅	一橋大学図書館 Call number: Franklin:6687	
H ₆	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:219:2	
H ₇	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:219:1	
H ₈	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:220:1	
H ₉	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:220:2	
H ₁₀	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:220:3	
H ₁₁	一橋大学図書館 Call number: 貴 B:43:2	
H ₁₂	一橋大学図書館 Call number: 貴 B:43:3	
H ₁₃	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:222:1 貴 B:43:1	
H ₁₄	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:222:2	
H ₁₅	一橋大学図書館 Call number: Menger/A.D.:222:3	

T ₁₋₃	東京大学経済学部資料室 3 v. in 1 Call number: 1:323 University of Tokyo Library
L ₁	https://play.google.com/books/reader?id=N-kTAAAAQAAJ&printsec=frontcover&output=reader&hl=ja&pg=GBS.PP2
L ₂	https://books.google.co.jp/books/about/Grunds%C3%A4tze_der_Polizey_Handlung_und_Fin.html?id=m1pLAAAAcAAJ&redir_esc=y フルダ大学図書館 Call number: StW A 4/30 https://hds.hebis.de/hlbfu/Record/HEB181036215
L ₃	https://books.google.co.jp/books/about/Grunds%C3%A4tze_der_Polizey_Handlung_und_Fin.html?id=F1pLAAAAcAAJ&hl=ja
L ₄	トロント大学図書館 Call number AGF-5153 https://archive.org/details/grundstzederp01sonnuoft
L ₅	トロント大学図書館 Call number AGF-5153 https://archive.org/details/grundstzederp02sonnuoft
L ₆	トロント大学図書館 Call number AGF-5153 https://archive.org/details/grundstzederp00sonn
L ₇	九州大学図書館 Call number: S.G./2014/E (1) Kyushu University Library
L ₈	九州大学図書館 Call number: S.G./2014/E (2)
L ₉	九州大学図書館 Call number: S.G./2014/E (3)
L ₁₀	関西学院大学図書館 Call number: 336:505:130 Kwansei Gakuin University Library
L ₁₁ L ₁₂ L ₁₃	ミシガン大学図書館 http://catalog.hathitrust.org/Record/001886943?type[]=all&lookfor[]=Grunds%C3%A4tze%20der%20Polizey%2C%20Handlung%2C%20und%20Finanz%20%3A%20Zu%20dem%20Leitfaden%20des%20politischen%20Studiums&ft=
L ₁₄	https://books.google.co.jp/books?id=vMpMAAAAIAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false
L ₁₅	https://books.google.co.jp/books?id=0s9MAAAAIAAJ&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false
L ₁₆	https://books.google.co.jp/books?id=VtFMAAAAIAAJ&pg=PA495&lpg=PA495&dq=Grunds%C3%A4tze+der+Polizey,+Handlung,+und+Finanz.+1822&source=bl&ots=0Go_o2xkpj&sig=sGudKZJSR-rYgFNByrDYI4HOOKs&hl=ja&sa=X&ved=0CB0Q6AEwAGoVChMI58rg_-ufxwIVpxumCh2zLgO1#v=onepage&q=Grunds%C3%A4tze%20der%20Polizey%2C%20Handlung%2C%20und%20Finanz.%201822&f=false
K ₁₋₁₉	川又個人蔵 Kawamata's personal books.
ゾネンフェルスの『基本原理解』各版は、 http://reader.digitale-sammlungen.de/de/fs1/object/display/bsb10767320_00005.html あるいは カリフォルニア大学図書館 Call number: SRLF_UCLA:LAGE-3226075 https://archive.org/details/gross を初めとして、内外の図書館ページやグーグルで公開されている。	

注

- (1) ゴネンフェルスの有名な銅像として一つ目は、マリア・テレジア広場にあるマリア・テレジアの銅像の台座にハウクヴィッツとともに描かれているゴネンフェルス像である。二つ目は、ウィーン市庁舎前のゴネンフェルス立像である。三つ目はウィーン大学のアルカーテンホーフ内の胸像である。
- (2) ゴネンフェルスの生涯については、フランツ・コペツキー (Franz Kopetzky) や、シモン・カーステンス (Simon Karstens) の「ドルフ・リントナー (Dolf Lindner) の著作を参照せよ」。
- (3) 拙稿参照。川又祐「ゼッケンドルフと『ドイツ君主国』」『日本大学法学部創設百二十周年記念論文集』第二巻、平成二十一年。
- (4) 本書は、フライブルク大学図書館でPDFが公開されている。
<http://dl.ub.uni-freiburg.de/digit/sonnenfels1757>
- Specimen juris Germanici de remediis juris, juri Romano incognitis. Ad Westenberg. §. XXVII. D. de judiciis. Subjunctis positionibus ex universis Pandectarum partibus anterioribus, quas in finali disputatione propugnandas susceperunt perillustres DD. Mathias de Haan, et Josephus de Sonnenfels, viindobonenses.* In auditorio Juridico hora 4 pomeridiana Die. Viennae Austriae, Typis Haeredum Heyingeri, 1757.
- (5) Cf., Osterloh, S. 31.
- (6) ウィーン大学公文書館 (Archiv der Universität Wien) の分類記号 (Signatur) : AT-UBAW/CA 1.2.115' 公文書表記号 (Signatur Arcivplan) : CA 1.2.115' 資料名 : "Ernennung des Joseph von Sonnenfels zum Professor der neu eingeführten Polizei- und Kameralwissenschaft".

<http://scopeq.cc.univie.ac.at/Query/detail.aspx?ID=22100>

- (7) 筆者が所有している『基本原理』の手引き書やラテン語訳「イタリア語訳は次のとおりである」。
- [Anonym,] *Leitfaden, in der Polizey, Handlung, und Finanzwissenschaft, zum Gebrauch der Studierenden.* Wien, gedruckt bey Joseph Kurzböcken, N. Oe. Landschafts und Universitätsbuchdruckern. 1770.
- Tabellarischer Entwurf über die Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, vom Herrn Hofrath von Sonnenfels zu dem Leitfaden des politischen Studiums. Nach der fünften verbesserten und vermehrten Auflage.* Brunn, zu haben bey Johann Georg Gastl, Buch-händler in der Sattlergasse. 1791.
- Gründtze der Staatspolizey, Handlung und Finanzwissenschaft von Joseph von Sonnenfels, K. K. Hofrath in Wien ec. ec. Zum Gebrauche bey akademischen Vorlesungen ausgearbeitet Franz Xav. v. Moshamm, Kurfalzbaierischen wirthlichen Hofrath und Professor an der hohen Schule in Landshut. Zweyte verbesserte und vermehrte Auflage.* München. 1801. Bey Johann Baptist Strobel.
- Principia politicae, commercii et rei aerariae. E germanicis lucubrationibus clarissimi viri Josephi Sonnenfels Latine reddita a Wolfgango Beke, ... Tomus 1. continens principia politicae.* Posonii 1807. Typis et impensis Georgii Aloysii Belmay.
- Principia politicae, commercii et rei aerariae. E germanicis lucubrationibus clarissimi viri Josephi Sonnenfels Latine reddita a Wolfgango Beke, ... Tomus 3. continens principia rei*

aerariae. Posonii 1808. Typis et impensis Georgii Aloysii Belhay. *Principia politicae, commercii et rei aerariae. E germanicis lucubrationibus clarissimi viri Josephi Sonnenfels Latine reddita a Wolfgango Beke, ...* Tomus 1. continens principia politicae. Posonii 1823. Typis et impensis Heredum Belhayanorum. *Principia politicae, commercii et rei aerariae. E germanicis lucubrationibus clarissimi viri Josephi Sonnenfels Latine reddita a Wolfgango Beke, ...* Tomus 2. continens principia commercii. Posonii 1823. Typis et impensis Heredum Belhayanorum.

La scienza del buon governo del sigor di Sonnenfels Tradotto dal Tedesco in Italiano. Edizione prima veneta Diligentemente corretta. In Venezia 1785. Appresso Giovanni Vitto In Calle lunga a S. Maria Formosa. Con pubblica approvazione.

- (8) 拙稿参照。川又祐「ヨハン・ハイネリヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティの国家と科学との関係」『桜文論叢』日本大学法学部、七三巻、二〇〇九年。

- (6) この就任講演の原典には次の二種類がある。

Joseph von Sonnenfels kaiserlich königlichen, ordentlichen, öffentlichen Professors der Polizey und Cameral-wissenschaften, *Antrittsrede gehalten im November 1763.* Wien, gedruckt mit von Ehelischen Schriften. Im Verlage Paul Kraufens, Buchhändlers in Wien nächst der Burg.
 バイエルン州立図書館 (Bayerische Staatsbibliothek) 所蔵本
http://reader.digitale-sammlungen.de/de/fsl/object/display/bsb10968021_00001.html

Joseph von Sonnenfels, kaiserlich- königlichen, ordentlichen, öffentlichen Professors der Polizey und Cameral-wissenschaften, *Antrittsrede von der Unzulänglichkeit der alleinigen Erfahrung in den Geschäften der Staatswirtschaft. Gehalten im November 1763. Nebst angehängten Lehrsätzen aus der Einleitung in die Polizey und Cameralwissenschaften: welche Ambrosius von Strahlendorf, aus Kärnthen von Klagenfurt, in dem gewöhnlichen Hörsale der Kameralvorlesungen den 21. Janer, um die 10. Vormittagsstunde vertheidigen wird.* Wien, gedruckt und zu finden bey Georg Ludwig Schulz, Universitäts-buchdrucker in der Römerstrasse. Googlebooks.

- (10) 赤沢元務によれば、その出典は明示されていないが、ゾネンフェルスはユスティの『国家経済学』*Staatswirtschaft* をウィーン大学で教科書として用いたという。赤沢元務「J・H・G・フォン・ユスティとベルリンの啓蒙主義者たち」『藝文研究』慶応義塾大学藝文学会、六〇号、一九九二年、六三頁。

- (11)(12) ゾネンフェルスが挙げている八つの文献は次のものである。しかし、ゾネンフェルスが挙げた文献の版、刊行年は不明である。

Hörnigk, Philipp Wilhelm von. *Österreich über alles, wann es nur will.*

Schröder, Wilhelm von. *Fürstliche Schatz= und Rent=Kammer.*

M. C. F. (di. Meixner C.F.) *Anmerkungen über die natürliche Beschaffenheit.*

Anonym. *Wahre und vortreffliche Mittel, wodurch die k. k. Erbkönigreiche und Länder in einen glücklicheren und florisanteren Zustand.*

Becher, Johann Joachim. *Bedenken von Manufakturen in Deutschland*.

Vogemont, Lothar. *Deutschlands vermehrter Wohlstand*.

Bode, Heinrich von. *Fürstliche Macht-Kunst*.

Jörger. *Vota Cameralia*.

筆者はベッヒャーの『考察』の原典を確認できていない。

- (13) ライナルターは、自著における原典目録で次のように記述している (Reinalter, p.249.)。 “Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft. Bd. 1: Die Polizey (Wien 1770, ⁵Wien 1787), Bd. 2: Handlung (Wien 1789), Bd. 3: Finanzwissenschaft (1772).” 一七八九年刊の第二巻と一七七二年刊の第三巻は、筆者未見である。オグリスは、『基本原理』第一巻を復刻するに際して次のように記述している。「第一巻の初版は一七六五年に刊行された…。第二版は、一七六八年に、第三版は一七七一年に、第四版は一七八六年に、第五版は一七八七年に、第六版は一七九八年に、第七版は一八〇四年に、第八版は一八一九年に刊行された (Ogris, p.299.)」。

- (14) 出版者の生年、没年は、マイヤー (Anton Mayer) へ VDI8における記載を参照。

Mayer, Anton, “Tratner, Johann Thomas Edler von” in: *Allgemeine Deutsche Biographie* 38. 1894. p. 499-501.

VDI8: <https://gso.gbv.de/DB=1.65/>

- (15) 本稿を準備している間に、レイネルトとカーペンターの論稿が刊行された。彼らもまた、ゾネンフェルス『基本原理』について簡単な目録を作成している (Cf., Reinert and Carpenter, p.51.)。

参考文献

赤沢元務「J・H・G・フォン・ユスティとベルリンの啓蒙主義者たち」『藝文研究』慶応義塾大学藝文学会、六〇号、一九九二年、六三頁。

川又祐「ヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティの国家と科学との関係」『桜文論叢』日本大学法学部、七三巻、二〇〇九年。

川又祐「ゼッケンドルフと『ドイツ君主国』」『日本大学法学部創設百二十周年記念論文集』第二巻、二〇〇九年。

Kopetzky, Franz. *Josef und Franz von Sonnenfels. Das Leben und Wirken eines edlen Brüderpaares*. Verlag von Moritz Perles. Wien. 1882.

Lindner, Dolf. *Der Mann ohne Vorurteil. Joseph von Sonnenfels (1733-1817)*. Österreichischer Bundesverlag. Wien. 1983.

Mayer, Anton. “Tratner, Johann Thomas Edler von” in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. 38, 1894. S. 499–501. <https://gso.gbv.de/DB=1.65/>

Ogris, Werner (hrsg). *Joseph von Sonnenfels Grundsätze der Polizey*. C. H. Beck, München. 2003.

Osterloh, Karl-Heinz. *Joseph von Sonnenfels und die österreichische Reformbewegung im Zeitalter des aufgeklärten Absolutismus. Eine Studie zum Zusammenhang von Kameralwissenschaft und Verwaltungspraxis*. Mathiesen Verlag. Lübeck und Hamburg. 1970.

Reinalter, Helmut (hrsg). *Joseph von Sonnenfels*. Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften. Wien. 1988

Reinert, Erik S., Carpenter, E., “German Language Economic Bestsellers before 1850 Also introducing Giovanni Botero as a Common Reference Point of Cameralism and Mercantilism.” in: *Economic Growth and the Origins of Modern Political Economy. Economic Reasons of State, 1500-2000*. Rössner, Philipp R. (ed). Routledge, London and New York. 2016.

Sonnenfels, Joseph von. *Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz*.

Sonnenfels, Joseph von. Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanzwissenschaft: Erster Theil. Dritte Auflage. WIEN, bey Joseph Kurzböck, k. k. illyrisch- und orientali-schen Hof- wie auch N. Oe. Landschafts- und Universitätsbuchdruckern. 1777. Reprint [2009], Bibliolife. 本書(川又個人蔵：K)は、カリフォルニア大学「ロバート・E・コロンシヨ」所蔵本の復刻と思われる。
<https://archive.org/details/gross>

Joseph von Sonnenfels kaiserlich königlichen, ordentlichen, öffentlichen Professors der Polizey und Cmeral-wissenschaften, *Antrittsrede gehalten im November 1763*. Wien, gedruckt mit von Eheischen Schriften. Im Verlage Paul Kraufens, Buchhändlers in Wien nächst der Burg. [1764].

バイエルン州立図書館 (Bayerische Staatsbibliothek) 所蔵本
http://reader.digitale-sammlungen.de/de/fs1/object/display/bsb10968021_00001.html

Joseph von Sonnenfels, kaiserlich- königlichen, ordentlichen, öffentlichen Professors der Polizey und Cameral-wissenschaften, *Antrittsrede von der Unzulänglichkeit der alleinigen Erfahrung*

in den Geschäften der Staatswirtschaft. Gehalten im November 1763. Nebst angehängten Lehrsätzen aus der Einleitung in die Polizey und Cameralwissenschaften: welche Ambrosius von Strahlendorf, aus Kärnthen von Klagenfurt, in dem gewöhnlichen Hörsale der Kameralvorlesungen den 21. Janer, um die 10. Vormittagsstunde vertheidigen wird. Wien, gedruckt und zu finden bey Georg Ludwig Schulz, Universitäts-buchdrucker in der Römerstrasse. [1764].
<https://books.google.co.jp/>

※本文中に示したURLは、二〇一六年現在のものである。

Summary

Joseph von Sonnenfels and his *Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz*.

Professor Hiroshi Kawamata, Nihon University College of Law

Joseph von Sonnenfels (1733-1817) is considered as one of the typical cameralists. His masterpiece is the textbook at Wien, *Grundsätze der Polizey, Handlung, und Finanz* (3 vols.). The first volume of *Grundsätze* is published in 1765, the second in 1769 and the third in 1776. The first edition of the first volume is published in 1765, the second, revised and enlarged is in 1768, the third is in 1770 and 1777, the fifth, revised and enlarged is in 1786 and 1787, the sixth is unfortunately without publication year, the sixth, revised and enlarged is in 1798, the seventh and revised is in 1804, the eighth is in 1819. The first volume goes through at least 8 editions and 10 publications. In addition, each volumes of *Grundsätze* have a lot of estates (versions). I, however, regret my inability to find the fourth edition of that. Sonnenfels' *Grundsätze* have been used as textbook still in 19th century. In the future, I must give a full historical picture of the *Grundsätze's* publication.

政経研究所共同研究最終報告

「東アジアと日本政治」

東アジアと日本政治

日本・韓国・北朝鮮・中国の国境地域の現状

目次

はじめに

第一部 現地調査による報告と分析

一、中朝国境地帯から見る中国・北朝鮮関係の現在

佐渡友 哲

二、竹島・独島から見る日本と韓国の現在

孔 義 植
横 田 将 志

第二部 竹島・独島をめぐる日本と韓国の現状

一、竹島・独島問題めぐる視点

佐渡友 哲

二、竹島（独島）をめぐる日本・韓国・近隣諸国の関係と北東アジアの現状【論説】

山田 光 矢

第三部 資料

一、韓国の独島・竹島に関する研究及び市民団体の活動について

孔 義 植
崔 永 鎬

はじめに

日本大学法学部政経研究所では二〇一四年度より、「東アジアと日本政治」をテーマに、三ヶ年計画で共同研究を行ってきた。これまで東アジアの中でもとりわけ、隣接する韓国（北朝鮮を含む）や中国（台湾を含む）と日本の関係に注目し研究してきた。このプロジェクトでは、日本・中国・台湾・韓国・北朝鮮の政治的関係を理論的に分析することではなく、足元の国境地域で何が起こり、歴史的にどのような交流史があり、そこに政治的影響がどのように及んでいるのかなどに関心を向け、現地調査を中心に研究活動を行ってきた。現場で起きている現実についての実証

的研究である。これまで韓国との関係では釜山と対馬を訪問し、台湾との関係では台湾宜蘭県蘇澳鎮と沖縄県八重山地域を訪問し聞き取り調査を行ってきた。

昨年度は、夏には中国吉林省延辺朝鮮族自治州を訪問し、延吉市を拠点に中国と北朝鮮の国境の実態を中心に現地調査を行ってきた。今年三月には韓国慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑を訪問し、崔永鎬先生のお骨折りで、鬱陵島を拠点に竹島・独島（ドクド）への上陸も果たすことができ、日本と韓国の竹島をめぐる国境問題を中心とした現地調査や実態調査を行ってきた。鬱陵島から独島・竹島への移動時には米韓軍事演習が行われており、航空母艦などにも遭遇したことで、韓国と北朝鮮の緊張状態の一端にも触れてきた。

今回の報告書の提出をもって、共同研究プロジェクトは終了する。多くの地域で我々の研究をサポートして下さった皆様にはこの紙面を借りて感謝の意を表したい。特に韓国の調査においては、複雑な国境問題を考慮して、事前に関係当局と連絡を取り、平穩な研究調査の進行に努めていただいた崔永鎬先生には、深く感謝する次第である。日韓（韓日）調査研究が思った以上の成果を上げることができたのは、ひとえに崔先生のご尽力のたまものである。また訪問の度に温かく我々を迎えていただき、いろいろな情報を与えて下さった新羅大学の先生方にも感謝申し上げたい。

中朝国境地帯から見る中国・北朝鮮関係の現在

佐渡友 哲

孔 義 植

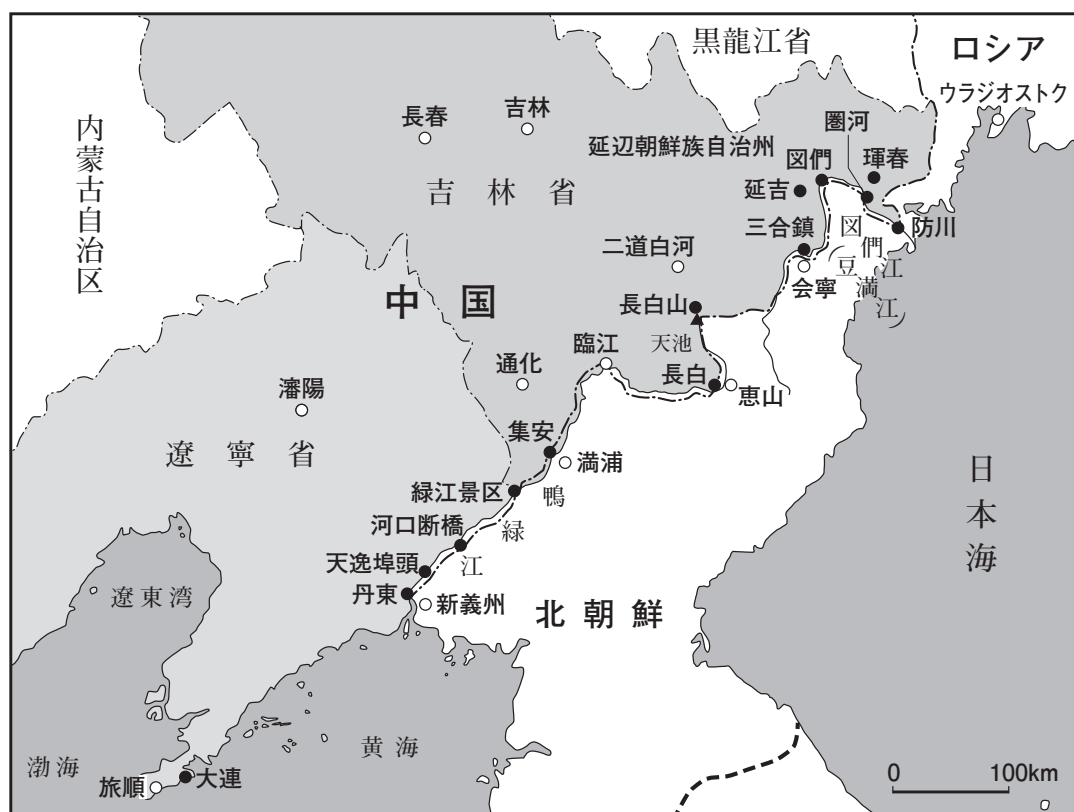
1. はじめに
2. 延辺朝鮮族自治州と延吉市
3. 調査の行程と中朝露国境地域
4. 丹東における中朝関係
5. 調査のまとめ
6. 下位地域圏研究の展望

1. はじめに

この報告書は、二〇一五年八月に実施した中国と北朝鮮の国

境地帯の調査結果をまとめたものである。改めていうまでもないが、日中韓の三か国で唯一、陸路で国境が接している地域が中朝間である。中朝国境は、東側国境では、ロシアとも国境を接する図們江によって隔てられ、それより西側では、長白山を源流とする鴨緑江によって隔てられている。

その中朝国境地帯を私たちは、東端の防川から西端の都市、丹東市まで、二つの川（江）に沿って、およそ九〇〇キロの国道を四日間で走ってきた（地図参照）。私たちは中国から国境を超えて北朝鮮に渡ることはなかったが、途中、数百キロにわたる鴨緑江に沿った国道では、数十メートル先の対岸で生活し



ている北朝鮮の農民たちや仕事上の兵士の姿も観察することができた。そして特に、北朝鮮の町と接する長白市と丹東市では、対岸にあるそれぞれ恵山市、新義州市を定点観測できた。中朝国境地域には、中国側から対岸の北朝鮮の町の状況を観察できる、いわゆる「ウォッチング・ポイント」が何か所がある。本報告は、こうした現場の観察を含め、中国側の開発区のスタッフ、研究者、そして地元のジャーナリストなどに面接調査をした成果をまとめたものである。

2. 延辺朝鮮族自治州と延吉市

中朝国境地域を理解するためには、延辺朝鮮族自治州とその中心都市である延吉市の実態を知る必要があると考えた。調査に出かける前に私たちは、八月一八日―一九日に吉林省延吉市にある延辺大学で行われた「日中韓朝言語文化比較研究国際シンポジウム」に参加した。延吉市は、吉林省南東部に位置する延辺朝鮮族自治州の中心都市（人口約六〇万）である。延吉市そのものは大都市ではないが、延辺大学は一九四九年に民族大学として創設され、今日では政府から吉林省重点総合大学に指定されている。広いキャンパスは、この数年間で新しく拡充・改装されて、快適な空間を作り出している。国際シンポジウムは、中国、韓国、日本の研究者が二年に一度集い、言語、文学、

歴史、民族、そして政治などをテーマに研究と意見の交換をする場である。およそ三〇〇名が参加する会場には、中国語、朝鮮語（韓国語）、日本語が飛び交い、日本への留学経験者も少なくなかった。

ここで強調したいことは、①吉林省が中朝国境地域の三分の二を占めていること、②延辺朝鮮族自治州では漢族（中国人）と朝鮮族の二つの言語、文化、習慣が融合していること、③延辺大学は中朝ばかりでなく韓国、日本を含めた、北東アジアのアカデミックな交流ネットワークのハブを形成していることである。延辺大学では研究者の交流ばかりでなく、韓国、ロシア、モンゴル、日本、タイなど三〇か国以上から、数百名の留学生が学んでいる。ここは北東アジアの交流の縮図であり、少し大げさにいえば、将来、この地域に共通のアイデンティティを共有することのできる若者たちを育てる場ともなっているのかもしれない。

ところで、ここでのいう朝鮮族とは、何世代にわたって朝鮮半島から北上し、主に吉林省東南部に定住した人々のことである。中華人民共和国の成立後に延辺朝鮮族自治州となり、一九五五年に延辺朝鮮族自治州となったのである。中国政府が認める

五五の民族の一つである。現在の人口は約二二〇万人であるが、実態からいうと、住民は漢族（約六〇％）、朝鮮族（約二五％）のほか、満州族、回族など一九の民族からなる。延吉市においても朝鮮族は少数派になりつつあるようだ。実際、タクシীর運転手は男性も女性もほとんどが漢族で、延吉市に出稼ぎにきた人々である。聞くところによると、朝鮮族は、仕事をするために中国の大都市や韓国へ気軽に出ていく傾向があり、日本に親戚や知人がいて日本語が話せる人は日本も訪れる。学生たちも中国ばかりでなく韓国や日本に留学する者も少なくないという。定期的に外国で働き、帰国してその稼ぎで豊かな生活を実現する。自分たちがやらない仕事は漢族に任せる、という傾向がうかがえる。もちろん北朝鮮には気軽に出かけられないが、そこに親戚や知人を持つものもある。朝鮮族はフットワークがいい、という印象である。朝鮮族は北東アジアの人や文化を結びつける役割を果たしているのかもしれない。

3. 調査の行程と中朝露国境地域

私たちの中朝国境地域の調査は、ロシア国境に近い東側の辺境から始めた。日程表にあるように、一日目は、ロシアと北朝鮮が見渡せる防川から琿春市、図們市へと内陸へ足を運んだ。防川の展望台からの眺めは、地の果てを思わせる広大な絶景で

はあるが、中朝露の国境が接し、ヒトやモノが往来する地域と考えれば、見る目は違ってくる。防川から図們江に沿って北上すること約一時間のところに、その証拠がある。琿春国際開発区である。

八月二〇日	①防川（中朝露三国国境地帯）、②琿春市（国際開発区訪問、中露国境、税関）③長嶺子（中露国境、税関）、④図們市（中朝国境橋、税関）
八月二一日	⑤龍井市の三合鎮（中朝国境、税関）、⑥和龍市の崇仙郷（中朝国境、税関） 午後は長白市へ向かう
八月二二日	⑦長白市（対岸北朝鮮の恵山市を望む） 集安市、通化市を経由して丹東へ向かう
八月二三日	⑧丹東市（地元記者への聞き取り調査、中朝国境橋の視察、対岸の新義州市を望む）

この国際開発区の広大な土地が、ロシアや北朝鮮との貿易で、石炭などの資源、軽工業製品、水産物などの物流の拠点になっている。私たちが訪れた国際開発区事務局の新しく巨大なビル（写真①）を見ただけでも、貿易に対する中国の意気込みが感じられる。ここで聞き取り調査に応じて下さった副局長（匿名

希望）からは、以下のような情報を得た。

琿春国際開発区からロシアのザルビノへは鉄道があり、軽工業製品、果物、野菜、水産物など、年間約三〇万トンが輸出されている。ロシアからは木材、石油、水産物など年間八〇万トンが輸入されている。琿春には毎年約一七万人のロシア人が入国している。このロシア人は、観光目的ではなく主に「担ぎ屋」を商売とした人々である。彼らは中国製品だけでなく、大連、青島、丹東などから入った韓国製の家電製品、衣類、軽工業製品を買い付け、ロシアへ運んでいく。一人の担ぎ屋が運搬できる荷物量は、公式的には三五キロまでであるが、実際には五〇キロまで黙認されている。ロシアの会社が、担ぎ屋を雇用して商売をしている事例もある。

琿春国際開発区から北朝鮮へは、日用品や軽工業製品など、年間約六〇万トンが輸出されている。北朝鮮からは、年間約八〇万トンの石炭が輸入されている。この開発区から北朝鮮の羅先工業地域へは鉄道があり、一日約五〇〇両の貨車が出ている。ここから北朝鮮のウオンジョンリの間には、新しい税関が建立される予定である。また琿春国際開発区には韓国や日本の企業も多く進出しているほか、北朝鮮からはおよ



(写真①) 琿春国際開発区の事務局

そ二、四〇〇〇人の労働者が来て働いている。彼らは水産加工や縫製関連の仕事に従事しているが、北朝鮮労働者を雇用できるのは中国企業だけである。北朝鮮労働者は主に女性で、宿舍が与えられ、許される滞在期間は三年間で、二年間の延長が可能である。

4. 丹東における中朝関係

丹東は遼寧省の南東部にあり、北朝鮮と国境を接した中国の都市としては、最大級の辺境都市である。丹東の人口は約二四〇万人、丹東市街地の居住者は約七〇万人である。市内に住む朝鮮族は約一八、〇〇〇人で、鴨緑江を挟んだ対岸にある北朝鮮の新義州市では約四〇万人が生活している。丹東駅から数百メートル南には鴨緑江があり、新義州市へ向かう中朝友誼橋（全長九四六m）が架かっている。この橋には鉄道と道路が敷かれていて、中朝国境を跨ぐ物流と人流の中心的役割を果たしている。中朝貿易の七割が丹東を通過するといわれていることから、この橋はその象徴ともなっている。丹東の税関では毎朝、この中朝友誼橋を通じて北朝鮮へ貨物を運ぶ通関待ちのトラックが列をなすそうである。その物流の増大を見越して、この橋の下流には最新の吊り橋型の巨大橋が建設中である。この新鴨緑江大橋は現在の四倍もの交通量に対応可能で、二〇一五



(写真②) 長白市から対岸の恵山市（北朝鮮）を望む

年中には開通予定だと聞いた。この地域には「丹東新区」と呼ばれる大規模な経済開発区が建設中である。

もう一つ注目すべきことは、中国から北朝鮮への石油輸出である。北朝鮮は石油のほぼ全量を中国からの輸入に頼っている。その多くが、ここ丹東の山岳部にある巨大な原油貯蔵施設から鴨緑江の地下を通過して北朝鮮の原油精製施設（平安北道）に至る全長約三〇キロのパイプラインに依存している。北朝鮮にとってこのパイプラインが「命綱」であることは間違いないであろう。私たちはこの丹東市で、地元紙「遼寧日報」の前丹東支局長（匿名希望）に面談することができた。その内容は下記のとおりである。

ここでは、毎年一〇億ドル規模の中朝貿易が行われている。北朝鮮から丹東へは、石炭、胡麻、漢方薬剤、蕨などが輸入されている。丹東の朝鮮族は、北朝鮮との貿易に従事する人がほとんどであり、この貿易のために朝鮮族の人口は増えている。貿易の形態は、政府が介入した民間人貿易である。韓国から商売を目的として丹東に滞在する人は、約六、七〇〇人である。最近、韓国人に対する中国人国ビザ発給が厳しくなった。韓国人は北朝鮮で委託加工式の生産をしていたが、



（写真③） 丹東の鴨緑江を一望できる遊覧ボート：左岸が中国側、右岸が北朝鮮・新義州。かつては新義州側の方が栄えていたが、現在、丹東側には高層ビルや高級ホテルが乱立しその格差は歴然としている。

韓国政府による対北朝鮮経済制裁措置（五・二四措置）により、ほとんどが中止になった。丹東から中国人が北朝鮮観光に出かける。新義州市への日帰り観光をはじめ、東海淹への二日間観光、平壤・板門店への三日間観光などがある。毎日、約二、三〇〇人が北朝鮮へ観光に出かけていることになる。丹東地域への北朝鮮からの脱北者はあまりいない。その理由として、新義州市の経済事情が良いということが考えられる。二〇年前、鴨緑江に廃船を利用したカジノ事業が計画されたが、失敗に終わっている。

5. 調査のまとめ

中朝国境地帯を現地調査して、そこには国境を管理する国家の政策、そこから経済発展に結び付けようとする発展計画、国境を超えてビジネスを展開する民間のエネルギー、国境を観光の目玉にしようとする国や民間の思い、など様々な視点が見えてきた。本報告では、①格差、②国境線、③開発区、④観光、⑤労働移動、⑥政治的影響という視点から分析したいと思う。第一に、鴨緑江を挟んで両岸に二つの町が一望できるところでは、両者の発展の格差が歴然としていることである。たとえば長白市と恵山市、丹東市と新義州市をそれぞれ比較すると、かつて一九七〇年頃までは北朝鮮側が経済的に豊かであったが、



(写真④) 丹東と北朝鮮・新義州を結ぶ橋：手前は戦前の日本が建設した鴨緑江断橋（朝鮮戦争中に米軍の爆撃機によって破壊されそのままになっている）。向こう隣が中朝友誼橋で鉄道と道路が敷かれ経済交流の象徴となっている。

今日では中国側がその規模、産業、インフラなどで圧倒的な経済力を誇るようになってきているということである。北朝鮮側の町では古い建物がそのまま残り、発展が止まっているような印象を受けるが、中国側の町では、たとえば丹東にみられるように、高層アパートと高級ホテルが乱立して、対岸からはまるで「発展の見本市」のように見えるであろう。両岸の都市の歴然とした経済格差は隠しようにがなく、両国民も訪れる観光客もみな事実として感じ取るのである。

第二に、数百キロに及ぶ鴨緑江が中朝の国境線となる長白市から丹東市までは、中国側に部分的に鉄条網を見ることができたが、ほとんどが柵や検問所のない自然が国境線そのものだったことである。私たちにも対岸の農民が川で洗濯をしている様子が見て取れ、川を渡れば容易に行き来ができる状況であることが理解できた。現地で聞いた最近の情報によると、数か月前に北朝鮮の兵隊が数名、川を渡り中国にやってきて中国人宅を襲い、殺人事件にもなったという。その結果、中国側の警戒が厳しくなり、道路に防犯カメラが取り付けられるようになったとも聞いた。ここから見える北朝鮮の農村は、人口の少ない遙か辺境の地である。この地域にはヒトやモノの交流はなく、中朝両政府にとっても開発を期待するところではない。また脱北

者のルートとして注目すべきところでもないようである。中朝国境地域は、壁が築かれたりお互いの兵隊が厳しく対峙するところではなく、その多くがこのような自然環境を保持しているのである。

第三に、ヒトやモノが行き来し、将来の経済開発拠点と見込まれたところでは、中国政府が重点的に資金と技術を注ぎ込むということである。私たちが訪問した琿春国際開発区は、ロシア、北朝鮮、日本との将来における貿易と経済・技術交流を見据えた一大拠点である。図們江にある琿春の港からは大型船で日本海／東海に貨物を運ぶことはできない。すぐ近くのロシアのポシエツトとザルビノに鉄道で貨物を運んでから日本の港へ行くことになる。物流の専門家の間では、図們江の川底を深く改修して琿春港から直接、新潟港や境港へ貨物を出す計画が議論されている。もしこれが実現すれば、これまで大連港から輸出していた中国東北部の生産物は、琿春から近いルートを通って日本にやってくる。距離と時間を短縮した日本海／東海の物流革命である。ただ残念ながらこの構想は今日ではほとんど話題になっていないことである。巨額な資金が必要となるからであろう。中国政府が国境地域に重点的に資金と技術を注ぎ込む事例としては他に、対岸の恵山市をにらみ新しい税関と巨大な

物産展会場が造られている長白口岸国際商貿城、そして、丹東市に建設中の新鴨緑江大橋に象徴される「丹東新区」と呼ばれる経済開発区である。

第四に、中国の辺境にある国境では、魅力的な観光スポットを人工的に作り上げ集客を狙う傾向があることである。防川では石造りの展望台がありロシアと北朝鮮が一望にできた。丹東ではイタリアのベニス雰囲気をも真似した高級ホテルがオープンしていた。頓挫したが丹東にはカジノ構想もあったという。まったく別の地域の話であるが、中国南部の雲南省とラオスの国境地域には中国資本のカジノが何軒もあるし、空港並みのきれいな免税店があることも珍しくない。私たちが現地で確認できたことは、いままで誰も寄りつかなかった辺境の地に、乗用車や観光バスで人々がやってくることである。これは高速道路が発達し、モータリゼーションの時代になったという理由だけではない。国境地域が安定していれば、経済発展の可能性と隣国との将来のWIN-WIN関係を見越して先行投資をしているということではないだろうか。いま、中国では辺境に熱い視線が向けられているのである。

第五に、国境地域におけるヒトの往来と労働移動に注目する

ことである。国境地域での人の移動はダイナミックである。丹東では、毎日二、〇〇〇人以上の中国人が日帰りや三日のツアーなどで北朝鮮を訪れているし、六、〇〇〇人以上の韓国人ビジネスマンが滞在していることはすでに述べたとおりである。中露国境近くの中国側のいくつかの町からは、ロシアのウラジオストクやボグラニチヌイなどへ国際定期バスが運行されている。琿春だけでも毎年約一七万人のロシア人が入国していることを現地で聞いた。延吉や丹東などの主要都市には、北朝鮮女性らがショーを披露するレストランがある。彼女らは数人でバンドを組み、歌や踊りを披露しサービス精神もあるように見える。晚には興業をし、昼は同じレストランでウェイトレスとして働く。店に入るだけで、彼女たちが北朝鮮で訓練され選ばれたプロたちであることが感じ取れる。こうした店は、街中でひととき目立ち、他の中国のレストランと比較してもきれいで洗練されていてやや高価である。韓国人ビジネスマンや観光客も多く訪れる場所で、彼らにとっても体験したいスポットでもあるようだ。もちろんこうした活動が北朝鮮にとつての外貨稼ぎであることは周知の事実である。国境地域の労働移動の特徴は、その地域だけに許可された制度があることである。かつて訪れた中国とミャンマーの国境の町にも、パスポートとは別の中国人専用の隣国への通行証があり、レストランで働いている若い

ミャンマー人は一年間の中国労働ビザを有料で入手していた。

第六に、こうした国境地域にみられる独特な環境に政治的影響がどのように及んでいるのか、あるいは地域の活動が二国間、多国間関係にどのような影響を与えているのかに注目することである。国境地域の状況は政府の政策によって大きく左右されることは確かである。しかしまた同時に、国境地域特有のヒトとモノの交流が、政府の政策に影響を与えたり、国民国家とは異なった地域のアイデンティティや新たな地域空間を形成することはありえないのか。いま、政治学や国際関係論などの研究者にとつて、こうした視点から国民国家を見直そうとする越境地域 (cross-border region) や下位地域主義 (sub-regionalism) の研究が注目されている。これらについては次の節で解説することにする。

6. 下位地域圏研究の展望

国民国家は領土・領海と国境を明確にし、主権を至上のものと考ええる。同時に私たちが調査してきたように国境地域では、過去からヒトとモノの長い交流の歴史があり、特殊な空間を形成しているようにも見える。そしてその地域の交流や活動はその時々 of 政治的状況や政府の政策によって影響を受けやすいの

も事実である。ここでは、これまで述べてきた中朝国境地域が最近の政治状況によつてどのような影響を受けてきたかについて分析し、そして国境地域と国民国家の関係について展望を述べてみたい。

二〇一六年二月、中国人が最も大切にする春節（旧正月）にあたる七日に、北朝鮮によつて長距離弾道ミサイルが発射され、沖縄地方上空を通過したものと判断された。中国はこれまで北朝鮮の「後ろ盾国」として主要国の経済制裁にも積極的に参加してこなかった。北朝鮮の貿易割合では対中国が九割を占め、石炭を中国へ輸出してはいるものの、原油のほぼ全量を中国からの輸入に依存している。北朝鮮の生命線を握っている中国が、本格的な制裁に踏み切ったら、中国が恐れる北朝鮮の体制崩壊につながりかねない。中国は国連の場でも制裁に踏み切らなかった。ところが二〇一六年一月六日の核実験に続いて、このような北朝鮮の行為に対して状況が変化してきた。二月に中国外務省は「国際社会の反対を顧みず、かたくなに発射を実施したことは遺憾だ」と批判した。こうした中国政府の態度が、中朝貿易の七割を占める丹東の状況にどのような影響を与えているのか。二〇一六年二月～三月の報道から探ってみることにする。

現地取材に基づくいくつかの報道によれば以下のとおりである。丹東の税関では、貿易関係の荷物検査を一部で厳しくすることが確認され、中国側が北朝鮮への投資事業を見合わせる動きがある。国連の安全保障理事会では、二〇〇六年の北朝鮮による最初の核実験を受けた制裁措置として、「ぜいたく品」の禁輸を各国に義務付けてきたが、丹東ではどのような状況だろうか。丹東税関の近くの楽器店にはヤマハの中古ピアノが並んでいて、一月の核実験後も、一台約二万元（約三四万円）のピアノが同税関を通過して二台が北朝鮮に運ばれたという。丹東からはこのほか、日本製のカメラやパソコンも北朝鮮に輸出されていて、韓国の国会議員の報告によれば、金正恩政権のぜいたく品輸入は、二〇一二～一四年で計約二億ドル（約二、三六〇億円）に達した。中国の公式統計では一四、一五両年の原油輸出はゼロで、中国が輸出を停止・調整しているとの見方も出ている。しかし、丹東山岳部にある巨大な原油貯蔵施設から鴨緑江の地下を通過して北朝鮮へつながるパイプラインを使って、一定量が輸出されているとみられている。韓国政府は年間五〇万吨程度の原油輸出が続いているとみている（「読売新聞」二〇一六年二月八日、二月三日／「朝日新聞」二〇一六年三月一五日）。

政治学や国際関係論あるいは国際政治学がめざす国境地域の研究には、ひとつの仮説が存在する。国境を超えたヒトの移動や接触が深化することにより国境を超える交流圏が形成され、新しいアイデンティティが生起する、という仮説である。国境地域の研究は、欧州連合（EU）や東南アジア諸国連合（ASEAN）のような国家を構成員とするような地域研究ではなく、国家の一部をなす地域が国境を超えて新たな交流圏を見出そうとする研究でもある。主権国家の枠組みに基づく領域性のみを前提とした現実認識とは違った視点を提示するものである。その場合の地域交流圏は下位地域圏（sub-region）とも呼ばれる。実際、EUの周辺部にあるバルト海沿岸や北海沿岸地域、東南アジアではタイ、ラオス、ベトナム、ミャンマーなどの国境を接する地域で下位地域圏の研究が行われている。

本調査研究では中朝国境地域を、格差、国境線、開発区、観光、労働移動、政治的影響という六つの視点から分析してきたが、これも下位地域圏の形成を分析するための枠組みである。ただ、中朝国境地域には他の下位地域圏にはない複雑な国際環境を念頭に置かなければならない。北朝鮮の核兵器やミサイルなどの安全保障問題や不安定な中朝韓日の相互関係などが直接、この下位地域圏に影響を及ぼしてしまうのである。今回の現地

調査で新たに認識できたことは、人の集住はまだ希薄ではあるが、中朝国境の東側辺境にある中朝露が形成する下位地域圏の可能性である。これまでは図們江開発プロジェクトとして国連も関わった多国間協力の間ではあったが、開発区、観光、労働移動をキーワードに更なる研究ができるのではないかという印象であった。

（付記：現地調査において行程計画、現地面会者との調整、通訳などで現地研究協力者として尽力くださった北陸大学の李鋼哲教授に心より感謝申し上げます。二〇一六年五月脱稿）

竹島・独島から見る日本と韓国の現在

横 田 将 志

一 はじめに

筆者たちは二〇一六年三月、竹島・独島を訪問する機会を得た。韓国南東部の浦項から鬱陵島を経由して、竹島・独島に渡ることができた。本稿では、日本から竹島・独島への渡航プロセス、および竹島・独島とその中継地として機能している鬱陵島の様子について述べる。

次節では、日本から竹島・独島への渡航の概況について見ていく。これを踏まえたうえで続けて、日本から鬱陵島への渡航、鬱陵島での筆者たちの行動、鬱陵島から竹島・独島への渡航、

そして竹島・独島の様子、実情、および印象について論じる。

筆者は竹島・独島訪問後の二〇一六年九月、プレアビヒア寺院周辺のカンボジアとタイとの国境地帯を訪れた。その国境地帯は竹島・独島同様、領有権問題を抱えている。領有権を争う両国にとって象徴的な意味合いを有している。その一方で、相違点もある。これらの点を踏まえて、プレアビヒア寺院周辺国境で得られた知見をもとに、竹島・独島について一考察を加える。

二 日本から竹島・独島への渡航

竹島・独島は現在、日本から直接渡航できない。日本国内の各港から向かう船便が存在しない。日本政府も領有権を主張している一方で、韓国政府が実効支配している。このため、日本各地から日本の領土の一部として、国境を越えることなく訪れることができない。韓国領として訪問することになる。

日本の外務省は国民に対して、竹島への渡航を自粛するように呼びかけている。^①竹島・独島への訪問は、現状では韓国を経由せざるを得ない。韓国国内のいずれかの空港もしくは港で入国審査を受けたうえで、韓国領の一部として行うことになる。黙示的に、韓国の竹島・独島に対する領有権を認めるかたちになる。これは、韓国政府による竹島の実効支配を違法行為だと主張している日本政府の立場とは、相容れない。

日本人が韓国側から竹島・独島に渡航しようとして失敗した例も、いくつか報告されている。二〇一一年八月には、自民党の国会議員三名が竹島問題に関する理解を深める目的で韓国の鬱陵島を視察するために韓国に向かった際、ソウルの金浦空港において入国を拒否された。^②一般の日本人が竹島・独島に向かうとした際、韓国南東部の浦項から鬱陵島行きのフェリーに乗船する前に、韓国の海洋警察の人間から「独島は何パーセント、

韓国のものだと思うのか」という趣旨の質問をされた事例も存在する。^③このケースのとき、鬱陵島までは行くことができたが、同島から竹島・独島へ渡るフェリーに乗りようとした際にも同様のやりとりがなされた結果、竹島・独島訪問は実現しなかった。

三 筆者たちの竹島・独島への渡航

(一) 鬱陵島までの渡航と鬱陵島での行動

筆者たちは二〇一六年三月一日、成田空港から出国し、まず韓国南部の釜山へと降り立った。釜山からは、車で鬱陵島行きフェリーの出航地である浦項へと向かった。釜山から浦項へは、高速道路を経由して約二時間で到着した。

翌一二日、浦項から鬱陵島へと移動する。フェリーターミナルでは、前述したような海洋警察からの質問を受けることはなかった。警察官の姿をほとんど目にしなかった。その代わりに、竹島・独島を説明するプレートと島の様子をリアルタイムで映し出すモニターを見つけた。^④

浦項港で、鬱陵島行きのフェリーに乗り込む。乗船の際、パスポート・チェックを受けたが、韓国人の乗客も身分証を提示していた。日本人をはじめとする外国人のみを対象として身分確認を行っているわけではなかった。^⑤筆者たちが乗船した

フェリーは、大型の高速船であった。大きなリュックを背負い、登山用のウェアを着込んだ韓国人観光客たちでほぼ満席だった。鬱陵島には、約三時間半で到着した。降り立った棧橋には、

“Dokdo of Korea”と書かれた旗が大量に掲げられていた。到着後はまず、同島に所在する海洋警察署^⑥を訪問した(写真1)。翌日に迫った竹島・独島への渡航に備えての訪問である。署内では、数名の署員が対応にあたってくれた。最初、若干緊張したような雰囲気が署内を覆ったが、それもすぐに和んだ。やりとりのなかでは、パスポートのコピーをとられたり、筆者たちの職業について尋ねられたりもしたが、シビアな交渉はなかった。一〇分程度の滞在であつさりと、筆者たちの竹島・独島訪問が認められた。署を離れた後、独島に駐在する海洋警察の幹部から訪問を歓迎する意の電話ももらった。

緊張や交渉といった点では事前の予想をはるかに下回った海洋警察署の訪問となったが、署員から、かつて日本人の観光客や政治家が独島訪問の際に、トラブルを起こしたことがあったという話がなされた。そのうえで、筆者たちに、訪問時に問題を起こすような行動をしないでほしいと付言された。訪問目的について、こちらが「研究調査のため」と言うのと、「観光ですよね」というかたちの念押しがなされた。このことから、海洋警察が日本人の竹島・独島訪問に関して、領土問題の存在や独

島が韓国領であることから否定的だということではなく、訪問に伴う何らかのトラブルの発生を懸念して、神経質になっていると考えられる^⑦。

筆者たちは海洋警察署訪問の後、鬱陵島内にある「安龍福記念館」に足を運んだ。同記念館は、二〇一三年に開館した。立派な施設であるにもかかわらず、入館無料だった。記念館の設

写真1 鬱陵島に所在する海洋警察署



(出典：筆者撮影)

置費や維持費、運営費について館員に尋ねたところ、「政府系のどこからか」という曖昧な返答が返ってきた⁽⁸⁾。

安龍福は、一七世紀の人物だ。大韓民国建国後の二〇世紀半ばになってから、独島が朝鮮領であることを日本側に認めさせた人物として、英雄視されるようになった。韓国の愛国団体である「大東文教会」によって一九五四年から、「將軍」と呼ばれるようになったが、実際には、朝鮮の政府役人の肩書を勝手に名乗って日本側と交渉した人物であった。

記念館は、模型や古文書、映像等を使用して、安龍福の足跡や功績を展示している。韓国語の説明文だけではなく、英語と日本語（一部はさらに中国語）の説明文も設置してあった。

（二）鬱陵島から竹島・独島への渡航

筆者たちは海洋警察署と安龍福記念館を訪問した翌日の一日、竹島・独島へと向かった。独島行きフェリーは、浦項行きフェリーと別のターミナルを使用している。浦項行きのターミナルから車で一〇分ほど離れた、島の反対側に位置する栈橋から出港する。独島行きフェリー乗り場は、海洋警察署のそばで、ひっそりとしていた。フェリーを待つ人々も落ち着いた様子で、韓国の国旗を掲げたりしていなかった。一組のグループだけがそれほど大きくない横断幕を出して、集合写真を撮っている程

度であった。

予定時刻になり、フェリーに乗り込む。前日に海洋警察署を訪れて事前に承認を取りつけておいたからかどうかは判然としなかったが、先述したような日本人を対象とした竹島・独島に関する質問を受けなかった。韓国人の乗客と同様に、乗船券と身分証明書の確認だけで、乗船できた。

筆者たちを乗せたフェリーは、浦項と鬱陵島の間を結ぶフェリーを運航している船会社が運航している。四〇〇人乗りの新しい双胴高速船で、船会社が自前で建造したものだ（写真2）。政府からの補助金等によって導入されたものではない。鬱陵島―独島航路がそれだけの利益を生み出す路線であることを象徴していると言えよう。竹島・独島への訪問者は、年間約二〇万人に及ぶ⁽⁹⁾。

当日の乗船率はオフシーズンであったために、四割程度であった⁽¹⁰⁾。竹島・独島は、年間六〇日ほどしかフェリーから上陸できない。日本海（東海）の真ん中に浮かぶ小島であり、かつ港湾設備が十分に整備されていないため、波の高い日や風の強い日の上陸が難しい。筆者たちが訪問した三月中旬はまだ、波が高く、風も強い時期だ。上陸できない日も多い。しかしながら、フェリー船内では出航後、独島への上陸が可能であること、ならびに乗客が少ないために独島からの帰路、独島周辺を一周

写真2 鬱陵島と独島を結ぶ高速船



(出典：筆者撮影)

してから鬱陵島へ向かうとのアナウンスがあった。
落ち着いた雰囲気だった船内はしばらくすると、にわかに騒々しくなっていた。窓の外を見ると、前方には目的地である竹島・独島が見えはじめてきた。鬱陵島を出発してから、約一時間半が経過していた。

四 竹島・独島の実情

竹島・独島は、男島（西島）と女島（東島）の二つの小さな島、および三七の岩礁から構成されている。筆者たちを乗せた船は午前一〇時一五分、女島に整備された船舶停泊施設に着岸した。船を降りると、同島に駐在する海洋警察の人間が温かく迎えてくれた。島への上陸に際して、ボディチェックも身分証の確認もなかった。船員や海洋警察の隊員から何らかの注意を受けることもなかった。これは、乗り合わせていた韓国人訪問者も同様であった。

竹島・独島は、海洋警察によって警備されていた。同地には現在、約五〇名が滞在している。^⑪海洋警察への配属となった徴兵期間中の人間が五〇日周期で交代しながら、警戒にあたっている。^⑫竹島・独島滞在中、多くの海洋警察の隊員の姿を目にしたが、何らかの脅威、ましてや日本に対して備えているといった印象はなかった。サブマシンガンを携帯した隊員を一人だけ見かけたが、外部からの侵攻に対して警戒にあたっているのではなく、一般の訪問者が立入禁止区域に入らないよう警戒している様子だった。^⑬

筆者は竹島・独島滞在中、立ち入りが許可されている区域をくまなく回った。同島を訪れていた韓国人の大半は、前日に浦

項から鬱陵島に渡ってくる高速船で乗り合わせた人々と同様に、トレッキングの格好をしていた。国旗を出したり、横断幕を出したりといった、独島が韓国領であることを誇示するような振る舞いをしていなかった。竹島・独島そのものやそこから望む大海原をカメラに収めていた。なかでも、「大韓民国最東端の地」と刻まれた石碑を格好の撮影スポットとしていた（写真3）。その石碑の前でも、独島の領有権を主張するような行為をしていなかった。

竹島・独島では、韓国人観光客からカメラのシャッターを切ってもらえるよう頼まれる機会が数回あった。筆者は、英語とごく簡単な韓国語でコミュニケーションを図った。撮影を頼んできた韓国人はこのため、筆者を日本人だと理解したと思われる。その一方で、竹島・独島について何らかのことを主張してきたり、また態度を変えたりすることはなかった。いたって友好的に対応してくれた。写真を撮り終えてカメラを返した際に、日本語で「ありがとう」と声をかけてくれた人間もいた。

二〇一二年八月に当時の李明博大統領が竹島・独島を訪問した¹⁴。李明博大統領はヘリコプターで降り立ち、「韓国領」と書かれた石碑とともに写真に収まった。今回の竹島・独島訪問の際、そのヘリポートや石碑を目にすることはなかった。海洋警察等の施設も見なかった。これらは、筆者たちが上陸した女島

写真3 「大韓民国最東端の地」と刻まれた石碑



(出典：筆者撮影)

の頂上付近に位置している。フェリーの停泊している岸壁からは急峻な岩肌を登らなくてはたどり着けない。一般の訪問者はこのため、訪れることができない¹⁵。女島の周囲の護岸工事がなされたわずかな空間のみにしか立ち入れない。そこにはトイレなどの設備もないため、三〇分の滞在しか認められていない。筆者たちも他の韓国人訪問者と一緒に、三〇分ほどの滞在の後、

来たときと同じ高速船で竹島・独島を後にした。⁽¹⁶⁾

五 竹島・独島の印象

筆者たちを乗せた高速船は、午前一〇時五〇分に竹島・独島を離れた。鬱陵島へと進路をとる前に、島の周囲を一回りした。乗船客がシーズンオフで少なかったための特別措置だ。乗船客の多くは寒いなかデッキに出て、竹島・独島の写真をカメラやスマートフォンに収めていた。船に寄ってきた海鳥に餌をあげている人間もいた。

筆者はデッキで写真を撮りつつ、竹島・独島を眺めた（写真4）。船上から眺める竹島・独島は、「島」というよりも大きな「岩」に見えた。⁽¹⁷⁾ 平地がなく、岩肌もむき出しで、人が住めるような場所ではないという印象だった。筆者たちを乗せてきた高速船も、年間六〇日ほどしか着岸できない。携帯電話は通じだが、真水も耕作に適した土地もほとんどない。護岸工事などを行ってようやく人間が滞在できるようになった土地だと感じられた。今回の訪問をとおして、筆者の竹島・独島に対する印象が「島」から「岩」へと傾いたというのが正直なところだ。

竹島・独島は、人間の居住や開発に適さない。その一方で、貴重な自然が残されている。鉛色のイメージの強い日本海（東海）であるが、竹島・独島を取り囲む海の水は、高い透明度を

竹島・独島から見る日本と韓国の現在（横田）

写真4 竹島・独島全景



（出典：筆者撮影）

誇っていた。竹島・独島を訪れていた韓国人は、ほとんどがトレッキングの格好をしていた。鬱陵島でのトレッキングも目的としていたようだ。⁽¹⁸⁾ 歴史的・民族的重要性だけではなく、貴重な自然という観点からも、竹島・独島に訪問していた可能性もあると考えられる。

今回の竹島・独島訪問において、筆者が日本人であるからと

いつて差別されたり、特別な処遇を受けたり、問題に見舞われたりすることは、なかった。事前に日本人が渡航できなかった事例を聞いていたことから念のために、海洋警察署にも出向いたが、拍子抜けするほどあつけなく、竹島・独島に行つて、戻つてこられた。「国境の島」や「対立の島」という印象から、日本人の渡航が困難であつたり、できたとしても困難な状況に直面したりするのではないのかと考えていたが、そうした憂慮は必要のないものであつた。

日本人の竹島・独島訪問は、日韓両国の政府間関係によつて左右される側面もある。筆者たちの訪問が天候的にだけではなく、両国間の関係の面でも恵まれていた点は否定できない¹⁹。しかしながら、今回の訪問をとおして、竹島・独島現地で「国境の島」や「対立の島」といった印象を受けなかったことは、事実である。

六 カンボジアとタイとの国境地帯からの一考察

竹島・独島は、歴史的に象徴的な意味合いをもつ。韓国では、主権や民族の観点から認識・議論されることが一般的だ²⁰。

象徴的意味合いをもつ領土問題は、カンボジアとタイとの間にも存在する。プレアビヒア寺院付近の国境地帯がこれに該当

する²¹。同寺院は、九世紀にクメール人によつて建立されたヒンドゥー教の寺院である。二〇世紀前半から中葉にかけて、タイが実行支配していた。現在は国際司法裁判所の判決などを受けて、カンボジア領となつている。しかしながら、いまだに両国間の懸案事項であり続けている。近年では二〇〇八年と二〇一一年に、付近の国境地帯でカンボジア軍とタイ軍との間で小規模な軍事衝突が発生し、双方に死者を出した²²。日本の外務省はこのような点を鑑みて、国境地域タイ側への不要不急の渡航をやめるよう勧告している²³。

筆者は、二〇一六年九月一日にタイ人研究者とともに、プレアビヒア寺院周辺国境地帯のタイ側（シーサケート県カンタララック郡）を訪れる機会を得た²⁴。国境付近、およびその周辺の村では、数多くの防空壕やバンカーを目にした。国境付近には、警察の一組織である国境警備隊だけでなく、陸軍も配備されていた。数年前に実際に軍事衝突があつたことを実感できる状況にあつた。

国境地帯のタイ側は、カオ・プラ・ウィハーン国立公園（Khao Pra Wihaan National Park）に指定されている。多くの国境警備隊や陸軍が駐屯し、防空壕がありながらも、周辺住民にとつての手軽なピクニック・スポットとなつていた²⁵。休日になると、多くの人々が訪れる。ボディチェックや手荷物検査、

身分証の確認等なしで入場できる。その一方で、国立公園から国境を越えて、至近にあるプレアビヒア寺院に行くことは、現在できない。この象徴的意味合いをもつ国境地帯において、国境を越えられない状況にある⁽²⁶⁾。

筆者が訪問した日は偶然にも、プレアビヒア寺院周辺のカンボジア―タイ国境にとつて、エポックメイキングな日であった。タイ側の国立公園で、「タイ・カンボジア友好コンサート」が開催された。このイベントには、カンボジア軍も参加した。カンボジア軍の参加者は、平和裏にタイ側の了承のもと、パスポートも持たずに、国境を陸路で越えてきた。これは、史上初めての出来事であった。イベント終了後には同地で、将校クラス⁽²⁷⁾の初の公式会談も行われた。筆者は、このようなプレアビヒア寺院周辺の国境をめぐる状況が変化しつつあることを象徴する場面に立ち会うことができた。

プレアビヒア寺院周辺の国境地帯の状況は、数年前まで実際に戦火を交えていた相手同士が友好的なイベントを開催するほどまでに改善してきている。近い将来、現在とは不可能であるタイ側からプレアビヒア寺院へのカオ・プラ・ウィハーン国立公園経由での訪問も実現する見通しだ。同国境をとおした経済・貿易・観光の活性化にも期待が寄せられている⁽²⁸⁾。

竹島・独島の事例とプレアビヒア寺院周辺の事例との間には、

竹島・独島から見る日本と韓国の現在（横田）

相違点がある。日韓間には植民地支配の歴史が存在するが、カンボジアとタイとの間には同様の歴史がない⁽²⁹⁾。前者は領土をめぐる武力衝突の経験をもたず、その発生見込みも極めて低い。後者は武力衝突を幾度も経験しているうえに、現在もその可能性を排除しきれない。前者は国際司法裁判所で扱われていないが、後者は同裁判所によって国境線が判断された経緯をもつ⁽³⁰⁾。竹島・独島が海に浮かぶ島であるのに対して、プレアビヒア寺院周辺は陸上の国境である。

その一方で、双方の間には類似点もある。竹島・独島には、実効支配している韓国側からしか行けない。日本側から直接訪れることはできない。プレアビヒア寺院には、同じく実効支配しているカンボジア側からは行けるが、タイ側からは行けない。そして、竹島・独島もプレアビヒア寺院も、観光地化している。プレアビヒア寺院周辺国境の事例は、対立の火種が残ったままでも、国境地帯を新たな交流の地へとの変革できる可能性を示唆している。竹島・独島も豊かな自然という観光資源に恵まれている。陸上国境ではないため、経済・貿易のゲートとなることは難しいと考えられるが、観光を軸とした交流の場とすることはできる可能性を有していると言えよう。

七 おわりに

本稿では、日本から竹島・独島への渡航と同島の現状について、鬱陵島での筆者たちの動きを交えて述べてきた。

竹島・独島への訪問は、日本人であつても大きな困難を伴わなかった。念のため、海洋警察署を訪ねたうえで行ったが、一般の韓国人と同様であつた。竹島・独島では、「対立の島」や「紛争の島」であることを実感できなかった。その代わりに、自然豊かな大きな「岩」という印象を受けた。

プレアビヒア寺院周辺のカンボジア―タイ国境は、竹島・独島をめぐるものよりも厳しい対立のもとにあつた。その一方で、国境の開放やこれとおした交流の活性化に向けた取り組みが進行しつつある。このことから、竹島・独島が今後、「対立の島」から「交流の島」へと変わっていくことも不可能ではないと考えられる。

- (1) 日本国外務省「韓国の出入国手続に従った竹島入域の自粛について」http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/takeshima/page1w_000030.html (二〇一六年一〇月二八日アクセス)。
- (2) 「韓国、異例の入国拒否」『朝日新聞』(二〇一一年八月二日、東京朝刊) 三面。
- (3) 崔永鎬(韓国・浦項、二〇一六年三月一日聞き取り)。この

とき、質問された日本人が「独島は七〇パーセント、韓国のものだ」と発言すると、海洋警察の担当者は「独島は九五パーセント、韓国のものだ」と応答した。

- (4) 筆者たちが訪れた際は、モニターに何も映し出されていなかった。

- (5) 飛行機の国内線や内航のフェリーに搭乗・乗船する際に、身分証の確認を行う国は数多く存在する。

- (6) 韓国の海洋警察庁は二〇一四年四月に発生したセウォル号沈没事故を受けて、同年一月に国民安全処海洋警備安全本部へと改組された。

- (7) 日本人が韓国側から竹島・独島に訪問する行為は、同島に対する韓国の領有権を黙示的に認める行為に当たするため、韓国政府の立場の強化に資するものと考えられる。

- (8) 韓国国内の愛国者団体といった民間団体が設置・運営している可能性も排除しきれない。なお、安龍福記念館の館長は、同じく鬱陵島内にある「独島博物館」の館長が兼任している。

- (9) 鬱陵島の訪問者数は、年間三〇万〜四〇万人程度である。

- (10) 韓国では二〇一四年五月に発生したセウォル号沈没事故後、船旅を敬遠する風潮が見られる。

- (11) 韓国海洋警備安全本部(独島、二〇一六年三月一二日聞き取り)。

- (12) 韓国の徴兵制度では、陸海空軍および海兵隊だけではなく、警察や海洋警察、法務部(刑務官)などの部門にも配属される場合もある。

- (13) 海洋警察の隊員と一緒に写真を撮ったり話をしたりする人間を数多く見かけた。隊員は、筆者の質問にも快く答えてくれた。

- (14) 韓国の現職大統領による竹島・独島訪問は、これが初めてであった。
- (15) 独島に駐在している海洋警察の隊員らのための物資等は多くが船便で届けられる。船舶停泊施設から海洋警察等の施設がある女島頂上付近まで、荷物運搬用のロープウェイが張られている。
- (16) 鬱陵島と独島を結ぶフェリーは、筆者たちが利用した午前中の一往復のみである。
- (17) 竹島・独島は、英語では「リアンクール岩礁」(Liancourt Rocks)と呼ばれる。竹島・独島問題に関して中立の立場をとる第三国では一般的に、この呼称が用いられる。
- (18) 鬱陵島には、ジオサイトに指定されている箇所が点在し、トレッキング・コースも整備されている。
- (19) 日韓関係は、二〇一五年一二月の慰安婦問題に関する合意以降、好転の兆しを見せた。
- (20) 竹島・独島が日本(島根県)に編入された一九〇五年、当時の大韓帝国は日本の保護国となり、外交権を失った。韓国国内ではこのため、竹島・独島の日本編入を一九一〇年に始まった植民地支配への一里塚とみなす傾向が強い。
- (21) プレアビヒア寺院はタイでは、「カオ・プラ・ウィハーン遺跡」と呼ばれる。
- (22) プレアビヒア寺院およびその周辺の国境紛争と国境画定に関する経緯については、別の機会に論じる。なお、次の論考が詳しい。
John Burgess, *Temple in the Clouds: Faith and Conflict at Preah Vihear* (Bangkok: River Books, 2015).
- (23) 日本国外務省「タイについての海外安全情報(危険情報)の発出」海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/info/>)

竹島・独島から見る日本と韓国の現在(横田)

- pchazardspecificinfo_2016T055.html#ad-image-0 二〇一六年一月二八日アクセス)。
- (24) 訪問に際しては、同行したタイ人研究者をとおして、事前に安全性を十分に確認した。
- (25) 晴れていると、眼下にカンボジアの風景が一望できる。
- (26) カンボジアとタイとの間では、他の多くの地点では陸上国境を越えることができる。タイ側からプレアビヒア寺院への訪問は、これらの国境もしくは空路で迂回するかたちであれば、可能である。
- (27) 非公式の会合は頻繁に行われている。
- (28) プレアビヒア寺院周辺の国境の開放に関しては二〇一六年九月の時点で、タイ側ではすでに承認がなされている。カンボジア側では事務的な手続きの遅れのため、まだ承認がなされていない。
- (29) かつてのクメール王朝が現在のタイの大部分にあたる地域を支配していた歴史やタイの王朝がカンボジアを属国としていた過去は存在する。
- (30) この事例は、国際司法裁判所の判断による領土紛争・対立の解決が困難な場合もあることを例証している。

主要参考文献

- 池内敏『竹島——もうひとつの日韓関係史』(中央公論新社、二〇一六年)。
- 上田広美、岡田知子編『カンボジアを知るための62章(第2版)』(明石書店、二〇一二年)。
- 柿崎一郎『物語タイの歴史——微笑みの国の真実』(中央公論新社、二〇〇七年)。
- 韓国外務省「独島」(<http://dokdo.mofa.go.kr/jp/>) 二〇一六年一〇月

二八日アクセス)。

高橋勝幸「タイ・カンボジア関係——プレアピヒア寺院をめぐるウボン大学学生の反応」『タイ国情報』(四四卷二号、二〇一〇年)二六—四二頁。

日本国外務省「竹島」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>、二〇一六年一〇月二八日アクセス)。

ロー・ダニエル『竹島密約』(草思社、二〇〇八年)。

John Burgess, *Temple in the Clouds: Faith and Conflict at Preah Vihear* (Bangkok: River Books, 2015).

竹島・独島問題を考える視点

佐渡友 哲

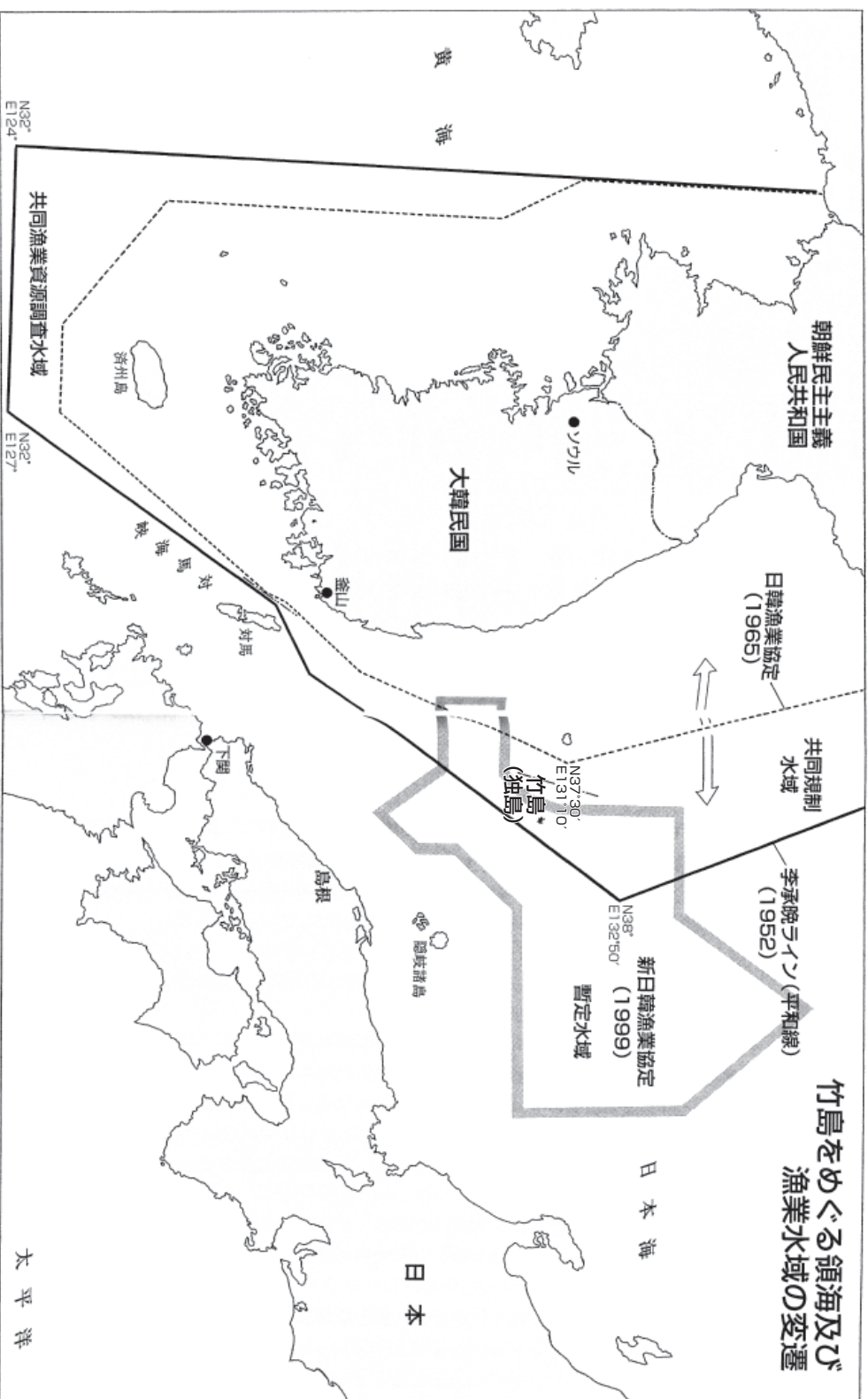
1. はじめに

この報告書は、二〇一六年三月に実施した竹島（韓国名：独島ドクト）訪問の現地調査をまとめたものである。改めていうまでもないが、竹島・独島をめぐるのは韓国政府が自国の固有の領土として実効支配していて、日本政府も「わが国の固有の領土」と主張している。竹島・独島は、二つの島（西島と東島）と岩礁からなり、総面積が〇・二三平方キロと小さく、歴史的に人が暮らした形跡のない島である。日本では島根県隠岐郡隠岐島町に属し、韓国では慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑に所属させ

ている。日本からの視点では、竹島問題は係争中の「領土問題である」ということになるが、韓国側から見ると、固有の領土である独島は実効支配されており「領土問題はない」ということになる。

本報告書の目的は、竹島・独島が日韓どちらの国に属するのかについて、歴史的、国際法的に分析してそれを明らかにしようとするものではない。実際、私たち研究プロジェクトのメンバーが、多くの韓国人ツアー乗客と一緒にフェリーで竹島・独島に渡り、海洋警備の若い隊員などから話を聞きだして得られた知見、韓国に多く存在する独島研究機関や運動団体の主張や

【地図】 竹島・独島をめぐる領海及び漁業水域の変遷



(出所) ロー・ダニエル [2008年] 10頁に加筆修正

現状、「竹島の日」を条例で定めた島根県などの日本の自治体からの視点など、現場の多様な角度からこの報告書はまとめられている。

本節では、竹島・独島をめぐる日韓双方の歴史的関わり、サンフランシスコ講和会議（一九五一年）や日韓基本条約（一九六五年）といった国際法的取り決め、そしていわゆる「竹島密約」（一九六五年）という政治決着（？）などについての要点を解説し、日本でいう竹島問題の概要を簡潔に説明するものである。

かつてある中国の歴史研究者が述べた言葉を記憶している。それは、人々の歴史に対する態度には、感情のレベル、歴史観のレベル、そして客観的分析のレベル、という三つのレベルがあるという考え方だった。領土の帰属問題にもこのような三つのレベルがあると考えてよいのかもしれない。かつて島に渡った漁民の記録、渡海免許や閣議決定など行政の記録、そして条約などの取り決めなどを客観的に分析することは、もちろん大切である。だが同時に感情のレベル（例えば島に対する国民の情熱）、人々が信念や経験から抱く歴史観も無視することはできないだろう。領土問題にはこの三つのレベルだけではなく、実効支配の現実、教育活動、啓蒙運動など他のファクターも加えて考えるべきかもしれない。私たちの現地調査には、このよ

竹島・独島問題を考える視点（佐渡友）

うな多様な視点から竹島・独島問題が観察されている。

2. 歴史的視点

竹島・独島には、一七世紀から朝鮮（韓国）人も日本人も主に漁業目的で渡航していた記録がある。日韓双方とも、過去にこの島に関わった人物の固有名詞を記録に残しているだけではなく、それなりの「物語」が成立している。例えば一七世紀の日本では、松前藩士の斉藤豊仙が、隠岐から北西に向かい竹島や鬱陵島（ウルルンド）を発見してその存在を記録している。韓国では、一七世紀の人物である安龍福が、独島が朝鮮領であることを日本側に認めさせた英雄として評価されている（四頁、安龍福記念館を参照）。日韓双方は、こうした過去の事実や「物語」を竹島・独島の領有権を主張する根拠にしようとするが、双方の主張を客観的に判断することは困難である。最近、日本で出版された著書では下記のように述べられている。

「日本政府は、日本人が竹島や鬱陵島周辺で漁業を営んでいた一七世紀半ばには竹島の領有権を確立しており、一九〇五年の閣議決定で竹島を領有する意思を『再確認』したと主張している。これに対し韓国側は、一九〇〇年に大韓帝国政府が発令した『勅令第四一号』が根拠。鬱陵島を鬱島郡に昇格させたこの文章で、行政区域に明記した石島（ソクド）の『石』が、竹

島の韓国名である独島（トクト）の『独』と発音が近く、石島が独島を示すとした。韓国側は日本政府の閣議決定について、韓国が外交権を奪われた中での行為で、国際法上無効であり『侵略の第一歩』と訴えている」（琉球新報・山陰中央新報編「二〇一五年」、一〇～一一頁）。また、島の名称については、日本でも竹島のことを松島と呼んでいたこともあり、時には鬱陵島との混乱があったことも指摘されている。

話を第二次大戦後に進めてみよう。それまで三五年間、日本の植民地とされてきた韓国は、日本と切り離された。それと同時に日本を占領した連合国軍は、日本と韓国の間に「マッカーサーライン」と呼ばれる境界線を設定した。この境界線は、事実上、竹島を韓国側に位置づけるものであった。しかし一九五一年九月のサンフランシスコ講和会議で調印された対日講和条約で、竹島・独島の位置づけが曖昧にされてしまう。第二次大戦で韓国は、戦勝国でも敗戦国でもなく、この講和会議では当事者にはなれなかった。日本の戦後処理の一環としての対日講和条約では、領土問題も明記されていたが、竹島・独島の名前は明記されていなかった。講和条約の第二条第一項には、次のように書かれている。「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島（ジエジュド）、巨文島（コムンド）及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」。サ

ンフランシスコ講和条約の中身は、ある意味では、日本にとっては外交的勝利であったかもしれない。しかし、竹島・独島がいまだに日韓の間で論争の対象になっている出発点がここにある（ロー・ダニエル「二〇〇八年」、二二頁）。

【図表】 竹島・独島をめぐる日本と韓国の主張

日本	主な対立点	韓国
日本政府が1905年に閣議決定で竹島を島根県に編入。竹島領有の意思を再確認した	竹島（韓国名・独島）領有の根拠	1900年の勅令第41号で鬱島郡の管轄区域として示された「石島」が竹島
韓国が米国に、日本が放棄すべき領土に竹島を含めるよう求めたが米国が拒否	サンフランシスコ講和条約の起草過程での竹島の扱い	独島条項が削除されたのは米国が日本を抱き込むため
竹島の不法占拠	李承晩ラインに対する見解	独島が韓国領土であることを世界に知らせた
竹島が紛争地に含まれる	日韓両国の紛争の平和的解決における交換公文の解釈	独島は紛争地に含まれない

（出所）琉球新報・山陰中央新報 [2015年]、10頁

3. 「李承晩ライン」と「竹島密約」

サンフランシスコ講和会議から数か月後、韓国の李承晩大統領は、「大韓民国の隣接海洋での主権に関する大統領の宣言」を発表した。竹島・独島を韓国側の排他的主権領域に組み入れた、いわゆる「李承晩ライン」の誕生である。この宣言の後、ただちに日本をはじめ米国、英国、台湾などから抗議の声が上がった。同大統領は「李承晩ライン」とは言わず「平和線」と対応した。ロー・ダニエルによると、各国からの抗議の後、韓国政府はあわてて大統領名で談話を発表し、この目的を「韓日両国間の平和の維持にある」と対応したことが、韓国で使う「平和線」の言葉の由来だという。また、独立したばかりの韓国政府が「平和線」を大胆に宣言した背景には、竹島・独島を韓国側に含め、漁業資源の乱獲を防ごうとした「マッカーサーライン」が対日講和条約に明記されなかった危機感があり、その「自救策」であったとしている。（ロー・ダニエル「二〇〇八年」、三二―三三頁）。

ところで、外交交渉は原則、秘密裏に行われる。特に領土（島）の帰属をめぐる交渉には、その帰属を明確にせず、いったん棚上げにして国交回復や平和条約締結という大きな目標を優先させることがある。係争中の帰属問題の解決は次世代に任

竹島・独島問題を考える視点（佐渡友）

せる、という方法である。一九七二年の日中国交正常化を前に、日中両国の間で懸案となっていた尖閣諸島の帰属問題について、鄧小平が提案した「未解決の解決」という棚上げ構想は、まさにこの事例である。共同声明文にも条約文にも明記されないこうした裏約束は、「密約」といわれる。一般的には否定的なイメージで捉えられる傾向にあるが、外交交渉の目標を実現するための一つの方法として利用されているのが現実である。

日中国交正常化交渉の二〇年も前に、日韓の間に竹島・独島の帰属をめぐる「密約」があったことはあまり知られていない。ソウル生まれで米国で国際政治学を研究して学位を取得したロー・ダニエルの著書『竹島密約』によると、日韓基本条約の締結に向けて秘密交渉を行ったのは、河野一郎（副総裁・国務大臣）と金鍾珞（韓一銀行常務）であった。ロー・ダニエルは、日本で元首相、政治家、元政治家秘書、元新聞記者、財界人など、日韓交渉に携わった人を含め、多くの人々に面会して情報を入手し、この著書を書き上げた。そして、竹島・独島の帰属問題については、一九六五年一月に河野と丁一権（総理）の間で結ばれた「竹島密約」があったことを突き止めた。その内容は次頁のとおりである。

竹島・独島問題は、解決せざるをもつて、解決したとみなすしたがって、条約では触れない。

- (イ) 両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異論はない。
- (ロ) しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。
- (ハ) 韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。
- (ニ) この合意は以後も引き継いでいく。

(出所) ロー・ダニエル「二〇〇八年」、二〇八頁

また同時に、日韓両国が国交正常化を実現する前に、もうひとつ、「請求権資金」についての秘密の取り決めが先行したことを明らかにしている。一九六二年一月に大平正芳（外相）と金鍾泌（中央情報部長）の間で結ばれた「大平・金メモ」である。つまり日韓交渉の実質的な二つの柱であった「カネ」と「領土」の問題が、いずれも秘密の取り決めによって決着を見たとしている（ロー・ダニエル「二〇〇八年」、一四頁）。一九六五年からの日韓関係は、このような基盤の上に成り立っていると考えてよいだろう。

4. 今日の課題

日韓基本条約締結から五一年が経ち、状況は大きく変わった。その後の出来事は、両国の関係に亀裂を生じさせるものとなった。二〇〇五年一月に島根県議会が「竹島の日」条例を制定。二〇〇六年に韓国が東北アジア歴史財団を設立して、日本による竹島領有の主張の「不当性」を世界にアピール。二〇〇八年に日本の文部科学省が学習指導要領解説社会科編で竹島問題を指導するよう記載。そして二〇一二年夏には、当時の李明博大統領が独島に初上陸、などが続いた。はじめに述べたように、本報告書は、竹島・独島が日韓のどちらに帰属するかについて明らかにすることを目的としていない。歴史的な事実から両国の主張を客観的に比較分析することはできても、島がどちらに帰属するかを判定することは困難である。国際法的視点からの判断も難しい。領有権問題の結論ではなく、現場からの情勢分析が今回の調査の目的であった。私たちが利用した鬱陵島から独島までのフェリーは、毎年およそ二〇万人を上陸させているという。一つ言えることは、韓国人の独島に対する思い入れや情熱は、日本人とは比べ物にならないということである。島の領有権をめぐる紛争が複雑で解決困難になることには、いくつかの理由がある。第一に、植民地から独立したばかりの

弱小の国にとっては、国内の秩序形成や経済的發展が何よりの関心事で、海洋権益や島をめぐる主権領域の確定などは後回しにされる。その後国内が安定し経済的な余裕ができると、これまで隣国が構築した海洋権益に不満をぶつける形で自己主張するようになるのである。新しい主張とこれまでの「慣習」が衝突するのである。南シナ海の島嶼をめぐる中国の態度はこの事例であろう。第二に、自国の島として領有権を主張しても、大戦の戦勝国や覇権国家を相手にした場合、その正当性は弱められてしまうのである。北方領土をめぐるロシアの主張は、基本的に戦勝国の態度である。第三に、戦勝国や大国間の国際的取り決めに係争中の島の名前が明記されない場合があることである。すでに述べたとおりサンフランシスコ講和条約では竹島・独島の名前は記されておらず、そしてヤルタ会談（一九四五年）における米ソの対日秘密協定の中に、北方四島の具体的名称が明記されなかった事例が挙げられる。戦勝国の責任は重大であるといわざるを得ない。

竹島・独島問題あるいは尖閣諸島問題などを考えてみても、日本政府は長い間、国境に位置する島嶼地域については政策的な注目をしてこなかった傾向がある。二〇一六年一二月の報道によると、日本政府は、領海保全に向けて国境に位置する離島の管理を強化する政策を打ち出した。領海や排他的経済水域

（EEZ）の基点になる四三一の無人島のうち、所有者のいない二七七島を今年度内に国有財産に登録し、その管理を国が担うようにする。有人の国境離島は住民への生活支援を手厚くする。無人島化を防ぐと同時に、日本の領海やEEZの周辺に艦船や漁船を送り込む中国などを牽制するねらいもあるといわれている。領海やEEZの基点になる離島は、今回の四三一の無人島に、人が住む六〇島を加えた四九一島ある（日本経済新聞、二〇一六年一二月三日）。

島をめぐる帰属問題の解決には何世代もの時間を必要とするかもしれない。しかし何世代もの間、係争中の両国民がいかがい合う必要はないと考える。実効支配を継続することで解決するのか。「棚上げ」による「未解決の解決」にするのか。共同管理や共同経済活動という別の道を選ぶのか。島の領有をめぐる問題には、政府間の声明や条約、大国の関わり、戦後処理、国益、政権の現在の立場、歴史の解釈や教育、国民感情と情熱、報道の仕方など、様々な要因が複雑に絡み合っていることだけは確かである。

主要参考文献

・浦野起央「二〇一三年」『日本の国境：分析・資料・文献』三和書籍。

- ・内藤正中「二〇〇六年」『竹島（独島）問題』環日本海学会編『北東アジア事典』。
- ・琉球新報・山陰中央新報「二〇一五年」『環りの海』竹島と尖閣国境からの問い』。
- ・ロー・ダニエル「二〇〇八年」『竹島密約』草思社。

竹島（独島）をめぐる日本・韓国・近隣諸国の 関係と北東アジアの現状

山 田 光 矢

1. 日本の近代と国境線
2. 竹島（独島）をめぐる日韓両国の国民に対する情報の非対称
3. 第二次世界大戦後の国際関係と日韓領土対立の根源
4. 島根県の竹島（独島）と鬱陵郡の独島（竹島）に関する情報発信
5. 日本と韓国の国境線に絡んで見えてくる北東アジアの現状
6. 中国の海洋進出と混乱する北東アジア
7. 柔軟な国境を通じて見えてくる今後の北東アジアの平和

1. 日本の近代と国境線

国境は「人間が生存する実態空間そのものおよびその人間の有する空間および集合認識の中で派生する差異化（自他の区別）をもたらす境界」^①である。それは「ウェストファリア体制、つまり主権という概念で空間に線を引き、その空間のなかを排他的に権力が支配する体制が起源」となるものであり、「境界で囲まれた空間に暮らす人々を『国民』とし、」空間の中で適用されるルールを一元化してこれに従わないものを『異分子』として排除、あるいは同化する」領域^②であり、「ある空間の中で権威と権力を一致させていく流れ」^③のなかで生まれてきたものといえる。現在では南極以外の地域には陸だけではなく、島と島、島と大陸の間にも国境線がひかれている^④。この国境線で囲まれた範囲が広い意味での領土ということになる。

それゆえ「もとを正せば、領土とは『縄張り』のこと」であり、人間は「集団が大きくなって国を作り、縄張りはやがて領土に、縄張りの境界は国境線となった」のである。しかし「近代化される以前、人類が世界全体を支配するには『力』が不足していた。人類の全人口は現在に比べて格段に少なく、統治のために必要な通信手段や輸送手段も不足していた。したがって、国家の統治力は中心から離れるにしたがって弱くなり、力の及ばない『空白の領域』が世界中のあちこちに存在していた」のである。日本では「倭国は六八九年の飛鳥浄御原令で公式に日本国となった。その後日本国は畿内から領域を拡大していき、北海道から沖縄に至る領域を支配することとなったが、その領域はあけすけな国境線であるフロンティアで囲まれていた」^⑤国家となったのである。

日本が明確な国境すなわちバウンダリーを設定するのは江戸末期のロシアとの国境線の画定であった。明治維新後

の琉球処分は、一八七二（明治五）年の琉球藩設置に始まり、一八七九（明治一二）年の沖縄県の設置で終了した。琉球処分に関して清国と日本は、一八八〇（明治一三）年に、「宮古・八重山諸島を清国に割譲し、その引き換えに日本商人が清国で欧米諸国並みの通商ができるように日清友好条規に条文を追加する」ことを主たる内容とする「分島増約案」を妥結し、問題の解決を図った。ただし清国が「分島増約」に調印しなかったことから、「宮古・八重山諸島」は日本の領土として確定されることになったのである。⁶⁾この結果、日本の領土は府県が設置された地域と北海道によって形成される領域、すなわち北海道から沖縄県に至る領域を領土として確定したのである。

日本は、一八九五（明治二八）年一月に尖閣諸島を、「無主地先占」を理由に日本の領域に編入した。この時期は、一八九四（明治二七）年八月から翌年三月にかけて行われていた日清戦争の最中であつた。一八九五年四月の下関条約において台湾が日本に割譲された。それゆえ尖閣諸島が沖縄に帰属する島々なのか、台湾に属する島々なのかについての争いは生じようがなかった。それが問題となるのは、ポツダム宣言受諾後の日本の領域に関する複数の解釈が存在したことによる。また一九〇五（明治三八）年一月に竹島（独島）を、同じく「無主地先占」を理由に日本の領域に編入した。この時期も、一九〇四（明治三七）年二月から翌年九月にかけて行われていた日露戦争の最中であつた。それゆえ日本の「無主地先占」による領土確定宣言と、当時の東アジア情勢の関係に少し考慮する主張もみられる。⁷⁾

こうした「無主地先占」に続いて日本は、一八九五年に日清戦争の勝利により遼東半島（三国干渉により一八九五年返還）と台湾を領有し、一九〇五年に日露戦争の勝利により南樺太を領有するとともに、遼東半島の南部を租借地とし関東州として支配下においた。また一九一〇（明治四三）年には韓国を併合し、一九一九（大正八）年には第一次世界大戦の勝利により南洋群島を委任統治領として獲得した。一九三二（昭和七）年には満州事変一九三一（昭和六）年

を通じて満州国を発足させ、実質的にコントロールした。一九三八（昭和二三）年四月の尋常小学校高学年用の『地理書（巻二）』には、関東・奥羽・中部・近畿・中国・四国・九州以外の日本の領土として、「北海道、樺太、台湾、朝鮮、関東州、我が南洋群島」が紹介されている。⁽⁸⁾

このように日本は、第一次世界大戦までの間に戦勝国として領域を拡大していった。また一九三一（昭和六）年から四五（昭和二〇）年までの（広義の）日中（中日）戦争において中国東北・内モンゴル地域への軍事的な影響力を高め、溥儀を元首とする傀儡国家である満州国を発足させ、実質的に支配下においた。⁽⁹⁾ しかし第二次世界大戦の敗戦によつて日本の領土は日清戦争以前に戻されることとなった。その時の島嶼部の帰属があいまいにされたことから国境線問題が残ったのである。その主たる要因は、ポツダム宣言、SCAPIN―七六六号／一〇三三三号（マッカーサー・ライン）、サンフランシスコ平和条約の内容が若干異なっているためであり、それがその後の領土問題の根幹となっているのである。その対象となっている中心的地域が北方四島、尖閣諸島、竹島（独島）なのである。⁽¹⁰⁾

2. 竹島（独島）をめぐる日韓両国の国民に対する情報の非対称

竹島（独島）は北緯三七度一四分、東経一三二度五二分（北緯三七度〇九分、東経一三二度五五分とする記述も見られる）にあり、日本では島根県隠岐郡隠岐の島町に所属する竹島とよばれる離島であり、韓国では慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑に所属する独島とよばれる離島であり、竹島（独島）は東島（女島）と西島（男島）と岩礁で構成されている、総面積〇・二〇km²（〇・二三km²とする記述も見られる）の群島である。本州からは約二二・一kmの位置にあり、朝鮮（韓）半島からは約二二・七kmの位置にある、両国のほぼ中間（若干日本の方が近い）に位置する群島である。本州から約六七kmの隠岐

諸島からは約一五八kmの位置にあり、朝鮮（韓）半島から約一四〇kmの鬱陵島から約八八kmの位置にあることから、島からの距離では韓国の方が約半分の距離となっている。¹¹

竹島が日韓（韓日）の歴史問題となったのは、一九五二（昭和二七）年一月一八日の大統領宣言（隣接海洋による主権宣言）¹² いわゆる「李承晩ライン」の設定の結果であった。日本は、一九四五年八月一日にポツダム宣言を受諾し停戦し、敗戦国として連合軍総司令部（GHQ）による統治を受け入れることとなった。その後日本は、一九五一（昭和二六）年九月八日にサンフランシスコ講和会議に出席し平和条約を締結し、一九五二年四月二八日の平和条約の発行によって主権を回復した。平和条約に付随して、竹島への日本漁民の活動を制限するマッカーサー・ラインも失効することになった。それゆえ李承晩は、日本海における韓国側に極端に優位なマッカーサー・ラインの権益確保を目的の一つとして大統領宣言を行い、いわゆる李承晩ラインを一方向的に設定したのである。

李承晩ラインがひかれた背景には、戦後の日本海では、「日本の漁業が韓国を圧倒し、韓国沿岸近辺にまで押し寄せており、それをどのように食い止めるかが韓国にとって喫緊の課題であった。日本は自粛ラインを引いて韓国沿岸に立ち入らないようにしていたほどである」といった状況があった。韓国沿岸での日本漁業の圧力を抑制することが李承晩ラインの目的の一つであったと思われる。そのことは「そもそも李承晩ラインの原案には竹島は入っていないかった」ことから理解できる。韓国では「ラインを検討する過程において、韓国外交部がこれ押し込んだ」のであり、ラインそのものが一種の政治的な操作によって変わったと同時に、当時は韓国も独島をそれほど重視していなかったことがわかる」といった評価からも理解できる。¹²

李承晩ラインの設定に対して日本は、一九五二年一月二八日に「韓国は竹島として知られる日本海の小島に領土権

を主張しているようにみえるが、日本政府は、韓国のかかる僭称または要求を認めるものではない」との見解を表明し、韓国の一方的な現状変更を非難した。他方韓国は、二月一二日に「SCAPIN―六七七およびマッカーサー・ラインが韓国の竹島領有権を裏付け、確認している」と主張し、自らの行動の正当性を主張した。その後両国間には領土標柱の設置・撤去合戦、領海侵犯に対する抗議や、文書による領土主張の応酬があった。⁽¹³⁾ こうした動きが一時停止したのは、一九五一年七月に連合国軍総司令部覚書（SCAPIN）第二一六〇号をもって、竹島を米軍の爆撃訓練区域として指定していた米軍が、一九五二年七月に日米行政協定に基づき、同協定の日米両国の協議機関である合同委員会を通じて、在日米軍の使用する爆撃訓練区域の一つとして竹島を指定し、外務省もその旨を告示したためであった。しかし、一九五三（昭和二八）年三月に合同委員会が竹島を爆撃訓練区域から除外したことから、竹島（独島）をめぐる日韓（韓日）の動きが再開されたのである。⁽¹⁴⁾

竹島周辺での漁業再開が実現した後、韓国漁民の不法漁業に対して退去を命じた海上保安庁の巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃されるという事件が発生した。そして一九五七（昭和三二）年六月に韓国内務部は、韓国沿岸警備隊（海上警察）の駐留部隊を竹島（独島）に派遣し、八月には竹島周辺を航行していた海上保安庁の巡視船が銃撃されている。⁽¹⁵⁾ 現在も韓国による竹島（独島）の実効支配は続いており、その違法性を主張する日本と、正当性を主張する韓国が、数々の歴史的資料を列挙し合って、相互に自国の正当性を主張し合うという形の対立が継続されているのである。

日本においては、日本政府や学識者を中心に、竹島が日本の領土であるとする証拠を列挙しているのであり、その主張だけを見聞きしていれば、韓国側の不当性への認識が当然のごとく強化されることになる。他方韓国においても

独島（竹島）が自国の領土であるとする証拠を列挙し、教育や音楽などを通じて日本の不当性を強調し国民の反日感情を強化しようとしている。⁽¹⁶⁾ 両国の一方的な情報の提供と正当性の強調は、両国民に対して情報の非対称性として現れてきているのであり、このままでは現状の固定化が進むだけであり、両国民の対立感情を醸成するだけとなる危険をはらんでいることはいうまでもない。

3. 第二次世界大戦後の国際関係と日韓領土対立の根源

戦後日本の領域は、ポツダム宣言の受諾により、「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州、四国竝ニ我等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」との規定によつて、本州、北海道、九州、四国以外の諸小島の範囲は連合国が定めることになった。そうした中で、一九四六（昭和二一）年一月二九日連合国最高司令部訓令（SCAPIN）第六六七号によつて、GHQが占領する国としての日本の範囲を決定したのである。⁽¹⁷⁾ 訓令には「日本という場合は次の定義による」との規定がおかれ、「日本の範囲から除かれる地域」として「(a)鬱陵島、竹島、濟州島、(b)北緯三〇度以南の琉球（南西）列島（以下略）、(c)千島列島、齒舞諸島（略）、色丹島」などがしめされた。この結果竹島（独島）は日本から除かれたが、ここにいる範囲は、日本の行政権を排除し、そしてGHQの権限が及ぶ地域という意味でもあり、ポツダム宣言でいう日本の領土とは異なったものであった。⁽¹⁸⁾

一九五二年四月二八日に発効したサンフランシスコ講和条約では、第二章「領域」第二条において日本の放棄すべき領域を規定し、それ以外を日本の領域とした。その内容を列挙すると以下の通りとなる。それは、

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請

求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を放棄した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。

： 以下略 ：

(f) 日本国は、新南群島及び南沙群島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する。

というものである。(a)には竹島（独島）が、(b)には尖閣諸島が含まれていない。(c)では北方領土の扱いが不明確となっている。これらの不明確さが現在の日本の領土問題の原点となっているといえる。^{①⁹}

竹島（独島）は一九四六年の訓令第六七七号で日本の範囲から除かれる地域となったが、一九五一年八月一日にラスク国務次官補がド・チャン・ヤン韓国大使に対して、「我々の情報によれば独島は朝鮮の一部と扱われたことは一度もなく、一九〇五年以降島根県隠岐島司の所管にある」として、竹島（独島）が日本領であることを示している。その後、サンフランシスコ講和条約では、(a)には竹島（独島）の規定が、(b)では尖閣諸島の規定がなく、(c)では地理上の千島列島と外交で取り上げられた千島列島の相違や、北海道の一部である歯舞群島と色丹島の相違などは不明確なままであり、それらの扱いと、日本が放棄した相手先が不明確となっている。それゆえ、サンフランシスコ講和条約に、竹島（独島）や尖閣諸島国との対立の主たる要因となっているのである。それゆえ、その解釈上の相違も周辺諸国といわゆる北方領土の規定がなかった以上、それらの地域は日本領であるとする主張と、これらの地域の帰属先が不明確となり国際紛争の火種となっているとする主張に大別できる。

前者の代表的な主張は、「日本は一九四五年八月一五日ポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦の敗戦国として平和条約を締結した。サンフランシスコ平和条約の第二条では日本の領域が定められ、明治維新以降、日本が幾度かの戦争により獲得した支配地域に対する領有権の放棄が求められている。歴史的に見て日本が支配つづけていた地域だけが『日本国』の固有の領土となったのである。言い換えると、第二次世界大戦時まで領有していた地域の中で、サンフランシスコ平和条約に放棄すべき地域と定められていないところが、必然的に日本の領土となったのである」とみなすものである。それゆえ「この領有権を放棄すべき地域の中には、竹島も北方領土も尖閣諸島も入っていない」ことを理由として、「韓国に支配されている竹島もロシア（旧ソビエト連邦）に支配されている北方領土も中国が領有権を主張する尖閣諸島も、疑う余地も無く日本の固有の領土である」と主張するものである²⁰。

他方、サンフランシスコ講和条約には、『未解決の諸問題』が発生する様々な要素を含んでいた」とする考えもある。そこでは、「ここに至つて(a)から『竹島』という地名は消えて、日本のものかどうかが曖昧になってしまったし、『朝鮮』が南北どちらを指すのかも判然としなかった。また(b)(c)からは『ソ連』『中国』という帰属先が消えていた」ことを問題としているのである。「二条の(a)は朝鮮の主権と竹島、(b)は台湾の主権、(c)は南樺太・千島列島、(f)は南沙・西沙諸島の帰属問題に関係している」のであり、「条約では日本による領土放棄が規定されているものの、『どの国（政府）』に対して放棄されたのか明記されておらず、紛争の種が残されている」ことを憂慮しているのである。特に「条約は日本が放棄した領土の範囲について明確な定義をしていない」ことが、北方領土、竹島、尖閣諸島が将来紛争の原因となる可能性が残された」ことを大きな問題としてとらえているのである。²¹

4. 島根県の竹島（独島）と鬱陵郡の独島（竹島）に関する情報発信

日本は、一九〇四年二月八日から一九〇五年九月五日にかけて行われた日露戦争の最中の、一九〇五年一月二八日に「他国に於いて之を占領したりと認むべき形跡」がないとして、無人島を竹島と命名し、島根県隠岐郡の所管とし、二月二二日に島根県に正式に編入している。日本が韓国に竹島の編入を通知したのは、一九〇五年一月にソウルに総督府をおいた後の一九〇六年三月であった。その後日本は一九一〇年に韓国併合条約を大韓民国に調印させたことから、韓国では竹島（独島）を日韓併合の象徴とする見方も強いといわれている。他方李承晩ラインで韓国による独島（竹島）の実効支配が開始された後も、竹島は両国の大きな争点となっており、平和的な両国間の交流の障害の一つとなっていることは言うまでもない。このことは中華民国（臺灣、台湾）を国家に準じた独立した地域政府と考えた場合の、台湾（臺灣）と日本における尖閣諸島の関係ともある程度共通した問題を含んでいるといえる。

竹島（独島）をめぐる日韓（韓日）の対立は、一九五五（昭和三〇）年八月の韓国政府による「日韓断交」にまで突き進んだ。この閉塞した日韓（韓日）関係を改善させたものが、一九六〇（昭和三五）年四月の学生蜂起による李承晩政権の転覆であった。翌一九六一（昭和三六）年に軍事クーデターを決行した朴正熙は、韓日（日韓）国交回復交渉に着手したのである。国交回復交渉において、実行には移されなかったものの、竹島（独島）爆破の話が両国から提言されるほど、この問題は国交回復のネックとなっていたのである。そこでは「竹島・独島問題は、解決せざるをまつて、解決したものとみなす。したがって、条約では触れない」ということにしたのである。竹島・独島問題を先送りすることで、一九六五（昭和四〇）年六月二二日に、日本と大韓民国は「交換公文」とともに「日韓（韓日）基本条

約」を締結したのである。⁽²²⁾ この時同時に「一、沿岸から一二海里(約二三km)までの水域は、漁業に関して沿岸国が管轄権を持つことと、二、その外側の水域では両国が自由に操業できるが、韓国周辺に共同水域を設け、資源保護のために両国が操業の規制を行う」ことを主たる内容とする「日韓(韓日)漁業協定」が締結されたのである。⁽²³⁾

竹島(独島)をめぐる両国関係に大きな変化をもたらすきっかけの一つとなったものが、一九八二(昭和五七)年一二月に締結され、一九九四(平成六)年一月に発効した「海洋法に関する国際連合条約」(国連海洋法条約)である。日韓(韓日)両国において「国連海洋法条約」は一九九六(平成八)年に発効した。「これを受けて一九九九(平成一一)年には、『新日韓(韓日)漁業協定』が結ばれましたが、竹島がどちらの国に属するかが解決していません。そのため排他的経済水域のラインが引くことができません。そこで『新日韓(韓日)漁業協定』では、竹島やその周りの海は日本と韓国(韓国と日本)が共同で管理する『暫定水域』とすることにしました。こうして『暫定水域』内では、日本と韓国(韓国と日本)の漁船が漁業する期間を約束して漁をすることになりました⁽²⁴⁾」という状況が形成されたのである。ただし両国漁民の対立は氷解してはいない。

「新日韓(韓日)漁業協定」締結前後に、両国では竹島(独島)の領有権を主張する運動が対立的に展開されている。鬱陵島では一九九五(平成七)年の光復五〇周年を記念して、「独島博物館」を開館した。そこでは独島(竹島)のみならず、対馬の領有を主張する展示物も見られる。また二〇一三(平成二五)年には、独島博物館より一回り大きな「安龍福記念館」を開設している。安龍福については、「漁夫の安龍福は一九九三年、鬱陵島近郊で漁業をしていて見つけた日本漁民を問い詰めたところ日本に連行されていった。この時、江戸幕府などに独島と鬱陵島が自分たちの土地であることを主張した。幕府は鬱陵島・独島が朝鮮領土であることを確認する書契(外交文書)を書いた」人物と

して、韓国では独島（竹島）の韓国領土である事実を日本に認めさせた英雄とされている。また二〇一六（平成二八）年六月にも、安龍福が帰国した後、鬱陵島と独島（竹島）を守るために二・三年ごとに派遣した「搜討使」を再現する行事、「蔚珍搜討使再現行事」⁽²⁵⁾を行っている。

島根県議会は、「二月定例議会の最終日（平成一七年三月一六日）に、二月二二日を「竹島の日」とする議員提案条例「竹島の日を定める条例」を賛成多数で可決」しました。それは『二月二日』は、一九〇五（明治三八）年の閣議決定に基づき、竹島を島根県隠岐島司の所管とする旨を島根県知事が公示した日であり、二〇〇五年は公示の日から一〇〇周年の節目の年にあたる」ためであり、県議会が「竹島の日」を制定したのは、「この日を中心として竹島問題に対する県民と国民の理解と関心を更に深める取り組みを行い、全国的に竹島領土権確立運動の一層の推進を図り、領土権の確立を目指す」ためであるとしている。こうした島根県議会の動きに対して、「三月二二日、大韓民国慶尚北道議会議長から島根県議会議長にあてに、慶尚北道議会国際親善議員連盟と島根県日韓親善議員連盟との交流協力合意書を破棄した旨の通知が届き」、「四月一三日、島根県議会議長から大韓民国慶尚北道議会議長にあて友好交流の継続を望む返書を送って」いる。両国のぎくしゃくした関係が見て取れる。

また島根県も二〇〇五（平成一七）年から「竹島問題研究会」を設置し、竹島問題について専門家による調査・研究を進めてきている。そして、県が所有する竹島関係の歴史的公文書やこの研究会の研究成果と収集資料を公開し、広く利用してもらうため、竹島問題についてより一層の啓発活動を行うため、二〇〇七（平成一九）年四月に竹島資料室を開設し、竹島（独島）問題に関する国民的な啓蒙を図っている。加えて、二〇一六年六月一日には、隠岐の島に竹島に関する住民の証言や資料の収集を目的とした「竹島資料収集施設・久見竹島歴史館」を開館している。「町

では、この施設を活用し、関係者の高齢化が進む中、竹島に関する記録や記憶を、後世に引き継ぐ取り組みを、より一層進めていきます」として、その心意気を強調している。いずれも自治体単位での活動のため、韓国に比べて規模も内容も十分とはいえないが、将来に向けてきちんとした対応を継続していこうとする意気込みは伝わってくる。⁽²⁶⁾

5. 日本と韓国の国境線に絡んで見えてくる北東アジアの現状

一九九四（平成六）年の国際海洋法条約によって、沿岸国が資源調査と開発の権利を得るEEZ（排他的経済水域）が設定された。これは沿岸国が水産資源や海底鉱物資源などについて排他的管轄権を行使しうる水域であり、領海を越えてこれに接続する区域であって、領海基線から二〇〇カイリの範囲のことである。EEZにおいて沿岸国は、水中ならびに海底と地下の天然資源の探査、開発、保存、管理のための主権的権利、ならびに海水によるエネルギー生産等の経済的な探査、開発のための活動に関する主権的権利を有し、さらに人工島や構築物の設置や利用、科学的調査、海洋環境の保全や保護に関する管轄権を有するものである。その結果EEZが設定されて以来、黄海、東シナ海、日本海でも、日本と中国、韓国、台湾がEEZと周辺海域を舞台に、平和的解決を求めた交渉を行っている反面、衝突や資源争奪戦を繰り返してきているのである。新たな海の時代が到来しているのであり、それに対する明確な対応が必要な時代となっているのである。⁽²⁷⁾

EEZをめぐる日韓両国は、前述のように一九九九年（平成一一）年に「新日韓漁業協定」を締結した。協定は「領土問題を切り離し、境界を確定せずに竹島（独島）周辺を両国が共同で利用する暫定水域とすることで合意」した。しかしこの交渉の結果、「暫定水域の範囲が漁業者の想定を上回る広域に及び、ズワイガニやイカなどの好漁場も含

まれた」ことから、「日韓関係に配慮して韓国に譲歩したとされ、漁業者は猛反発した」という事実と、「しかも一九九九年の協定発効から一四年後の二〇一三年、暫定水域は、共同利用とは名ばかりで、実質的に韓国漁船が占拠」し、「乱獲などにより資源減少が危ぶまれる状況」であるという現実が報告されている⁽²⁸⁾。

竹島問題をめぐる日韓対立の背景の一つに、「竹島周辺海域は豊富な漁場」であるとする説明も多い。「日韓でその領有権を巡って争われている竹島／独島は、日本と韓国の本土から概ね等距離にある日本海／東海上に位置しており、それゆえ両国の日本海／東海漁業との関わりで議論されやすい特性を有している。さらに、それは領土というナショナルリズムを喚起しやすい性向と結びつき、その価値はいささか過大に付与されがちな傾向がある。…略…ところが、実際には『豊富な漁場』であることを疑問視せざるを得ない資料の存在が少なくない⁽²⁹⁾」との説明は、実態を少し冷静に見る必要があることを示している。日韓漁業協定で設定された「暫定水域」は、竹島を韓国領として設定した場合の中間線より日本側に広い。しかも竹島から離れた水域の端に位置する大和堆や浜田沖の通称「浜田三角」や「隠岐北方」などが韓国漁船の漁場となっており、漁場確保の争いが新協定の締結を遅らせているのである⁽³⁰⁾。

同様の動きは尖閣諸島周辺でも起こっている。日本と台湾両国（二国と一地域）とでは、「日台漁業協定」締結の必要性が認識され、二〇一三（平成二五）年四月一日に「一部水域での操業ルール」（日台漁業協定）が締結された。協定では、台湾が春のマグロ漁の絶好の漁場での漁業権を求めたことから、台湾漁民にある程度の譲歩をするものとなった。この協定に対しては両国漁民の不満は残っており、二〇一四（平成二六）年一月二四日に第三回日台漁業委員会が台北市で開かれ、協定合意水域における操業ルールが合意された。その結果八重山諸島北側の三角水域と久米島西側の「特別協力水域」の一部で日本漁船の操業が可能となった。その後、日台漁業委員会第四回会合が東京で開

かれ、「特別協力水域」と、八重山北方の「三角水域」のルール見直しで合意した。この結果当分の間八重山地域の日台間の平和な漁業の営みは確保される見通しがついたといえる。⁽³¹⁾

こうした状況に悪影響を与えているものが資源の乱獲と中国漁船の進出である。「尖閣諸島から北東に一五〇〇キロメートル離れた日本海。竹島周辺の海域は日韓両国が共同管理する暫定水域だが、現実には竹島を実力支配する韓国側の漁船が占拠している状況だ。……略……取材した韓国の漁業関係者は『捕る漁場が少なくなった』と口をそろえた」という事実は、韓国漁民の乱獲の実態を知らせてくれる。しかし、『夜操業すると、明かりを頼りによってきて、網でバーツともっていつてしまう』。イカ釣りを営む韓国・浦項水産漁業協同組合の林鶴珍組合長（七〇）の怒りは収まらない。矛先は中国漁民だ」という現実には、東アジア地域における中国漁船の進出の激しさの一端を物語るものといえる。沖縄での調査でも、台湾漁民の乱獲が問題視されていたが、中国漁船を問題視する声も高かった。⁽³²⁾

漁獲高や漁船数などを総合的に見た各国の「漁業勢力」の強弱が、資源獲得競争に色濃く映し出される。ここでは漁業勢力の強い国が資源管理に抵抗し乱獲が進む、いわゆる「共有地の悲劇」といった現象が北東アジア海域で進んでいるのである。「東シナ海を中心に見た日中韓の漁業勢力は、一九八〇年代ごろまで最大勢力だった日本は現在是最小。増勢から縮小に転じた韓国が二番手、漁食文化が爆発的に広がる中国が最大となった」という現実には、今後東シナ海ばかりか日本海周辺での中国漁船の進出を懸念せざるを得ない状況を醸成しているのである。⁽³³⁾ 中国の海洋進出を前提にした場合、特に中国と北朝鮮、中国とロシア共和国の間に何らかの漁業協定が締結され、中国漁船団の北東アジア海域での乱獲が進めば、日台韓の漁業や海洋資源に重大な影響が生まれる可能性が否定できない。三つの国と地域が共同して事態に対応する必要があることを前提に、今後の協定を変更していく必要があることは言うまでもない。

い事実である。

6. 中国の海洋進出と混乱する北東アジア

海上の国境線あるいは排他的経済水域の設定については一定の基準がある。ただしこれが二〇〇海里以内で複数の国家が向き合っている場合には、複数の基準があり、これが紛争や対立の一因となっている。それらを大きく大別すれば、大陸棚を基準とする自然延長論につらなる「衡平な解決」と、多国間の中間を原則とする「等距離・中間線原則」の二つとなる。海面から考えれば、関係国の中間線を境界とすることには合理性が認められる。しかし、大陸棚が陸地の延長であると考えた場合には、関係国の陸地からみた大陸棚の位置が境界線となる。このことは、大陸棚が「大陸の一部が海面上昇に伴って没したもので、地理学的には大陸周辺の推進約二〇〇mまでの浅海を指す」こと⁽³⁴⁾からきている。

こうした現状から中国は、「北から南へ、黄海、東シナ海（東海）、南シナ海（南海）の順に隣接し、一万八〇〇〇キロを超える海岸線と計五〇〇平方キロより大きい六五〇〇以上の島嶼を保有する」海洋大国であるが、周辺国との海上国境はトンキン湾を除き確定されていないことを明言している。そして中国大陸と朝鮮半島の上に位置する黄海では、「中国が大陸棚の自然延長と衡平原則を主張するのに対して、韓国が『中間線』の原則を主張して」おり、対立があることを認めている。また「総面積七十七万平方キロの広がりを持つ」東シナ海は、「中国、日本、韓国の陸地に囲まれた『半閉鎖』海域」であることから、中国も「東シナ海東部の大陸棚に関しては、中日、中韓、日韓の間で重複面積が大きい」ことを認めている。ここでも中国は、「一九七〇年代から沿岸国の領土自然延長の原則のもとに

大陸棚の境界を策定することを主張」しているのに対して、日本と韓国は「大陸棚の中間線原理の適用」を主張してきている。その結果、「東シナ海について中国は約五六万平方キロの管轄権を主張して」いるが、「中日の主張重複が約二一萬平方キロ、中韓の主張重複は約一二萬平方キロ」となっているのである。こうした対立の平和的な解決がこの地域には求められているのである。⁽³⁵⁾

「日韓のトラブル？そんなものはない。いか漁で問題なのは北朝鮮海域で出漁している中国漁船だ」という発言の真意を、「中国漁船が日本海／東海において不法操業を行っているという話ではもちろんなく、北東アジアに等しく拓かれた海洋が、例えば日韓のような二国間の関係でしか秩序づけられておらず、それゆえその両国でいくら漁業秩序を討議し定立させたとしても、その他の外部的要因の影響から、その両国の漁業は免れ得ないことを示唆する発言である」と説明した言葉は、これまで日韓だけで決定すれば済んだものが、中国、場合によっては北朝鮮も含んだ関連の中で解決策を模索する必要があることを示している。⁽³⁶⁾ 事実、韓国と中国との間では、「近年中国と韓国の間で東シナ海における蘇岩礁について帰属問題が起きている」ことは中国も認めていることである。また「仁川沖の黄海で一〇月七日（二〇一六年・筆者注）、違法中国漁船を取り締まっていた仁川海洋警察安全本部の警備艇（警備艦「太平洋三〇〇五」搭載艇）が漁船の体当たりを受けて沈没した」⁽³⁷⁾という事件も起こっている。こうした問題は今後日本にも及ぶ可能性がある。⁽³⁸⁾

日本と中華民国（台湾・臺灣）は島国（地域）である。韓国は現在半分程度しか支配権を保有してはいないが半島国家であり、国境の多くは海で区切られている。日台（臺日）間には尖閣諸島の帰属問題が、日韓（韓日）間には竹島の帰属問題が存在するが、近年の日台（臺）韓の二つの国と地域の間には中国の影響力の増大という問題が認められ

る。それゆえ三つの国と地域には紛争を早急にしかも平和的に解決し、相互理解に基づいた今後の基本的な関係を構築する必要があるとともに、中国との間でどのような形で平和を維持していくかを考えていくべき時期に来ていることを認識し行動していく必要があるといえる。

7. 柔軟な国境を通じて見えてくる今後の北東アジアの平和

北東アジアを含む環太平洋地域では、ヨーロッパにおけるEUやNATOのような集団的な経済や防衛等に関する組織は存在しない。APECや東アジア共同体構想は存在するものの、TPP問題などもあり明確な組織だった動きは見られない。安全保障関係ではアメリカとの個別関係を中心としたものが多い。一九五一年には、四月に米比相互防衛条約が、九月には日米安全保障条約とオーストラリア・ニュージーランド・アメリカによる太平洋安全保障条約（ANZUS）が、一九五三年一〇月には米韓相互防衛条約が、一九五四年九月には、アメリカ・オーストラリア、フランス、イギリス、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイの間で東南アジア条約機構（SEATO）が、一二月には米華相互防衛条約が締結されているが、太平洋同盟といった広範な防衛組織は創設されていない。アメリカが構想した、アメリカ・日本・韓国・中華民国（台湾・臺灣）による北東アジア条約機構（NEATO）も実現していない。

特に日台（臺日）では尖閣列島の帰属問題が、日韓（韓日）では竹島の帰属問題がある。中華民国（台湾・臺灣）は日本との漁業協定において日本の領土であることを黙認するような形で漁業協定を結ぶ代わりに、日本からの大きな譲歩を勝ち取っている。日韓（韓日）では竹島問題を先送りする形で漁業協定を締結し、安全操業を確保している。

しかし今後は、南シナ海、東シナ海、黄海、日本海において、中国の影響力が拡大することが予測される。日本と韓国と中華民国（台湾・臺灣）の漁民にとって問題は、協定によって逆に漁業可能な区域が規制されることになったことである。これまで自由に操業ができていた海域に規制線がひかれ、操業が一部規制されることになったことへの不満がみられるのである。

こうした事実、一九九九年の新日韓漁業協定で設定された、日本海の日韓暫定水域が日本の不利な形で設定され、かつ韓国漁船の占拠が続いている理由の一つに、当時の韓国漁業に勢いがあり、日本海沿岸の一二カイリ近くまで来て操業していたという事実がある。暫定水域によって漁場が狭められた韓国漁民にとって、より広い暫定水域の設定が目的となった。その結果、仮に竹島を韓国領として境界線を想定すると、韓国漁船が集中する数少ない好漁場の「浜田三角」や「隠岐北方」などは領海外になる。それゆえ韓国漁民は「独島を自国領と位置づけて境界線を主張しないのか」という疑問に対して、竹島問題は「敏感問題」であることを理由に「民間交渉」を強調し、好漁場に対する既得権の確保を画策しているという現状が見えてくるのであるという解説によっても明らかである。³⁹ これまでは自由に操業できた地域に規制がかかっていることに對する三つの国家と地域の漁民の不満は強いのである。

領土問題の平和的な解決手段を類型化すると以下の四点に整理できる。それらは

第一に相手国と直接交渉し、合意点を見出すこと。

第二に国連等の政治的取決めに依存すること。

第三に国際司法裁判所など国際的な司法に解決を委ねること。

第四に紛争の生じうる可能性のある相手国と地域機構を構成し、紛争の対象よりもはるかに利益の大きい協力関係

を築くこと。⁽⁴⁰⁾

となる。日韓（韓日）関係においては、第四項目を前提に、いかなる地域の協力関係を築いていけるかがカギになると思われる。

冷戦時代の三つの国家（地域）の政治状況を見ると、日本は民主政治が回復されてはいたが、日本型二大政党制ともいえる自由民主党と日本社会党による政治が行われてきた。その結果、自由民主党の一党支配体制が長く継続するとともに、イデオロギー的対立が激しく、現実的で合理的な対応ができなかった。他方韓国では李承晩の独裁体制が継続した後は軍事独裁体制となり、民主政治への移行は大幅に遅れた。中華民国（臺灣・台湾）では蒋介石・蔣経国と続く、国民党により一党支配が続いた。領土問題の影響もあり三つの国家（地域）の相互交流は停滞気味であった。韓国では一九八七（昭和六二年）に盧泰愚大統領により民主政治が実現し、台湾では一九九一（平成三年）に李登輝総統によって民主化が進められることになった。この間両国（地域）の経済発展も目覚ましく、国境を越えた相互交流の拡大が求められていることも事実である。

島嶼部の帰属に関しては、三国（地域）の共通の財産であり平和のシンボルとして解消させ、EU型のつながりを確立して相互発展を目指していくべきである。この三国（地域）が核となって、タイやシンガポール、香港などの協力体制を構築し、最終的には三国（地域）が中心となってA C（Asian Community）の構築を考えてもいいように思われる。中国が民主化するまでは、三国（地域）の協力関係は、地域の安定と平和および発展にとって不可欠なものといえる一面があることも考慮する価値はあるとも考えられる。

註

この論文は縦書きのため、数字については必要な部分は筆者がアラビア数字等を漢数字に変換して表記した。また二国間問題が中心となっているため、日韓には（韓日）を、竹島には（独島）を、その他のケースでも筆者の判断で原文に付け加えたところがある。筆者の独断で修正・加筆によってニュアンス等に若干問題が生じている場合もあると思われるが、筆者の視点で必要と思われるところを慎重に行ったことを理解いただき、お許し願いたい。

- (1) 岩下明裕著『入門国境学』中公新書二二六六、二〇一六年三月、二二頁
- (2) 岩下・前掲書・五四―五五頁
- (3) 岩下・前掲書・七四頁
- (4) 西牟田靖著『日本の国境』光文社新書五三〇、二〇一一年七月、二二頁参照。なお西牟田氏は現在の国境の状態を、ブルース・バートン著『国境の誕生 大宰府からみた日本の原型』を引用して紹介している（西牟田・前掲書・二四―二五頁）。
- (5) 西牟田・前掲書・二二―二三頁。西牟田氏は百年戦争（一三三七―一四五三年）と三十年戦争（一六一八―一六四八年）そのウエストファリア条約が確定した明確に線引きされた領地を「バウンダリー」、近代化以前のぼんやりとしたあけすけな国境を「フロンティア」と呼んでいると説明している。（西牟田・前掲書・二二―二三頁）
- (6) 尖閣諸島と竹島に関する「無主地先占」の時期や問題点については林博史著「領土問題と歴史認識」（第二回「歴史認識と東アジアの平和」フォーラム光州会議 二〇一三年五月一七日から一九日）(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/ssrc/result/memoirs/kiyou32/32-01.pdf>) 三―五頁を参照して整理した。
- (7) 原 知章著「八重山諸島からみた日本／沖縄『国境の島々』の歴史（三）」「人権二一：調査と研究」一六一号、三八―三九頁参照。
- (8) 西牟田・前掲書・四六―四七頁、保坂正康著『歴史でたどる領土問題の真実 中韓口にどこまで言えるのか』朝日選書三〇九、二〇一一年、二六頁、『岩波日本史辞典』岩波書店、一九九九年参照。

- (9) 『岩波日本史辞典』・「満州国」、「満州事変」、「日中戦争」等を参照し整理した。
- (10) 塚本孝著「竹島領有権問題の経緯」調査及び立法考査局編『調査と情報』第七〇一号、国立国会図書館【島根県総務部総務課、Web竹島問題研究所編『竹島問題に関する調査研究報告書』（平成二三年度版）、島根県総務部総務課、平成二五（二〇一三）年三月転載】一三七―一三九頁参照。なおSCAPIN (Supreme Commander for the Allied Powers Directive) を外務省は連合国総司令部覚書としているが、連合国最高司令官指令、連合国軍最高司令官指令、連合国軍最高司令官指令あるいは対日指令といった訳が充てられている。(http://www.weblio.jp/content/SCAPIN)
- (11) 竹島の概要は外務省「日本の領土をめぐる情勢」[竹島 Takeshima] (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_senkyo.html) を中心に整理した。両国との距離については「山陰中央新報」平成二五年一〇月三十一日に詳しい解説がある。なお（ ）内の数字は内藤正中「^②竹島（独島）問題」環日本海学会編『北東アジア事典』（環日本海学会創立十周年記念事業）、国際書院、二〇〇六年一〇月、六七頁を参照した。
- (12) 岩下・前掲書・一一七―一一八頁。なお岩下氏は、この内容が福原裕二著「竹島問題で海域が見えないことの罣」、岩下編著『領土という病』、北海道大学出版会、二〇一四年によるものであることを示すとともに、李承晩ラインの原案と実際について、一一八頁の「図2 独島が外れた李承晩ラインの原案（破線）と実際のライン（実践）」の出典が、池鐵根著『水産富国の野望』韓国水産新報社、一九九二年であることを強調している。
- (13) Web竹島問題研究所編『竹島問題に関する調査研究報告書』（平成二三年度版）一三九頁
- (14) 外務省・前掲資料・「爆撃訓練区域としての竹島」参照
- (15) 外務省・前掲資料・「日本の領土をめぐる情勢」参照
- (16) 池内敏著『竹島 ―もう一つの日韓関係史』中公新書二三五九、孫崎享『日本の国境問題―尖閣・竹島・北方領土』ちくま新書、二〇一一年、一五〇―一五三頁参照
- (17) 孫崎・前掲書・一四七―八頁参照
- (18) 保坂・前掲書・六三―六四頁

- (19) 保坂・前掲書・一〇九―一二〇頁
- (20) 山田義彦著『日本の国境』新潮新書一〇七、二〇〇五年、一八一―一九頁
- (21) 西牟田・前掲書・七〇―七一頁。なお西牟田はこの内容を、原貴美恵著『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社、二〇〇五年を参照したことを明記している。
- (22) 西牟田・前掲書・一八六―一八九頁。なお西牟田はこの内容を、ロー・ダニエル著『竹島密約』草思社、二〇〇八年を参照したことを明記している。
- (23) 鳥取県HP「鳥取県公式サイト」とりネット、水産課、歴史的経緯参照 (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44932>)
- (24) 隠岐の島町教育委員会発行「ふるさと教育副教材：竹島に関する記述の抜粋」竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』島根県総務部総務課、平成一九（二〇〇七）年、二〇六頁
- (25) 独島博物館、安龍福記念館、「捜討使再現事業」等については、韓国「中央日報日本語版」を中心に整理した (<http://japanese.joins.com/article/866/176866.html?servicecode=A00&sectcode=A10>)。
- (26) 島根県HP、歴史的経緯HP、「竹島資料収集施設開設について」(<http://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/contents/1465433733102/index.html>)
- (27) この内容は、琉球新報・山陰中央新報著『環りの海 竹島と尖閣 国境地域からの問い』岩波書店、二〇一五年、一〇一頁や、ブリタニカ国際大百科事典「排他的経済水域」(<https://kotobank.jp/word/>)を参照して整理した。
- (28) 琉球新報他・前掲書・一〇二―一〇三頁参照
- (29) 福原裕二著「漁業問題と領土問題の交錯」島根県立大学北東アジア地域研究センター『北東アジア研究』第二三号、二〇一二年三月、琉球新報他・前掲書・六五―七〇頁参照
- (30) 琉球新報他・前掲書・一〇二―一〇三頁参照。なお隠岐の島町教育委員会・前掲書には「新隠岐堆」があげられている。
- (31) 川島貢著『『歴史的』日台漁業協定の締結 ―その以後と課題』(nippon.com:ja/currents/)

d00081）、櫻井よしこ著「尖閣諸島周辺海域の日台漁業協定『沖縄県が政府に抗議』の真相」『週刊ダイヤモンド』二〇一三年四月二七日・五月四日合併号参照、『琉球新報』、「日台漁業委員会の一部水域での操業ルールに合意」(<http://ryukyushimpo.jp/news/preentry-218346.html>) 日刊漁業経済新聞 (<http://www.suikei.co.jp>) 等を参照し整理した。

(32) 琉球新報他・前掲書・六六―六七頁参照

(33) 琉球新報他・前掲書・六七―六八頁、一〇三頁参照

(34) 稲森 守著「東シナ海紛争についての一考察」日本大学生物資源学部『人間科学研究』第二一号、二〇一四年三月、四八―四九頁参照

(35) 李 国強著、劉旭訳「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No 1、北海道大学スラブ研究センター、二〇一〇年 (http://src-h.slav.hokudai.ac.jp/publicn/japan_border_review/nol/03_li_guogiang.pdf) 参照

(36) 福原・前掲論文・六五頁参照

(37) 李・前掲論文・四八頁

(38) pelicannmemo (<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/25356.html>)

(39) 琉球新報他・前掲書・七〇頁参照

(40) 孫崎・前掲書・一七九頁

韓国における独島・竹島に関する研究及び市民団体の活動について

孔 義 植
崔 永 鎬

1. はじめに

独島・竹島に対する韓国及び韓国人の思いは、日本及び日本人のそれに対する思いとは比べにならないほど強力で、根強い。韓国人は、独島・竹島が日韓どちらの領土であるかという問い自体に拒絶反応を見せている。独島・竹島は言うまでもなく韓国の領土であるとして、これを議論すること自体を受け入れようとしなない。このように韓国人が独島・竹島に対して強力で過剰な関心を見せている背景には、韓国人が独島・竹島問題を領土問題ではなく、歴史問題として認識しているからである。独

島・竹島問題をめぐっては、慰安婦問題や靖国神社参拝問題とは異なり、韓国側が同島を実効支配しているために有利な状況にあることから、この問題だけは絶対に譲らないという強い思いが反日感情と繋がって噴出されていると思われる。こうしたことから韓国においては、政府関連の研究機関をはじめ、大学の付属研究所、市民団体など、様々なところで、独島・竹島に関する研究、教育、保護、および広報活動が活発に行われている。本報告では、こうした韓国における独島・竹島に関する研究や市民団体の活動や実態に関してオフライン、そしてオンラインを網羅してまとめてみる。

2. 政府関連の研究機関

(1) 独島研究所

独島研究所は、政府基金により設立された「東北アジア歴史財団」の第三研究室の組織と体制を拡大・改編して、二〇〇八年にスタートした。独島研究において、研究員の数や組織、ネットワーク、資金などの規模の面でトップであり、調査や教育、学術交流、出版などの研究の面でも他の研究機関を圧倒している。

この研究所の設立目的は、独島に関する長期的・総合的な研究と分析、体系的・戦略的な政策の策定と遂行、東海・独島表記に関連する体系的な誤謬の是正活動などとなっている。主な事業としては、①領土・海洋関連の政策対応（独島関連の中長期総合対応戦略の開発と政策の諮問、国内関係機関との協力体制の構築、海外研究者の領土・海洋関連の主張に対するバックアップ）、②領土・海洋関連の調査と研究（国内外での学術交流及び学術書籍・雑誌の発行、独島に関する歴史資料の調査研究、独島関連の外国政府文書の調査と分析、領土・海洋に関する国際判例及び国際法の研究、独島関連のアーカイブの構築）、③独島関連の教育と広報（独島に関する統合広報体制の構築、東海・独島についての広報資料の制作及び展示、東海・独島の

オンライン教育及び広報、独島関連教材の開発と出版、教員の独島訪問及び教育、独島守護拠点学校及び独島アカデミーの運営支援、東海・独島関連の国内外の民間団体への支援）、④東海・独島表記の誤謬の是正（表記名称の調査及び古地図の収集、東海表記の普及に向けた交渉と海外専門家の招聘、学術会議の開催及び海外専門家ネットワークの構築）、⑤独島体験館の管理及び運営（独島体験館の施設と従業員管理、展示品の解説とプログラムの運営、独島体験館の教育・広報プログラムの運営、国内の関連機関との協力、展示資料の収集・研究・展示）の五点などが掲げられている。

この研究所から発行された学術著書は、『東アジア領土問題と独島』、『韓日古文書から見る独島』、『我が地——独島に会う』、『鬱陵島・独島日本資料集Ⅰ』、『鬱陵島・独島日本資料集Ⅱ』、『ヨーロッパの独島認識』、『歴史と地理から見る鬱陵島・独島』、『独島研究』、『独島——鬱陵島から見える』、『近代移行期における韓日境界に関する認識研究』、『国土の表象』、『鬱陵島・独島研究——歴史・考古・地理学的考察』、『独島と韓日関係——法・歴史的接近』、『独島問題の学際的研究』、『世界紛争の解決路NGOネットワーク』、『世界の領土紛争データベース』、『植民侵奪の事例』、『日本軍部の独島侵奪史』、『韓日歴史関連の国際法論文選集』、『独島論文翻訳選1』、『独島論文翻訳選2』

2』、『独島論文翻訳選3』、『独島資料集1』、『独島資料集2』、『Dokdo 独島』に加えて、英文の *Dokdo: A Korean Island Rediscovered*、*Conflict Resolution and Peace Building*、*Territorial Issues in Europe and East Asia*、*Dokdo: Korean Territory Since the 6th Century* がある。その他にも、六七六本の論文、一六七本の古資料、二六本の法律資料、一本のレポート、一二本の独島研究資料がこの研究所から発表されている。

(2) 韓国海洋科学技術院東海研究所

韓国海洋科学技術院東海研究所は、一九九六年に韓国海洋科学技術院の下部機関として、東海開発及び海洋科学技術を研究する目的で設立された。主な事業として、東海の環境研究と海洋資源開発システムの構築による環境保全と安全確保を追求した環東海圏での総合的な海洋資源の開発を行っている。同時に、独島と鬱陵島を連携させたうえでの持続可能な利用を独島専門研究機関から情報を得て推進している。

(3) 韓国海洋水産開発院独島・海洋領土研究センター

韓国海洋水産開発院独島・海洋領土研究センターは、韓国海洋水産開発院（KMI）の下部機関として、二〇〇六年に発足した。主な事業として、海洋領土における領土主権の強化策を研究している。国際法や諸外国の領土紛争での領土主権強化の

事例などを調査研究することとおして、独島をはじめとする韓国が抱える領土問題に体系的に対応するための法的・論理的方策を開発している。二〇一五年には政府から独島の持続可能な利用のための研究機関に指定され、今後、海洋水産政策の観点から独島に対する研究調査を行うと見込まれている。

(4) 独島博物館

独島博物館は、一九九七年八月に独島を管轄する鬱陵郡に設置された。韓国唯一の領土博物館であり、日本の独島領有権主張に反駁する資料などが展示されている。さらに、独島及び朝鮮海（Sea of Korea）に関する関連資料の発掘・収集・研究を行い、その結果に基づいて展示・教育・広報活動を実施して、韓国人の領土意識と民族意識の向上に努めている。

この博物館の二階には、鬱陵島と独島周辺の漁場を日本人から守ったとされてきた安龍福を記念する記念館を設けて（二〇一三年一〇月開設）、彼の業績と関連資料を紹介している。また、ソウルに位置するソウル歴史博物館の中には、独島体験館が設けられている。

なお、ここまで見てきた政府関連の機関以外にも、韓国中央研究院や国史編纂委員会などの学術機関でも、独島に関する研究が行われている。

3. 民間研究機関

(1) 社団法人 韓国独島研究院

韓国独島研究院は、二〇〇二年に設立された。韓日間で争点となっている独島問題の平和的な解決のため、従来の制限的かつ消極的な政府間の議論から脱皮して、純粋なNGOの活動を通じて相反する歴史認識を再整理して、国際法的・歴史的資料を中心とする論理展開だけでなく、安保および軍事面での愛国心の高揚と安保意識の向上に資する教育を行うことによって、究極的には独島を守るための方策を探すことを目的とする。

主な事業としては、①独島に対する安保概念の整理、②著作活動、③主要国との研究ネットワークの構築、④独島関連学術大会への積極的な参加、⑤世界規模のNGO活動のための基盤構築、⑥市・道教育庁との協調体制の構築、⑦中高生や軍人に対する独島安保教育、⑧世界韓国学大会への参加、⑨鬱陵島と独島の探訪、⑩米国・中国同胞に対する特別講義、⑪中長期的な研究基盤の構築、⑫独島守護国民運動の展開、⑬学術報告大会、⑭「独島・対馬の家」の開館、⑮独島死守の広報及び決議大会、⑯世界NGO大会への参加と協調体制の構築などを掲げている。

この他にも「領土研究所」や「又石韓国領土研究所」、「領土

守護意志・独島研究所」などの民間研究機関もある。

4. 大学の独島関連研究機関

(1) 嶺南大学校独島研究所

嶺南大学校では独島が属する行政区域である慶尚北道に位置する大学であるという縁もあつて、一九八〇年代から研究者個人レベルで独島の歴史と文化のみではなく、地理や生態系などを中心とする研究も行われてきた。こうした中で二〇〇五年、島根県の「竹島の日」制定をきっかけとして、独島が韓国の領土であることを積極的にアピールする必要性から、大学の付属研究所として現在の独島研究所が設立された。

この研究所の設立目的は、竹島をはじめ東海岸文化圏に関する資料の収集・整理とその研究となっている。この研究所の事業としては、①独島をはじめとする東海岸の文化と歴史の研究、独島遠近海の生態系と資源の調査及び研究、海洋資源関連の法律に関する研究、②日本側の基礎資料及び研究資料の収集と研究、③独島をはじめとする東海岸文化圏に関する研究、④研究成果の出版、⑤独島問題に関する対外広報活動、⑥外部関係機関との協力、⑦国内外のプロジェクトの受注、⑧その他、本研究soの目的と関連する事業などが掲げられている。

(2) 慶北大学校鬱陵島・独島研究所

慶北大学校鬱陵島・独島研究所は、鬱陵島と独島に関する自然・生態系や国際法、尋問者会的側面についての研究を通じて鬱陵島と独島の保存方法を探し、自然環境及び有用な生物を開発して、自然公園及び持続可能な生態観光資源の確保することを目的として設立された。研究及び活動領域として、鬱陵島と独島に関する自然・生態系、国際法、人文社会に関する研究、ならびに地質、自然景観、土壌、植生、植物像、昆虫像、鳥類像、無脊椎動物像、微生物像、線虫像、蘚苔類像、土壌内の花粉の分析などを掲げている。

この研究所の主な活動は、①鬱陵島と独島の陸上生態系に関する研究と保存戦略の確立、②鬱陵島と独島の有用生物及び生態観光資源の開発、③鬱陵島と独島に関する教育課程の開設と運用、④独島の法的地位の確立、⑤独島関連古文書のデータベース化、⑥その他、研究所の目的達成に必要な事業、がある。

この研究所では、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「地質」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「地形及び景観」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「原生生物」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「海洋無脊椎動物」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書」』

タリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「微生物」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「鳥類像」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「植物像」』、『独島天然保護区域モニタリング(二〇一三～二〇一四) 報告書「総論」』などの論文と報告書を発行している。

(3) 大邱大学校独島領土学研究所

この研究所は、設立目的において、独島領土に関しては否定できない歴史的な権原があり、その権原に基づいた国際法的地位が認められているにもかかわらず、日本はこうした歴史的な権原を無視し、独島に対する領有権を主張して独島に対する韓国の歴史的な権原や国際法的な地位を深刻に歪曲していると述べている。日本の主張に対抗するために、独島に関する歴史的な資料を発掘し、これに基づいて独島の歴史的な権原と国際法的な地位を考証し、こうした結果を対内外的に広報することを目的にしている。

この研究所の活動としては、①独島講座の開設、②独島関連講師の養成、③独島関連の専門書発行、④独島関連の啓蒙書発行、⑤専門家のネットワークの構築、⑥独島・鬱陵島の文化の発掘、⑦独島関連の同好会作りとその支援、などが掲げられている。

(4) 世宗大学校独島総合研究所

世宗大学校独島総合研究所は、独島に対する日本の挑発に対応するためだけでなく、韓国の領土である独島を効率的に開発し、こうした事業を通じて国民を統合する目的で設立された。既存の独島領有権の研究、すなわち歴史的、国際法的研究に加えて、国内法的な観点からも研究を進め、独島に対する実効支配を強化する方法や国民統合を実現する方法、海外同胞社会を独島問題を通じて結束させる方法などを研究としている。

この研究所が対象としている研究分野は、①独島領有権問題に関する歴史的・地理的・国際法的研究、②独島問題を媒介とした国内外の国民統合方法の研究、③独島に関する国内法の研究、④独島開発研究（独島の地形、地質、建設問題、接岸施設補修問題、環境に優しい開発研究、海底研究など）、⑤鬱陵島・独島の観光開発研究、の五点である。さらに、研究所の基本事業としては、①学術研究を通じた国民統合、②資料収集と探査、③国内外における学術シンポジウムの開催、④対外広報・出版事業・多言語ホームページの運営、⑤その他本研究所の目的に適した事業が設定されている。

(5) 慶一大学校独島間島研究所

二〇〇七年に設立された慶一大学校独島間島研究所は、独島及び間島（中国東北部にある延辺朝鮮族自治州にある地域であ

り、一部の韓国人はこの地域を韓国の領土だと主張している）に関する教育を目的としている。領土問題に体系的・持続的に対応するためには国民の領土問題に関する正しい知識と認識が必要であるにも関わらず、現実には多くの国民が正しい知識を持っていないという観点に立ち、独島と間島に対する研究結果と知識を国民に伝えることを目指している。そのための領土問題に関する教育と現地訪問の重要性を強調している。

(6) 慶州大学校独島・鬱陵学研究所

二〇〇六年に設立された慶州大学校独島・鬱陵学研究所は、独島に関する広報活動と独島関連コンテンツの開発を目的としている。この研究所では、主に芸術分野での活動を通じて独島的重要性を国民にアピールしている。二〇〇九年には「二〇〇九年独島を愛するカレンダー」を制作・配布するなど活動を行い、独島に対する知的財産権を確保することにより領土紛争での日本に対する優位の確立を目指している。

(7) 大邱漢医大学校安龍福研究所

大邱漢医大学校安龍福研究所は、韓国と日本から見る鬱陵島・独島に対する認識の比較、日韓の共同認識による安龍福像の確立、鬱陵島・独島周辺地域の調査、安龍福に関する資料の発掘による実態把握を行っている。

5. 学会

(1) 独島学会

独島学会は、一九九六年に独島に関する客観的な研究を通じて独島が韓国の領土であることを明確にし、独島に対する主権的レベルでの政策施行に役に立つ学術研究を行うことを目的として発足した。主な事業としては、①独島領有権に関するシンポジウムの開催、②独島研究叢書の発刊、③独島領有権関連の資料の発刊事業に対する支援、などを行っている。

この学会では、一九九六年から二〇一〇年にかけて、一八回の独島領有権に関するシンポジウムを開催した。さらに、一〇冊の独島研究叢書と二冊の独島領有権広報資料（なぜ日本の独島領有権主張は誤りなのか）、二冊の独島領有権広報漫画（Love You, Dokdo）、ならびに九ヶ国語に翻訳された独島領有権案内資料も出版した。独島や領土関連の研究に携わっている学者や研究者のみでなく、政府基金の国策研究所の関係者や公務員なども会員として活動している。

(2) 東海研究会

東海研究会は、国際社会において鬱陵島と独島が属する「東海」の地名を回復するため、一九九四年一月に設立された非営利団体である。東海という地名を研究し、広報することを目

的としていると同時に、独島をはじめ東海関連の生態系の研究も行っている。

主な活動には、東海関連の国内外でのセミナーの開催だけではなく、国連地名専門家会議、国連地名標準化会議、IHO (International Hydrographic Organization; 国際水路機関) 総会などの地名関連会議に代表団を派遣して、東海地名関連の広報資料及び地図の制作・配布などがある。

6. 市民団体

オフライン上の市民団体

(1) 独島守護国際連帯

独島守護国際団体は二〇〇六年に設立され、大学生らに独島に対する正しい知識を教育することを目的として「独島知識アカデミー」を運営している。二〇〇七年から現在までに二一七〇人の大学生がこの課程を修了した。この他にも、独島本部と韓国詩人協会独島支部などで独島を広報する活動を展開している。さらに、この団体は、独島関連の教育課程を運営すると同時に、各大学に独島関連のサークルを組織し、活動するよう様々な支援を行っている。

(2) 財団法人 独島財団

独島財団は、官民共同で設立された団体であり、民間レベル

での独島守護事業及び国内外への広報活動と独島領土主権強化を目的として、二〇〇九年に設立された。

主な事業としては、①国民教育プログラム（国内外の学校などを訪問して独島に関する歴史的な事実を教育して、領土守護意志を固める）、②広報プログラム（独島をテーマとして多様な文化行事と創作活動を行うことによって、独島を芸術の島としていく）、③現場体験プログラム（独島守護のための国民的共感の醸成、独島の歴史に関する認識の共有、鬱陵島と独島の訪問体験を通じた安龍福思想と国土守護意志の拡散）、④ネットワーク強化プログラム（日本の独島に関する挑発に対して国民が心を一つにするためのネットワークの拡大と連携事業の強化）、⑤研究プログラム（日本による独島の地域紛争化戦略に効果的に対応するための独島領土主権に関する客観的な資料の収集と発掘、独島関連の各種の国内外の資料の収集と研究成果の提供）、などを掲げている。

(3) 独島本部

独島本部は、独島の領土主権を完全に回復し、国民の領土意識を高め、領土保存の基礎になる歴史と民族精神・民族文化を回復することを目的として設立された。

主な事業としては、①領土主権の関連事業、②韓民族の文化的・歴史的な境界に関する研究・調査・広報事業、③伝統文化

の保存と継承、④領土と海洋に関する事業、⑤国と社会をよくする事業、⑥以上のような事業を行っている団体や個人に対する支援、などを掲げている。

なお、この他にも「独島を正しく知る運動本部」や「独島を生かす国民運動本部」、「独島運動本部」、「独島守り国民行動本部」などの数多くの市民団体がある。

(4) 独島を愛する本部

独島を愛する本部は、多様な形で独島を愛する活動を通じて国民の国土愛と歴史意識を高めると同時に、独島が韓国の領土であることを世界に広報することを目的として活動をしている。主な事業として、朝鮮戦争参戦国連軍の子孫に対する独島訪問の斡旋、独島広報のアニメーションの制作、独島を愛する内容の駐車ステッカー装着運動、「竹島の日」撤廃運動、「独島の日」記念行事、独立軍の子孫に対する独島訪問の斡旋、独島に関するフォーラムやセミナーの開催、SNS上での独島記者団の運営、町での独島広報行事などを行っている。さらに、国民の独島訪問運動 (Welcome To Dokdo) を展開して、独島に対する韓国の実効支配を強化する運動を続けている。

(5) 独島研究保存協会

独島研究保存協会は、一九九六年に設立された鬱陵郡管轄の独島の領有権問題を研究するための民間団体である。設立目的

として、独島が韓国の領土であることを歴史的に研究し、その正当性を確保することを明記している。

この協会の主な活動として、独島が韓国の領土であることを証明する研究を強化して、その結果を世界にアピールすると同時に、独島関連の文献や資料を体系的に収集・編集して資料集を発刊している。年一回、学術大会や討論会を開催するとともに、学術研究集や単行本、資料集、広報物などを発行している。こうした活動を通じて政府にEEZ問題、専管水域問題を提起している。さらに、この協会では、独島に埠頭施設や人工地盤を作るなどの開発を行い、鬱陵島住民の漁業前進基地を建設するとともに、観光地として活用することを提案している。また、一九九七年には『独島領有権の歴史と国際関係』をはじめとして、四冊にまとめられた『独島領有権資料の探求』などの出版物を発刊している。

(6) 独島義勇守備隊記念事業会

独島義勇守備隊記念事業会は、一九五三年から一九五六年まで民間人の身分で志願して、独島を守った三三人の義勇守備隊を記念して設立された。現在まで生存している隊員と遺族に対する支援事業や独島に対する教育、広報事業を行っている。さらに、中高生を対象として独島義勇守備隊青少年名誉隊員を募集して、夏休みに独島を訪問して独島を探訪する教育事業を実施

施している。また義勇隊記念館建立推進事業も進めている。

(7) 独島守護隊

独島守護隊は、独島を守護するため、独島に関する学術探査や水中探査などを行っている。

(8) 独島義兵隊

独島義兵隊は、独島を広報する方法として署名運動を展開し、すでに一〇〇万人を超える署名を集めている。さらに、毎年、全国で独島を愛する文芸作品コンテストを開催している。

(9) 独島有人化国民運動本部

独島有人化国民運動本部は、一九八七年に創立された「克日運動市民連合」を母体として、一九九七年二月に独立・発足した。独島に戸籍を移す運動と独島の有人島化運動を推進している。

(10) 独島歴史探し運動本部

「韓民族独島探し運動本部」を母体として発足した独島歴史探し運動本部は、五〇あまりの団体を束ねて組織した連合体である。独島問題に関する声明書や新聞広告、独島訪問など、独島問題の全般に関する大衆の関心を引き起こすための活動を行っている。

(11) 緑色の鬱陵・独島作り会（社団法人）

鬱陵島の現地で組織され、長い歴史を持つ緑色の鬱陵・独島

作り会は、独島の有人島化事業と造林事業、青少年教育、独島生態系保存事業などを行っている。

(12) コリア独島緑色運動連合

江源道の江凌に本部を置くコリア独島緑色運動連合は、定期的に独島探訪団を募集して、独島を探訪する活動を行っている。

オンライン上の団体

(1) 国民安全庁海洋警備安全本部（元海洋警察庁）の「独島の海を守ろう」

国民安全庁海洋警備安全本部が運営するこのサイトでは、独島の正確な位置や古文獻の記録から見る独島、独島を守っている人々の物語、さらに、独島に関する日本の政策変化など、あらゆる角度から独島に照点を当てている。七つのセクションから成るこのサイト内の日韓の争点比較セクションで、韓国と日本の独島領有権に対する主張や論拠が時期ごとに一目瞭然に整理している。さらに、類似する他国の領土紛争の事例も紹介されている。海洋警察の活動や独島の入島情報、独島の天気なども発信している。

(2) 慶尚北道サイバー独島

慶尚北道サイバー独島は、独島が属している慶尚北道が運営する独島関連のホームページであって、独島に対する韓国政府

の基本的立場や日本の独島領有権主張に対する反論をはじめ、独島に対する慶尚北道の管理状況や方針、独島の自然など、独島に関するあらゆる面での広報を韓国語だけでなく英語、日本語、および中国語で行っている。

(3) バンク（VANK）

バンクは、インターネット上で韓国を世界に知らせる「サイバー外交使節団」の役割を担っている団体である。バンクという名前は、“Voluntary Agency Network of Korea”の略である。このサイトは、一九九九年に外交官とのペンパルを斡旋するサイトとして開設され、現在は民間部門での韓国の対外広報を担当する代表的な団体の一つである。全世界の八億のネイティブを対象として、韓国のイメージを変えることを目標に、主にネット上での韓国関連情報の誤謬の是正活動を行っている。その中でも、「独島を正しく知る」ということに力を入れている。このため、この団体では「サイバー外交官養成課程」と「独島士官学校」という課程を設けて、独島がなぜ韓国の領土であるかなど、独島に関する知識や情報を画像などを通じて教育している。

(4) 独島を愛して守る会

独島を愛して守る会は、サイワールドのサイトで活動する同好会で、全国的なネットワークを構成して独島問題を共有し、

広報活動を行っている。

(5) 独島を愛する同好会

独島を愛する同好会は、一九九八年にパソコン通信の千里眼に開設された韓国初の独島関連の通信同好会として、国内で活発な活動を展開している。

(6) 美人独島

美人独島は、ホームページを作って青少年と一般人に、独島の歴史や地理などに関する情報を提供している。二〇〇二年に釜山教育支援庁から青少年向け推薦ホームページとして選ばれた。

これらの他にも、国土交通部傘下の国土地理情報院が運営している「独島地理ネット」や海洋水産部が運営している「独島総合情報システム」、海洋水産部傘下の国立海洋調査院が運営している「我が領土独島」、「DAUM独島同好会(DAUM)」、「大韓民国独島を愛する会(DAUM)」、「独島守護カフェ(NAVER)」など、数多くの独島関連ホームページがある。

7. おわりに

以上、見てきたように韓国には数え切れないほどの独島・竹島関連の政府や民間の研究所や市民団体、ホームページが存在している。先に掲げた研究所や市民団体以外にも登録されてい

ない団体やホームページを持っていない団体も数多く存在する。政府関連の研究所をはじめとする各種の研究所や団体の設立目的や事業内容は、独島に関する資料の発掘や調査、研究、広報、教育、領土主権守護、探訪、学術交流、出版など、大同小異であつて、多くの研究所や団体がほぼ同じ活動をしていることが分かる。

さらに、こうした独島・竹島関連の研究所や市民団体が本来の設立目的や趣旨に該当する事業や活動を実際にやっているとは限らない。政府基金で運営されている「東北アジア歴史財団」傘下の「独島研究所」のように、専門の研究者や組織、資金を持つて体系的に研究や調査活動を行っている研究所がある反面、実際には開店休業状態にある研究所も多数存在する。大学の独島・竹島関連研究所においても、領土問題や独島・竹島問題を専攻する専任教員や研究員によって研究所が成り立っているところより、関連分野を専攻している一人の教員を中心として、これに一〇二名の助手を加えた形で運営されることが多い。さらに、独島・竹島関連の市民団体も持続的に活動を行っている団体もあれば、看板だけを掲げて活動をやっていない団体も多い。稀ではあるが、独島への渡航の便宜を図るために、一時的にこうした団体を立ち上げているケースも報告されている。

このように、韓国において独島・竹島関連の研究所や市民団体が乱立していることは事実であるものの、こうした現象はいかに韓国人が独島・竹島に対して高い関心を持っているかを物語っている。

△参考ホームページ△

- 独島研究所 <http://www.dokdohistory.com/kor/gnb06/sub03.do>
- 韓国海洋科学技術院東海研究所 <http://www.kiost.ac.kr/lab.do>
- 韓国海洋水産開発院独島・海洋領土研究センター <http://www.marinecom.re.kr/>
- (社団法人) 韓国独島研究院 <http://place.map.daum.net/17377521>
- 独島博物館 <http://www.dokdomuseum.go.kr/>
- 韓国学中央研究院 <http://www.aks.ac.kr/home/index.do>
- 国史編纂委員会 <http://www.history.go.kr/>
- 領土研究所 <http://www.jdokdo.com/>
- 又石韓国領土研究所 <http://k2.dankook.ac.kr/user/territory/>
- 嶺南大学校独島研究所 <http://dokdo.yu.ac.kr/?okattempt=1>
- 慶北大学校鬱陵島・独島研究所 <http://www.dokdoknu.com/>
- 大邱大学校独島領土学研究所 <http://dokdoterritory.daegu.ac.kr/>
- 世宗大学校独島綜合研究所 <http://equune.blog.me/70094867675>
- 慶一大学校独島間島研究所 <http://www.kiu.ac.kr/korean/main/>
- 慶州大学校独島・鬱陵学研究所 <http://www.gju.ac.kr/>
- 大邱漢医科大学校安龍福研究所 <http://www.dhu.ac.kr/korean/独島学会>
- 独島学会 <http://www.dokdoinkorea.or.kr/>
- 独島研究保存協会 <http://ulleung.grandculture.net/>
- 東海研究会 <http://ulleung.grandculture.net/>
- 独島守護國際連帯 <http://www.dokdonetwork.or.kr/gnuboard4/index.php>
- (財団法人) 独島財団 <http://www.koreadokdo.or.kr/>
- 独島本部 <http://www.dokdocenter.org/>
- 独島を愛する本部 <http://www.dokdosarang.org/>
- 独島義勇守備隊記念事業会 <http://www.dokdofoundation.or.kr/>
- 独島守護隊 <http://www.tokdo.kr/>
- 独島義兵守備隊 <http://www.dokdofoundation.or.kr/>
- 独島有人化国民運動本部 http://cafe.daum.net/anadok/_album/
- 独島歴史探し運動本部 <http://www.dokdocenter.org/>
- 国民安全庁海洋警備安全本部 (元海洋警察庁) の「独島の海守の」
<http://www.keg.go.kr/main/user/cms/content.jsp?menuSeq=522>
- 慶尚北道サイバー独島 [http://www.dokdo.go.kr/pages/main/バンク\(VANK\)](http://www.dokdo.go.kr/pages/main/バンク(VANK)) <http://prkorea.com/>
- 独島を愛して守る会 <http://ilovedokdokorea.com/>
- 独島を愛する同好会 <http://www.dokdolove.net/>
- 美人独島 <http://myhome.naver.com/minitokdo/main.htm>
- D A U M独島同好会 (D A U M) <http://www.dokdolove.net/>
- 独島守護カペー (N A V E R) <http://cafe.naver.com/cafeinformate/1997>
- 外交部独島 <http://dokdo.mofa.go.kr/kor/>
- 独島地理ネット <http://dokdo.ngii.go.kr/dokdo/>
- 我が領土独島 <http://www.khoa.go.kr/dokdo/>
- 独島綜合情報システム <http://www.dokdo.re.kr/>
- サイバー独島 <http://www.dokdo.go.kr/pages/main/>

事業報告

平成二十七年・二十八年度研究会報告

亜細亜大学非常勤講師 淵脇 千寿保

法学研究所

憲法・行政法研究会

(第一回例会)

一、平成二十八年九月二十二日(木)午後四時二十分から

一、法学部(本館) 一五六講堂

一、テーマ及び報告者

「国民の司法参加」(第八一回日本公法学会部会報告プレ報告)

准教授 柳瀬 昇

刑事法研究会

(第一回例会)

一、平成二十八年三月十九日(土)午後三時から

一、法学部(二号館) 三二六講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)組織的犯罪における「団体」「組織」の意味
(岡本倶楽部事件)―最決平成二十七年九月十五日(刑集六九卷六号二七一頁)

事業報告

(第二回例会)

一、平成二十八年七月二日(土)午後四時二十分から

一、法学部(本館) 一六一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)同一の被害者に対し一定の期間内に反復暴行された一連の暴行によって種々の傷害を負わせた事実について包括一罪とされ、包括一罪を構成する一連の暴行による傷害について訴因の特定に欠けることはないと言われた事例
(最決平成二十六年三月十七日刑集六八卷三三三八頁)

弁護士 立石 有作

(第三回例会)

一、平成二十八年十一月十六日(水)午後二時四十分から

一、法学部(本館) 一四六講堂

一、テーマ及び報告者

刑法における主体性

韓国・中央大学校名誉教授 朴 貞根

(第四回例会)

一、平成二十九年一月二十日(金)午後五時三十分から

一、法学部(二号館) 二六三講堂

一、テーマ及び報告者

過失犯の事実認定―最判平成二十八年三月十八日(裁判所
時報一六四八号四頁)―

元日本大学法学部教授 船山 泰範

民法法研究会

(第一回例会)

一、平成二十八年十一月二十日(木)午後四時三十分から

一、法学部(本館) 一八一講堂

一、テーマ及び報告者

解除による原状回復と目的物の滅失損傷のリスク配分

―売主の契約不適合責任と買主のリスク引受けの射程―

助教 野中 貴弘

商事法研究会

(第一回例会)

一、平成二十八年二月六日(土)午後二時から

一、法学部(四号館) 第四会議室

一、テーマ及び報告者

(判例研究)政治資金パーティーのパーティー券を出席者の
人数分を越えて購入したことが政治資金規正法上禁止され

る寄附にあたらないとされた事例(東京地判平成二十七年
五月二十八日・金判一四七二号三四頁)

洗足学園音楽大学非常勤講師 田上 雄大

(第二回例会)

一、平成二十八年二月六日(土)午後二時から

一、法学部(四号館) 第四会議室

一、テーマ及び報告者

(判例研究)公認会計士試験には合格していたが、実務が終
了しておらず、税理士登録していない者が、税理士の補助
業務スタッフとして働いていた場合、労基法三八条の三所
定の専門業務型裁量労働制の対象とならないとされた事例
―レガシィほか一社事件―(東京高判平成二十六年二月
二十七日・労働判例一〇八六号五頁)

関東学院大学非常勤講師 松井 丈晴

経営法学研究会

(第一回例会)

一、平成二十八年三月十九日(土)午後四時三十分から

一、法学部(二号館) 二二二講堂

一、テーマ及び報告者

消費税の本質的性格と輸出還付金制度・軽減税率の問題点

元静岡大学人文学部法学科教授・税理士 湖東 京至

(第二回例会)

一、平成二十八年四月十六日(土)午後三時から

一、法学部(二号館) 二二一講堂

一、テーマ及び報告者

法の究極性等の基本的な問題点と税法等の体系性のありか
たについて

元九州共立大学経済学部教授 弓削 忠史

(第三回例会)

一、平成二十八年四月十六日(土)午後四時三十分から

一、法学部(二号館) 二二一講堂

一、テーマ及び報告者

中小企業会計基準の複線化に伴う公正処理基準の再検討

大東文化大学経営学部教授 高沢 修一

(第四回例会)

一、平成二十八年六月十八日(土)午後三時から

一、法学部(二号館) 二二一講堂

一、テーマ及び報告者

法人税法二二条四項の公正処理基準について

—ビックカメラ事件を題材として—

大東文化大学経営学部非常勤講師 本村 大輔

(第五回例会)

一、平成二十八年六月十八日(土)午後四時三十分から

一、法学部(二号館) 二二一講堂

一、テーマ及び報告者

国税庁「税務調査手続きに関するFAQ」についての検討
教授・税理士 阿部 徳幸

(第六回例会)

一、平成二十八年七月十六日(土)午後四時二十分から

一、法学部(二号館) 二二一講堂

一、テーマ及び報告者

日本の居住福祉制度の必要性と関連税制の問題点について

一級建築士・NPOリバーズモーゲージ推進機構・理

事長 倉田 剛

(第七回例会)

一、平成二十八年九月二十四日(土)午後三時から

一、法学部(二号館) 二四一講堂

一、テーマ及び報告者

日本国憲法と大日本帝国憲法(明治憲法)の比較における税
務調査の分析

税理士 福重 利夫

(第八回例会)

- 一、平成二十八年九月二十四日(土)午後四時三十分から
- 一、法学部(二号館) 二四一講堂
- 一、テーマ及び報告者

不公平税制の是正による増収試算

―福祉とぜいきん二八号を題材として―

税理士・税制経営研究所副所長・不公正な税制をただす
社会事務局長 荒川 俊之

(第九回例会)

- 一、平成二十八年十一月十九日(土)午後三時から
- 一、法学部(二号館) 二三一講堂
- 一、テーマ及び報告者

資金の会計学

―財産の確定申告―

税理士 境 鎮治

(第十回例会)

- 一、平成二十八年十一月十九日(土)午後四時三十分から
- 一、法学部(二号館) 二三一講堂
- 一、テーマ及び報告者

中小企業の税制をめぐる論点

白鷗大学名誉教授・(一社)中小企業研究所理事長

(第十一回例会)

- 一、平成二十九年一月二十一日(土)午後三時から
- 一、法学部(二号館) 二四二講堂
- 一、テーマ及び報告者

英国所得税法の現状および課題

嘉悦大学経営経済学部専任講師 酒井 翔子

(第十二回例会)

- 一、平成二十九年一月二十一日(土)午後四時三十分から
- 一、法学部(二号館) 二四二講堂
- 一、テーマ及び報告者

質問応答記録書とは何か

白鷗大学法学部教授・日本租税理論学会理事長

石村 耕治

政経研究所

政治研究会

(第一回例会)

- 一、平成二十八年六月三十日(木)午後四時二十分から
- 一、法学部(二号館) 二二三講堂

樋口 兼次

- 一、テーマ及び報告者

保守主義とは何か

―反フランス革命からの現代日本まで―

東京大学社会科学研究所教授 宇野 重規

(第二回例会)

- 一、平成二十八年七月十四日(木)午後四時二十分から

- 一、法学部(二号館) 二二三堂

- 一、テーマ及び報告者

西洋政治思想を通史的に叙述することの今日的意義と限界
と新たな可能性

慶應義塾大学法学部教授 堤林 剣

(第三回例会)

- 一、平成二十八年十二月二日(金)午後四時二十分から

- 一、法学部(本館) 一九一講堂

- 一、テーマ及び報告者

現代政治哲学の方法について

関西大学政策創造学部准教授 松元 雅和

(第四回例会)

- 一、平成二十八年十二月二十日(火)午後四時二十分から

- 一、法学部(本館) 一九二講堂

- 一、テーマ及び報告者

集合論から見える政治学方法論の展開可能性

―比較連立研究の刷新において考える―

上智大学ヨーロッパ研究所客員所員 新川 匠郎

(第五回例会)

- 一、平成二十九年一月十九日(木)午後四時二十分から

- 一、法学部(二号館) 二二三講堂

- 一、テーマ及び報告者

「〈政治的なもの〉は〈社会的なもの〉を語るのか？」

茨城大学人文学部准教授 乙部 延剛

経済研究会

(第一回例会)

- 一、平成二十八年二月五日(金)午後四時二十分から

- 一、法学部(二〇号館) 一〇六二講堂

- 一、テーマ及び報告者

Tax, spend, and democracy indices in Japan

九州大学経済学研究院 瀧本 太郎

公共政策研究会

(第一回例会)

- 一、平成二十八年七月二十九日(金)午後四時三十分から
- 一、法学部(二号館) 二二三講堂
- 一、テーマ及び報告者
- 電子政府の現状と課題

前総務省行政管理局長 上村 進

(第二回例会)

- 一、平成二十八年十二月二十二日(木)午後四時三十分から
- 一、法学部(二号館) 二二三講堂
- 一、テーマ及び報告者
- コミュニティ・オーガナイズング・ジャパンの実践について

首都大学東京准教授・NPO法人コミュニティ・オー
ガナイズング・ジャパン副代表理事

室田 信一

政経研究所共同研究研究会

(第一回例会)

- 一、平成二十八年七月二日(土)午後一時から
- 一、法学部(本館) 一二四講堂

- 一、テーマ及び報告者

「ソーシャル・キャピタルと熟議民主主義」

名古屋大学法学部教授 田村 哲樹

(第二回例会)

- 一、平成二十八年七月二日(土)午後二時四十分から
- 一、法学部(本館) 一二四講堂
- 一、テーマ及び報告者
- 関係性の憲法理論

―結社の自由と社会関係資本―

白鷗大学法科大学院教授 岡田 順太

(第三回例会)

- 一、平成二十八年七月二日(土)午後四時二十分から
- 一、法学部(本館) 一二四講堂
- 一、テーマ及び報告者
- 社会関係資本の計測

―時間を代理変数とした検証―

東京都庁・職員 須田 光郎

(第四回例会)

- 一、平成二十八年七月二十九日(金)午後四時から
- 一、法学部(四号館) 第四会議室
- 一、テーマ及び報告者

社会地区分析からみた東京のソーシャル・キャピタル

筑波大学大学院人文社会学研究科国際日本研究専攻・

博士課程前期二年

戸川 和成

比較法研究所

英米法（公法）研究会

（第一回例会）

一、平成二十八年二月二十三日（火）午後六時から

一、法学部（二号館） 二二二講堂

一、テーマ及び報告者

関係性の憲法理論一概略と展開可能性

白鷗大学大学院法務研究科教授 岡田 順太

（第二回例会）

一、平成二十八年四月二日（土）午後四時から

一、法学部（四号館） 第四会議室

一、テーマ及び報告者

アメリカ合衆国における被告人に有利な証拠の開示

— brady 法理を巡る議論を中心に —

助教 三明 翔

（第三回例会）

一、平成二十八年十二月十六日（金）午後四時三十分から

一、法学部（本館） 一七一講堂

一、テーマ及び報告者

シンガポール憲法史

姫路大学副学長（特任教授） 野畑健太郎

英米法（私法）研究会

（第一回例会）

一、平成二十八年二月二十六日（金）午後三時から

一、法学部（二〇号館） 一〇四二講堂

一、テーマ及び報告者

フランス企業におけるリスクマネジメントの理論と実践

関西大学社会安全学部教授 亀井 克之

（第二回例会）

一、平成二十八年三月八日（火）午後一時三十分から

一、法学部（二〇号館） 一〇三一講堂

一、テーマ及び報告者

企業集団内部統制としての海外子会社管理

弁護士・株式会社みずほ銀行社外監査役 長谷川俊明

(第三回例会)

一、平成二十八年七月二日(土)午後四時から

一、法学部(一〇号館) 一〇九一講堂

一、テーマ及び報告者

アメリカにおけるクラスアクション：最近の動向と今後の展望

(Class Actions in the United States:Recent Developments and Futre Prospects)

Kirby McInerney LLP(法律事務所)・パートナー米国

弁護士

Christopher S. Studebaker

(クリストファー S・スチュードベーカー)

(第四回例会)

一、平成二十八年十一月十一日(金)午後五時から

一、法学部(一〇号館) 一〇六三講堂

一、テーマ及び報告者

「米国証券法の概要と証券クラスアクションに関する近年の動向」

“Introduction to U.S. Securities Law and Recent Trends in Securities Class Actions”

Kirby McInerney LLP(法律事務所)・パートナー米国

弁護士

Christopher S. Studebaker

(クリストファー S・スチュードベーカー)

(※平成二十八年二月～平成二十九年一月末日現在)

平成二十七年度学内学会・研究所合同研究会

一、日時 平成二十八年三月十一日(金)午前十時三十分開会

一、場所 法学部本館二階第一会議室

司会・進行 西原 雄二・大岡 聡

喜多 義人・岡山 敬二

野村 和彦

一、自由論題

①DNAデータベースの合憲性について 玉蟲 由樹

②著作権法裁判例における「規範的主体論」 藤田 晶子

③解除の契約改訂効

―目的物が返還不能の場合において賠償されるべき価値をめぐって― 野中 貴弘

④モンテーニュ『エッセー』における、政治の理論と実践

志々見 剛

二、日本大学法学部学術賞授賞式

①選考経過報告・授与式

②受賞者講演 討議民主主義の憲法理論と民主的討議の社会実践
柳瀬 昇

三、退任記念講演

①振り返れば情報社会
―情報を生かす戦略的視点とメディア史の重要性―

伊藤 英一

②日本の結婚

―日本における結婚の固有の形態―

小林 忠正

③通商問題と法

野木村忠邦

平成二十七年・二十八年定期無料法律相談会

平成二十七年・二十八年定期無料法律相談会は、校友弁護士の協力を得て開催された。概要は左記のとおりである。定期無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の実践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時

【平成二十七年】

(第六回)平成二十八年二月十三日(土)

【平成二十八年】

(第一回)平成二十八年六月二十五日(土)

(第二回)平成二十八年七月十六日(土)

(第三回)平成二十八年九月二十四日(土)

(第四回)平成二十八年十二月十日(土)

※いずれも時間は、午後一時～午後三時

二、場所 法学部三号館及び五号館

三、参加者(敬称略)

(専任教員)

内山 忠明・清水 恵介・関 正晴・野中 貴弘

藤村 和夫

(校友弁護士)

今井 勇太・大森 浩司・大谷部雅典・神頭 正光

和田 光史

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生等 各回四名

四、相談件数・内容

①件数

三十九件

②内容

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

六件

貸金、そのほかの債権回収

二件

借地借家

六件

不法行為(名譽毀損・器物損壊など)

二件

近隣問題(道路・境界など)

十件

労働関係(従業員のトラブル・解雇など)

二件

家族関係(離婚・DVなど)

三件

売買その他の契約関係

三件

その他

三件

(※平成二十八年二月～平成二十九年一月末日現在)

平成二十八年年度巡回無料法律相談会

平成二十八年年度巡回無料法律相談会は、栃木県宇都宮市の栃木県青年会館コンセーレにおいて、県・市当局並びに地元校友会・校友弁護士等の協力を得て、平成二十八年十一月二十日(日)に開催された。前日に開催した打合せ会には、大塚吉兵衛学長をはじめ、佐野日本大学の関係者も参加され、現地弁護士等との懇親を深めた。

開催の概要は左記のとおりである。巡回無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の实践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時 平成二十八年十一月二十日(日)

午前十時三十分～午後三時

二、場所 栃木県宇都宮市 栃木県青年会館コンセーレ

三、参加者(敬称略)

(専任教職員)

関 正晴・岡島 芳伸・清水 恵介・野中 貴弘

塚本 俊久・芳賀 豊・戸塚 浩行・守塚 隆司

高倉 久弥

(現地弁護士)

佐藤 勝・青井 芳夫・立石 有作

(校友弁護士)

神頭 正光・大川 康德・大森 浩司・坂井 愛

鶴岡 拓真

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生等十六名

四、相談件数・内容

①件数

二十八件

②内容

借金、保証その他の金銭債務(含む破産)

四件

借地借家

二件

近隣問題(道路・境界・騒音など)

三件

家族関係(離婚・DVなど)

五件

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

七件

その他(契約関係・不法行為・行政事件など)

七件

平成二十八年度行政なんでも相談

平成二十八年度行政なんでも相談は、法桜祭期間に合わせて開催された。概要は左記のとおりである。専門の相談員による行政相談に本学部の学生を陪席させ、行政相談を通じて日本の現代行政を理解する機会を提供し、そこにある問題点及びその解決方法を実感させるために実施した。

一、日時 平成二十八年十一月三日(木)～十一月五日(土)

※時間は、午前十時～午後三時

(但し、五日は午前のみ・午後は相談委員との懇親会)

二、場所 法学部十号館二階 学生ホール

三、主催 日本大学法学部政経研究所

四、後援 東京行政相談委員協議会

五、協力 総務省東京行政評価事務所

六、相談員

東京行政相談委員協議会行政相談委員

総務省東京行政評価事務所行政相談官

七、補助学生 行政科研究室所属学生及び公募にて募集の法学

部生

八、相談項目

・行政制度について

・道路の整備等について

・駐車・駐輪等について

等々

九、相談件数 三十五件

平成二十八年度法律討論会

第三十九回法律討論会は、日本大学法学会と日本大学法曹会による共同開催、並びに日本大学法学部校友会と日本大学法学部法学研究所の後援により、平成二十八年十月二十九日(土)十二時三十分から法学部十号館一階一〇一一講堂において開催された。

(出題者)

前田 雅英教授

(審査員)

小西 威夫 検察官・伊藤 康博 裁判官

大塚 康貴 弁護士

(進行・時計)

田口 晃子弁護士・溝口 懸弁護士

◆問題(刑法)

甲の罪責について検討しなさい(特別法については触れなくてよい)。

1 甲は暴力団に所属したことはないものの、元指定暴力団I会の組員であるRやWなど複数の暴力団員と交友があった。また、甲の弟である乙はJ一家に所属する暴力団員である。

V、Y、W、S及びUは、指定暴力団A一家の組員であり、SはH付近の地域を取り仕切るT組の組長である。H付近の暴力団員の間では「H」と言えばA一家を指すと理解されていた。

甲及び乙とV及びYは、本件に至るまで直接の面識はなかった。

2 甲は身長一六一センチメートル・体重五六・五キログラム、乙は身長一六四センチメートル・体重四八キログラム、Vは身長一七八センチメートル・体重九四キログラム、Yは身長一六八センチメートル・体重八五キログラムであった。

3 甲は、平成二六年一月二日の昼頃から乙及びRと甲方で酒を飲んでいたところ、Rが午後二時頃に、乙が午後五時過ぎ頃にそれぞれ甲方から帰宅した。

一人になった甲は、Wに対して約六〇万円を貸していたこ

とを思い出し、貸していた金を返してもらおうと考えて、Wと連絡をとるために、同日午後八時四八分、A一家の本部署務所に電話をかけた。同事務所では、一月二日から一月三日にかけての夜にかかってくる電話は総長秘書をしているUの携帯電話に転送されるよう設定されており、上記甲からの電話もUの携帯電話に転送された。

甲は、同電話において、「甲ですけど。Wと連絡が取れないんで、連絡とれますか。」と述べたところ、Uは「じゃあ、Wに伝えます。」と言って電話を切った。

4 A一家に所属する暴力団員であるV及びYは、甲が正月早々に本部事務所に電話をかけてきたことを聞いて腹を立て、同日午後九時一二分頃、甲との電話で怒鳴ったところ、甲は、V及びYに対し、A一家を軽んずるような激しい発言や、「今から来い」という趣旨の発言をした。

これに憤激したV及びYは、Wを呼び出して甲方まで案内させ、同日午後九時三〇分頃、M市FG番地所在の甲方敷地内に普通乗用自動車で乗り入れた。

一方、甲は、同日午後九時一四分頃、甲の弟で暴力団員である乙に対し、A一家の者と電話で言い合いになり、来るかもしれない旨を伝え、乙が甲方に来ることになった。

5 V、Y及びWは、甲方敷地内の玄関前に勝手口方向を向け

て車を停めたところ、勝手口前の植え込みの南端付近に、乙がV使用車両の方を見て立っていた。Vは車を降りて乙に近寄り、「A一家の者だ。てめーか、A組を馬鹿にしたのは。」と言いい、これに対し乙は「甲の弟でJ一家の乙だ。」とのみ返事をした。その後、Vが先に乙をつかみ、これに対して乙もVの服をつかみ返した。

Vは、乙の頭部及び顔面を五回前後殴り、乙の襟首をつかんだまま勝手口前の柵付近まで同人をひっぱって移動し、再び同人の顔面及び頭部を五回前後殴った上、同人の腰や太もも付近を五回前後蹴った。

6 Vに蹴られた乙は崩れ落ち、尻あがりの四つんばいのような姿勢になった。Vは、乙の襟首をもって二回程ゆさぶった後、踏みつけるように同人の背中付近を蹴っていた。このとき乙は、手で頭を抱えていた。その後、乙は足を伸ばしてうつぶせになり、Vは乙の背中に右足を乗せ、左手で乙の頭を押さえた。乙は「ごめんなさい、すみません。」と繰り返し謝った。Vは、乙がうつぶせになってからは殴る蹴るの暴行は止め、乙を抑えつけたまま「このやろう、連れていく。」ということを繰り返し言っていた。

7 Y及びWは、Vが車から降車してしばらくした後、V車から降り、甲方勝手口に向かっていったところ、甲が勝手口付

近で「何だてめえ。」「てめえら何だ。」といいながら迫ってきた。

そこで、Yが先に甲をつかみ、甲もYの胸ぐらをつかみかえた。Yは、甲の頭部及び顔面を五回殴り、甲をひっぱって勝手口から出し、甲の足を五回程度蹴り、植え込みの方に移動し、甲に足を掛けて同人を横向きに倒し、さらに同人を蹴ってうつぶせにさせた。Yは、うつぶせになっている甲の背中や腰、頭部などを足で踏みつけるように五回前後蹴った後、甲の背中を手で押さえつけた。

8 Yは、Vと乙の会話を聞いて、電話をするためV使用車両に向かった。YはWに「押さえておけ。」と命じ、WがYに代わって甲の背や腰付近を両手で押さえた。

甲はうつぶせのまま、ほふく前進で勝手口に向かった。Wは、甲が家の中に逃げるのだと思い、甲が勝手口のたたきに入るときには手を離した。

甲は勝手口のたたきでほふく前進を止め、左手を伸ばして右方の台所のテーブル下に、甲があらかじめ用意しておいたシースナイフ(刃体の長さは約二〇センチメートル、刃体の幅は最大約四センチメートルであり、刃体上面部分にスウェッジと呼ばれる物を突き刺しやすくするために加工された鋭利な部位があるもの。)を持ち出し、それをつかんで取り

出し、立ち上がった。

9 甲は、同日午後九時三五分頃、Yを探すそぶりやWに目を向けることなく、乙の背中付近に右足をのせて立っていたVの方に向かった。甲は、Vの右後方に立ち、刃が地面と水平になるようにして本件シースナイフを右手で持ち、左掌を柄じりにそえ、自分の腹で押し出すようにしてVの右脇腹を刺した。

10 Vは、同日午後一時三二分頃、同市内のP病院において、同人を腹部刺創による出血性ショックにより死亡した。

討論会は三人一組で十組が出場し、各チーム一人の立論者が十分以内の論旨を発表し、他の二人が他の出場チームや傍聴者の質疑に対して五分間で応答する方法で行われた。

討論に先立ち、日本大学法学会会長の代わりに、日本大学法学部法学研究所所長・日本大学法学部司法科研究室運営委員長である関正晴教授並びに日本大学法曹会会長鈴木三郎弁護士との挨拶があり、続いて進行の田口晃子弁護士から発表の手順と審査基準(論旨内容六十点、発表態度十点、質疑応答内容・態度三十点)等の説明がなされたあと討論会が開始された。

討論終了後、審査員を代表して大塚康貴弁護士から審査結果が発表されたのに続き表彰式が行われ、法曹会、法学部校友会

から優勝チームに法曹杯・法学部校友会杯、法曹会から優勝、準優勝、第三位の各チームに盾、並びに法学部校友会から副賞として図書カードが授与された。また、法学部校友会から出場者全員にメダル及び図書カード、優秀質問者には法学部校友会から図書カードがそれぞれ授与された。また、来場者全員に法学部並びに法学部校友会からそれぞれ記念品を贈呈した。

なお、法律討論会終了後、ホテルメトロポリタンエドモントにおいて出場者・関係者全員による懇親会が開催された。

成績結果は、以下のとおりである。(括弧内は学科・学年)

優勝(第七組)

大沼 光貴(法律二年)・田島 聖也(法律三年)

霧生 圭代(法律三年)

準優勝(第二組)

小島 恭世(法律四年)・田村 鈴華(法律三年)

三科 和成(法律三年)

第三位(第九組)

今井 綾香(法律二年)・高橋 慶悟(法律二年)

高橋 毅(法律二年)

参加賞(順不同)

柴田 美香(法律二年)・佐藤みんと(法律三年)

小林 理乃(法律二年)・小島 恭世(法律四年)

平成二十八年国家試験合格者

◆司法試験予備試験 一名

佐藤 久(昭和六〇・法律学科卒業)

◆司法書士試験 三名

姜 允淳(平成二六・法律学科卒業)

柏崎美紀子(平成二六・通信教育部法律学科卒業)

野村 碧(平成二〇・法律学科卒業)

◆弁理士試験 一名

村野 直仁(平成二三・法律学科卒業)

◆公認会計士試験 三名

小島 祥人(平成二七・公共政策学科卒業)

草苅 雄大(平成二六・経営法学科卒業)

久野 正幸(平成一八・法律学科卒業)

優秀質問賞(五十音順)

田村 鈴華(法律三年)・三科 和成(法律三年)

山中 康代(法律四年)・植山美和子(公共政策四年)

瀬田 大悟(法律四年)・池上 遼(法律四年)

中西 明樹(法律四年)・岩本 英敏(二部法律四年)

田中 祐介(法律四年)・小沢 静香(法律四年)

松永 延征(法律四年)・平山 裕貴(法律三年)

村上 茉穂(法律三年)・工藤ひかる(法律三年)

大沼 光貴(法律三年)・田島 聖也(法律三年)

霧生 圭代(法律三年)・濱田 潤(通信法律四年)

三浦 恵(通信法律四年)・加藤 天宇(通信法律四年)

今井 綾香(法律二年)・高橋 慶悟(法律二年)

高橋 毅(法律二年)・飯田龍之介(法律三年)

森 隆行(法律三年)・船戸 一成(法律三年)

大沼 光貴(法律三年)・工藤ひかる(法律三年)

森田 遥(公共政策四年)・青木悠一郎(法律三年)

中村 知之(法律三年)

執筆者紹介

掲載順

岡田 俊幸

日本大学大学院
法務研究科教授

船山 泰範

日本大学前教授

信夫 隆司

日本大学教授

荒井 祐介

日本大学専任講師

川又 祐

日本大学教授

佐渡友 哲

日本大学教授

孔 義植

日本大学教授

横田 将志

日本大学助教

佐渡友 哲

日本大学教授

山田 光矢

日本大学教授

孔 義植

日本大学教授

崔 永鎬

日本大学法学部
政経研究所研究員

編集委員

関 正晴

川又 祐

池村 正道

小田 司

高橋 雅夫

楠谷 清

水戸 克典

渡辺 容一郎

HÖGAKU KIYŌ

Journal of the Law Institute

< Law Institute >

Toshiyuki Okada, *Negative Meinungsfreiheit in Deutschland*

Yasunori Funayama, *Study of Criminal Law for Humanity*
— *An Inquiry into the Contradiction of Law* —

< Political Science and Economics Institute >

Takashi Shinobu, *The Girard Case and Criminal Jurisdiction*

Yusuke Arai, *The Formation of Die Linke in the German Party System*

Hiroshi Kawamata, *Joseph von Sonnenfels and his Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz*

Political Science and Economics Institute, *A Final Report on Joint Research: Political Influence between East Asian States and Japan*
— *The Present Condition of a Frontier Region among Japan, Korea, China, Taiwan and North-Korea* —

Mitsuya Yamada, *Introduction*

Tetsu Sadotomo, Kong Euisik, *A Report on the Cross-Border Region between China and North Korea*

Masashi Yokota, *The Current State of Japan-South Korea Relations: A Perspective from Takeshima / Dokdo*

Tetsu Sadotomo, *Perspectives of the Island of Takeshima / Dokdo*

Mitsuya Yamada, *The Present Situation of Northeast Asia and Relations among Japan, Korea, North-Korea, Taiwan and China, including Japan-Korea's Territorial Dispute over Takeshima / Dokdo*

Kong Euisik, Choi Yongho, *A Report on the Study and Activities of Citizen's Groups regarding Dokdo / Takeshima in Korea*

ISSN 0287-0665

法
学
紀
要
(第五十八卷)

編集
発行

責任者

関川

又

正

晴祐

発
行
者

日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

発
行
年
月
日

平成二十九年三月一日

株式会社メディオ

